

学位論文

ひとり親世帯の生活実態からみた

今後の居住支援のあり方に関する研究

日本女子大学大学院人間生活学研究科生活環境学専攻

2018 年度

金指 有里佳

目次

第一章 序論	1
1.1 研究の背景	1
1.2 研究の目的	3
1.3 既往研究の動向と本研究の位置づけ	
1.3.1 ひとり親世帯、母子世帯、父子世帯の住宅政策に関する研究	4
1.3.2 地理学的にみた母子世帯の住宅問題に関する研究	8
1.3.3 母子生活支援施設の建築計画に関する研究	9
1.3.4 居住支援に関する研究	10
1.3.5 その他の研究	11
1.3.6 本研究の位置づけ	13
1.4 論文の構成	
1.4.1 論文の構成	14
1.4.2 調査概要	16
1.4.3 本論文における用語の定義	18
第二章 ひとり親世帯を取り巻く状況	19
2.1 ひとり親世帯の実態	
2.1.1 統計的にみたひとり親世帯	20
2.1.2 日本の貧困問題におけるひとり親世帯	27
2.2 ひとり親世帯の支援の実態	
2.2.1 ひとり親世帯に関わる主な法制度の変遷	28
2.2.2 近年のひとり親世帯の支援	34
2.3 ひとり親世帯の住居に関する支援の実態	
2.3.1 ひとり親世帯に関わる住居の主な法制度及び支援策の変遷	37
2.4 母子生活支援施設の実態	
2.4.1 母子生活支援施設の現状	43
2.4.2 母子生活支援施設の変遷と役割	47
2.4.3 母子生活支援施設の施設環境	51
2.5 本章のまとめ	53
第三章 自治体の取り組み	54
3.1 1都3県におけるひとり親世帯の主な支援策	
3.1.1 東京都	55
3.1.2 神奈川県	60

3.1.3	千葉県	61
3.1.4	埼玉県	62
3.2	各自治体における支援の実態	
3.2.1	調査概要と回答先	63
3.2.2	支援の実態と課題	67
3.2.3	住居の支援の実態と課題	84
3.2.4	母子生活支援施設の状況	95
3.2.5	小結	96
3.3	東京都区部における具体的な支援の取り組み	
3.3.1	調査概要と回答先	97
3.3.2	具体的な取り組みの実態	98
3.3.3	住居の視点からみた課題	110
3.3.4	考察	116
3.3.5	小結	125
3.4	本章のまとめ	126
第四章	母子生活支援施設の母子世帯	127
4.1	母子生活支援施設の空間と支援	
4.1.1	開設から改築、改修の変遷	128
4.1.2	空間の使われ方と母子世帯への支援	131
4.1.3	地域に向けた支援の取り組みの事例	145
4.1.4	小結	148
4.2	1都3県の母子生活支援施設	
4.2.1	全国の母子生活支援施設の状況	149
4.2.2	調査概要	153
4.2.3	母子世帯の実態と課題	154
4.2.4	住居の実態と課題	163
4.2.5	小結	167
4.3	母子生活支援施設の母子世帯	
4.3.1	施設及び施設の所在する地域の概要	168
4.3.2	母子世帯の実態と課題	171
4.3.3	小結	173
4.4	退所世帯の生活実態と支援のニーズ	
4.4.1	母子世帯の就労状況と住居の実態	174
4.4.2	課題と支援の要望	189
4.4.3	小結	191

4.5	本章のまとめ	192
第五章	居住支援協議会の仕組みにおけるひとり親世帯への居住支援	193
5.1	居住支援協議会の概要	
5.1.1	居住支援協議会の目的	194
5.1.2	住宅確保要配慮者と空き家活用	195
5.1.3	居住支援協議会をはじめとしたマッチング事業	197
5.1.4	居住支援法人の概要	201
5.1.5	小結	201
5.2	豊島区居住支援協議会における空き家活用の課題	
5.2.1	豊島区の住宅事情	202
5.2.2	豊島区居住支援協議会の取り組み	205
5.2.3	取り組みにみる課題	207
5.2.4	小結	211
5.3	地域の連携におけるひとり親世帯への居住支援	
5.3.1	目的と調査概要	212
5.3.2	空き家の実態とひとり親世帯	220
5.3.3	母子生活支援施設の居住支援のニーズ	231
5.3.4	不動産業者による支援	235
5.3.5	小結	239
5.4	本章のまとめ	240
第六章	結論	241
6.1	各章の総括	241
6.2	ひとり親世帯の自立に向けた居住支援のあり方	
6.2.1	支援の流れと要素	247
6.2.2	自治体による支援のあり方	249
6.2.3	ひとり親世帯への空き家を活用した居住支援の進め方	251
6.2.4	居住支援のセーフティネットに期待されること	252

資料編

図表一覧

参考・引用文献一覧

謝辞

第一章 序論

1.1 研究の背景

1.2 研究の目的

1.3 既往研究の動向と本研究の位置づけ

1.4 論文の構成

1.1 研究の背景

昨今、従来の三世同居から核家族化そして単身世帯へと主要な家族形態が変化し世帯数が増加しているが（図 1-1-1）、子どものいる家庭のうちひとり親世帯が占める割合は増加しており（図 1-1-2）、現在ではひとり親世帯という家族形態は一般的なものとなっている。ひとり親世帯は離婚など生別により母親側が親権を持つような母子世帯が大部分を占め、離婚による養育費が支払われているケースより支払われていないケースの方が多いことや、男女の社会的地位による収入格差などから、生活状況が特に逼迫しているものが多い。ひとり親世帯になると、住んでいた家族の家に残る場合あるいはその家から出て行く場合があるが、父子世帯の父親は残る場合でも持ち家のローン返済や賃貸住宅の家賃を支払い続けることは可能なケースが多いと考えられる。しかしながら、母子世帯の母親はそのような家賃を支払い続けることは相当の収入がなければ容易でなく、出て行くまたは収入に合わせ転居せざるを得ない場合が多いと考えられる。

居住のセーフティネットの代表格としては公営住宅が挙げられるが、現在は震災による被災世帯用以外に新規建設はあまり行われておらず、老朽化した住宅の建替えが中心であり（図 1-1-3）、公営住宅のストックは限界を迎えているといえる。一方、超高齢社会が加速している日本においては、高齢者世帯数の増加に伴って公営住宅への入居を希望する高齢者世帯数も増加していると考えられる。さらに都市部においては、人口が膨大なため公営住宅への入居希望者全体の数も多いと考えられ、実質的には公営住宅が低所得者、高齢者、障害者、ひとり親世帯などの受け皿になっているとは言い難い。民間賃貸住宅についても、都市部では家賃の高騰や保証人の問題、単身世帯向け住戸の増加などから、ひとり親世帯が選択可能な住居は必然的に限られる。また、ひとり親はできる限り家庭の時間を多く確保できるよう職場や子どもの保育所などに近い住居を選択せざるを得ないうえ、子どもがいるため地域住民との関係性の構築なども不可欠といえる。住居を確保した後も、残業や子どもの緊急時の対応、子どもの成長に伴う教育費の増加や転居の必要性など、日頃様々な課題が生じることが予想される。そして、民間賃貸住宅に入居する場合は、同地域の公営住宅と家賃の差額が大きいほど、子どもの将来の貯蓄を行う余裕も少なく経済的な問題が大きな課題になると考えられる。

このような中で、近年は住生活基本法、住宅セーフティネット法の成立により、「住宅確保要配慮者」への「居住支援」が推進され始めている。「住宅確保要配慮者」とは、低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者とされ、住居の確保が容易でないと考えられるひとり親世帯の大半も住宅確保要配慮者に該当するといえる。「居住支援」とは、公的賃貸住宅の供給促進並びに民間賃貸住宅への円滑な入居促進の支援などである。各自治体においては、国が定めた住宅確保要配慮者への居住支援策について、居住支援協議会や居住支援法人を通して展開を始めている。

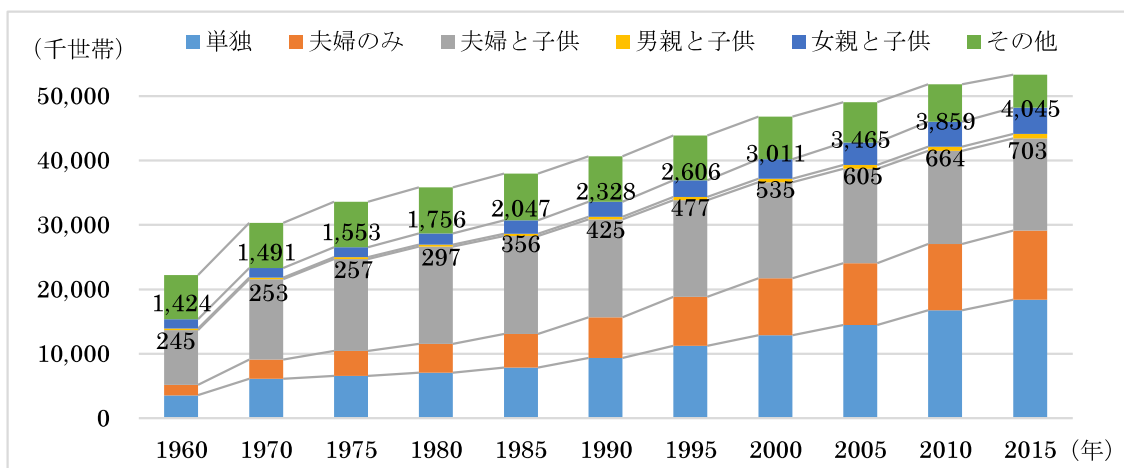


図 1-1-1 家族類型別一般世帯数の推移

(出典：総務省統計局「平成 22 年国勢調査報告」、「平成 27 年国勢調査報告」)

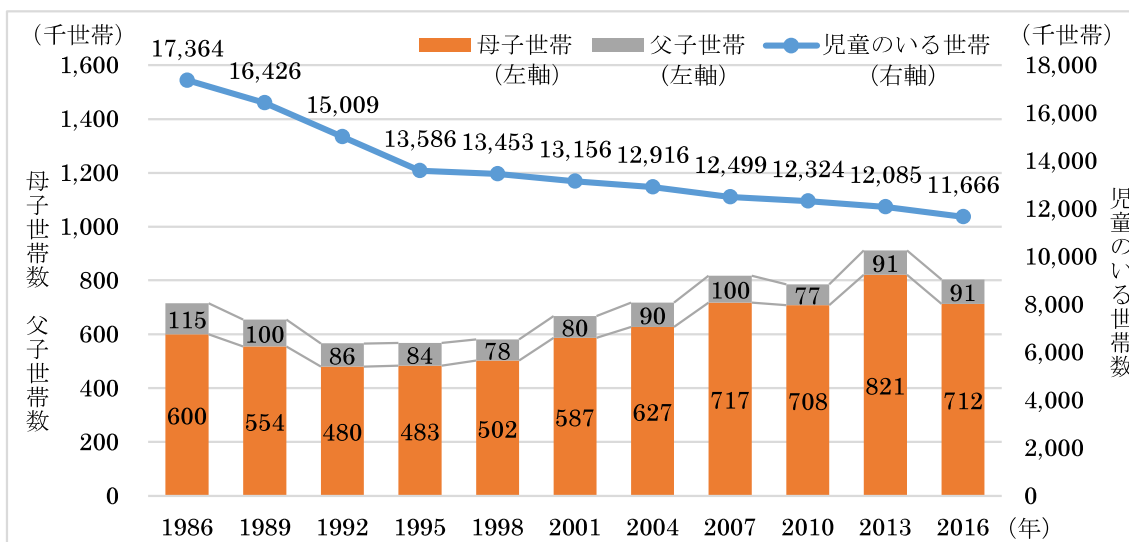


図 1-1-2 児童のいる世帯数、母子世帯数、父子世帯数の推移

(出典：厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査の概況」)

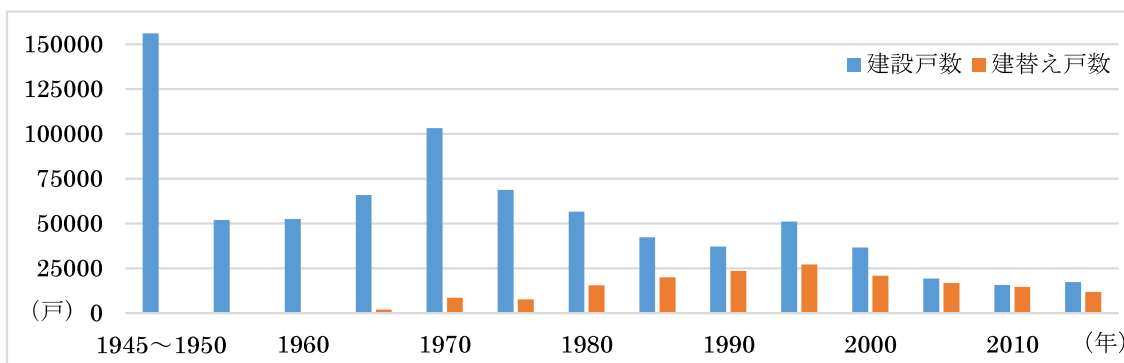


図 1-1-3 公営住宅の建設状況

(出典：一般社団法人日本住宅協会「公営住宅の整備 平成 28 年度版」をもとに作成)

1.2 研究の目的

そこで本研究は、ひとり親世帯の現状に鑑み、セーフティネットの観点から、住まいというハードの確保に対する支援、及び、生活全般に対するソフトの支援をあわせて「居住支援」と定義し、自立に向けてどのようにひとり親世帯の居住支援を行うべきか検討することを目的とする。これは、第一に、住まいがなければ生活は始まらず生活基盤を整えるための住宅確保の支援が重要であり、第二に、ひとり親世帯は日常生活の支援を必要とする場面が多いと想定され生活全般の支援が求められる、と考えられるためである。

具体的には、自治体が行っているひとり親世帯の支援策について、公営住宅や民間賃貸住宅など居住を中心とした実態と課題を把握するとともに、経済的弱者のひとり親世帯は、住居費が家計の大部分を占める中でどのような居住を中心とした生活課題及び支援のニーズを抱えているのかを明らかにする。

研究対象とするひとり親世帯は、セーフティネットが必要な経済的困窮にあたるひとり親世帯、並びに、特にセーフティネットが必要といえる母子生活支援施設の母子世帯とする。母子生活支援施設の母子世帯はDV被害、子育て不安、健康上の問題など何等かの事情から入所しており、自立を目指して施設職員の生活支援を受け、ある程度自立すると退所し一般の母子世帯と同様に地域で暮らす。自立支援が特に必要なこのような母子世帯は、経済的に不安定であり、ひとり親世帯の中で最も弱い立場にあると考えられるため、退所後の住宅確保からその後の生活まで自立に向けた支援が非常に重要となる。

1.3 既往研究の動向と本研究の位置づけ

Cini から既往論文の分析を行った。

ひとり親世帯、母子世帯、父子世帯を取り巻く研究は多数行われているが、社会福祉学からの研究が多くを占めており、他にも社会学、児童学、教育学、心理学、ジェンダー、文学といった分野がみられる。そのうち建築学・住居学からの研究は一部である。

本研究のテーマである、ひとり親世帯の住居に関連する建築・住居分野からの既往研究は、大きく5つの分野に分けられ、第一に住宅政策、第二に地理学、第三に建築計画、第四に居住支援、第五にその他の観点からの研究が行われている。

1.3.1 ひとり親世帯、母子世帯、父子世帯の住宅政策に関する研究

「ひとり親世帯」、「母子世帯」、「父子世帯」に分類して既往論文を次頁以降にまとめた。「ひとり親世帯」には、「ひとり親家庭」、「ひとり親家族」、「ひとり親」、「単親」を含み、「母子世帯」には「母子家庭」、「父子世帯」には「父子家庭」を含んでいる。既往研究の年からわかるように、「ひとり親」という名称は現在では一般的に用いられているが、研究においては2000年以降に一般化された用語といえる。

第一の住宅政策分野では、城谷が1950年代の公営住宅建設が始まる頃に、母子住宅の建設について、政治的要素が絡んでいたとしても母子世帯の住宅確保に好影響を与えるものであるとして反対論に対する検討を行っている。1992年には、建築・住居系の論文ではないが、細井が母子寮の母親は就労が不安定であるが支援を受けることで主観的に健康であると自身を捉え、一方で母子住宅の母親は転職して仕事は安定するも健康と捉える数が少ないことを言及している。1998年には、佐々木らが現行の公営住宅や母子寮などの母子世帯を対象とした住宅政策は実際にはニーズに沿うものではなく、新しい居住形態の検討に余地があることを指摘している。

2000年以降になると、主に葛西を中心に塩崎、近藤、室崎らによる研究が挙げられる。葛西は、母子世帯について死別世帯と生別世帯それぞれの住宅の所有状況、転居状況、居住面積、家賃負担、経済力、避難による緊急時の入居先、などを一般世帯との比較、経年変化、都市部と地方との比較、災害時の居住環境などをおして捉え、生別の母子世帯は持ち家率が非常に低い、子育てが関係して雇用が不安定であるために住居選択に限られる、緊急時の入居支援が不足している、住宅確保がスムーズにいくような公的な支援施策が不足している、といった指摘をし、母子世帯の住宅確保の困難性に言及し社会保障の充実を訴えている。

2011年以降になると、葛西らは母子世帯及びひとり親世帯についてシェア居住の可能性を探る研究を継続的に行っている。母子世帯以外の世帯とケア補完を行い共生する試みにおいては、シェアハウスの事例として未就学児を抱えた母子世帯が多く、集住によって育児

負担の軽減、就労時間の確保、精神的安定などが得られていることを述べている。一方で、入居者の選定、管理運営、第三者の介入、共用スペースの確保、一般化する仕組みや行政による支援などが課題であることを指摘している。

父子世帯については、葛西が住宅の所有状況、転居の状況から父子世帯は結婚時に持ち家だった場合は転居しないために持ち家率が高く、育児と仕事の両立の困難から親と同居または近居している傾向にあることを述べている。

ひとり親世帯の住宅政策に関する既往論文

年	論題	筆者	出典	出版者	概要
2011	8150 ひとり親世帯の集住と住生活の共同化 その1：選択縁によるケア相互補完型居住の可能性	葛西 リサ 近藤 民代	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	母子世帯の就労、育児、住まいの問題について包括的な支援が求められる中で、ケア相互補完という要素を組み入れた母子世帯のシェアハウスの事例では、単身世帯および学生グループ（サークル拠点）との集住によって、育児負担の軽減、就労時間の確保、孤独の解消を得られたケースがみられた。この成功事例を一般に普遍化する仕組みが求められる。
2011	8151 ひとり親世帯の集住と住生活の共同化 その2：「1住宅=1家族」を超える住まいへ	近藤 民代 葛西 リサ	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	民間企業による、高齢者の不動産の活用や戸建住宅を転用した、元気な高齢者世帯とひとり親世帯が互いに支え合う非血縁関係のシェア居住の試みは、ひとり親世帯の職場と住居の近接および育児サポートの享受、高齢者の寂しさの解消や孤独死の回避という魅力があり、新たな住まいの選択肢として一定の有効性がある。
2014	ケアを必要とする人々の居住問題とそれへの新たな取り組み：ひとり親の住生活問題とケア補完型シェア居住の可能性	葛西 リサ	社会政策	社会政策学会	①公的住宅政策が母子世帯の就労および育児の生活ニーズとアンマッチであり、育児ケアの不備が就労に影響を与えている。②私的な育児援助が求められる中で、ひとり親世帯向け育児共同型シェアハウスについて異世帯との共生と母子世帯のみの共生の事例より、同じ生活課題を持つ人の助け合いの魅力、同じ空間に誰かがいる安心感の一方、立地や入居者選定、理念の共有、運営継続が課題であり、今後の展開には行政の援助やNPOの介入が不可欠である。
2015	8122 福祉的課題を持つ人々に対するシェアハウスの可能性 その1：ひとり親シェアハウスの実態とそのニーズ	葛西 リサ 室崎 千重	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	①シェアハウスを求める母子世帯の多くは未就学児を抱え頼り所のない人であり、見知らぬ土地での生活、民間賃貸住宅の家賃の高さ、住宅相談における母子世帯の不利な扱い、などの困難から魅力を感じている。②特に育児の共同化の期待などはなくシェアハウスを仮住まいとして活用し、共生による育児負担が軽減している事例はない。

母子世帯の住宅政策に関する既往論文

年	論題	筆者	出典	出版者	概要
1958	6. 住宅問題の研究態度に関する一提言(その1) : 6坪母子住宅政策について	城谷 豊	日本建築學會研究報告	一般社団法人日本建築学会	①昭和30年の鳩山内閣42万戸公約の中における、全国4000戸の公営第二種小家族向きの6坪母子住宅計画に対し、建築界は狭小住宅の弊害(庶民階層の住居水準の低下、過密住化、地区の不良化)を指摘し反対論が圧倒的多数であった。②しかし、住宅を欲する母子世帯には6坪は決して狭小ではなく、また住宅を得たことによる生活の安定や心身の向上の事例もみられ、本計画は政権維持目的の要素がありつつも評価に値するものである。
1958	7. 住宅問題の研究態度に関する一提言(その2) : 6坪母子住宅政策について	城谷 豊	日本建築學會研究報告	一般社団法人日本建築学会	
1992	母子寮および母子住宅在宅家族の生活実態に関する一考察(その1) : 一地方中核都市における実態調査を中心に	細井 雅生	研究紀要	聖徳大学	就労について、母子住宅在宅家族の半数以上が母子世帯になってから転職しており、入居できたことによる安定化が読み取れる一方、母子寮在宅家族は同じく半数近くが転職しつつも転職希望が多く臨時雇用の比率も極めて高いことから、不安定な状況がうかがえる。主観的な健康状況は、母子寮在宅家族の方が母子住宅在宅家族より健康であるとする割合が高く、日常生活の具体的な支援を得ていることによるものといえる。
1996	8059 シングル・ペアレント層に対する支援施策の現状と今後の課題 : 母子世帯におけるNEW HOUSINGの可能性について	佐々木 伸子 太田 真紀子 上野 勝代	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	母子世帯の住居提供には母子寮と公営住宅優先入居があるが、母子寮は一時的な住居であり、公営住宅は高倍率かつ手続きが複雑である。また、母子寮退所者が公営住宅に最優先で入居できる制度となっているが、公営住宅の少なさや立地条件を選べないことから実際は民間賃貸住宅への退所が多く、制度として十分な効力がない。住居の支援制度が現状に則していないことから、新しい居住形態の可能性について検討の余地がある。
2002	母子世帯の居住実態に関する研究	葛西 リサ 塩崎 賢明	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	全国的な母子世帯と一般世帯の住宅所有について、母子世帯の方が持ち家率が極めて低く、公営・公団・公社住宅については母子世帯が一般世帯の約3倍である。母子世帯のうち死別世帯は現住居に死別以前に入居し、生別世帯では生別後に入居している傾向があり、また死別世帯の方が生別世帯の約2~5倍の持ち家率である。
2003	8012 死別・生別母子世帯の居住状況の相違	葛西 リサ 塩崎 賢明	日本建築学会近畿支部研究報告集	一般社団法人日本建築学会	経年的に生別母子世帯が死別母子世帯の割合を上回ったことにより、母子世帯の持ち家率が低下した。生別母子世帯は母子世帯になると同時に転居する傾向がみられ住宅確保の問題に迫られる可能性が高い。母子世帯は一般世帯より経済力が低く、さらに生別は死別より低いいため、生別母子世帯の住宅問題が危機的であると推察する。
2004	母子世帯と一般世帯の居住状況の相違 : 住宅所有関係、居住面積、住居費、家賃分析	葛西 リサ 塩崎 賢明	日本建築学会計画系論文集	日本建築学会	母子世帯の持ち家率は年齢の上昇に伴い上昇するものの、一般世帯と比較すると低い。経年的に借家や公営住宅の割合が上昇し、公共住宅の割合が高い。いずれの所得階層にも親と同居する世帯が一定数おり、育児や経済的な問題回避のための選択と考えられる。母子世帯は一般世帯より収入が低い規模の小さい住宅に居住するも住居費の占める割合が大きく、育児が就労の妨げになっていることや不安定な雇用が影響している。
2005	母子世帯の住宅確保の実態と問題に関する研究	葛西 リサ 塩崎 賢明 堀田 祐三子	日本建築学会計画系論文集	日本建築学会	母子世帯の住宅確保には、一時避難期と安定した住宅への移行期で異なった支援が求められる。一時避難期として、緊急一時保護事業の受け入れ先が不足しており、民間シェルターの他に母子生活支援施設の積極的な活用が一層求められる。安定した住宅を探す余裕が出てきた移行期には、子育てや就業が可能かつ支払い可能な家賃の住宅にアクセスできる支援が求められ、補助金、不動産業者の母子世帯の受け入れ、保証人代行などの公的支援が必要である。
2006	母子世帯の居住実態に関する基礎的研究 : 住宅所有関係の経年的変化とその要因	葛西 リサ 塩崎 賢明 堀田 祐三子	日本建築学会計画系論文集	日本建築学会	戦後直後の混乱期は、公共住宅が居住の受け皿になりえなかったことから親族と同居する母子世帯が増加し持ち家の割合が高かった。高度経済成長期には公共住宅が自立した母子世帯の受け皿となった。生別母子世帯の増加が著しくなった1987年以降は母子世帯の公共住宅の割合が高まった。母子世帯の住宅所有の経年変化には社会情勢や生別母子世帯の増加が関係し、生別母子世帯は同居や借家への転居の割合が高い。
2008	地方の母子世帯の居住問題	葛西 リサ 大泉 英次	住宅総合研究財団研究論文集	一般財団法人住総研	母子世帯の住宅事情は鳥取では大阪より良好である。緊急に住宅確保が必要な場合は、親族宅に身を寄せると半数が定住に至らず、民間賃貸住宅を選択しても約半数は半年や1年で住み替えている。一方で住み替えを希望しても経済的余裕がない場合も多く、緊急時の住宅支援が欠落している。民間借家を活用した施策の構築などが必要であり、地域特性に応じた社会保障制度の見直し求められる。

第一章 序論

2009	8073 災害時における母子世帯の居住リスク脆弱性：阪神・淡路大震災を事例として	葛西 リサ 近藤 民代	学術講演 梗概集	一般社 団法人 日本建 築学会	母子世帯は民間の借家や親族宅への依存が多いことから持ち家率が極端に低く、民間借家では古い住宅に居住する傾向が高く7割が家賃5万円未満、木造借家の割合は一般世帯より10%以上高い。阪神淡路大震災では8割以上の母子世帯が何らかに住宅被害があったが、ある市では生活保護受給世帯は公営住宅の入居率が高く被害を免れており、災害下ではそのような生活保護を受給していない母子世帯の居住環境が脆弱であった。
2010	鳥取県と大阪府、大阪市の母子世帯の住宅事情に関する研究：住宅所有関係、最低居住水準達成率、住居費負担率の状況	葛西 リサ	日本建築 学会計画 系論文集	Archite ctural Institu te of Japan	鳥取県では母子世帯の持ち家率が少なく一般世帯との格差が特に大きい。同居の割合が特に高く持ち家での同居が9割である。鳥取県の母子世帯の住宅規模は一般世帯より小さいが、大阪府、大阪市の母子世帯と比較すると大きい、ただし一般世帯との差は特に大きい。鳥取県では居住水準が大阪府、大阪市より良好なため、同居が主要な選択になっていると推察する。鳥取県の住居費負担は大阪府、大阪市と比較して少ない。
2012	母子世帯の居住要求を満たすシェア居住の可能性	近藤 民代 葛西 リサ	都市住宅 学	都市住 宅学会	母子世帯のシェア居住には育児や家事の軽減、孤独の解消という集住によるメリットがみられた。ケアの相互補完が組み込まれた住居は母子世帯の生活困難の解消に寄与するもので、民間賃貸住宅では満たすことが難しい住生活のサポートを他者との集住で共同化することにメリットがある。ただしシェア居住には、運営において生活共同化の仕組みやサポートを行う第三者の存在が必要であり、低収入の世帯に対する行政や非営利団体の支援が求められるという課題がある。
2015	8123 福祉的課題を持つ人々に対するシェアハウスの可能性 その2：母子世帯シェアハウスの住まい方からみる居住空間ニーズ	室崎 千重, 葛西 リサ	学術講演 梗概集	一般社 団法人 日本建 築学会	大阪府の母子世帯向けシェアハウスの事例より、離婚前またはその直後に住居と仕事を同時に探している入居希望者が多く、未就学児を抱えた世帯が一時的な住まいとして入居しているケースが多い。入居者同士の関係は良好であり、入居者は他者と関わり合いながら生活するメリットを感じている。収納や共用スペースの充実が求められ、リビングダイニング以外に和室やベランダなども共用とすると活動の幅が広がる。
2016	ケア相互補完型集住への潜在的ニーズの把握と普及に向けた課題	葛西 リサ, 室崎 千重	住総研研 究論文集	一般財 団法人 住総研	集住のメリットとして多数で住まう安心感や経済的、空間的な効率性が挙げられた。実際、ほとんどのケアを自己処理し足りない部分を助け合うスタイルが定着していた。母子世帯はあくまでもケアの共同購入をしており、集住による助け合いの評価は低い。空間的には共有スペースと収納スペースの確保が課題である。母子世帯と高齢者の共生については共に否定的な意見が多く、生活空間を分け合ううえでの交流の可能性が示唆された。

父子世帯の住宅政策に関する既往論文

年	論題	筆者	出典	出版者	概要
2008	8020 父子世帯の居住実態に関する基礎的研究：住宅所有関係、居住面積、家賃に関する分析を通して	葛西 リサ	日本建築 学会近畿 支部研究 報告集	一般社 団法人 日本建 築学会	父子世帯は母子世帯よりも持ち家の割合が高く、住宅規模も大きく賃貸住宅の賃料も高い。結婚時に持ち家だった場合は離婚を機に転居する割合が低く、9割が離婚前後に一貫して同居を選択しており、3割が離婚後に賃貸住宅などから同居に移っているといった特徴があり、母子世帯とは異なっている。これは父子世帯が仕事、育児、家事の両立の難しさから同居せざるを得ない実態があると考えられる。
2009	父子世帯の居住実態に関する基礎的研究	葛西 リサ	都市住宅 学	公益社 団法人 都市 住宅学会	父子世帯は結婚時に持ち家に居住していた場合に離婚に際して転居する割合が極めて低いことから、母子世帯よりも持ち家の割合が高い。同居の割合は高いが、年齢や年収の上昇に伴いその割合は母子世帯よりも低くなる。育児、家事、融通の利かない就労のために同居を選択していると考えられる。父子世帯は、母子世帯のように私的な育児支援を求め親族のいる地域に転居するなどはみられず、7割が結婚時の住居に居続けている。
2010	8210 父子世帯の住生活実態に関する研究：住宅移動の有無と育児環境の整備実態	葛西 リサ	学術講演 梗概集	一般社 団法人 日本建 築学会	父子世帯は転居しない傾向があるがどのように育児支援を得ているか、という点について、元から親など育児支援者と同居または近居している、支援者はいないが住宅ローンがあるので転居していない事例があった。転居した父子世帯については、就労や生活圏をほぼ変えない、支援を求めて転居し生活環境を変える、支援と関係なしに転居し生活環境をほぼ変えない、支援と関係なしに転居し生活環境を変える、といった事例があった。

1.3.2 地理学的にみた母子世帯の住宅問題に関する研究

第二の地理学の分野では、研究自体が少ないが由井による研究が挙げられる。

由井は、地理学的観点から母子世帯の居住分布を明らかにしている。母子世帯は、就労機会や偏見の回避から都市部に居住し、民間賃貸住宅や公営住宅の住宅ストックの多い地域に分布している。かつて存在した都営母子アパートは保育所が合築であり、母子の育児支援に一役買っていた実態も述べている。しかしながら、公営住宅の供給の限界、さらに入居拒否など母子世帯の住宅市場の閉鎖性から高負担のない民間賃貸住宅の供給の仕組みが必要であることを指摘している。また、全国で最も貧困率が高い沖縄県においては、母子世帯は同居や近居により親族のサポートを得ながら民間賃貸住宅に多く居住しているが、就労、子育て、住居に関する公的なサポートの認知度が低いことを指摘している。

さらに、母子生活支援施設の母子世帯に関しては公営住宅の福祉的役割について言及し、母子生活支援施設は大都市圏に多く分布しており、東京都では地方都市や他都市圏と比較すると退所先として公営住宅が圧倒的に多く、民間賃貸住宅市場の閉鎖性の中で公営住宅が退所先の受け皿として福祉的役割を担っていることを述べている。

地理学的にみた母子世帯の住宅問題に関する既往論文

年	論題	筆者	出典	出版者	概要
2000	東京都におけるひとり親世帯の住宅問題	由井 義通 矢野 桂司	地理科学	地理科学学会	①母子世帯は就労機会の多さや世間の偏見から都市部に居住し、民間賃貸住宅や公的借家率の高い地域に多く分布している、②母子生活支援施設の入所が同一区内に制限されている、③東京都では母子生活支援施設から都営住宅への退所が著しく高く、1階部分に保育所を設置するケースの多い都営母子アパートを含め公営住宅は母子世帯に重要な位置づけであるが供給数に限界がある、④住宅市場の閉鎖性から、民間賃貸市場では母子差別と高負担のない住宅供給の仕組みが望まれる。
2003	母子生活支援施設からみた都市の住宅問題とその地域性	由井 義通	地理学評論	日本地理学会	地方都市と比較すると、大都市圏では20歳未満の未婚の母親の入所が多く、非就労世帯や生活保護受給世帯も多い。東京都では母子生活支援施設の退所先は公営住宅が圧倒的に多く、民間賃貸市場の閉鎖性から母子世帯に見合う住宅が少ない中で大量の公営住宅ストックが重要な福祉的役割を担っているが、地の都市圏や地方都市ではそれほどでもない。母子生活支援施設が大都市圏に多いのは厳しい住宅事情の反映である。
2011	沖縄県におけるひとり親世帯の就業・保育・住宅問題	久保 倫子 由井 義通 久木元 美琴 若林 芳樹	地理空間	地理空間学会	①ひとり親世帯の多くが乳幼児を抱える母子世帯で就業と子育ての両立の問題が深刻であるが、近居する親族のサポートを利用して両立している、②母子世帯の約半数が月収10万未満と低所得者が多いため公営住宅の需要が37%と高いが容易には入居できず、約半数は民間賃貸住宅に居住し、親との同居は20%程度である、③ひとり親世帯への就業、子育て、住居のサポートに関するサービスは存在するが認知度が低く当事者はあまり情報を得られていない。

1.3.3 母子生活支援施設の建築計画に関する研究

第三の建築計画の分野では、地研究自体が少ないが、主に蜂須賀らによる研究が挙げられる。しかしながら、このようなハード面の研究は現在 15 年以上行われていない。

蜂須賀は、昨今の母子生活支援施設は母子寮の時代とは異なり、生活課題の解決のために居住する場所へとニーズが変化したにも関わらず、住居としての空間的側面が非常に貧しく現代生活にアンマッチである施設が多いことを述べている。施設数の漸減は建物設備が更新されないことが要因である部分も大きく、最低基準の見直しとともに、自立に寄与する支援体制の構築が課題であることを指摘している。

上野は、施設の母子室は広さや設備の不足などから、質的改善と柔軟な平面計画が必要であり、また共用空間は施設が入所者同士の交流に対して消極的なため活用されていないことを指摘し、施設内は共同生活である以上は個々の空間との線引きの中で共同空間を肯定的に捉える必要性を述べている。

母子生活支援施設の建築計画に関する既往論文

年	論題	筆者	出典	出版者	概要
2000	5165 母子生活支援施設の空間構成に関するケーススタディ	蜂須賀 元文 上野 勝代 西尾 幸一郎	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	母子生活支援施設は主に生別母子世帯の入所へと変化し、住居提供のみならず生活課題の解決という支援ニーズが生じており、施設の機能変化とともに施設における居住空間の格差の是正が求められる。空間には職員の支援体制も影響し職員自ら維持管理に努めている事例もみられた。エレベーター設置や地域開放部分と居室部分とのすみ分けといった整備とともに、母子世帯が向上心を持てるような生活支援の充実も求められる。
2001	母子生活支援施設に関する研究：施設空間と支援体制の現状より	蜂須賀 元文 上野 勝代 佐々木 伸子	京都府立大学学術報告	京都府立大学学術報告委員会	施設空間は国庫補助面積基準の拡大に伴い多岐に渡るが、住宅としては全体的に非常に貧しい。戦中戦後に竣工した母子寮は面積的問題から複数の母子室を1家族が使用する改修が行われたが限界である。高度経済成長期には施設の運営方針による空間の差が出始めた。母子室に台所、便所、風呂が備わる施設は4割未満、補助保育の実施は7割に留まるなど、空間と支援の双方の施設体制が定員充足の課題である。
2002	母子生活支援施設の空間計画と住生活に関する考察	長谷川 祥子 檜谷 美恵子	大阪府立大学生活科学部紀要	大阪府立大学	施設は母子が共に過ごす時間を確保する支援を行い、この理念が母子の生活を方向付けており、入所者同士の交流がなく共用空間が機能を果たしていない。共用空間の活用には共同生活を肯定的に捉える視点が重要であると同時に個々の住空間との線引きも重要である。母子室には十分な広さや設備が備わっていないため質的改善が課題であり、立地の配慮や柔軟に対応可能な平面計画も望ましい。
2002	540 母子生活支援施設における住環境の現状と課題：全国母子生活支援施設郵送アンケート調査結果より	蜂須賀 元文 佐々木 伸子 上野 勝代	日本建築学会中国支部研究報告集	一般社団法人日本建築学会	施設の空間構成は制度や予算の問題から多様化している。高度経済成長期は母子世帯の質的变化に対応できない施設が廃止となり、高度経済成長期以降は敗戦直後に建てられた多くの施設の老朽化が問題となった。施設数の減少には空間が大きく関わり、入所者のニーズに合った施設の体制がないことが要因であるため、最低基準の見直しを考慮に入れた空間の改善が求められる。

1.3.4 居住支援に関する研究

第四の居住支援の分野では、「高齢者」、「障害者」、「災害」、「生活保護」、「ホームレス」の研究はあるものの、「ひとり親世帯」に着目した居住支援の研究は現時点では筆者以外に行われていない。このうち最も多い研究は、「高齢者」についての118件、次いで「障害者」または「障がい者」についての69件であり、参考までにこれらの一部について下記の表に挙げる。

宮崎らは、地域ケア拠点の設置を進めている長野県の事例から、居住支援には地域の福祉的役割を持つ共生型施設の充実とネットワーク化の仕組みが不可欠であるが、事業の運営方法などの課題解決が必要であることを指摘している。米野、五十嵐らは、地方の民間賃貸住宅における高齢者等を対象とした居住支援について、活動資金の確保、他主体との役割分担、公的制度との連携などが課題であり、支援団体の社会的な位置づけとそのサポートが必要であることを指摘している。

居住支援に関する既往論文

年	論題	筆者	出典	出版者	概要
2006	7471 公民協働による居住支援の仕組み：長野県の事例から：高齢者の住生活を支援する社会的仕組みづくりに関する基礎的研究 その14	宮崎 幸恵 鈴木 博志 児玉 道子 大飼 洋一	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	長野県では2002年より小学校区に各1カ所ずつ地域ケア拠点としてコモンズハウス(宅幼老所)を設置すること進めている。宅幼老所は高齢者単独の支援施設としてではなく、地域に身近な福祉の拠点の一つとして位置付けている。NPO法人による運営が最も多く、利用者の9割以上が高齢者で85歳以上の高齢者が4割を占める。このような誰でも受け入れる施設を地域拠点としてネットワーク化することは少子高齢化社会に不可欠な仕組みである。
2007	7435 長野県における居住支援の取り組み：高齢者の住生活を支援する社会的仕組みづくりに関する基礎的研究 その15	宮崎 幸恵 鈴木 博志 児玉 道子 大飼 洋一	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	長野県のコモンズハウス(宅幼老所)に期待される役割は、高齢者のニーズに応じた支援、及び地域における多様なニーズに対応した支援である。定員は概ね10名以下で、75%が通所介護事業を行い、泊まりや学童・乳幼児保育などの自主事業も実施し、多機能的な事業所が40%を占める。このような地域の共生型施設の充実とネットワーク化の推進は必要不可欠な仕組みであるが、スタッフの確保や事業の運営方法などの課題も多い。
2007	8111 高齢者を対象とした居住支援活動：民間賃貸居住支援活動の事例調査 その1	加藤 景子 米野 史健 森永 良丙 新井 信幸 三井所 隆史 西野 聖子 二階 幸恵	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	民間の非営利団体が実施する「民間賃貸居住支援」活動の先駆的事例から、高齢者に関する5団体を選定して支援内容や地方自治体との連携の関係について調べた。全団体が物件情報提供を主として入居時の支援を行い、見守り・安否確認や緊急時の対応を行う団体もある。不動産・建築系の団体が主体となり福祉・医療系の団体と連携していることがわかったが、活動資金の確保が課題となっている。
2009	山口県における「高齢者街なか居住支援事業」の創設と取り組み	山本 幸子 中園 真人	山口大学工学部研究報告	山口大学工学部	山口県の「高齢者街なか居住支援事業」を、空き家を活用した中心市街地再生事業の先進的事例として、運営体制とモデル地域における実態を明らかにした。本事業は、空き家活用した住み替え支援を目的に、各自治体に「街なか居住支援センター」と呼ばれる運営主体を、民間団体を活用して設置することが提案されている。しかしながら、空き家所有者の情報を得ることが難しく空き家登録が進まない点、事業の資金確保が課題である。
2010	8198 民間賃貸住宅における高齢者等を対象とした居住支援の実施状況：高齢者等の住宅弱者に対する居住支援の実態と課題 その1	米野 史健 新井 信幸 五十嵐 敦子 古山 周太郎 西野 聖子	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	国の「あんしん賃貸支援事業」は、入居前後の支援を民間団体がを行い、居住者と家主双方の不安解消を想定している。福岡県のNPOの事例は、支援対象者の約7割が病気や後遺症等の身体問題があり、収入源は生活保護が多い。入所物件は木造の古いものが多く1DKなどである。入居時の引っ越し支援などもある。週1、2回程度の安否確認があるが個別支援は個人差が大きい。退去支援は施設への転居に伴う手続きや引っ越しなどである。

2010	8199 民間賃貸住宅における高齢者等を対象とした居住支援の有効性：高齢者等の住宅弱者に対する居住支援の実態と課題 その2	五十嵐 敦子 新井 信幸 米野 史健 古山 周太郎 西野 聖子	学術講演 梗概集	一般社団 法人日本 建築学会	前編の事例を、入居前後の支援内容と実施方法に基づいて類型化し、支援団体が果たすべき役割を探る。入居前後の支援では他主体の存在がNPOの活動に影響し、対象者の支援の必要度と関係主体の存在が活動内容を規定している。支援団体の役割は、「賃貸契約の円滑化」、「安心の確保」、「住宅管理の範囲拡大」、「親族の役割代替」、「福祉機能の補完」といえる。
2011	民間賃貸住宅における高齢者等を対象とした居住支援の特徴と効果：一特定非営利活動法人が福岡市で実施する居住支援活動の事例より一	米野 史健 五十嵐 敦子	日本建築 学会計画 系論文集	一般社団 法人日本 建築学会	居住支援の特徴として、支援の必要度合は対象者の事情やNPO以外の関与主体によって主に規定される。居住支援の効果は、賃貸契約の円滑化などの他、親族や地域が果たす役割の代替などもある。支援の課題は、対象者の活動量の増大、居住支援の活動資金の確保である。支援における他主体との役割分担や公的制度との連携など、支援を行う団体の活用を社会的なシステムの中で位置づけて支えることが必要である。
2012	5609 精神障がい者のための民間賃貸住宅の供給促進に関する研究	襄輪 裕子 橋本 彼路子	学術講演 梗概集	一般社団 法人日本 建築学会	精神障がい者に民間賃貸住宅を貸す際の不動産業者の意識を把握した。緊急時の対応と近隣の理解を得ることが難しく、入居後の生活面の支援が求められる。現在は、ホームヘルパーの派遣などの制度が整いつつあり、これらの存在を不動産業者に知らせることで、より安心して賃貸することができると思われる。
2013	805 地方公共団体による高齢者世帯の居住支援施策に関する研究	林 達也 石垣 文 平野 吉信	日本建築 学会中国 支部研究 報告集	一般社団 法人日本 建築学会	高齢者が住み慣れた地域で安定した居住を確保するには、ニーズの把握と地域事情を踏まえた居住支援が必要である。広島県の事例では、住宅・福祉両局間の連携がみられ居住支援施策でも連携が図られるようになってきたが、新しい施策にはみられない。また、バリアフリー化と介護サービスは一体となって提供されるべきであるが、県の住宅計画にはそのようなようになっていないため、このような考慮が必要である。
2014	8153 低所得高齢者の住宅喪失要因：埼玉県住宅ソーシャルワーカー事業を利用したケースの分析を通して	岡部 真智子 児玉 善郎	学術講演 梗概集	一般社団 法人日本 建築学会	埼玉県では2010年度から住宅ソーシャルワーカー事業を開始した。住宅SWが関与した低所得高齢者の事例から、住宅喪失の要因が職任一致からの失職などであることがわかった。いずれのケースも複数回の転居がみられ、住宅SW事業を利用するまで安定した生活ではなかった。家賃負担を含め居住可能な住宅を確保する支援、不安定な就労の支援、社会的関係の構築不全を軽減する支援が必要である。

1.3.5 その他の研究（母子寮の歴史、地域との繋がり、DV）

第五のその他の分野では、母子寮の歴史、地域との繋がり、DV（ドメスティックバイオレンス）に関する研究を挙げられる。

母子寮の歴史について、副田は、敗戦後の母子寮は宿所提供の側面として役割を持ち、生活レベルの高い母子世帯が住まいを求めて多く入所しつつも就労を支援する余裕がない時代であったことを述べている。この研究は30年以上前のものであり、母子寮の歴史について触れた希少な研究といえる。

地域との繋がりについて、中村らは、社会福祉活動が盛んな地域で母子生活支援施設と地域ケアプラザを合築し、母子世帯に施設の住居と地域内の雇用を提供するという、地域に根付いて施設が運営される事例を述べている。

DVについて、葛西は、女性や子どもへのDV被害が増加する中で緊急に住宅が必要な場合に緊急一時保護を受入れられる公的施設が婦人保護施設と母子生活支援施設であり、また、保護後は公営住宅を活用するなどの住宅確保とあわせて、経済的、社会的な自立をどう促すかが課題であることを指摘している。

母子寮の歴史に関する既往論文

年	論題	筆者	出典	出版者	概要
1985	研究ノート・戦後社会福祉施設の研究 3 : 敗戦直後における母子寮	副田 あけみ	人文学報	東京都立大学人文学部	母子寮は 1947 年の児童福祉法に基づく施設になる直前の敗戦直後には全国に 226 カ所あった。戦時中から遺家族や留守家族の入所が多かったが、敗戦以降は引揚家族が加わり敗戦処理対策として宿所提供施設の側面が濃くなり、生別の生活困窮世帯は入所にしにくくなったと考えられる。戦争に起因した母子世帯は教養があり夫の商業も生活レベルも高かったが、当時の母子寮では安心して働ける環境を整えることも困難であった。

母子生活支援施設と地域との繋がりに関する既往論文

年	論題	筆者	出典	出版者	概要
2013	8154 地域に支えられた母子生活支援施設建設に到る経緯 : 横浜市南区睦地域ケアプラザとの複合化事例から	中村 聡子 藤岡 泰寛 大原 一興	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	母子生活支援施設の建替えにあたり、地域の要望による高齢化対策と母子生活支援施設存続を期待して地域ケアプラザと複合化された。この地域では元から福祉施設が盛んに整備され住民による福祉活動も積極的に行われてきた。施設は地域住民が運営し、運営団体は地域で行う事業に施設利用者の就労の場を用意して住居と雇用の両面から支援し、地域、団体、施設利用者を結び付けることで施設が地域に根付いている。

DVからの住宅確保に関する既往論文

年	論題	筆者	出典	出版者	概要
2007	8109 ドメスティックバイオレンス(DV)被害者の住宅確保の実態・問題点に関する研究	葛西 リサ	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	DV被害者の、逃避時の状況、避難期の状況、避難期から安定した住宅への移行状況から、住宅支援課題を見出す。緊急に住宅を必要とする被害者が利用できる現行の住宅支援は母子生活支援施設や婦人保護施設となる。鳥取県では、被害者が自立の際に借りる住宅の一時金及び3か月分の家賃支給があり、兵庫県では公営住宅の5戸がステップハウスとして供給されている。こういった支援を全国に普及させることが、被害者の自立支援の有効である。
2008	8158 ドメスティックバイオレンス(DV)被害者に対する住宅支援の新たな取り組み : 鳥取県の事例を中心として	葛西 リサ	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	DV被害の一時保護を終えた被害者は民間借家へ転居する割合が高く、自立支援費の支給は非常に有効であるが、住居の家賃負担に苦しむ世帯もみられた。自立支援費は、住宅を確保した被害者が3か月の受給期間内に就業するなどして生活基盤を築くことが目的である。しかしながら、実際は不就業が多く、住宅の確保とあわせて、経済的社会的自立をどう促すかが課題である。
2010	A 県における DV 被害者向け自立支援費の利用実態に関する研究	葛西 リサ	日本建築学会計画系論文集	日本建築学会	A 県の自立支援費の導入は、住居費負担の軽減や住宅確保を容易にし、個人の能力や資質などを優先した居住地選択を可能にし、生活保護受給資格である定住先の確保を合理化したといえる。しかしながら、一時保護を終えても生活が安定しない被害者の不安定居住の解決、民間シェルターが私的なネットワークを活用しつつ担っている支援活動を公的に広めていくことが課題である。
2010	8178 DV 被害者のための居住空間改善に関する研究 : その1 デンマークにおける危機センターの概要	上野 勝代 室崎 生子 西本 由紀子 梶木 典子 葛西 リサ	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	先進的事例としてデンマークでは、DV被害者の支援を目的としたシェルターは危機センターと呼ばれ1970年代後半につくられた。民間団体の女性団体や福祉団体による設立が多いが、全国シェルターネット連合に加盟しているシェルターは自治体から委託を受け、基本的に補助金で運営されている。シェルターの所在地は原則公表され、古い住宅や施設をリフォームした建物で、基本的に小規模なものである。
2010	8179 DV 被害者のための居住空間改善に関する研究 : その2 デンマークの危機センターにおける子どもの遊び空間	梶木 典子 上野 勝代 室崎 生子 葛西 リサ 西本 由紀子	学術講演梗概集	一般社団法人日本建築学会	デンマークの子どものケアを重点的に行っているシェルターでは、子どもの遊び空間が重要視されるとともに、子どもの遊びに関わるスタッフの配置が義務付けられている。様々な遊びの要素をとおして、子どものケアを行っていくための十分な広さと配置された空間整備がなされている。空間がコーナーとして使用され、コーディネートされたインテリアがあり、社会教育士の見守りがある。
2013	民間シェルターによる DV 被害者住宅確保支援の全国的検討	葛西 リサ	日本建築学会計画系論文集	日本建築学会	民間シェルターによる DV 被害者に対する住宅確保支援について、まず行政と委託契約を結んでいる民間シェルターが多い。また、行政が支援の主体や担い手として位置づけられているケースもあるが、被害者の支援に積極的に関

					与していないケースもある。委託契約制度が確立されつつも、住宅確保支援を行う団体が多数存在しており、このような支援手法は非合理的といえる。
2014	8154 DV 被害者等の生活再建に向けた居住政策の現状と方策(居住支援, 建築社会システム, 2014 年度日本建築学会大会(近畿)学術講演会・建築デザイン発表会)	奥茂 謙仁 阪東 美智子	学術講演 梗概集	一般社団法人 日本建築学会	住宅確保支援要配慮者のうち、DV被害者等についてDV被害の発生状況などを概観し、公営住宅あっせん等の居住政策面の対応方針を考察する。DV被害者の今後受けたい支援は、住宅の確保に関する支援を最も多く挙げた。DV被害者等に関しては、一般公営住宅等の優先入居、目的外使用が規定されているが実績は少ない。生活再建には安定した住まいの確保が重要であり、世帯特性に応じた適切な住まいの提供が必要である。

1.3.6 本研究の位置づけ

前項までに、ひとり親世帯に関する既往研究の大部分は社会福祉学などによるもので、建築学・住居学からの研究は一部であり、ひとり親世帯の居住状況や住宅問題及び一般世帯との比較、母子生活支援施設（旧称：母子寮）の建築計画、母子世帯向けシェアハウスなどに関するものがあることが明らかとなった。

しかしながら、住宅確保要配慮者としてのひとり親世帯への居住支援の取り組みの実態や、ひとり親世帯への様々な支援策が各自治体において展開されている実態などは既往研究では明らかにされていない。また、母子生活支援施設（旧称：母子寮）については、各自治体に1カ所あるかどうかであり、年々数は漸減しているが（図 1-1-4）、母子世帯の住居としての役割もある中でこれまではハード面の整備に留まり、入所世帯及び退所世帯が抱える具体的な生活課題などは明らかにされていない。

本研究は、自治体におけるひとり親世帯への居住支援策の実態や母子生活支援施設の母子世帯を含むひとり親世帯が抱えている課題の把握、ケーススタディとして自治体の居住支援協議会における空き家を活用した住宅確保や地域の連携による支援のあり方などを考察する点に独自性がある。

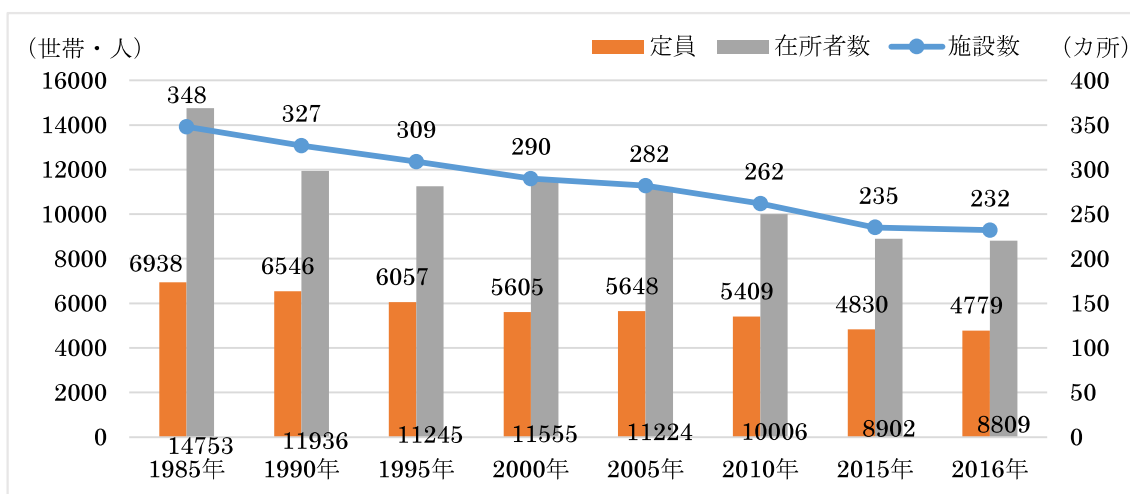


図 1-1-4 母子生活支援施設の定員（世帯数）、在所者数、施設数の推移
（出典：厚生労働省「社会福祉施設等調査の概況」をもとに作成）

1.4 論文の構成

1.4.1 論文の構成

第一章では「序論」として、研究の背景と目的について述べ、既往研究の分析及び本研究の位置づけを行う。

第二章では、「ひとり親世帯を取り巻く状況」として、国の資料や既往論文などの文献を用い、ひとり親世帯の統計、ひとり親世帯に関わる法制度の変遷、母子生活支援施設の概要及び歴史などを整理する。

第三章では、「自治体の取り組み」として、アンケート調査及びヒアリング調査の結果から、国によるひとり親世帯の支援策が各自治体でどのように展開されているのか居住を中心に現行の支援策の実態を把握し、その取り組みの中で生じている課題からひとり親世帯への支援のあり方を検討する。

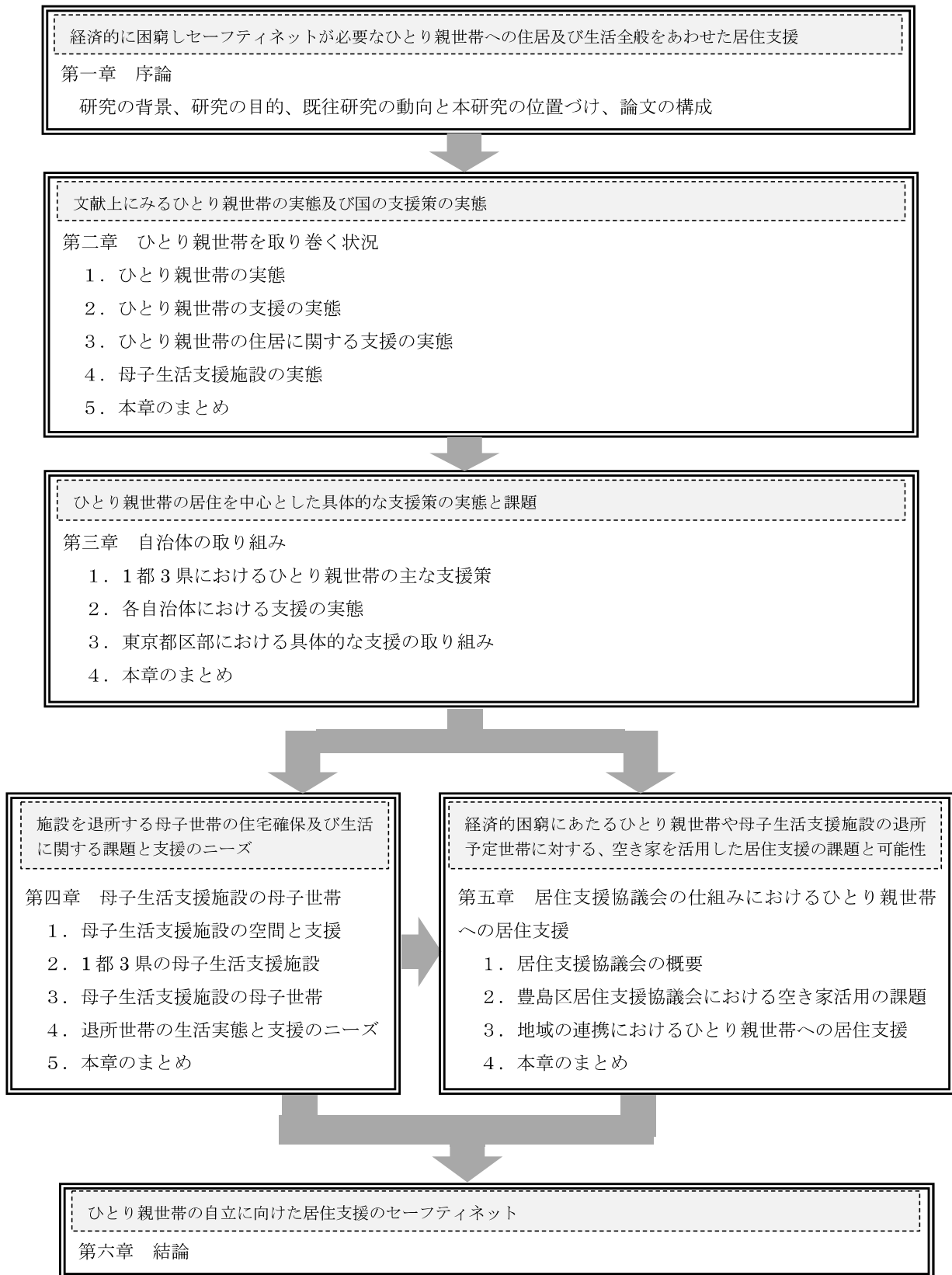
第四章では、「母子生活支援施設の母子世帯」として、アンケート調査及びヒアリング調査などの結果から、母子生活支援施設の空間や使われ方の歴史の変遷、施設における支援の実態、入所しているまた退所した母子世帯の生活実態などを明らかにし、母子生活支援施設の母子世帯への居住を中心とした支援のあり方を検討する。

第五章では、「居住支援協議会の仕組みにおけるひとり親世帯への居住支援」として、東京都豊島区の居住支援協議会をケーススタディとし、アンケート調査及びヒアリング調査、また対象地域におけるフィールドワークによる空き家の実態調査などの結果から、居住支援協議会のネットワークを活かして母子生活支援施設の退所世帯への入居支援や一般のひとり親世帯への居住支援を行う仕組みを検討する。

第六章は、「結論」として、第二章から第五章までに得られた知見をまとめ、今後のひとり親世帯の自立に向けた居住支援のセーフティネットのあり方に対する提言を行う。

次頁に本論文の構成を示す。

第一章 序論



論文の構成

1.4.2 調査概要

本研究では第三章、第四章、第五章において、以下12の調査を実施した。

・第三章（調査1～2）

調査1：ひとり親世帯の生活課題及び支援内容に関する調査	
目的	住まいを中心にひとり親世帯の生活及び支援の実態と課題などを把握する。
対象	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の区・市部（145ヶ所）の自治体（子育て支援課等のひとり親世帯の支援を主に行う部署）
方法	アンケート調査（郵送によるアンケート調査票の配布）
期間	2015年10月13日（火）～2015年12月24日（木）
回答数	全体：93/145票（回答率64.1%） 東京：34/49票（69.4%） 神奈川：14/19票（73.7%） 千葉：25/37票（67.6%） 埼玉：20/40票（50.0%）

調査2：調査1の継続調査	
目的	自治体におけるひとり親世帯の支援体制や具体的な支援の取り組みの実態を把握する。
対象	東京都区部のうちヒアリング調査の承諾を得た10区 （足立 豊島 荒川 新宿 墨田 渋谷 目黒 江戸川 杉並 港）
方法	ヒアリング調査
期間	2016年7月～9月

・第四章（調査3～7）

調査3：母子生活支援施設の空間と使われ方、支援の変遷	
目的	過去の建物及び現建物について、母子世帯の様子、支援の内容、空間の使われ方などの変遷を把握する。
対象	東京都内1施設の元職員2名、現施設長
方法	ヒアリング調査
期間	2018年7月

調査4：母子生活支援施設の空間の使われ方	
目的	調査3の現施設について空間の使われ方を把握し、地域の子育て支援の福祉的役割を考察する。
対象	東京都内1施設
方法	観察調査
期間	2018年8月

調査5：母子生活支援施設の母子世帯の実態及び支援の課題に関する調査	
目的	母子世帯の入所時から退所後までの生活及び退所後の住居の実態と支援の課題などを把握する。
対象	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の区部及び市部（調査1と同様）の母子生活支援施設
方法	アンケート調査（郵送によるアンケート調査票の配布） ※母子生活支援施設は基本的に情報が非公表であり、各自治体において施設の有無や住所が確認できない場合があるため自治体を経由して実施
期間	2015年10月13日（火）～2015年12月24日（木）
回答数	全体：23/56票（回答率41.1%） 東京：17/34票 神奈川：3/11票 千葉：1/5票 埼玉：2/6票

第一章 序論

調査 6：調査 5 の継続調査	
目的	入所・退所世帯の具体的な生活と住居の実態、抱えている課題、施設の支援の取り組みなどを把握する。
対象	東京都内 4 施設の職員
方法	ヒアリング調査
期間	2016 年 7 月～12 月

調査 7：母子生活支援施設の退所世帯の生活実態と支援のニーズ	
目的	退所世帯（退所予定世帯を含む）の現在の生活実態と支援のニーズを把握する。
対象	東京都内 2 施設の母親 9 名
方法	ヒアリング調査
期間	2016 年 9 月～10 月

・第五章（調査 8～12）

調査 8：母子世帯の生活課題	
目的	母子世帯の生活の実態と課題などを把握する。
対象	東京都豊島区のシングルマザーズシェアライフプロジェクト住宅の入居世帯 2 名
方法	ヒアリング調査
期間	2014 年 11 月～12 月

調査 9：ひとり親世帯への空き家を活用した居住支援	
目的	空き家の実態を調査し、ひとり親世帯の住居などに活用できる可能性を探る。
対象	東京都豊島区南長崎、千早、長崎地区
方法	目視調査、登記簿調査、アンケート調査、ヒアリング調査などのフィールドワーク
期間	2015 年～2018 年

調査 10：空き家・空き室を活用したひとり親世帯の支援	
目的	ひとり親世帯に活用可能な空き家・空き室の所有及び活用に対する意見を把握する。
対象	東京都豊島区南長崎地区（一部）の地域住民
方法	アンケート調査
期間	2014 年 12 年

調査 11：母子生活支援施設からみた居住支援のニーズ	
目的	退所世帯への空き家活用の懸念点や居住支援協議会への居住支援のニーズを把握する。
対象	東京都豊島区の母子生活支援施設の施設長
方法	ヒアリング調査
期間	2016 年～2018 年

調査 12：不動産業者によるひとり親世帯への居住支援	
目的	地域密着型の不動産業者の空き住戸をひとり親世帯に提供する仕組みを検討する。
対象	東京都豊島区南長崎・長崎地区の不動産業者 7 社
方法	ヒアリング調査
期間	2018 年 6～7 月

1.4.3 本論文における用語の定義

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」において、ひとり親世帯は以下のように定義されている。

第六条

5 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

また、同法において、母子家庭の母親（配偶者のない女子）、父子家庭の父親（配偶者のない男子）、母子家庭等の子ども（児童）について、それぞれ以下のように定義されている。

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない女子
- 三 配偶者から遺棄されている女子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

- 一 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない男子
- 三 配偶者から遺棄されている男子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている男子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

3 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

本論文では、上記の「母子家庭等」を「ひとり親世帯」と定義する。

第二章 ひとり親世帯を取り巻く状況

2.1 ひとり親世帯の実態

2.2 ひとり親世帯の支援の実態

2.3 ひとり親世帯の住居に関する支援の実態

2.4 母子生活支援施設の実態

2.5 本章のまとめ

本章の目的

昨今、「ひとり親世帯」は一般的な家族形態の一つとなっている。母子世帯または父子世帯は、母親または父親が就労をして収入を得ながら限られた時間内で子育てや家事などを行うというように、夫婦で分担して行える部分を基本的に母親あるいは父親が担っている。そのため、一般世帯と比較すると、経済的、時間的、効率的な余裕があまりない生活を送っていると想定される。また、生活基盤である住居については、特に母子世帯の場合、男女間の収入格差から、家賃相場の高い都市部などの地域においては、子どもの生育に見合った広さや環境の住居を確保することが、一般世帯や父子世帯よりも難しいケースが多いと考えられる。

一方、2012年に日本の子どもの貧困率が過去最高の16.3%を記録したことで、子どもの貧困という課題が大きな社会問題として浮上し、特にひとり親世帯の子どもの貧困問題が深刻であることから、国はひとり親世帯の自立支援策を子どもの貧困問題と紐づけながら策定している。また、住居に関する支援策については、2006年の住生活基本法、2007年の住宅セーフティネット法の制定から現在まで、住宅確保要配慮者を対象とした民間賃貸住宅への入居促進を中心とする居住支援策が進められている。

そこで本章では、厚生労働省や国土交通省など国の資料並びに既往論文などの文献を用いて、ひとり親世帯の自立に向けた支援策がこれまでどのように行われてきたのか変遷を辿り、ひとり親世帯を取り巻く基礎的状況を概観することを目的とする。

2.1 ひとり親世帯の実態

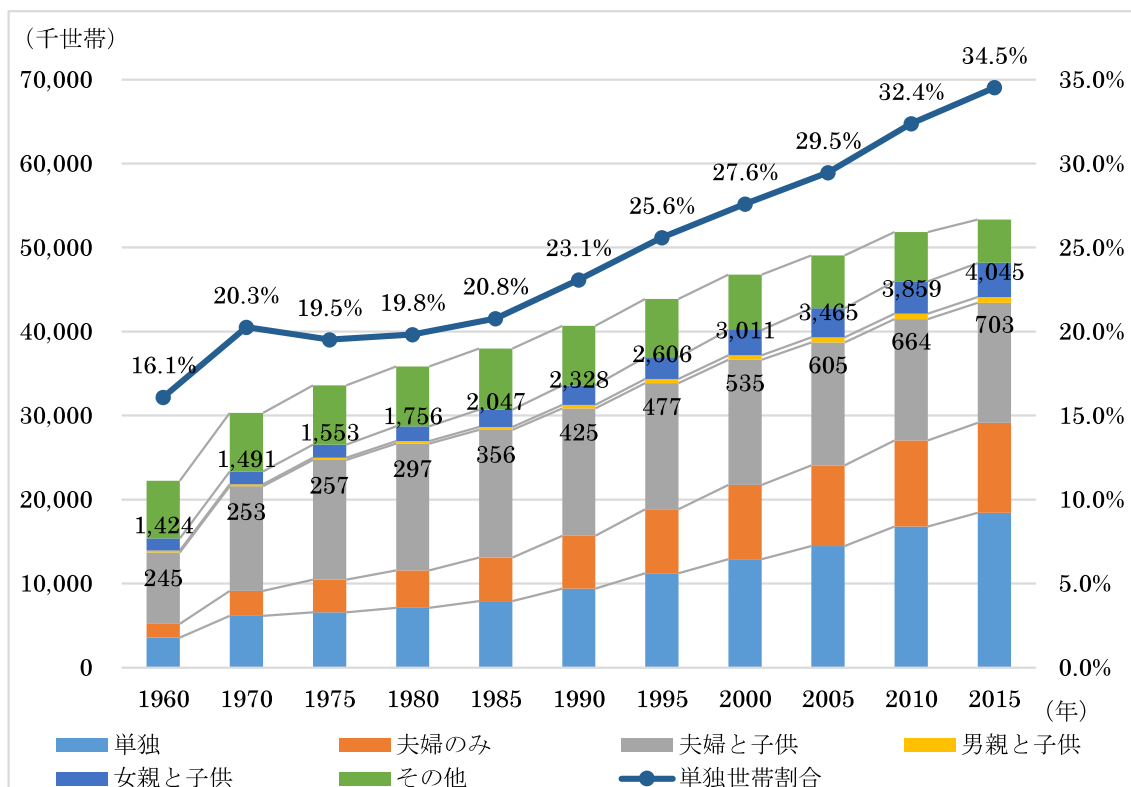
2.1.1 統計的にみたひとり親世帯

(1) 様々な家族類型とひとり親世帯

図 2-1-1 のとおり、過去約 50 年間の家族類型の変化をみる。

「一般世帯」とは、施設等に入所していない世帯を指す。「一般世帯」は、「①単独世帯」、また、核家族世帯となる「②夫婦のみの世帯」、「③夫婦と子の世帯」、「④ひとり親と子の世帯」、そして、核家族以外の世帯となる「⑤その他の一般世帯」の 5 つの類型に大きく分類されている。

- 一般世帯——①単独世帯
- (核家族世帯) ——②夫婦のみ
- ③夫婦と子
- ④ひとり親と子
- ⑤その他の一般世帯 (核家族以外の世帯、非親族を含む世帯)



※2010 年より新分類区分による集計、1995 年～2005 年は新分類区分による遡及集計結果

図 2-1-1 家族類型別一般世帯数および割合の推移

(出典：総務省統計局「平成 22 年国勢調査報告」、「平成 27 年国勢調査報告」)

国勢調査では、母子世帯及び父子世帯について以下のように定義されている。

「母子世帯」：未婚、死別又は離別の女親とその未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

「父子世帯」：未婚、死別又は離別の女親とその未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

図 2-1-1 において、現在までの最も大きな変化は「単独世帯」の増加であり、その割合は1960年の16.1%から2015年の34.5%まで2倍以上増えている。この単独世帯の増加が全世帯数の増加に大きく影響しているといえる。また、「女親と子供」、「男親と子供」の世帯についても、約1,400千世帯から約4,000千世帯、約250千世帯から約700千世帯へと増加し続けていることがわかる。ただし、「女親と子供」、「男親と子供」の世帯には、20歳未満の子どもとその子どもを養育する母親または父親から成る母子世帯や父子世帯だけではなく、高齢者とその子どもから成る大人2人の世帯も含まれている。

(2) ひとり親世帯数の推移

また、図 2-1-2 より、母子世帯数及び父子世帯数の推移をみると、母子世帯と父子世帯の割合はあまり変わらないものの、2005年以降は計850千世帯前後を推移しており、近年は一定数を推移していることがわかる。

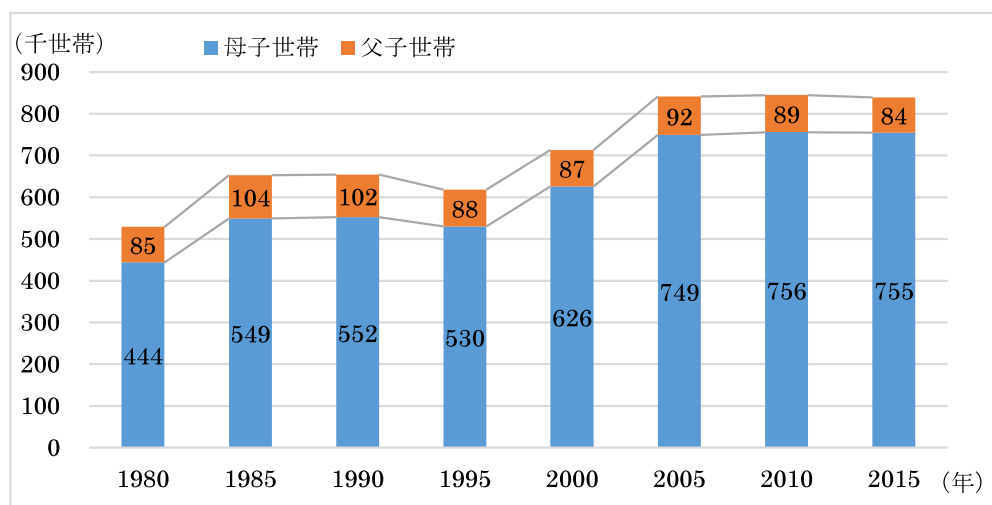


図 2-1-2 母子世帯数及び父子世帯数の推移

(出典：総務省統計局「平成22年国勢調査報告」、「平成27年国勢調査報告」)

(3) 児童のいる世帯数とひとり親世帯数の推移

図 2-1-3 より、児童のいる世帯数、母子世帯数、父子世帯数を比較すると、児童のいる世帯数は1986年の約17,000千世帯から、2016年の約12,000千世帯まで、30年間で約5,000千世帯も減少していることが読み取れる。しかしながら、父子世帯数はやや一定であるものの、母子世帯数は増加傾向にあり、児童のいる世帯に占める母子世帯の割合は増加していることがわかる。

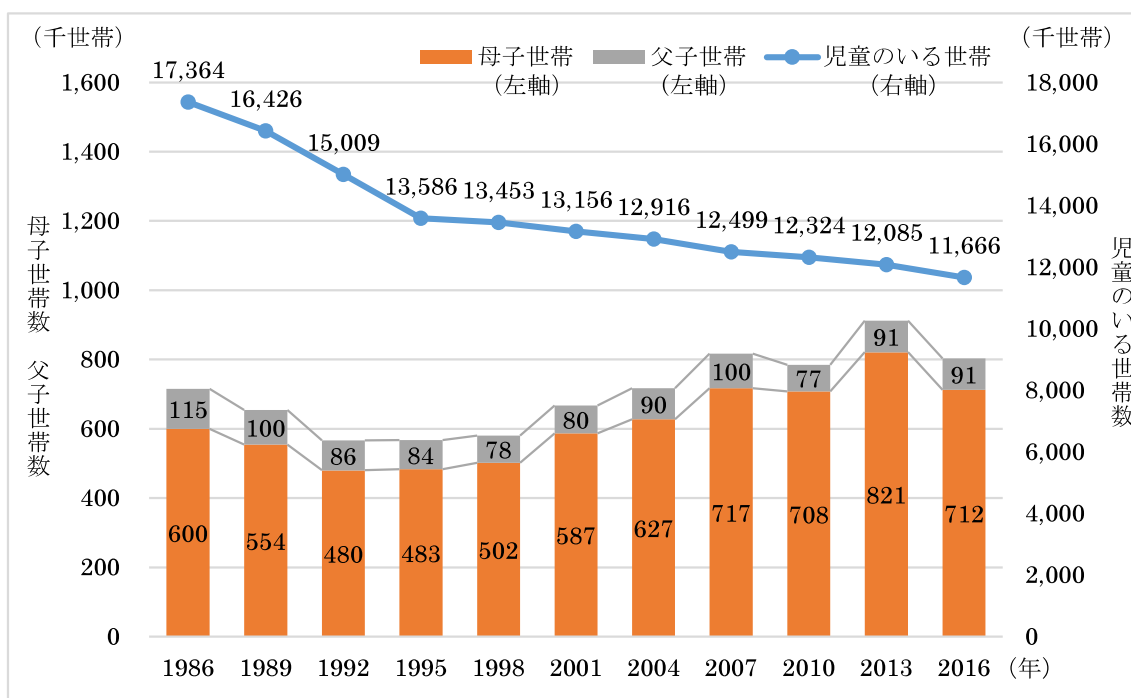


図 2-1-3 児童のいる世帯数、母子世帯数、父子世帯数の推移 (再掲)

(出典：厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査の概況」)

(4)ひとり親世帯の子どもの数

図 2-1-4 より、母子世帯、父子世帯共に子どもが 1 人いる世帯が最も多く、子どもの人数の割合はこの 30 年間でほぼ同じであることがわかる。

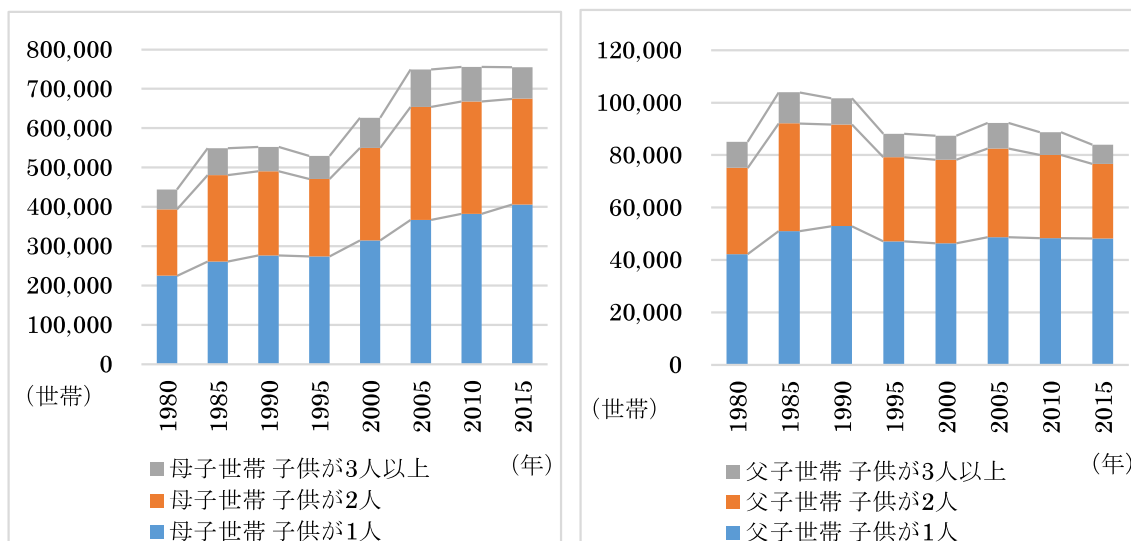


図 2-1-4 母子世帯及び父子世帯の子どもの数

(出典：総務省統計局「平成 22 年国勢調査報告」、「平成 27 年国勢調査報告」)

(5)同居者の有無

図 2-1-5 のとおり、母子世帯は同居者がいる割合が 35%程度であり、約 65%は同居者がおらず母子のみで暮らしていることがわかる。一方、父子世帯の約 60%には同居者がおり、その大部分が親との同居である。父子世帯では、家事など家庭のことについて親の援助を受けながら仕事と両立しているケースが多いと推察される。

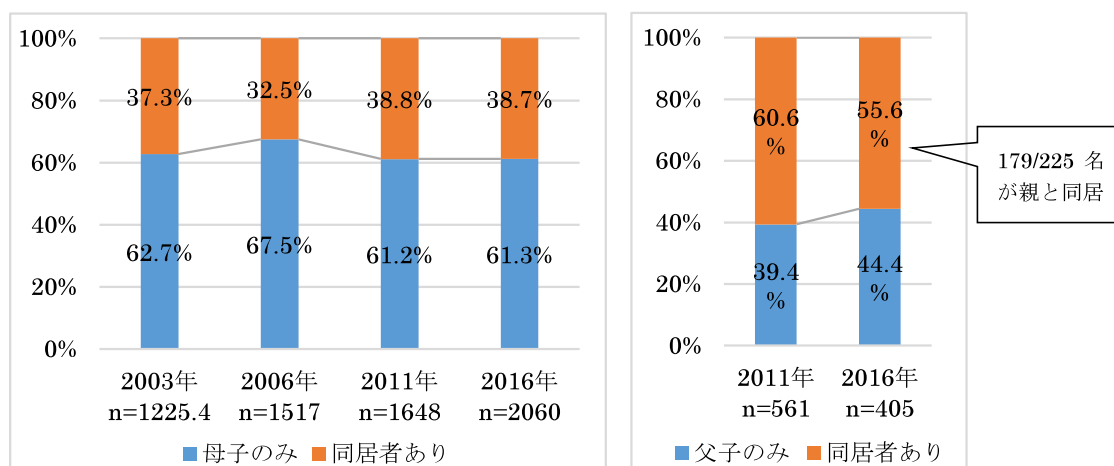


図 2-1-5 母子世帯及び父子世帯の同居者の有無

(出典：厚生労働省「全国母子世帯等調査」、「全国ひとり親世帯等調査」)

(6)就業状況

図 2-1-6 のとおり、調査時点での母子世帯及び父子世帯の就業状況については、母子世帯は「正規の職員・従業員」が最多の 36.2%、次いで僅差ではあるが「パート・アルバイト等」が 35.8%となり、父子世帯では、「正規の職員・従業員」が半数以上となる 58.3%、「自営業」が 15.6%となっている。母子世帯では、パート・アルバイトの割合が正社員の割合とほぼ同じであり、父子世帯と比較しても非常に多く、一方で父子世帯は全体の約 75%が正社員や自営業であることがわかる。

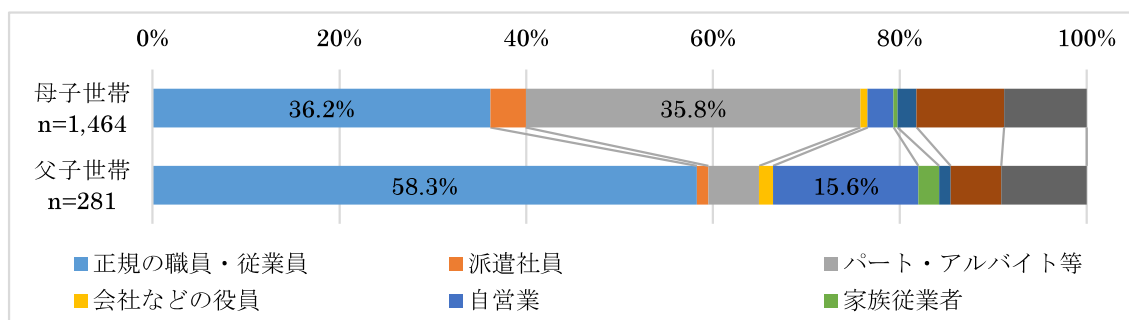


図 2-1-6 母子世帯及び父子世帯の就業状況

(出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」)

(7) 地位別年間就労収入

図 2-1-7 のとおり、母子世帯については、「正規の職員・従業員」では 200～300 万円が最も多く、100～200 万円、300～400 万円、400 万円以上はそれぞれ割合が同等であり、「パート・アルバイト等」では 100～200 万円が最も多く、次いで 100 万円未満が多いことがわかる。一方、父子世帯については、「正規の職員・従業員」では 400 万円以上が最も多く、次いで 300～400 万円が多いことがわかる。正社員の場合及びパート等の場合のどちらにおいても、母子世帯の方が父子世帯より全体的に収入が少ないことが読み取れ、男女の収入格差が表れているといえる。

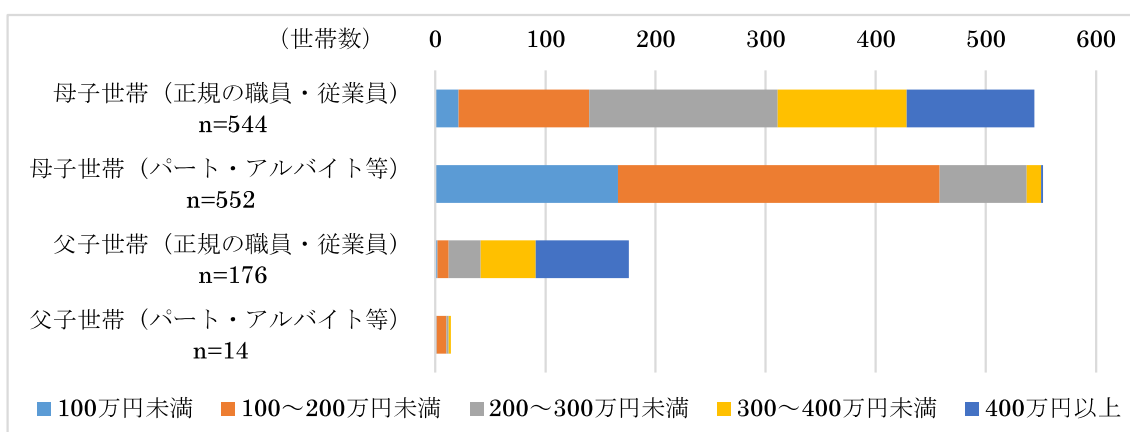


図 2-1-7 母子世帯及び父子世帯の地位別年間就労収入

(出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」)

(8) 養育費受給の有無

図 2-1-8 のとおり、母子世帯では 56.0%、父子世帯では 86.0%が養育費を受けたことがない、という結果となっている。母子世帯では、約 4 割が現在も受けている、または過去に受けたことがあるとなっているが、半数にも達していない。一方で、父子世帯の場合は、養育費を現在受けているまたは過去に受けたことがあるケースは非常に少ないことがわかり、母子世帯より経済的に自立しているためと考えられる。

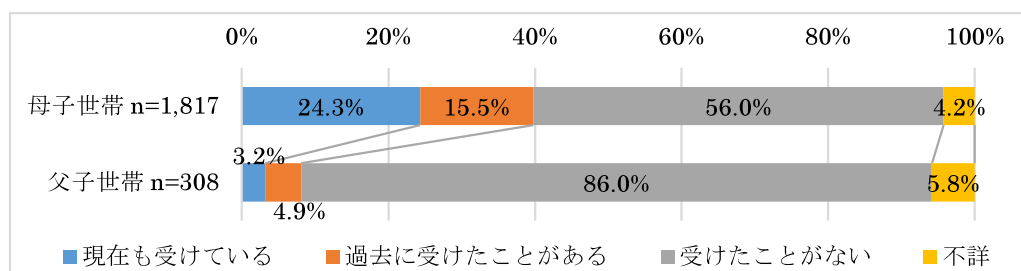


図 2-1-8 母子世帯及び父子世帯の養育費受給の有無

(出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」)

(9) 養育費の受給状況

図 2-1-8 で母子世帯、父子世帯ともに養育費を受けたことがないケースが最も多いことを示したが、図 2-1-9 のとおり、母子世帯について「現在も受けている」というケースをみると、全ての平均年間就労収入の世帯が該当し、「現在も受けている」または「過去に受けたことがある」という世帯の 1 世帯あたりの養育費平均月額が 43,707 円となっている。これは年間の合計となると 50 万円以上であり、母子世帯の平均年間就労収入が全体的に 200 万程度であることを考えると養育費は生活費の大きなプラスになるといえる。一方、父子世帯については、受けたことがない世帯が圧倒的に多いものの、「現在も受けている」または「過去に受けたことがある」という世帯も少なからずおり、1 世帯あたりの養育費平均月額は母子世帯より 1 万円程度少ない 32,550 円であることが明らかとなった。

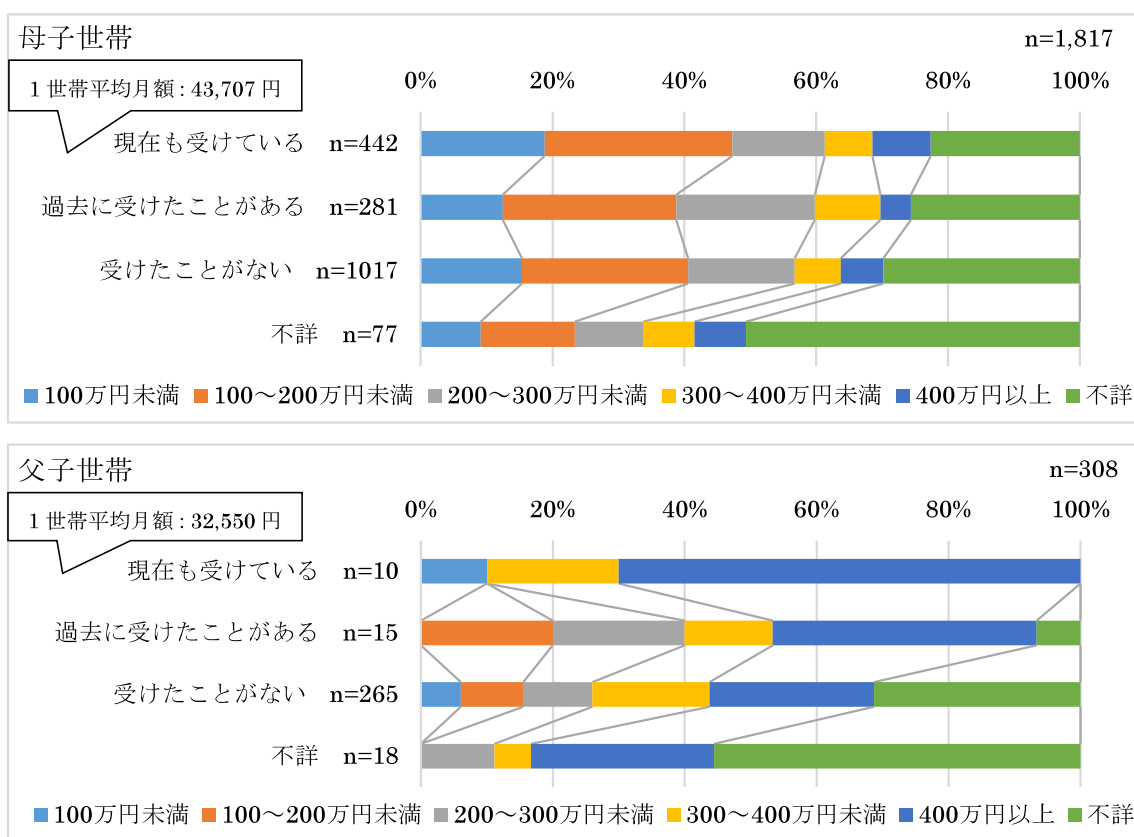


図 2-1-9 母子世帯及び父子世帯の養育費の受給状況

(出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」)

(10) 児童扶養手当受給者の状況

図 2-1-10 より、平成 29 年 3 月末現在、児童扶養手当を受給している母子世帯、父子世帯について、ともに生別世帯が 9 割弱を占めていることがわかる。また、死別世帯について、父子世帯が 8.0%、母子世帯が 0.7%と大きな差がみられ、一方で未婚世帯について、母子世帯が 10.9%、父子世帯が 1.2%と、同様に大きな差がみられる。生別以外の受給者について、母子世帯と父子世帯それぞれに特徴があることがわかる。2018 年 8 月現在、児童扶養手当は年収 160 万までの場合に全部支給となっており、全部支給の場合は月額 42,500 円であり、一部支給の場合は所得に応じた額となる。また、子どもの人数によって加算がつく。

全部支給 児童 1 人：42,500 円 (一部支給：42,490 円～10,030 円)
 児童 2 人目の加算額：10,040 円 (一部支給：10,030 円～5,020 円)
 児童 3 人目以降の加算額：6,020 円 (一部支給：6,010 円～3,010 円)

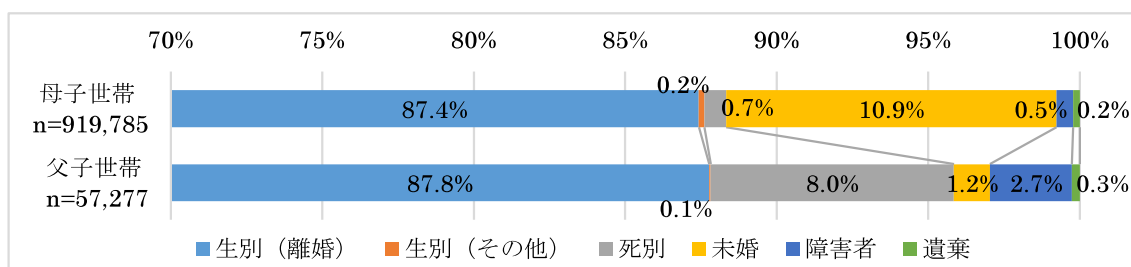


図 2-1-10 母子世帯及び父子世帯の児童扶養手当受給者の状況
 (出典：総務省統計局「平成 28 年度福祉行政報告例月報(概数)」)

(11) 住居の状況

図 2-1-11 より、母子世帯では「持ち家」が最多の 35.0%、僅差で「賃貸住宅」が 33.1%、「公営住宅」並びに「同居」が約 13%であり、一方で父子世帯では、「持ち家」が最多の 68.1%、次いで「賃貸住宅」が 11.4%となっている。母子世帯と父子世帯では持ち家率に約 2 倍の差があり、母子世帯は賃貸住宅や公営住宅の割合も父子世帯と比べて高く、住宅を所有することが難しい状況にあることが推察される。

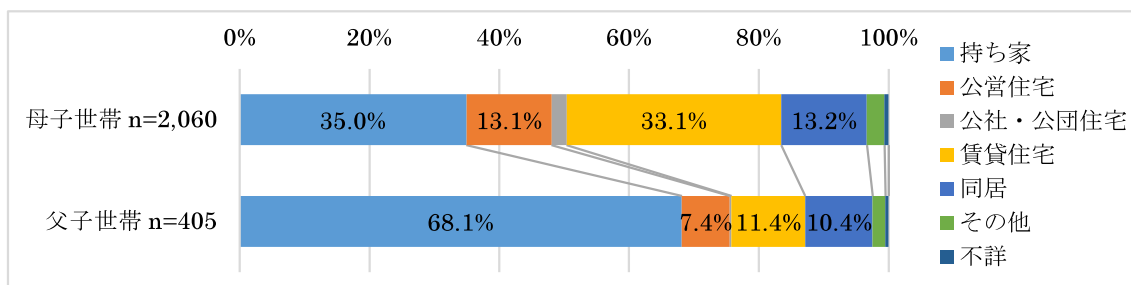


図 2-1-11 母子世帯及び父子世帯の住居の状況
 (出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」)

2.1.2 日本の貧困問題におけるひとり親世帯

2013年、日本の相対的貧困率は16.1%となり、子どもの貧困率は16.3%と過去最高を更新し、これは子どもの6人に1人が貧困状態にある計算となる。図2-1-12より、子どもがいる現役世帯の貧困率（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）は、大人2人以上と子どもから成る世帯がおおよそ10%強であるのに対し、ひとり親世帯（大人1人と子どもから成る世帯）では1986年から2016年まで50%以上を推移し続けている。ひとり親世帯には、母子世帯や父子世帯に限らず、祖父母や親戚と子どもから成る世帯なども含まれるが、大方は母親あるいは父親と子どもから成る世帯であると考えられ、貧困問題はひとり親世帯と切り離せない課題といえる。また、平成26年版子供・若者白書「相対的貧困率の国際比較（2010年）」によると、日本の子どもの貧困率はOECD加盟国34カ国のうち第10位の15.7%であり、加盟国平均13.3%を上回っている。また、大人1人と子どもから成る世帯に限定した場合、日本は33カ国のうち最上位となっており、他国と比較してもひとり親世帯の貧困問題が極めて深刻であることが明白である。

前節2.1.1で述べた統計によると、母子世帯数は現在まで増加傾向にあることから、ひとり親世帯の貧困率が50%~60%を推移し続けているということは、貧困状態にある母子世帯数も増加していることが推察される。

※相対的貧困率：一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

一定基準（貧困線）：等価可処分所得の中央値の半分の額

※子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

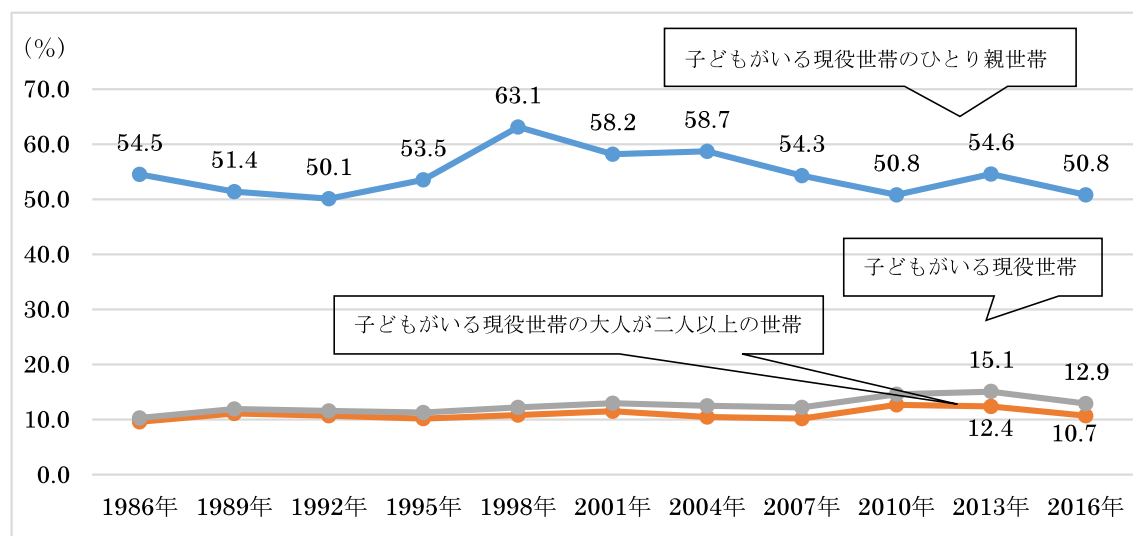


図2-1-12 子どもがいる現役世帯の貧困率の推移
(出典：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」)

2.2 ひとり親世帯の支援の実態

2.2.1 ひとり親世帯に関わる主な法制度の変遷

戦前から現在までのひとり親世帯に関わる主な法制度の変遷を表 2-2-1 に示す。

(1) 戦前～昭和 40 年代（～1974 年）

この時代のひとり親世帯とは主に母子世帯を指す。

戦前には、母子福祉の向上のための救護法、母と 13 歳以下の子から成る母子世帯を対象とした貧困母子世帯を救済するための母子保護法、軍人の妻子を支援する軍事扶助法が母子世帯を支援する柱であった。母子保護法は、扶助を受ける母及びその子を保護する為に必要な施設として母子寮を規定していた。また、軍事扶助法は、大正 6 年（1917 年）の軍事救護法の改正法で、軍人の妻と子に対する保護事業であった。

終戦後、これら 3 法は 1946 年の旧生活保護法の制定によって廃止された。旧生活保護法においては、戦前に貧困母子世帯を受け入れていた母子寮が戦後の住宅困窮に陥った母子世帯を受け入れるための宿所提供施設として定められた。この生活保護法は 4 年後の 1950 年に改正され、福祉を手厚くし最低限度の生活を保障する法律として定められた。

旧生活保護法制定の翌年、1947 年には児童福祉法が制定された。母子世帯に関するものとしては、母子寮が宿所提供施設から児童福祉施設の一つとして規定されることとなり、母子世帯に住居を提供し保護する施設となった。

1949 年には、戦後に住居を失った、夫が戦死したなど、当時では女性が働く場も少ない中で母親と子のみで生活が貧窮していた母子世帯を援助するため、母子世帯の経済、住居、就業、保育などの扶助を行うとして母子福祉対策要綱が閣議決定された。この要綱は軍人遺族を含めた母子世帯を対象としており、生活保護法に基づく公的扶助の徹底、住居に関しては母子寮の整備、集団住宅の借上げ、国庫補助住宅措置等による母子住宅環境の整備、その他に就業支援や生活保護の生業扶助、保育所への優先入所といった様々な内容が盛り込まれていた。

1952 年には、旧生活保護法で一般世帯と母子世帯とで支援を区別できなかった部分について、母子世帯への資金援助となる母子福祉資金の貸付等に関する法律が制定された。

母子世帯の住居については、先に述べた母子寮がまず挙げられるが、1951 年の公営住宅法制定により、全国各地で低所得者を対象とした公営住宅が次々と建設されるようになった。しかしながら、母子世帯の住居困窮は深刻であったため、国は 1955 年より公営住宅への母子世帯の優先入居、母子世帯向公営住宅の建設、必要に応じた家賃の減免、母子寮入所世帯の最優先入居など、数年にわたって度々地方公共団体に対し母子世帯の公営住宅入居を推進するよう促していた。

戦後、母子世帯の多くは夫の戦死や病死で母子となった死別母子世帯であり、1959 年制定の国民年金法では死別母子世帯を対象とした母子年金、母子福祉年金が創設された。生別

母子世帯には1961年制定の児童扶養手当法制定により手当が受給されるようになった。

1964年には母子福祉法が制定され、母子福祉対策の推進が定められ、1952年の母子福祉資金の貸付等に関する法律の廃止となった。同法は、後に母子及び寡婦福祉法、そして現行の母子及び父子並びに寡婦福祉法へと改正される初めの法制度であり、母子世帯の福祉向上の最も基礎となった法律といえる。

(2)昭和50年代以降（1975年～）

この頃には生別母子世帯の数が死別母子世帯の数に近づき、生別母子世帯の数の方が徐々に死別母子世帯の数を上回っていく時代である。

児童扶養手当法は、1985年の抜本的改正により、母子世帯の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とした福祉的側面を押し出した制度として改正され、所得制限も実施するようになった。その後は、手当額や所得制限等の見直しなどが重ねられ、2010年にはこれまで母子世帯が支給対象であったが父子世帯も支給対象となった。さらに2012年には、ひとり親世帯でなくとも、父または母がDV保護命令を受けた場合についても対象に含まれるようになり、2016年には第2子加算や第3子以降の加算が手厚く改正された。

母子福祉法は、1981年に母子及び寡婦福祉法へと改正され、寡婦*も保護の対象となった。2002年には、就業・自立に向けた総合的な支援へと強化し、自立を促進するための4本柱の施策（子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援）が行われるようになった。また、手当の請求期限（5年間）の撤廃、国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備についても定められた。その後、ひとり親世帯の支援の見直しにより、2013年に母子及び父子並びに寡婦福祉法へと改称され、父子世帯への支援が手厚くなったとともに、子どもの貧困等の背景から子どもの生活環境に着目した支援施策が新たに盛り込まれ、母子父子自立支援員等の人材確保や資質向上の措置の努力義務化が定められた。

児童福祉法は、1997年に大きな改正があり、ひとり親世帯に関しては、母子寮入所者の自立促進のための生活支援を行うことが追加され、児童が満20歳になるまで母子を在所させることができるようになり、母子寮から母子生活支援施設への改称が行われた。

2001年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立」は、通称DV防止法であり、福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、その他の法令の定めるところにより被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることとなった。その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律成立」として改称された。

2003年には、平成20年度までの時限立法として、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が成立し、母子福祉資金の貸付に関する特別配慮や就業機会の充実が定められた。2012年には父子世帯も対象に含んだ「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立し、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援策の充実、職業能

力の開発及び向上、就業促進協力要請、母子福祉団体等の受注機会などの努力、といった就業支援が前面に出された。

2013 年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、貧困の状況にある子どもの健全やかな育成環境の整備や教育の機会均等のために、教育、生活、保護者の就労、経済的な支援など子ども及び保護者の支援の充実が図られることとなった。

※寡婦とは以下の者を指す

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であるもの

（所得税法第 2 条第 30 項）

表 2-2-1 ひとり親世帯に関する法制度の変遷

年	児童扶養手当法	母子及び父子並びに 寡婦福祉法 関連	児童福祉法 その他関連法
S4(1929)			救護法制定(1932年施行)
S12(1937)			母子保護法制定(1938年施行)
			軍事扶助法制定
終戦			
S21(1946)		救護法、母子保護法、軍事扶助法の廃止 宿所提供事業の認可施設として母子寮が位置づけられる	旧生活保護法制定
S22(1947)		児童福祉法上の認可施設として母子寮が位置づけられる	児童福祉法制定
S24(1949)		母子福祉対策要綱閣議決定	
S25(1950)		最低限度の生活の保障	生活保護法制定
S26(1951)		低所得者への大量住宅供給	公営住宅法制定
S27(1952)		母子福祉資金の貸付等に関する法律成立(1953年施行)	
S34(1959)			国民年金法制定(同年施行)
S36(1961)	児童扶養手当法制定(1962年施行)		死別母子世帯を対象とした母子年金、母子福祉年金
S39(1964)	生別母子世帯を対象に創設	母子福祉法制定	
S56(1981)		母子及び寡婦福祉法制定(1982年施行)	
S60(1985)	児童扶養手当制度の抜本改正	寡婦も法的保護の対象となる よう母子福祉法を改正	
H9(1997)	母子家庭の生活の 安定と自立の促進		児童福祉法改正(1998年施行) 母子寮入所者の自立の促進のための生活支援を行う 児童が満20歳になるまで母子を在所させることができる 母子寮から母子生活支援施設への改称
H13(2001)		DV防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律成立(同年施行)
H14(2002)		母子及び寡婦福祉法一部改正	
H15(2003)	父子家庭への児童扶養手当 の支給開始	総合的な母子家庭等対策を推進	母子家庭の母の就業の支援に関する特 別措置法 成立 母子福祉資金の貸付けに關する 特別配慮など
H22(2010)	児童扶養手当制度改正		
H24(2012)	児童扶養手当制度改正 支給対象に父又は母がDV保 護命令を受けた児童を追加	父子家庭への 支援の拡大 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援策の充実	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業 の支援に関する特別措置法 成立
H25(2013)	第2子加算額及び第3子以降 加算額を最大倍増	母子及び父子並びに寡婦福祉法制定(同 年施行)	子どもの貧困対策の推進に関する法律 成立(2014年施行) 子どもの貧困対策推進法 子どもの貧困対策会議の設置
H28(2016)	児童扶養手当制度改正	母子父子自立支援員の強化	

(3)まとめ

ひとり親世帯に関わる法制度は、戦前の貧困母子世帯の保護に始まり、戦後の死別母子世帯、その後の生別母子世帯を含めた母子世帯、現在の父子世帯を含めたひとり親世帯、と対象が拡大されながら福祉の充実が図られてきたことが明らかとなった。経済面では手当や貸付など、住居については母子寮の整備や低所得者向け公営住宅の大量供給、その他に親の就労支援や子どもの貧困対策といった分野において法制度が整えられ支援策がこれまで展開されてきたことが確認された。特に、「児童扶養手当法」並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」は、戦後の制定から現在に至るまで改正が重ねられている現行法であり、ひとり親世帯の支援の核として様々な支援策の根拠法として重要な位置づけにあるといえる。この2法については、概要を表2-2-2、表2-2-3に記す。また、近年は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立や、子どもの貧困対策の推進に関する法律など、ひとり親世帯に限定した支援策ではないものの、社会的に解決すべき母子の問題に関する法制度がみられ、このような専門的な法制度も整えられてきたといえる。

表 2-2-2 児童扶養手当法の概要

項目	内容
目的	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し児童の福祉の増進を図る。児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給する。
支給要件	父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障害の状態にある児童、父または母の生死が明らかでない児童、その他これらに準ずる状態にある児童を監護、養育していること。
対象	上記の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令が定める程度の障害の状態にある者）を監護する母、監護しかつ児童と生計を同じくする父、または養育者（親戚、祖父母等）。
手当額 (月額) 平成30年度	月を単位として、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。 ・児童1人の場合 全部支給：42,500円、一部支給：42,490円から10,030円まで ・児童2人以上の加算額（全部支給の場合） [2人目] 10,040円、[3人目以降1人につき] 6,020円 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数の上昇または低下の比率を基準として、その翌年の4月以降の基本額を改定する。
認定	手当の支給要件に該当する者（受給資格者）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について都道府県知事等の認定を受けなければならない。
支給期間	受給資格者が手当の支給を受けるための認定請求をした日の属する月の翌月（支給開始月）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
手当の支給者及び費用負担	・支給者：都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長 ・費用負担：国 1/3、都道府県 2/3

表 2-2-3 母子及び父子並びに寡婦福祉法の概要

項目	内容
目的	母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図る。
基本理念	全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。
国及び地方公共団体の責務	国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。
関係機関の責務	母子・父子自立支援員、福祉事務所、その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法に定める児童委員、売春防止法に規定する婦人相談員、児童福祉法に規定する児童家庭支援センター、母子生活支援施設、都道府県又は区市町村から委託を受けている者、母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。
自立への努力、扶養義務の履行	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するよう努めなければならない。
母子・父子自立支援員	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事、区市長及び福祉事務所を管理する町村長は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱するものとする。 母子・父子自立支援員は、配偶者のない女子・男子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供、指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
福祉事務所	母子家庭等及び寡婦の福祉に関し、母子家庭等及び寡婦並びに母子・父子福祉団体の実情その他必要な実情の把握に努める。母子家庭等及び寡婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行う、並びにこれらに付随する業務を行う。
児童委員の協力	児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子・父子自立支援員の行う職務に協力するものとする。
自立促進計画	都道府県等は、基本方針に即し、家庭生活及び職業生活の動向に関する事項などを定める自立促進計画を策定し、または変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。
母子・父子福祉資金の貸付	都道府県は、配偶者のない女子・男子で現に児童を扶養しているものまたはその扶養している児童に対し、配偶者のない女子・男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため必要な資金を貸し付けることができる。
母子・父子家庭日常生活支援事業	都道府県又は市町村は、配偶者のない女子・男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたとき認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。
公営住宅の供給に関する特別の配慮	地方公共団体は、公営住宅法による公営住宅の供給を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。
雇用の促進	国及び地方公共団体は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、事業主その他国民一般の理解を高めるとともに、職業訓練の実施、就職あっせん、公共的施設における雇入れの促進等必要な措置を講ずるよう努める。

2.2.2 近年のひとり親世帯の支援策

(1) 自立支援策の体系

ひとり親世帯の自立支援策は、2002年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換された（図2-2-1）。各自治体が国の基本方針を踏まえて策定を行う自立促進計画は、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」の4分野に分かれている。各自治体が策定して実施している支援策については、第三章で述べる。

これら4分野を自立促進の柱として、ひとり親世帯の子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成の実現を目指し、支援策の見直しが重ねられているが、行政による現行のひとり親世帯への支援策は、「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」において支援の大枠が定められている。本プロジェクトは、経済的に厳しい状況にあるとされるひとり親世帯及び多子世帯の支援を目的としている。また、前項で述べたように、大人1人と子どもから成る世帯について子どもの貧困問題が深刻であることから、ひとり親世帯を含む貧困世帯を支援する「子供の貧困対策に関する大綱」が定められている。これらは2つとも子どもの貧困対策会議で決定されており、行政がひとり親世帯の支援を子どもの貧困対策と結び付けて推進する方針であることがわかる。本項では支援策の大枠を定めているこれら2つの取り組みについて触れる。

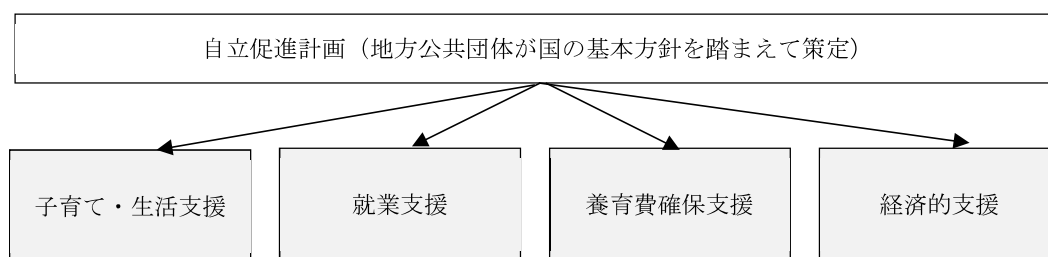


図2-2-1 ひとり親世帯の自立支援策の体系図

（出典：厚生労働省「ひとり親世帯等の支援について」）

(2) すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）

2015年12月の子どもの貧困対策会議で決定された支援策で、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」、並びに「児童虐待防止対策強化プロジェクト」からなる。ひとり親世帯の支援策は前者について具体的な支援策が行われている。

図2-2-2より、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」には大きく6つの分野があり、「①支援につながる」、「②生活を応援」、「③学びを応援」、「④仕事を応援」、「⑤住まいを応援」、「⑥社会全体で応援」に分かれている。就業による自立の支援を基本とし、ひとり親世帯を子育て、生活、学習など総合的に支援し、また社会全体で応援するという仕

組みである。このプロジェクト決定後、2016年に児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立し、児童扶養手当の多子加算額の引き上げなどが行われている。

住居に関する支援策の「⑤住まいを応援」に関しては、“ひとり親家庭等への住居確保の支援”の1項目とされている。詳細事項では、公的賃貸住宅の支援の拡充、空き家の活用促進、住宅確保給付金の支給、転居を希望する場合のひとり親家庭支援施策の情報提供、といった内容が定められている。

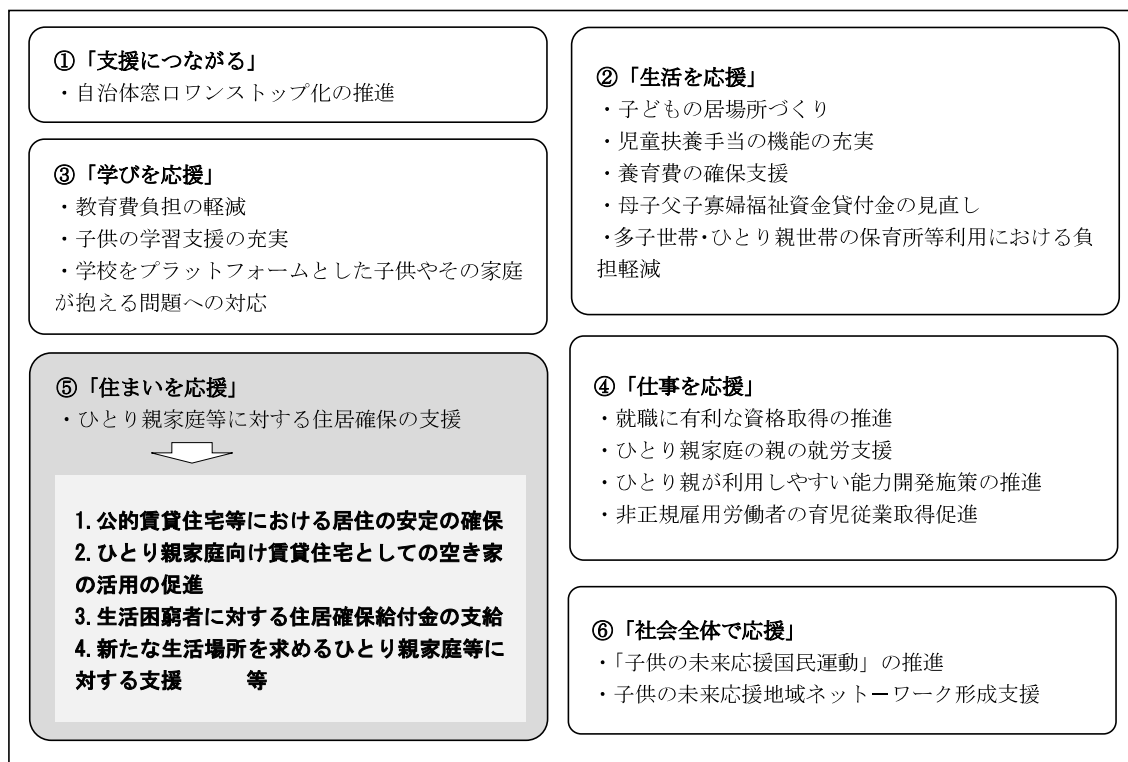


図 2-2-2 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの枠組み
(出典：内閣府「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」をもとに作成)

(3) 子供の貧困対策に関する大綱

内閣府では先に述べたような深刻な子どもの貧困問題を背景に、2014年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。その中で、子どもの貧困率の改善に向けた当面の重点施策として図 2-2-3 の「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「子供の貧困に関する調査研究等」、「施策の推進体制等」の6つの枠組みを掲げ、すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目標としている。

ひとり親世帯に関わる支援は、「生活の支援」及び「経済的支援」に明記されている。特に「生活の支援」には、保護者の生活支援として母子生活支援施設等の活用、子供の生活支援として子供の居場所づくりに関する支援、子どもの就労支援としてひとり親家庭の子供の就労支援などがある。住居に関しては、「生活の支援」の中のその他の生活支援として住

宅支援があるのみである。

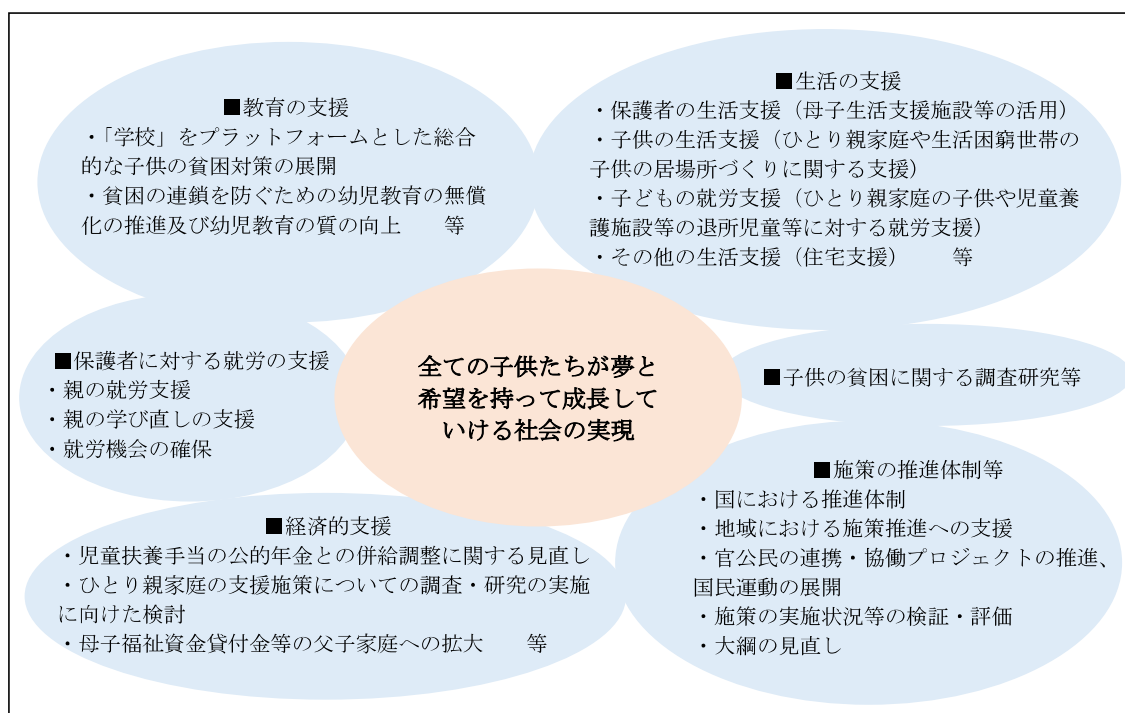


図 2-2-3 子供の貧困対策に関する大綱 指標の改善に向けた当面の重点施策
（出典：内閣府「子供の貧困対策に関する大綱について」をもとに作成）

(4)まとめ

子どもの貧困対策というテーマにおいて、住居に関する支援の部分は少ないが、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」では、住居の支援が含まれていることが確認された。ただし、他の支援に比べて支援の規模は小さい。ひとり親世帯が就労して子どもを育て生活するにあたり、生活基盤を整えるにも居住を安定させることが不可欠であるため、住居の支援についてより注力することも必要である。

ひとり親世帯の自立促進計画のもと、各自治体は支援策を展開している。住居の支援を中心に各自治体における支援展開を第三章にて述べる。

2.3 ひとり親世帯の住居に関する支援の実態

2.3.1 ひとり親世帯に関わる住居の主な法制度及び支援策の変遷

ひとり親世帯に関わる住居の法制度及び支援策の主な変遷を表 2-3-1 に示す。母子寮についての流れも併記し母子寮世帯への居住支援策にも触れる。

(1) 法制度及び支援策の変遷

戦後の住宅対策の三本柱は、住宅金融公庫、公営住宅、日本住宅公団である。このうち、1951年に国庫補助によって自治体が低所得者の住宅を建設する公営住宅法が成立した。第1種、第2種、特定目的の公営住宅があり、第2種は福祉的要素が強いものであった。割合としては第1種の方がやや戸数が多く、建設の国庫補助は第1種が1/2、第2種が2/3であったが、住宅の建坪はそれぞれ10坪、8坪と差異があった。

1952年の公営住宅3箇年計画においては、1期ごとに20万戸弱の公営住宅の建設が進められることとされ公的住宅の大量建設の時代であった。この計画のもと建設は進められ、図2-3-1に示すように、公営住宅建設数は1970年頃をピークに新規建設がなされていた。

このような状況の中、母子世帯への支援としては、1955年には建設省から都道府県に対し、第2種簡易耐火構造平家建（小家族向）について、母子世帯の入居を優先すること、また、特に母子寮の入所措置が終わり立退きを要求されている母子世帯を最優先とすることという指示があり、さらに1956年には必要性がある場合には母子世帯の家賃減免が認められることとなった。その結果、1955年から1958年の間に母子寮出身の896世帯が公営住宅に入居したとされている（松本、鈴木、1968）。1959年には、母子世帯向住宅と呼ばれる母子世帯を対象とした公営住宅が建設されることとなり、ここにおいても母子寮の退所者を優先することとされた。1956年には、1952年制定の母子福祉資金の貸付等に関する法律について、住宅資金の貸付が始まり、1963年には転宅資金の貸付も行われるようになった。また、1964年の母子福祉法においては、第27条において「地方公共団体は、公営住宅法による公営住宅の供給を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない」といった母子世帯への特別配慮が定められた。児童福祉法における母子世帯の児童の対象年齢は基本的に18歳以下であるが、母子福祉法においては対象年齢が20歳未満のため、より多くの母子世帯が公営住宅の恩恵を享受できたと推察される。

特定目的の公営住宅については、建設数の推移を図2-3-2に示すと、上記の母子世帯向住宅である一人親世帯向住宅は1960年代後半が建設のピークで年間2千戸近くが急設されていたことがわかり、また、図2-3-3に示すとおり1975年には累計2万戸を超えていたとされている。このような母子世帯向住宅の急設は、一般の母子世帯並びに母子寮出身の母子世帯ともに重要な住居の受け皿となっていたと考えられるが、戦後しばらく生活困窮に陥っていた多くの母子世帯のうち一部だけが入居できた状態であったと推察される。その後

1970年代に入ると、徐々に特定目的の対象が一人親世帯向から高齢者対策向へと移り変わっていったことが読み取れる。一方、図2-3-4のとおり、一人親世帯向住宅の建設ラッシュであった1960年代後半の第1種、第2種の公営住宅の割合を示すと、第1種の方が多いが第2種もそれほど変わらない戸数が建設されていることがわかる。1966年の住宅建設5箇年計画の第1期では、第1種を19万戸、第2種を29万戸増設する計画となっており、同図をみると第1種が20万戸、第2種が約25万戸建設されたため結果的にほぼ計画達成し、公営住宅全体が急設されていたことがわかる。なお、第1種、第2種の種別は1996年に廃止されている。

2006年には、現行の法である住生活基本法が制定された。同法を具現化した住生活基本計画では、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭等の“住宅の確保に特に配慮を要する者”への支援が具体的に定められた。住宅セーフティネットの確保に関して土台となる計画であり、公営住宅及び民間賃貸住宅の入居支援についての内容が策定された。ひとり親世帯の多くは、低額所得者または子どもを育成する家庭といった本計画における対象世帯となり、支援策が講じられることとなった。同法は、2016年の改正により、住宅確保要配慮者の増加に対応するため、空き家の活用を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた住宅セーフティネット機能を強化することとなった。また、民間賃貸住宅への住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため居住支援協議会の設置・活動の支援と生活困窮者自立支援制度等福祉施策との連携が図られている。

2007年には、通称“住宅セーフティネット法”といわれる「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が施行となった。ここで“住宅の確保に特に配慮を要する者”が“住宅確保要配慮者”と表現され、同法によって「住宅のセーフティネット」、「居住支援」という概念も大きく広まったといえる。同法は、住生活基本法の基本理念に基づき、住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）への公的賃貸住宅の供給の促進及び民間賃貸住宅への円滑な入居の促進について定めている。また、「居住支援協議会」についても規定しており、居住支援協議会とは、各地域において自治体、関係団体などが連携して住宅確保要配慮者への支援を実施する組織をいい、この取り組みに国が助成を行っている。同法は、2017年の改正により、地方公共団体による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定や、空き家等を都道府県等に登録する住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、居住支援法人の指定など住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置が組み込まれた。

これら2つの法制度はそれぞれに改正が重ねられ、生活困窮者自立支援制度との連携などが行われながら、現行の法制度として住宅セーフティネットにおける大きな役割を果たしているといえる。

表 2-3-1 ひとり親世帯に関わる住居の法制度の変遷

	母子寮（母子生活支援施設）	ひとり親世帯関連	住居関連の法制度等
M13(1880)	奥浦村慈恵院が母子を収容する		
T7(1918)	泉尾節婦館が母子寮として開設		
T11(1922)	二葉保育園母の家が母子寮として開設		
S12(1923) 関東大震災			
T12(1923)	愛の家母子ホーム開設		
T13(1924)	本所ベタニヤホーム開設		同潤会設立
S4(1929)		救護法制定	
S12(1937)	母子寮の規定（母子保護法） 特別母子寮の規定（軍事扶助法）	母子保護法制定 軍事扶助法制定	
S16(1941)			住宅営団設立（同潤会解消）
S20(1945) 終戦			
S21(1946)	宿所提供施設として位置付け←	旧生活保護法制定	
S22(1947)	児童福祉施設として位置付け←	児童福祉法制定	
S23(1948)	児童福祉施設最低基準公布		
S24(1949)		母子福祉対策要綱閣議決定	
S25(1950)		生活保護法制定	住宅金融公庫設立 公営住宅法制定
S26(1951)		公営住宅建設 第1期計画：全国18万戸 第2期計画：全国15.5万戸 第3期計画：全国15.7万戸 第4期計画：全国17.1万戸 第5期計画：全国20万戸	国庫補助により各自治体が低所得者住宅を建設（第1種、第2種、特定目的）
S27(1952)			公営住宅3箇年計画（1952～1966）
S30(1955)	入所世帯への優先入居配慮		日本住宅公団設立 母子世帯への優先入居配慮
S31(1956)		母子福祉資金の貸付等に関する法律成立	→住宅補修資金の貸付を追加
S33(1958)			母子世帯への優先入居及び家賃減免配慮
S34(1959)		国民年金法施行	母子世帯向公営住宅の建設努力
S36(1961)		児童扶養手当法制定	
S39(1964)		母子福祉法制定	
S40(1965)		母子家庭の公営住宅の特別配慮	母子世帯向公営住宅の促進
S41(1966)		第1期の計画 1966～1970年度までに1世帯1住宅の実現 公営住宅：第1種19万戸予定 第2種29万戸予定	住宅建設計画法制定 公的住宅供給の法的位置づけの明確化 住宅建設5箇年計画（1966～2006）
S46(1971)			第1種公営住宅の母子世帯の優先入居開始
S56(1981)		母子及び寡婦福祉法制定	
H8(1996)			公営住宅法改正
H9(1997)	母子寮から母子生活支援施設へ改称←	児童福祉法改正	第1種、第2種の廃止
H12(2000)	入所方式が措置から利用契約へ移行	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）成立	
H13(2001)		配偶者者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）成立	住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保のため、公的賃貸住宅ストック活用、民間賃貸住宅入居支援
H15(2003)	小規模分園型（サテライト型）施設の創設		
H18(2006)			住生活基本法制定 住生活基本計画の策定
H19(2007)			住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）制定
H23(2011)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（旧児童福祉施設最低基準）公布		住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給促進

第二章 ひとり親世帯を取り巻く状況

	母子寮（母子生活支援施設）	ひとり親世帯関連	住居関連の法制度等
H25(2013)		子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）成立	空き家活用の促進、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット機能を強化
H26(2014)		母子及び父子並びに寡婦福祉法制定	
H28(2016)			住生活基本計画の変更
H29(2017)		住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度 など	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律施行（改正住宅セーフティネット法） 新たな住宅セーフティネット制度

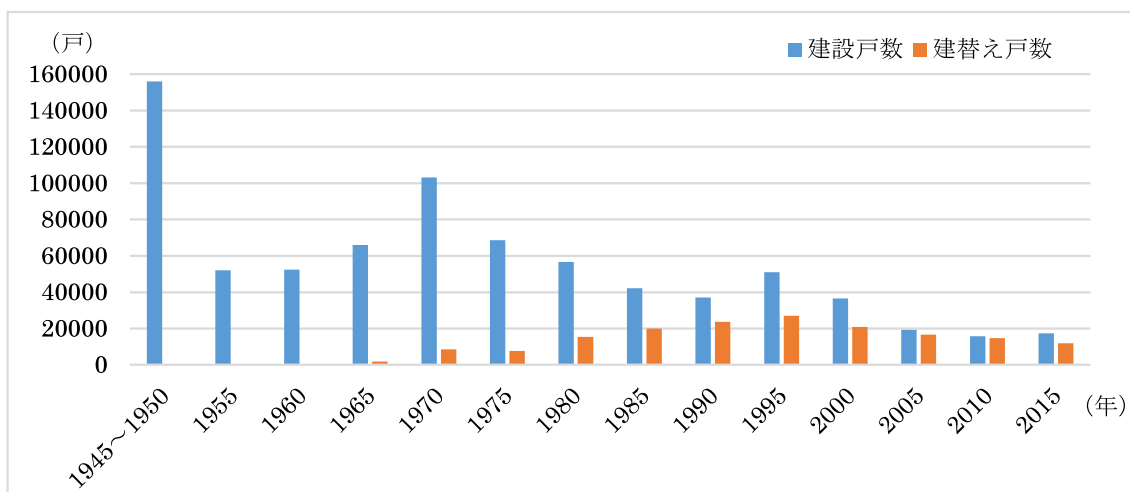


図 2-3-1 公営住宅の建設状況 (再掲)

(出典：一般社団法人日本住宅協会「公営住宅の整備 平成 28 年度版」をもとに作成)

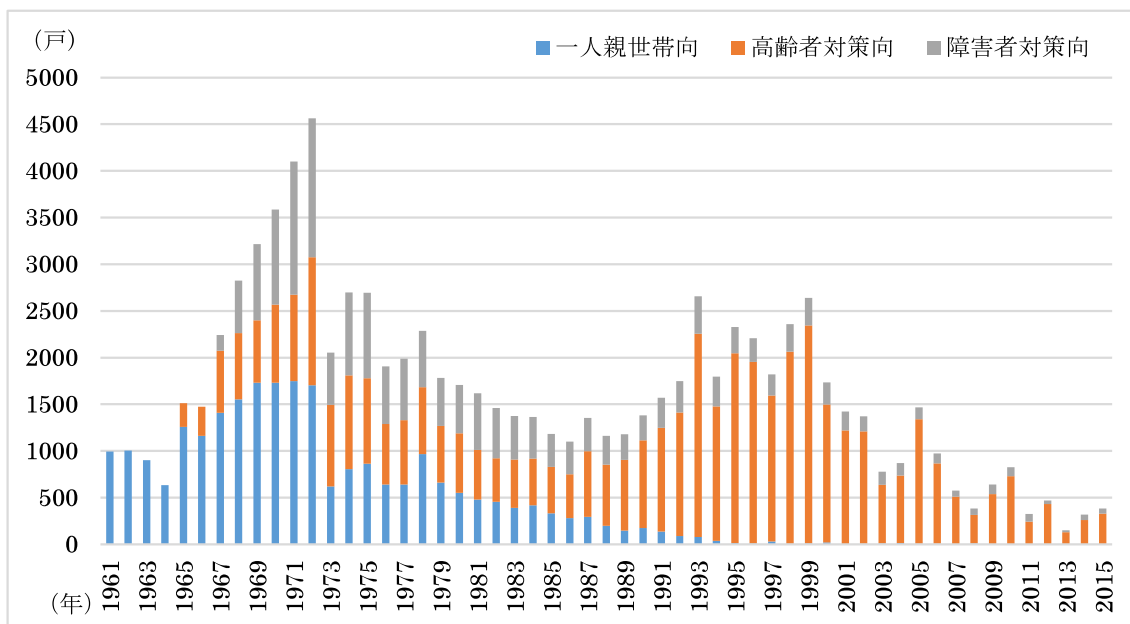


図 2-3-2 特定目的公営住宅等の建設実績の推移

(出典：一般社団法人日本住宅協会「公営住宅の整備 平成 28 年度版」をもとに作成)

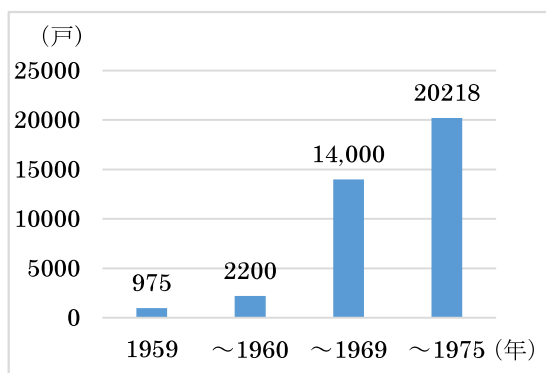


図 2-3-3 母子世帯向住宅の建設戸数の推移
(出典：「厚生白書」をもとに作成)

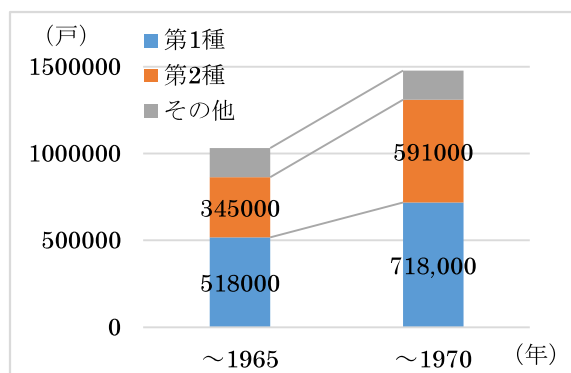


図 2-3-4 公営住宅第1種、第2種のと建設戸数の推移
(出典：「厚生白書」をもとに作成)

(2)まとめ

戦後の住宅難の時代に居住の場を確保できない母子世帯が多くいたことから、公営住宅に関して母子世帯への特別な配慮が積極的に行われていたことが明らかとなった。母子世帯向住宅までも国の指針によって建設されており、特に入居を最優先とされた母子寮退所者の受け皿となっていたことが認められた。また、母子寮から公営住宅の入居支援へ、さらに住宅・転宅資金の貸付へという住居に関する支援の流れがみられた。現在は、住生活基本法、住宅セーフティネット法によって子育て世帯や低所得世帯の支援が盛り込まれ、ひとり親世帯の居住支援が組み入れられているといえる。

現行の住生活基本法、住宅セーフティネット法について表 2-3-2、表 2-3-3 に示す。

表 2-3-2 住生活基本法の概要

項目	内容
目的	住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与する。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在及び将来における国民の住生活の基盤となる良質な住宅の供給等 ・ 住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成 ・ 民間事業者の能力の活用及び既存の住宅の有効利用、住宅を購入する者等の利益の擁護及び増進 ・ 低額所得者、高齢者等の居住の安定の確保
居住の安定の確保	住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにかんがみ、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として行われなければならない。
国及び地方公共団体の責務	国及び地方公共団体は、第三条から前条までに定める基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

表 2-3-3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
(住宅セーフティネット法) の概要

項目	内容
目的	住生活基本法の基本理念にのっとり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与する。
住宅確保要配慮者の定義	次のいずれかに該当する者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者 ・災害（発生した日から起算して三年を経過していないもの）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者、又は災害に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者 ・高齢者 ・障害者基本法第二条第一号に規定する障害者 ・子ども（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者）を養育している者 ・その他、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業）を行う者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅を構成する建築物ごとに都道府県知事の登録を受けることができる。 ・登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（登録事業）を行う者（登録事業者）は、国土交通省令で定めるところにより登録事項を公示しなければならない。 ・登録事業者は、登録事業に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）に入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として入居を拒んではならない。 ・国及び地方公共団体は、登録住宅の整備のために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めなければならない。等
住宅確保要配慮者居住支援法人	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事は、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社であつて、業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により住宅確保要配慮者居住支援法人として指定することができる。 ・住宅確保要配慮者支援法人は、当該都道府県の区域内において、登録住宅入居者の家賃債務の保証、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助、賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助、これらの業務に附帯する業務を行う。
住宅確保要配慮者居住支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、住宅確保要配慮者居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、住宅確保要配慮者居住支援協議会を組織することができる。

2.4 母子生活支援施設の実態

戦前の母子寮の成り立ちから現在の母子生活支援施設への移行、役割の変化などについて明らかにする。

2.4.1 母子生活支援施設の現状

(1)位置づけ

母子世帯の一部には、主にDV被害などの事情により母子生活支援施設に入所するケースがある。母子生活支援施設とは、母親と子どもが一緒に入所できる唯一の児童福祉施設で、何等かの課題を持つ母子世帯が地域で自立し生活を送れるよう住居を提供し様々な生活支援を行う施設である。児童福祉施設のうち、児童養護施設や乳児院と同様の養護系の入所施設に該当し、自治体の役所や福祉事務所を通して入所となる。施設内には、居室の他に相談室や入所者専用保育室などが設けられている。母子世帯は、概ね2年程度の期間で自立し退所することを目標に個々の事情に応じたケアを受け、ある程度自立できるようになり退所が決まると、退所先となる住居を確保して、自立した生活に慣れていくように施設職員のアフターケアを受けながら生活をする。母子生活支援施設における支援の内容は、母親の就労や資格取得、病児保育、母親不在時の子どもの送迎や補助保育、精神面や健康面のフォロー、生活ルールの習得など日常生活、退所後のアフターケア、その他に地域対応として緊急一時保護などである。

表2-4-1より、児童福祉法第38条においては、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする」と規定されている。対象児童は18歳以下だが、必要に応じて満20歳に達するまで延長できる。また、地域住民に対する養育の相談や助言を行う機関、並びに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）における一時保護機関の一つでもある。

前出の表2-3-1のとおり、母子生活支援施設は、戦前に「母子寮」として開設され、戦後には自宅の焼失や夫の戦死で行き場のない母子の屋根対策として急速に増設された歴史があり、1997年の児童福祉法改正に伴い現在の「母子生活支援施設」に改称されている。2000年には、母子生活支援施設の入所について措置から利用契約となり、つまり生活に困窮しているあるいは事情により保護が必要な世帯を入所させるという措置ではなく、母子本人の希望による入所の形となった。2003年にはサテライト型施設の運営が始まり、これは施設と別の場所に民間賃貸住宅などを用意して自立に近い母子世帯が居住し、職員の支援を受けながら退所後に地域に早く馴染めるようにすることを支援するものがある。また、2011年には、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が公布され、母子生活支援施設については母子室の面積を30㎡以上とすることなどハード面の整備について規定されている。

表 2-4-1 児童福祉法の母子生活支援施設に関する条文（抜粋）

第 38 条

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第 31 条

都道府県等は、第二十三条第一項本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、その保護者から申込みがあり、かつ、必要があると認めるときは、満二十歳に達するまで、引き続きその者を母子生活支援施設において保護することができる。

第 48 条の 2

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、当該施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

第 23 条

都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法の適用等適切な保護を行わなければならない。

2 前項に規定する保護者であって母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

3 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

5 都道府県等は、第一項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

(2) 施設概要

① 定員（世帯数）、在所者数、施設数

母子生活支援施設は全都道府県に設置されており、社会福祉施設等調査によると、定員、在所者数、施設数はいずれも減少傾向にあることがわかる（図 2-4-1）。昨今の母子世帯には、共同生活のルールが決められている施設という特殊な空間での生活が受け入れ難い、といったことも要因の一つと考えられる。また、このような入所者の減少に伴い、定員が削減される、建物の老朽化によって閉鎖される、なども要因と考えられる。そして、2000 年の児童福祉法改正により入所方式が利用契約となったことから、入所が望ましい母子世帯であっても本人の同意がなければ入所できないため、在所者数に影響していると推察される。

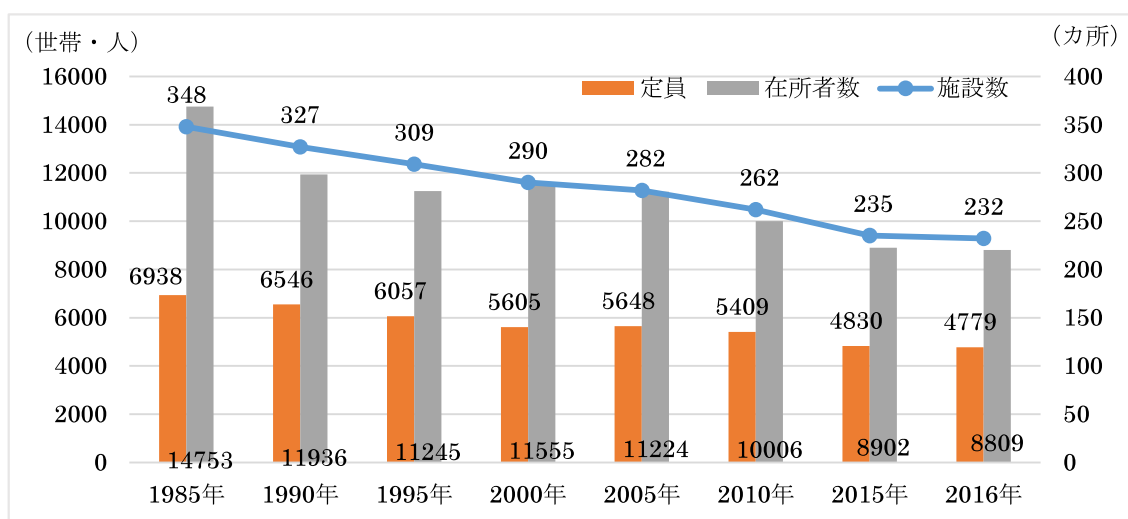


図 2-4-1 母子生活支援施設の定員（世帯数）、在所要者数、施設数の推移（再掲）
 （出典：厚生労働省「社会福祉施設等調査の概況」をもとに作成）

②設置と運営、規模、職員

設置と運営は、社会福祉施設等調査によると、全国の母子生活支援施設について、2014年時点で民設民営が52.8%、公設民営が28.3%、公設公営が18.9%である。民営は主に社会福祉法人による。2003年より小規模分園型（サテライト型）の運営も一部の施設で行われている。1施設の規模は、定員20世帯前後であるが、近年は入所者の減少から縮小化している施設も少なくない。職員は、施設長、母子支援員、少年指導員、嘱託医、調理師、保育士、心理療法担当職員などである。入所については自治体及び社会福祉事務所等が窓口となっている。

③建物、居室

建物は、単独施設あるいは保育所などの他施設との合築や併設となっている。合築では、上階に各世帯の居室、下階に事務室や相談室、合築の保育所などとなる。居室は独立した1DK～2DKの他、古い施設では水回りが共用の場合などもある。

④利用料、利用期間

利用料金は、「児童福祉法による助産施設・母子生活支援施設入所費用及び保育所等保育料徴収規則」によると、所得、生活保護や障害の有無により異なるが、多くとも月2万円程度に収まる範囲といえる。利用期間は、自立の程度で数か月から数年まで様々であるが、近年は短期間の傾向があり、一時的なDV避難や住宅困窮で入所するような母子世帯が増加していることや、建物が老朽化しているために希望退所が多い、といった理由が推察される。

(3) 入所理由及び退所理由

入所理由は、図 2-4-2 より、全国では「夫等の暴力」が 42.9%、次いで「住宅困窮」が 23.5%となっており、一方、東京都では「住宅困窮」が 47.3%、「夫等の暴力」が 20.8%となっている。全国的にはDV被害が主な入所理由であるが、東京都では住居がないため施設に入所するというケースが全国と比較して非常に多いことがわかる。

退所理由は、図 2-4-3 より、全国では「希望退所」が 22.1%、「経済的自立」が 18.9%、「住宅事情の改善」が 15.6%となっている一方、東京都では「住宅事情の改善」が 34.5%、「希望退所」が 13.0%となっている。全国的には希望退所が理由となるケースが最も多いが、東京都では住居を確保できるかが退所に大きく関わっていることが推察される。

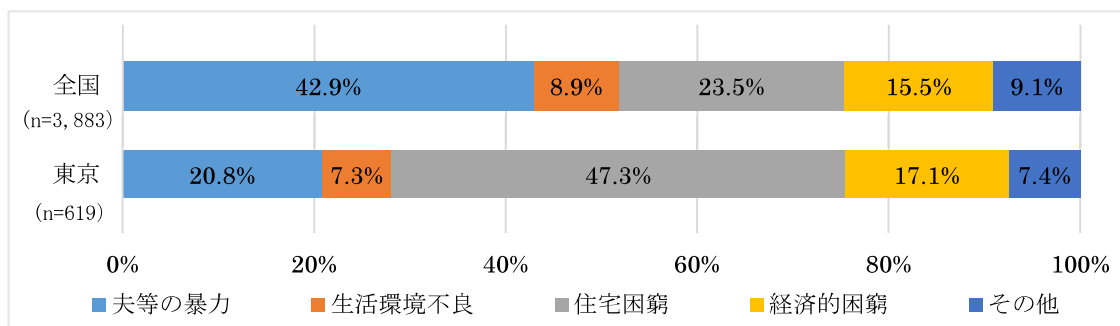


図 2-4-2 母子生活支援施設の入所理由

(出典：平成 26 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書、平成 22 年度東京都の母子生活支援施設実態調査報告書)

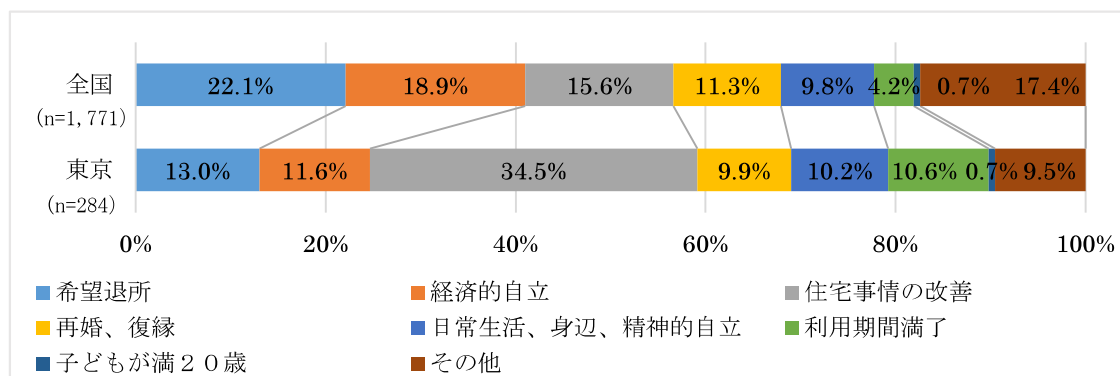


図 2-4-3 母子生活支援施設の退所理由

(出典：平成 28 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書)

2.4.2 母子生活支援施設の変遷と役割

母子寮及び母子生活支援施設、母子世帯に関連する法制度は、前出の表 2-3-1 にまとめている。

(1) 母子寮の始まりと戦前における住居としての役割

母子寮の前身としては、1880 年に長崎県の奥浦村慈恵院が孤貧児と母親を無料で収容していたとされ、1918 年には大阪府の泉尾節婦館が保育所に併設して母子寮を開設した記録が残されている。そして、厚生省に記録されている最初の母子寮は、1922 年に東京市（新宿区）に開設された二葉保育園母の家とされている（須藤、2010）。

図 2-4-4 に二葉保育園母の家の改築の変遷を示す。二葉保育園については、川西が歴史的研究を行っている。川西によると、母の家は、先に開設していた二葉保育園の児童数が周辺環境の変化から大幅に減少し保育室に余裕ができたこと、また 1900 年の保育事業開始以降、困窮母子世帯を懸念し相談対応や保育室の宿泊提供などを行っていたことから、保育室を活用して困窮母子世帯に安全な住居を与えて保護するに至った。国と東京市の公費、二葉保育園の賛助者の寄付金により母の家を開設し、北側の保育室を改築した居室は 10 室、費用は 1 世帯 3.5 円から 4 円であった。

同図より、母の家では開設後数年のうちに 2 度の増築が行われた。1923 年、関東大震災による被災の修繕の折、元の母の家に加え罹災者救済のための一時的な「応急母の家」を園庭に建設した。翌 1924 年、応急母の家を改築して 2 階建の母の家として増築し、居室は北側と合わせて 29 室となった。1928 年には、1906 年に建設された本園の傷みも限界になったことから全面的な大改修を行い、保育園の 2 階部分並びに東側の職員住宅が母の家となり、北側の母の家の居室も増やし、51 室となった。さらに 1935 年には、開設当初からの慢性的な部屋不足解消のために近所の一軒家に複数世帯が共同で生活をする現在のサテライト型のような分家の開設を経て、別の場所に分園を開設した（川西、1981）。

その後、母の家は 1945 年に第二次世界大戦により本園と分園ともに焼失し閉鎖されたが、保育園の分園の 1 つが焼失を免れたため二葉保育園は事業を再開し、1950 年、その場所に総合児童福祉施設として保育園、乳児院、母子寮を建設した。母子寮は翌年に廃止となったものの、現在は保育園、乳児院、児童養護施設が運営されている。なお、同時期の母子寮として、1923 年に愛の家、1924 年にベタニヤホーム（共に東京市）が関東大震災の罹災母子のために開設し、1930 年には全国に 10 カ所の母子寮があったとされている（副田、1985）。

母子寮の住居としての役割については、1937 年、貧困母子世帯救済のために母子保護法が制定され、母子寮は第 9 条に母子保護施設として「扶助を受ける母及びその子を保護する為に必要な施設」と規定された。また同年は、軍事扶助法の制定により軍人家族を対象とした母子寮が別途開設された。軍事扶助法は扶助の条件が緩く扶助料も高く、母子寮の建物も貧困母子世帯の建物より立派であったとされている（川西、1981・副田、1985）。

第二章 ひとり親世帯を取り巻く状況

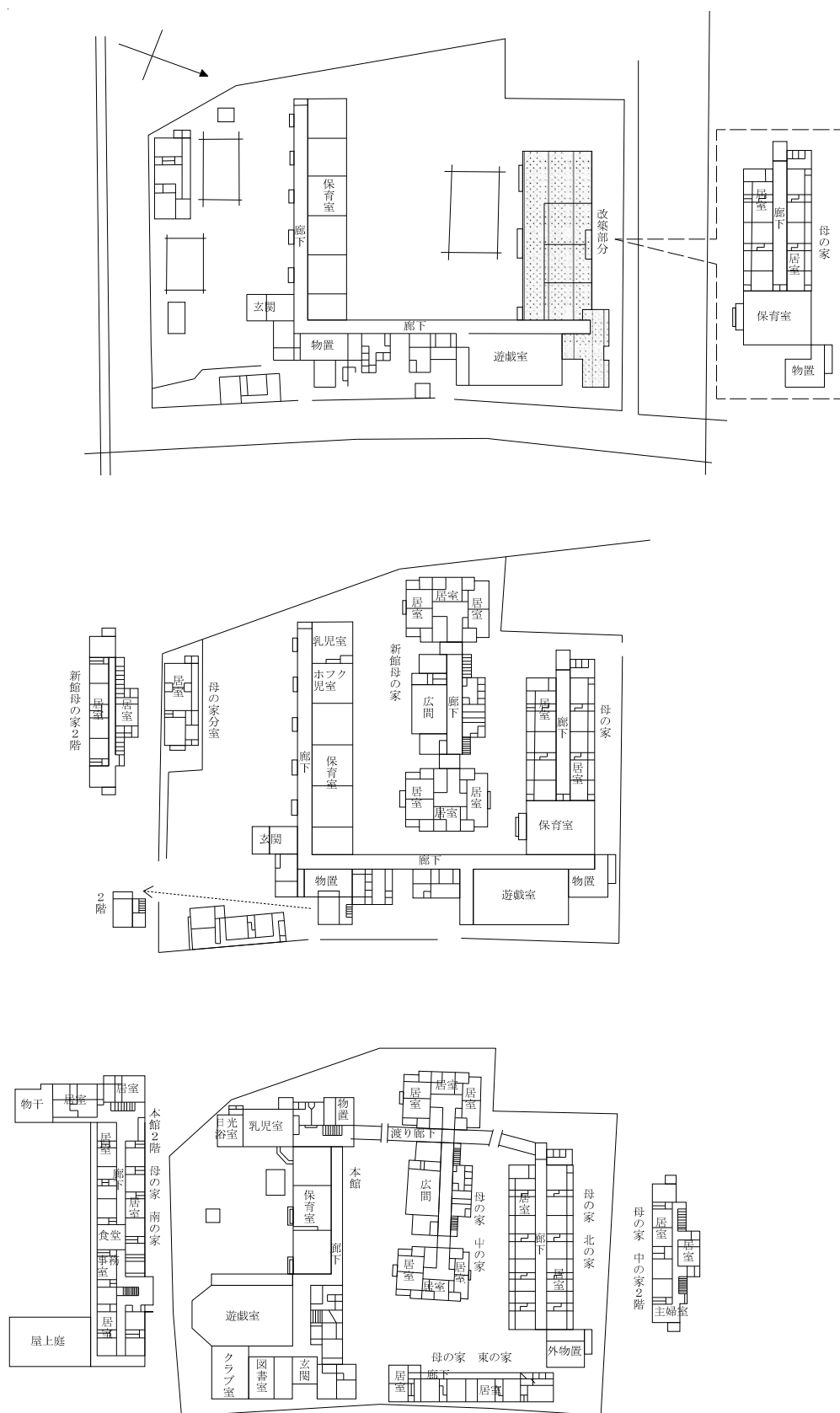


図 2-4-4 二葉保育園母の家 改築の変遷 (上: 1922 年、中: 1924 年、下: 1928 年)

(2)戦後における母子寮の住居としての役割と現在の母子生活支援施設

1946年、旧生活保護法が制定され、母子寮は、敗戦直後の住宅不足の状況下で宿所提供施設としての役割を持つことになった。また、翌1947年の児童福祉法において、母親と子どもを共に入所させて保護する児童福祉施設として規定された。

この頃、戦後の生活困窮や住宅不足のため母子世帯に対しては母子寮の増設が急務とされた。1949年の母子福祉対策要綱では、母子居住環境の改善として、①母子寮の現在数は非常に少ないため、特に子女を多く抱えているものや困窮度の高い母子を優先的に入所させる等の措置を計るとともに、母子寮の緊急増設を図ること、②付近に母子寮がないときは集団住宅等を借上げて母子寮に代らしめること、③母子寮に入所させることができない母子については国庫補助住宅措置による住宅に入居し得るよう具体的取扱いを考慮すること、の3点が定められた。戦後においても、国民の住居の確保が重要とされる中で母子寮が母子世帯の住居としての役割を担っていたことがわかる。

その結果、図2-4-5のとおり、母子寮は急激に増設され1960年前後には約650施設に達した。しかしながら、その後施設数は減少し、1985年以降も微減が続いている。母子寮が減少した要因には、図2-4-6、図2-4-7のとおり、戦後に戦傷病死、戦災死のために入所した多くの母子世帯の子どもの年齢が18歳を超え、入所対象世帯が減少したことがまず考えられる。また、母子寮は緊急増設にあたって、既存の建物の転用や戦後の物資不足の中での新築が行われていたため、建物の老朽化により施設環境が悪化しているとして、入所を希望しない世帯が増えたとされている(須藤、2010)。さらに、1955年に公営住宅法が制定され大量の住宅供給が始まったことで、母子寮の住居としての役割が薄まり、母子世帯が公営住宅に流れて入所者が減ったとも考えられる。

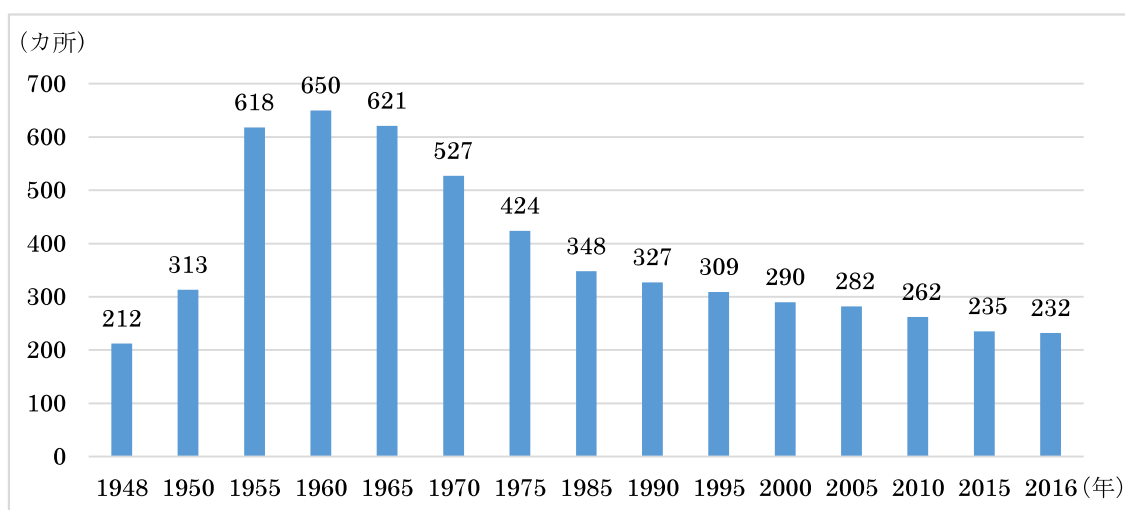


図2-4-5 母子生活支援施設数の推移

(出典：「厚生白書」をもとに作成)

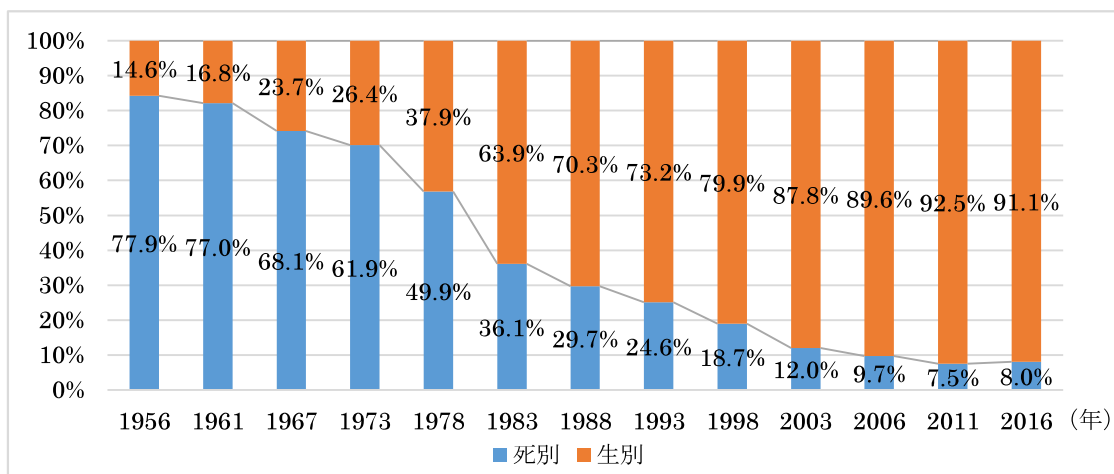


図 2-4-6 生別母子世帯と死別母子世帯の割合の推移
(出典：「厚生白書」をもとに作成)

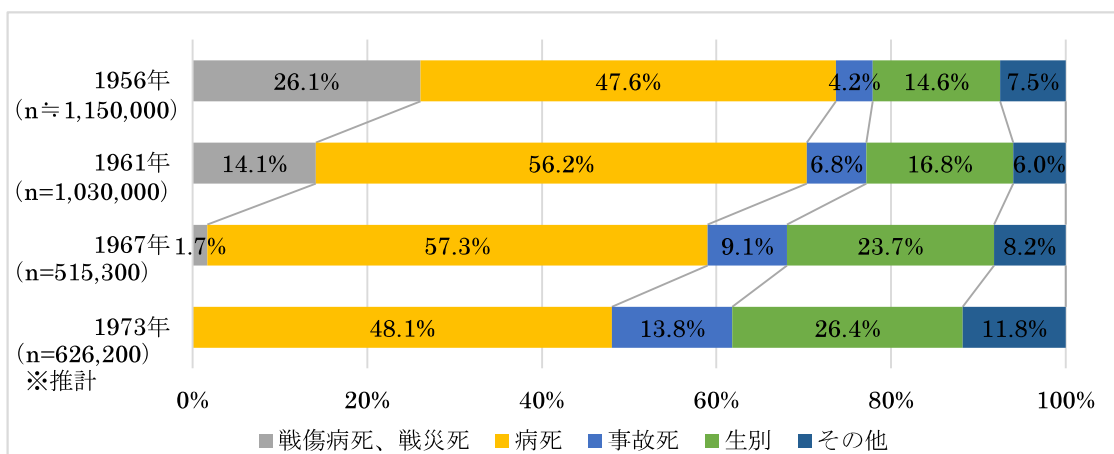


図 2-4-7 戦後母子世帯になった理由の割合の推移
(出典：「厚生白書」をもとに作成)

(3) まとめ

母子寮は戦前、ある保育所が空き室に貧困母子世帯を保護したことに始まり、戦後は戦災による住居の喪失などから屋根対策として急いで増設されたが、公営住宅の建設が進むと同時に母子寮の建設ピークも過ぎ住居としての役割が薄まっていったと考えられる。母子福祉対策要綱には母子寮に入所できない母子世帯の住宅措置への考慮なども定められ、当時の母子世帯の住宅確保は非常に逼迫していたことがうかがえる。しかしながら、公営住宅の建設が進むと同時に母子寮の建設ピークも過ぎ、母子寮の住居としての役割は徐々に薄まったと考えられる。

2.4.3 母子生活支援施設の施設環境

(1) 戦前の母子保護施設標準

1939年に作成された厚生省の母子保護施設標準では、母子寮の居室面積は1世帯あたり3坪(6畳)とされている(副田、1985)。表2-4-2に、先に述べた二葉保育園母の家の居室の変遷をまとめると、居室の多くは4畳半で個別または共同の炊事場は開設当時から備えられ、1928年には多子世帯に対応可能な広い居室も用意されていた。母子保護施設標準は母の家の最終形の10年ほど後に成立したため、母の家は標準に沿って部屋が設けられた訳でなく、実際に標準面積にほとんど達していないことがわかる。母の家では、居室の面積を最低限とし部屋数を多く確保して、より多くの母子世帯に住居を与える役割を果たしていたと考えられる。しかしながら、入所希望者があふれていたため、1室1世帯でない場合もあったとされている(川西、1981)。

表2-4-2 二葉保育園母の家 居室の変遷

1922年	1924年	1928年
4畳半:8室 6畳:2室	3畳:2室 4畳半:16室 5畳半:4室 6畳:7室	3畳:8室 4畳半:24室 5畳半:4室 6畳:13室 4畳半+3畳:2室
計10室	計29室	計51室
各室に炊事場	各室に台所設備※2階部分以外	各室に台所設備

(2) 戦後の児童福祉施設最低基準

1948年、児童福祉施設最低基準が設けられた(表2-4-3)。母子寮の設備の基準については、居室は1人あたり0.75坪以上、1世帯1部屋、母子寮内の保育空間や静養室の確保などが定められた。居室に関しては、戦前の母子保護施設標準と大差ないことがわかる。1980年には居室の表記が坪から m^2 に変更され $2.47m^2$ となるものの居室面積は同様である。その後、母子寮から母子生活支援施設に改称された翌年の1998年、居室面積について「概ね1人あたり $3.3m^2$ 以上」と50年ぶりに改正された。現在では、相談室の設置、居室内水回りの設備を含め1部屋 $30m^2$ 以上とさらに改正され、母子室面積は以前より格段に広がっていることがわかる。

表 2-4-3 母子寮（母子生活支援施設）の設備基準の変遷

1948 年	1980 年	1998 年	2011 年～現在
<p>一、母子室、集会、学習等を行う室、炊事場及び便所を設けること。</p> <p>二、母子室は、1 世帯につき 1 室以上とすること。</p> <p><u>三、母子室の面積は、概ね 1 人につき 0.75 坪以上であること。</u></p> <p>四、集会、学習等を行う室には、少年の学習に必要な机、椅子及び参考書と共に、母の教養に必要な図書を備えること。</p> <p>五、便所の数は、母子 20 人につき 1 以上とすること。</p> <p>六、乳児または幼児を入所させる母子寮には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。</p> <p>七、付近に公衆浴場等がないときは、浴室を設けること。</p> <p>八、乳児又は幼児 30 人未満を入所させる母子寮には、静養室を、乳児又は幼児 30 人以上を入所させる母子寮には、医務室及び静養室を設けること。</p>	<p>一、母子室、集会、学習等を行う室、炊事場及び便所を設けること。</p> <p>二、母子室は、1 世帯につき 1 室以上とすること。</p> <p><u>三、母子室の面積は、概ね 1 人につき 2.47 m²以上であること。</u></p> <p>四、集会、学習等を行う室には、少年の学習に必要な机、椅子及び参考書と共に、母の教養に必要な図書を備えること。</p> <p>五、便所の数は、母子 20 人につき 1 以上とすること。</p> <p>六、乳児または幼児を入所させる母子寮には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。</p> <p>七、付近に公衆浴場等がないときは、浴室を設けること。</p> <p>八、乳児又は幼児 30 人未満を入所させる母子寮には、静養室を、乳児又は幼児 30 人以上を入所させる母子寮には、医務室及び静養室を設けること。</p>	<p>一、母子室、集会、学習等を行う室、<u>調理場、浴室及び便所を設けること。</u>ただし、付近に公衆浴場があるときは、<u>浴室を設けないことができる。</u></p> <p>二、母子室は、1 世帯につき 1 室以上とすること。</p> <p><u>三、母子室の面積は、概ね 1 人につき 3.3 m²以上であること。</u></p> <p>四、乳児または幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。</p> <p>五、乳児又は幼児 30 人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳児又は幼児 30 人以上を入所させる母子寮には、医務室及び静養室を設けること。</p>	<p>一、母子室、集会、学習等を行う室及び<u>相談室を設けること。</u></p> <p>二、母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。</p> <p><u>三、母子室の面積は、30 m²以上であること。</u></p> <p>四、乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。</p> <p>五、乳幼児 30 人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児 30 人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。</p>

(3)まとめ

母子寮は戦前から施設基準があったが、保護を目的に多くの母子世帯を入所させようという当時の深刻な状況が二葉保育園母の家の事例から読み取れ、特に関東大震災後は東京及びその近郊は入所希望者が溢れ多くの母子世帯を入所させる必要性から、施設標準への対応は困難であったと推察され、戦後の児童福祉施設最低基準においては、母子寮は約 20 年前まで母子室の広さは概ね 1 人あたり 3.3 m²以上であり、現在の 1 室 30 m²の基準よりはるかに狭かったことが明らかとなった。

2.5 本章のまとめ

本章では、国の資料や既往論文などの文献を用い、ひとり親世帯の統計、ひとり親世帯に関わる法制度の変遷、母子生活支援施設の概要及び歴史などを整理した。

児童のいる世帯数の減少の一方で母子世帯数は増加傾向にある。また、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の子どもの貧困率が現在までの30年間一定して50%以上を推移し、平均年間就労収入は父子世帯では400万円以上の世帯が39.9%いるが、母子世帯では100～200万円の世帯が35.8%、さらに養育費を受けたことがない母子世帯は56.0%であり、母子世帯の経済状況が非常に深刻であることが明らかとなった。そして、母子世帯は持ち家率が父子世帯の半数程度で民間賃貸住宅や公営住宅に居住する傾向がみられ、母子世帯の6割以上には同居者がおらず低収入であることが影響していると考えられる。

ひとり親世帯に関わる法制度は、戦前の貧困母子世帯の保護に始まり、戦後の死別母子世帯、その後の生別母子世帯を含めた母子世帯、現在の父子世帯を含めたひとり親世帯まで対象を広げ、経済面、住居、就労支援などにおいて、自立に向けた支援策が展開されてきたことが確認された。住居に関しては、戦後に母子寮が母子世帯の住居の受け皿となっており、公営住宅では母子世帯の入居に特別な配慮が行われていたことが明らかとなった。この母子寮は、公営住宅の建設が進むと同時に建設数も減少し住居としての役割が薄まっていったと考えられる。そして現在は、民間賃貸住宅入居促進について、ひとり親世帯を含む子育て世帯や低所得世帯への居住支援が主に行われていることを明らかにした。

第三章 自治体の取り組み

3.1 1都3県におけるひとり親世帯の主な支援策

3.2 各自治体における支援の実態

3.3 東京都区部における具体的な支援の取り組み

3.4 本章のまとめ

本章の目的

第二章では、国によるひとり親世帯の自立に向けた支援策について変遷を辿り、支援対象が母子世帯のみから父子世帯も含まれるように遷移し、手当や貸付といった経済的支援が行われてきた他、近年では就労支援や子どもの貧困対策が積極的に行われていることが明らかとなった。住居に関しては、公営住宅が1950年代から建設され、同時期には母子寮が増設され、住宅に困窮した母子世帯の居住のセーフティネットとして役割を果たしていたことが確認された。また、2006年の住生活基本法制定以降は、現在までの約10年間で住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅入居促進の取り組みが推進されている。

そこで本章では、現在、国によるひとり親世帯の自立に向けた支援策が各自治体でどのように展開されているのか居住を中心に現行の支援策の実態を把握し、その取り組みの中で生じている課題から支援のあり方を検討することを目的とする。

都市部の住宅問題が深刻と考えられることから、調査対象は東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県とする。

3.1 1都3県におけるひとり親世帯の主な支援策

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県における現行の主な支援策を整理する。

3.1.1 東京都

(1) 自立支援計画の全体像

東京都では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画として、「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）」（平成27年度～平成31年度）を策定した。具体的な支援策を表3-1-1に示す。ひとり親家庭を含む支援(●)、及びひとり親家庭に限定した支援(○)があり、分野は「相談体制の整備」「就業支援」「子育て支援・生活の場の整備」「経済的支援」「市町村の取組みの支援」の5つに分かれている。ひとり親家庭に限定した支援(○)は、「相談体制の整備」、「就業支援」、「経済的支援」については半分以上が該当し、「子育て支援・生活の場」では、ホームヘルプサービス、子どもの学習支援、都営住宅の優先入居、母子生活支援施設に関する支援となっている。

(2) 子育て

東京都は独自の支援策として、子育て相談や児童虐待などによる要保護児童の早期発見を目的に、表3-1-1の「1. 相談体制の整備」にある「子ども家庭支援センター事業」を平成7年に開始した。子ども家庭支援センターは、地域の関係諸機関と円滑な連携・調整を図り、子育て世帯にきめ細かな対応を行うための支援のネットワークにおいて中核となる役割を持っており、平成28年4月現在で東京都の全区市及び町村に設置されている。自治体によっては東部及び西部というように2カ所以上あり、役所内に設置されている場合や単独施設として地域内に建てられている場合もある。表3-1-2に子ども家庭支援センター事業の主な内容を示す。子ども家庭支援センターでは、子どもに関する相談の他、ショートステイや一時預かりなどの短期支援、支援を実施するボランティアの育成、また子育てに関する情報提供を行うなどしている。また、表3-1-3のとおり、要保護児童対策協議会は定期的また必要に応じて適宜開催しており、虐待や養育困難、気にかかる子ども、保護が必要な子どもがいる世帯について、関係諸機関との情報共有を行っている。児童福祉法において、この支援のネットワーク内における個人情報の共有は問題がないものとして認められている。

子ども家庭支援センター事業は、ひとり親世帯に限定した事業ではないが、ひとり親の世帯は両親のいる世帯と比べて子育ての援助がより必要であると考えられ、また、2005年の東京都福祉保健局の調査結果「児童虐待の実態 II」によると、児童虐待が起きている家庭の約35%はひとり親世帯であることが明らかになっている。したがって、子ども家庭支援センターは虐待を含む子育て相談に関する身近な機関として、ひとり親世帯には非常に重要な位置付けにあり、家庭内の危機的状況を改善する一助としての役割が大きいと考えられる。

表 3-1-1 東京都ひとり親家庭自立支援計画

1. 相談体制の整備
○東京都ひとり親家庭支援センター事業
○母子父子自立支援員の資質向上
○ひとり親家庭等生活向上事業
●子ども家庭支援センター事業
●生活困窮者自立相談支援事業
●配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援
2. 就業支援
○東京都ひとり親家庭支援センター事業
○在宅就労推進事業
○母子家庭父子家庭自立支援教育訓練給付金事業
○母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等業
○母子父子自立支援プログラム策定事業
○ひとり親家庭相談窓口強化事業
○母子家庭の母等に対する職業訓練
●生活保護受給者等就労自立促進事業
●東京しごとセンター事業
●保育付き職業訓練
●育児離職者向け能力開発訓練
●女性の再就職に対する緊急対策
3. 子育て支援・生活の場の整備
○ひとり親家庭ホームヘルプサービス
●通常保育事業
●夜間保育事業、延長保育事業、休日保育事業
●病児保育事業
●子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
●一時預かり事業
●ファミリーサポートセンター事業
●学童クラブ事業
●放課後子ども教室
●出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）
●地域子育て支援拠点事業（子育て支援事業）
●利用者支援事業
●生涯を通じた女性の健康支援事業
●子育てスタート支援事業
●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
●養育支援訪問事業
●要支援家庭を対象としたショートステイ事業
●要支援家庭の早期発見に向けた取り組み
○ひとり親家庭の子どもの学習支援
●生活困窮者自立支援制法に基づく子どもの学習支援
●受験生チャレンジ支援貸し付け事業
●被保険者自立促進事業
○都営住宅の優先入居
●居住支援協議会
○母子生活支援施設の支援力の向上
○母子生活支援施設の施設整備
○施設に入所する子どもの自立支援の充実
○母子緊急一時保護事業

凡例

●ひとり親家庭を含む

○ひとり親家庭に限定

4. 経済的支援
○児童扶養手当
○児童育成手当
○母子及び父子福祉資金貸付
○ひとり親家庭等医療費助成
○自立生活スタート支援事業
○自立援助促進事業
●受験生チャレンジ支援貸付事業（再掲）
●被保険者自立促進事業（再掲）
5. 市町村の取組みの支援
●子ども家庭支援区市町村包括補助事業（ひとり親家庭のしおり作成、父子家庭への相談支援充実、ステップファミリーへの相談支援、親子のふれあい事業など）

凡例

- ひとり親家庭を含む
- ひとり親家庭に限定

表 3-1-2 子ども家庭支援センターの主な活動内容

様々な相談への対応	身近な相談から解決困難な相談まで、子どもと家庭に関するあらゆる相談に一義的かつ総合的に対応する
在宅サービスの提供	ショートステイ、トワイライトステイ、一時保育、地域に応じた子育て支援サービスの窓口を設ける
サービス調整	児童相談所や保健所等と連携し、相談者の問題に最も適した解決を図り相談内容に応じた適切な指導・援助を行う
要保護児童対策地域協議会	情報を集約・把握し、関係機関の役割分担の調整や相互の連携を行う
地域組織化活動	社会資源として住民同士の子ども・保護者に対する援助活動への積極的な支援を行う
広報活動	利用しやすいように活動を周知し、子育ての知識に関して連携機関へ広報活動を行う
運営協議会	住民や関係者の意見を聞き、センターの方向性を確認し、適正な時事業運営を進める為に設置する

表 3-1-3 要保護児童対策地域協議会の会議要綱

定期的な会議	代表者会議：年に1～2回 実務者会議：年に4回 実際に相談などの対応を行っている担当者の会議、情報交換等を行う
臨時で行う会議	個別ケース検討会議：必要に応じて適宜開催 個別のケースについて直接関わっている担当者、関わる必要性・可能性がある関係機関の担当者の会議、家庭状況の把握や問題点の確認を行う

(3)住居

表 3-1-1 にあるように、住居についての支援策は、都営住宅の優先入居、居住支援協議会、母子生活支援施設に関するものである。

都営住宅は最も基本的な住まいのセーフティネットであり、入居を希望する場合、ひとり親世帯の場合は、一般世帯と同様の年2回の抽選方式、及び現住居の状況から入居の優先順位が付き上位から順番に入居が決まっていく年2回のポイント方式の2種類の応募が可能である。前者の抽選方式では、ひとり親世帯は当選確率が一般世帯の7倍になるように優遇

されている。しかしながら、図 3-1-1 に示すとおり、東京 23 区では都営住宅の管理戸数は 2016 年 3 月現在で約 16.5 万戸であるが、千代田区の約 300 戸から足立区の約 3 万戸まで自治体によってストックに大きな偏りがあることがわかる。元々ストックが非常に多い足立区などではセーフティネットとしての役割を果たしていると考えられるが、ストックの少ない区では民間賃貸住宅への入居が現実的で、都営住宅の抽選となると数十倍の倍率となるケースもある。都営住宅は新規建設が行われておらず現在は老朽化した住宅の取り壊しや改築が行われている状況にあり、都営住宅全体として今後の募集戸数の増加があまり見込めない。

一方で、民間賃貸住宅に関しては、東京都都市整備局では 2014 年に住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることを目的に、東京都居住支援協議会を設立した。広域的自治体の東京都が、都内の区市町村における居住支援協議会の設立や活動について都民へ啓発活動などを行うとしてセミナーなどを実施するものである。

また、前章までに、母子生活支援施設（旧：母子寮）が歴史的にみて母子世帯の住居としての役割を担っており、現在も都市部においては住宅に困窮する母子世帯の一時的な住居となる場合があると考えられる。2017 年現在、東京都には 35 カ所の母子生活支援施設があり、1 カ所もない場合から 3 カ所ある場合まで自治体によって様々である。

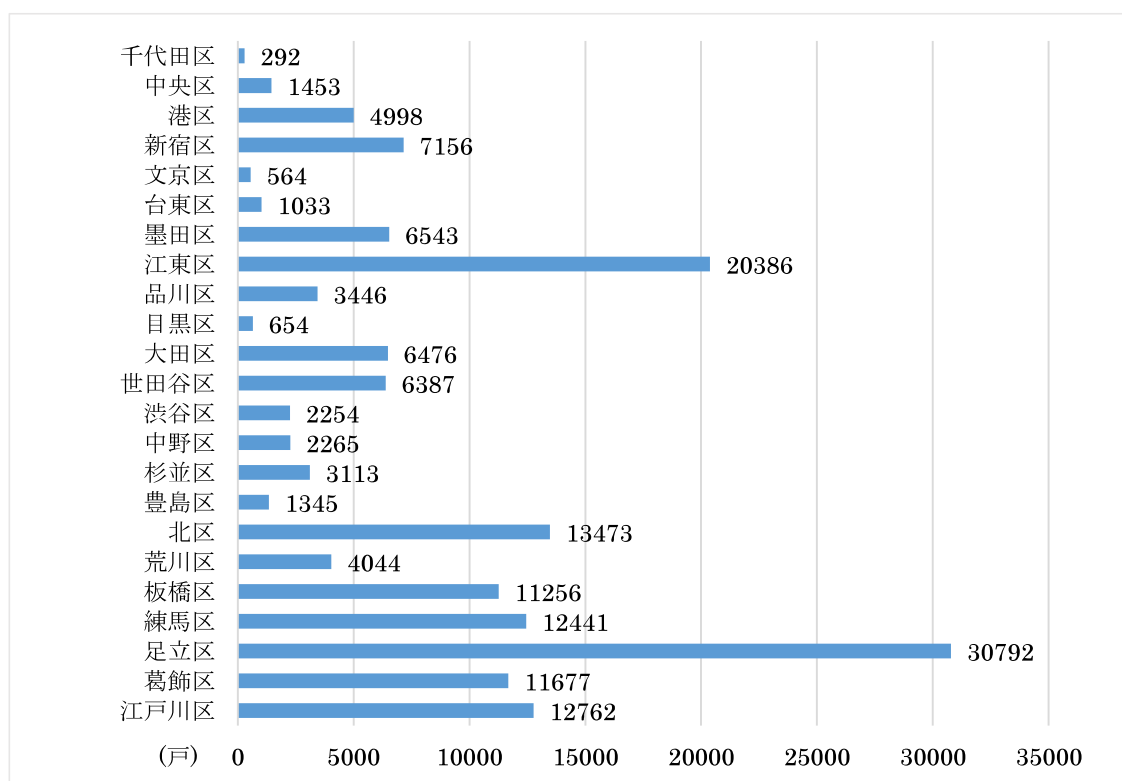


図 3-1-1 東京 23 区の都営住宅管理戸数

(出典：東京都都市整備局「都営住宅団地一覧」をもとに作成)

(4)就労

表 3-1-1 の「2. 就業支援」にあるように、また表 3-1-4 に示す就業支援の内容のとおり、ひとり親世帯に限定した支援として、母子家庭等就業自立支援センター（東京都ひとり親家庭センターはあと）の設置、社会福祉協議会によるひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、外部委託によるひとり親家庭在宅就業推進事業を挙げられる。各自治体が実施する支援策には、母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、ひとり親家庭相談窓口強化事業、母子家庭の母等の職業訓練がある。また、ひとり親世帯を含む事業には、生活保護受給者等就労自立促進事業などがある。自治体では、ハローワークや母子・父子自立支援員、また外部の民間団体などとの連携も行いながら、ひとり親世帯の支援を展開している。

表 3-1-4 ひとり親世帯への就業支援の内容

<p>○<u>東京都ひとり親家庭センターはあとの就業支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都の「母子家庭等就業自立支援センター」として、ひとり親家庭及びその支援者に情報収集・提供、援助、指導、雇用促進の啓発等を行って自立の促進を図り、またひとり親家庭向けの求人情報提供を母子世帯に実施。
<p>○<u>母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業（実施主体：区市）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は父子家庭の父が就労するために必要な教育訓練を受講した場合、本人が対象教育訓練に支払った費用の60%に相当する額（上限20万円、12千円を超えない場合は支給しない）を支給。
<p>○<u>ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業（実施主体：区市）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職に有利な資格の取得を目指す養成機関に修業している場合、一定の受講期間について、生活の負担の軽減を図る給付金を支給。
<p>○<u>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（実施主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会）2016年度創設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進。
<p>○<u>ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（実施主体：区市）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を修了した際、受講修了時給付金として受講のために支払った費用の20%（上限10万円、4千円を超えない場合は支給しない）を支給。また、試験に合格した場合、受講のために支払った費用の40%（受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は、上限15万円）を支給。
<p>○<u>母子・父子自立支援プログラム策定事業（実施主体：区市）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施。
<p>○<u>ひとり親家庭相談窓口強化事業（実施主体：区市）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援専門員が職業能力の向上や求職活動等就業についての相談・支援を行う、母子・父子自立支援員と連携し総合的な支援を行う。
<p>○<u>ひとり親家庭在宅就業推進事業（実施主体：東京都（外部委託））</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチングサイトの活用等により、在宅就業コーディネーターが在宅就業を希望するひとり親等に在宅業務の相

3.1.2 神奈川県

神奈川県のホームページより、神奈川県では、東京都のような独自の自立支援計画は策定されていない。表 3-1-5 には、神奈川県が実施している支援の一覧を示す。独自の支援として特徴的なものに、高校生への助成、給付、貸付といった就学支援制度が充実していることが挙げられる。住居については、公営住宅の当選率の優遇並びに母子生活支援施設となっている。2017 年には、「カナ・カモミール」というひとり親支援情報を発信するポータルサイトを作成し、県内のひとり親家庭を対象に行政や N P O 等の支援の情報提供を行っている。

表 3-1-5 神奈川県のひとり親世帯支援策

項目	内容
相談窓口	ひとり親家庭の方の自立に向けた相談窓口（母子・父子自立相談員）
	生活や福祉全般に関する地域の相談相手（民生委員・児童委員）
	福祉全般に関する相談窓口（福祉事務所）
	ひとり親家庭の方の就業に関する相談窓口（母子家庭等就業・自立支援センター）
	かながわひとり親家庭相談ダイヤル（夜間休日電話相談）
手当	児童扶養手当
	特別児童扶養手当
	児童手当
助成・給付金	自立支援教育訓練給付金
	高等職業訓練促進給付金
貸付	母子父子寡婦福祉資金
	生活福祉資金
医療費	ひとり親家庭等医療費助成事業
	小児医療費助成事業
就学援助制度（助成・給付）	義務教育就学援助
	高等学校等就学支援金
	私立高等学校等の学費補助
	神奈川県高校生等奨学給付金
就学援助制度（貸付）	神奈川県高等学校奨学金貸付
日常生活の支援	生活支援員の派遣
住まいや施設	公営住宅の当選率の優遇
	母子生活支援施設
生活保護	生活保護制度
年金	遺族年金
	寡婦年金・死亡一時金
	国民年金保険料の免除
その他の制度	JR 定期乗車券の購入時の割引
	たばこの小売販売業の許可基準の緩和
	税の軽減
	水道料金などの減免
	非課税貯蓄制度
	ポータルサイト「カナ・カモミール」

3.1.3 千葉県

千葉県のホームページより、千葉県では、東京都同様に「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン（第3期計画）」を策定し、ひとり親家庭等を取り巻く現状等を踏まえた総合的な支援を計画的に実施することとしている。施策には、表 3-1-6 のとおり、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」、「支援体制の充実」の5つの柱があり、これは第二章の表 2-2-1 で示した国の自立支援策に則したものであることがわかる。支援策の充実に加えて、自立支援員の資質向上というひとり親世帯の相談に対応する職員のスキルアップについても定めている。

表 3-1-6 千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン（第3期計画）の概要

項目	内容
子育て・生活支援	・優先的配慮を通じた、一般の子育て・生活支援事業の利用促進
	・学習支援事業の推進
	・通常の生活が困難なひとり親家庭に対する中長期的な支援
就業支援	・児童扶養手当受給者等に対する、ハローワークとの連携による就労支援
	・職業訓練経費の一部や、訓練期間中の生活負担軽減のための給付金の支給事業の実施
	・就業に結び付けるための就業支援講習会の開催
養育費確保支援	・養育費の取り決め等に係る県民への啓発
	・養育費取得に向けての相談事業の実施
	・別居親と子どもとの面会交流に対する支援
経済的支援	・適正な児童扶養手当の給付
	・母子父子寡婦福祉資金の適宜貸付と、償還困難者への支援
	・市町村が行う医療費助成に対する補助
支援体制の充実	・広報の充実等による各種支援事業の周知を図る
	・研修を通じた母子・父子自立支援員の資質の向上

3.1.4 埼玉県

埼玉県のホームページより、埼玉県は、神奈川県と同様に、独自の自立支援計画は策定されていない。表 3-1-7 に埼玉県が実施している支援の一覧を示す。独自の支援策としては、無料の看護学校受験対策講座の開講や、県内 16 カ所の市役所または役場における特別相談窓口の開設が挙げられる。また、母子生活支援施設について情報が公開されており、県内に 4 カ所あることがわかっている。

表 3-1-7 埼玉県のひとり親世帯支援策

項目	内容
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	※川口市以外
母子家庭等自立支援給付金	・教育訓練給付金
	・高等職業訓練促進給付金
	・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度
看護学校受験対策講座の開講	・各講座とも受講料は無料、受講者の方々には教材費のみ負担
ひとり親家庭相談会の開催	・県内 16 会場に特設相談窓口を開設し、述べ 48 回実施 就職・転職相談 母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談 生活相談
母子生活支援施設	・4カ所 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

3.2 各自治体における支援の実態

3.2.1 調査概要と回答先

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の区及び市に該当する計 145 自治体を対象として、ひとり親世帯の住居を中心とした支援の実態に関するアンケート調査を実施した。概要を表 3-2-1 に示す。また、表 3-2-2 には調査対象である 145 自治体の一覧を示す。回答を得た自治体は、回答欄に○を付けた計 93 自治体である。回答率は、東京都が 69.4%、神奈川県が 73.7%、千葉県が 67.6%、埼玉県が 50.0%、となり、全体で約 64%である。そして、図 3-2-1 より、本調査の回答を得られた自治体について地図上に色を付けたところ、全都県で都市部と郊外部の双方から比較的偏りなく回答を得た。

表 3-2-3 には、回答を得た 93 自治体の部課名を示す。本調査では、ひとり親世帯の支援を主に担当している部署を対象としており、各自治体の回答部署は子育て支援課やこども課などであることがわかる。

表 3-2-1 調査概要（調査 1）

目的	住まいを中心にひとり親世帯の生活及び支援の実態と課題を把握する
対象	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の区・市部（145ヶ所） 子育て支援課等のひとり親世帯の支援を主に担当している部署
方法	郵送によるアンケート調査票の配布
期間	2015年10月13日（火）～2015年12月24日（木）

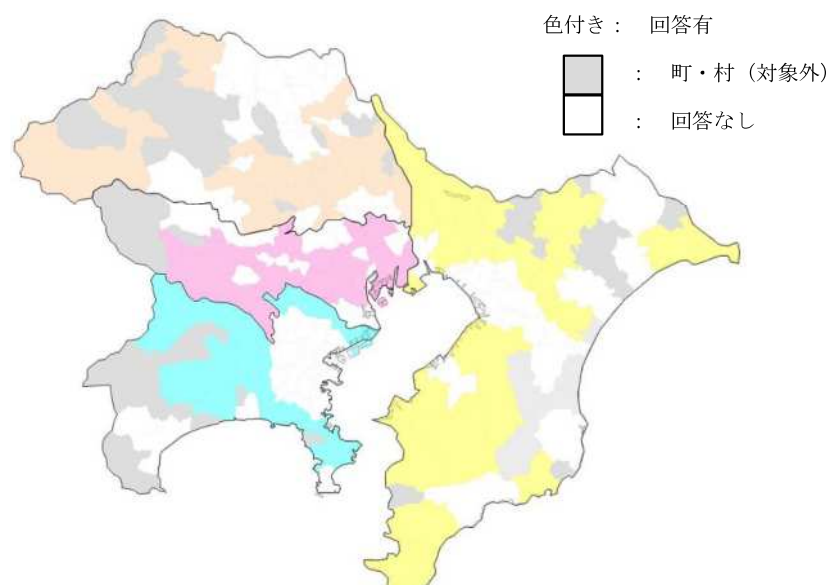


図 3-2-1 調査回答を得た自治体の分布図

第三章 自治体の取り組み

表 3-2-2 調査対象の自治体一覧

東京都 回答数：34/49 (69.4%)						神奈川県 回答数：14/19 (73.7%)					
No	区市名	回答	No	区市名	回答	No	区市名	回答			
1	千代田区	○	24	八王子市	○	1	横浜市	×			
2	中央区	×	25	立川市	○	2	川崎市	○			
3	港区	○	26	武蔵野市	○	3	相模原市	○			
4	新宿区	○	27	三鷹市	×	4	横須賀市	○			
5	文京区	×	28	青梅市	×	5	平塚市	○			
6	台東区	○	29	府中市	○	6	鎌倉市	○			
7	墨田区	○	30	昭島市	×	7	藤沢市	○			
8	江東区	○	31	調布市	○	8	小田原市	×			
9	品川区	○	32	町田市	○	9	茅ヶ崎市	×			
10	目黒区	○	33	小金井市	×	10	逗子市	○			
11	大田区	×	34	小平市	○	11	三浦市	×			
12	世田谷区	○	35	日野市	×	12	秦野市	○			
13	渋谷区	○	36	東村山市	×	13	厚木市	○			
14	中野区	○	37	国分寺市	×	14	大和市	○			
15	杉並区	○	38	国立市	○	15	伊勢原市	○			
16	豊島区	○	39	福生市	○	16	海老名市	○			
17	北区	○	40	狛江市	○	17	座間市	○			
18	荒川区	○	41	東大和市	×	18	南足柄市	×			
19	板橋区	×	42	清瀬市	○	19	綾瀬市	○			
20	練馬区	×	43	東久留米市	○						
21	足立区	○	44	武蔵村山市	×						
22	葛飾区	×	45	多摩市	○						
23	江戸川区	○	46	稲城市	○						
			47	羽村市	○						
			48	あきる野市	○						
			49	西東京市	○						
千葉県 回答数：25/37 (67.6%)						埼玉県 回答数：20/40 (50.0%)					
No	区市名	回答	No	区市名	回答	No	区市名	回答	No	区市名	回答
1	千葉市	×	19	八千代市	○	1	さいたま市	○	21	戸田市	○
2	銚子市	○	20	我孫子市	○	2	川越市	○	22	入間市	×
3	市川市	×	21	鴨川市	×	3	熊谷市	×	23	朝霞市	×
4	船橋市	○	22	鎌ヶ谷市	○	4	川口市	×	24	志木市	○
5	館山市	○	23	君津市	○	5	行田市	×	25	和光市	○
6	木更津市	○	24	富津市	○	6	秩父市	○	26	新座市	×
7	松戸市	○	25	浦安市	○	7	所沢市	○	27	桶川市	×
8	野田市	○	26	四街道市	×	8	飯能市	×	28	久喜市	○
9	茂原市	×	27	袖ヶ浦市	×	9	加須市	×	29	北本市	×
10	成田市	○	28	八街市	○	10	本庄市	○	30	八潮市	×
11	佐倉市	○	29	印西市	○	11	東松山市	×	31	富士見市	○
12	東金市	○	30	白井市	○	12	春日部市	○	32	三郷市	○
13	旭市	○	31	富里市	○	13	狭山市	○	33	蓮田市	○
14	習志野市	×	32	南房総市	○	14	羽生市	×	34	坂戸市	○
15	柏市	○	33	匝瑳市	×	15	鴻巣市	×	35	幸手市	×
16	勝浦市	○	34	香取市	×	16	深谷市	○	36	鶴ヶ島市	×
17	市原市	○	35	山武市	×	17	上尾市	×	37	日高市	○
18	流山市	○	36	いすみ市	×	18	草加市	×	38	吉川市	○
			37	大網白里市	×	19	越谷市	○	39	ふじみ野市	○
						20	蕨市	×	40	白岡市	×

表 3-2-3 調査回答を得た自治体の部署

東京	千代田	保健福祉部生活支援課
	港	子ども家庭支援部子ども家庭課
	新宿	子ども家庭部子育て支援課
	台東	区民部子育て支援課
	墨田	福祉保健部生活福祉課
	江東	生活支援部保護第一課
	品川	子ども未来部子ども家庭支援課
	目黒	子育て支援部子ども家庭課
	世田谷	子ども・若者部子ども家庭課
	渋谷	子ども家庭部子ども青少年対策課子ども女性相談主査
	中野	子ども教育部子育て支援分野
	杉並	保健福祉部子育て支援課ひとり親家庭支援担当
	豊島	子ども家庭部子育て支援課
	北	健康福祉部生活福祉課相談係
	荒川	-
	足立	福祉部親子支援課
	江戸川	子ども家庭部児童女性係
	八王子	子ども家庭部子育て支援課
	立川	子ども家庭部子育て推進課
	武蔵野	子ども家庭部子ども家庭支援センター
	府中	-
	調布	子ども生活部子ども家庭課
	町田	子ども生活部子ども総務課、子ども家庭支援センター
	小平	-
	国立	子ども家庭部子育て支援課
	福生	-
	狛江	子育て支援課
	清瀬	健康福祉部生活福祉課
	東久留米	子ども家庭部児童青少年課
	多摩	子ども青少年部子育て支援課
	稲城	福祉部子育て支援課
	羽村	-
	あきる野	子ども家庭部子育て支援課
西東京	子育て支援課	
神奈川	川崎	市民こども局こども本部こども家庭課
	相模原	こども育成部こども青少年給付課
	横須賀	こども育成部こども青少年給付課
	平塚	健康・こども部こども家庭課
	鎌倉	こどもみらい部こども相談課
	藤沢	子ども青少年部子育て給付課
	逗子	福祉部子育て支援課
	秦野	こども健康部子育て支援課
	厚木	こども未来部こども家庭課
	大和	子ども部子ども総務課
	伊勢原	子ども部子育て支援課
	海老名	保健福祉部子育て支援課

第三章 自治体の取り組み

	座間	福祉部子育て支援課
	綾瀬	市民こども部子育て支援課
千葉	銚子	健康福祉部子育て支援課
	船橋	児童家庭課（子育て支援部）
	館山	健康福祉部子ども課
	木更津	福祉部子育て支援課
	松戸	子ども部子ども家庭相談課
	野田	児童家庭課
	成田	健康こども部子育て支援課
	佐倉	健康こども部児童青少年課
	東金	市民福祉部子育て支援課
	旭	子育て支援課
	柏	こども部こども福祉課
	勝浦	福祉課児童係
	市原	子ども福祉課
	流山	子ども家庭部子ども家庭課
	八千代	子ども部子育て支援課
	我孫子	子ども部子ども支援課
	鎌ヶ谷	-
	君津	保健福祉部子育て支援課
	富津	健康福祉部子育て支援課
	浦安	こども課
	八街	市民部児童家庭課
	印西	健康福祉部子育て支援課
	白井	健康福祉部子育て支援課保健福祉相談室
	富里	健康福祉部子育て支援課
	南房総	保健福祉部社会福祉課
	埼玉	さいたま
川越		こども未来部こども安全課ひとり親支援担当
秩父		福祉部こども課
所沢		こども未来部こども支援課
本庄		福祉部子育て支援課
春日部		福祉部子育て支援課
狭山		福祉子ども部こども課
深谷		こども未来部こども青少年課
越谷		子ども家庭部子育て支援課
戸田		こども青少年部こども家庭課
志木		-
和光		保健福祉部子ども福祉課
久喜		福祉部子育て支援課
富士見		子ども未来部子育て支援課
三郷		子ども未来部子ども支援課
蓮田		生涯学習部子ども支援課
坂戸		福祉部子育て支援課
日高		健康福祉部子ども福祉課
吉川		健康福祉部子育て支援課
ふじみ野		福祉部子育て支援課

3.2.2 支援の実態と課題

本調査では、各自治体のひとり親世帯の数を把握することを試みたが、ひとり親世帯数を把握している自治体は23/93ヶ所であった。そのため、児童扶養手当の受給状況をみることにした。各自治体が回答した児童扶養手当受給世帯の数を、2015年1月時点の「住民基本台帳による世帯と人口（町丁別・年齢別）」における18歳以下の子どもの数で除算し、ひとり親世帯数をおおまかに予想できるよう割合を算出し、表3-2-4に示す。

表3-2-4 児童扶養手当受給世帯の割合

東京				千葉		埼玉	
千代田	3.04	福生	-	銚子	6.28	さいたま	3.40
港	-	狛江	3.08	船橋	2.89	川越	4.17
新宿	5.43	清瀬	5.41	館山	6.16	秩父	5.63
台東	5.43	東久留米	4.76	木更津	4.47	所沢	3.98
墨田	5.59	多摩	4.59	松戸	3.64	本庄	5.49
江東	5.50	稲城	2.89	野田	5.03	春日部	5.08
品川	3.78	羽村	4.85	成田	4.72	狭山	4.68
目黒	2.81	あきる野		佐倉	3.55	深谷	-
世田谷	2.81	西東京	3.62	東金	6.47	越谷	3.89
渋谷	3.31	神奈川		旭	5.42	戸田	3.63
中野	-	川崎	2.93	柏	3.52	志木	3.57
杉並	2.73	相模原	4.83	勝浦	4.60	和光	2.03
豊島	4.63	横須賀	5.27	市原	5.00	久喜	4.27
北	5.09	平塚	5.12	流山	2.63	富士見	3.93
荒川	5.31	鎌倉	2.58	八千代	3.43	三郷	5.08
足立	6.56	藤沢	3.44	我孫子	3.45	蓮田	3.58
江戸川	5.22	逗子	3.15	鎌ヶ谷	-	坂戸	4.35
八王子	4.73	秦野	3.80	君津	5.62	日高	4.51
立川	5.10	厚木	4.79	富津	4.65	吉川	4.08
武蔵野	2.41	大和	4.38	浦安	2.68	ふじみ野	3.43
府中	3.92	伊勢原	3.30	八街	6.75		
調布	3.19	海老名	3.51	印西	-		
町田	4.09	座間	4.24	白井	2.86		
小平	-	綾瀬	4.28	富里	5.75		
国立	3.92			南房総	5.89		

※各自治体における児童扶養手当受給世帯数（本アンケート調査結果）を18歳以下の子どもの数（住民基本台帳）で除算し作成

表 3-2-4 より、児童扶養手当受給世帯の割合は 2%台から 6%台までとなっている。この中では比較的割合が高いといえる 5.00%を基準にみても、東京区部で 8/17 区、東京市部で 3/17 市、神奈川県で 2/14 市、千葉県で 11/25 市、埼玉県で 4/20 市が 5.00 以上%となっている。東京区部では半数が該当しており、足立区の 6.56%を筆頭に、墨田区、江東区、台東区、荒川区、江戸川区といった区部の東部が多いことがわかる。これらの区は、東京区部の中で比較的家賃や物価が低廉な地域であるため、子育て世代が多いと考えられる。しかしながら、他区と比較して割合が高いということは、ひとり親世帯が多く居住していると推察される。一方で、千葉県では郊外の市部で割合が 5.00%を超えていることがわかる。八街市の 6.75%を筆頭に東金市、銚子市、館山市、南房総市といった県の中心部から遠方の地域が該当している。これらの市は、東京区部とは反対に人口が少ないことからひとり親世帯数の割合が高くなったと推察される。そして、神奈川県と埼玉県では全体的に割合が低くなっている。

次に、自治体内においてひとり親世帯の支援を主に担当する部署（以下、「ひとり親係」とする）が、他部署とどのような支援を連携しているのか把握する。表 3-2-5 のとおり、連携している支援内容を、「a. 経済関連」、「b. 子ども関連」、「c. 就労関連」、「d. 住居関連」、「e. 生活支援関連」、「f. その他」の 6 種類に分類した。また、分類した連携内容の詳細及び担当部署について、a を表 3-2-6、b を表 3-2-7、c を表 3-2-8、d を表 3-2-9、e を表 3-2-10、f を表 3-2-11 に示す。

表 3-2-5 より、a～f に分類した結果をみると、最も多く連携している支援は「b. 子ども関連の支援」の 62 件となり、子育て支援や就学援助などにおいて連携し、次に多い「e. 生活支援関連」では、相談全般や生活保護などにおいて連携していることがわかる。

連携している支援内容と担当部署名に関して、表 3-2-6 の「a. 経済関連」は、手当については生活支援係や給付担当、政策課など、水道料金については水道課、税金については市民税課、年金については年金課、生活資金の貸付については福祉課や社会福祉協議会、などと連携を行っていることがわかる。表 3-2-7 の「b. 子ども関連」は、子育ての問題全体については子ども家庭支援センター、就学援助については学校教育課や教育委員会、保育所や学童保育については保育課や青少年課など連携している。表 3-2-8 の「c. 就労関連」は、就労相談や就労機会についてハローワークや福祉課、生活支援課と連携している。表 3-2-9 の「d. 住居関連」は、住宅確保給付金については福祉課、住宅相談や居住支援、公営住宅については住宅課と連携している。表 3-2-10 の「e. 生活支援関連」は、生活相談全般については子ども家庭支援センター、生活保護や自立支援については福祉課や援護課、障害者支援については障害福祉課などと連携している。表 3-2-11 の「f. その他」は、DV 被害については男女平等参画課や生活援護課、法的措置については区民課や市民課と連携していることがわかる。また、図 3-2-2 より、支援内容の分類に対する担当部署をみると a～f の全てに福祉関係の部署が該当しており、ひとり親係と最も連携が密に行われているといえる。

第三章 自治体の取り組み

表 3-2-5 連携している支援内容の分類

支援名	主な支援内容	件数	
a	経済関連	手当・貸付・助成・給付（子ども関連含む）	32
b	子ども関連	子育て支援・就学援助・保育	62
c	就労関連	就労・資格取得・講座・内職	31
d	住居関連	住宅確保給付・公営住宅・転居	25
e	生活支援関連	相談全般・生活保護・健康・自立・障害者	43
f	その他	離婚・DV・法的手続き	14

表 3-2-6 a. 経済関連の連携

都県	区市名	連携している支援内容	担当部署名
東京	台東	台東区看護師修学資金貸付	福祉課
	墨田	ひとり親の手当等の支援	子育て支援課
	目黒	各種手当・医療費助成	子育て支援部子育て支援課
		生活資金等	健康福祉部生活福祉課
	世田谷	税金の軽減	課税課
		生活福祉資金、受験生チャレンジ支援貸付	ぶらっとホーム世田谷
		福祉資金貸付、児童育成手当、児童扶養手当	各子ども家庭支援センター（世田谷、玉川、砧、鳥山、北沢）
	豊島	経済の支援	生活福祉課
	北	母子・父子福祉資金、母子応急小口資金	健康福祉部生活福祉課生活支援係
江戸川	経済的支援	生活保護担当課	
羽村	経済的支援	社会福祉課	
神奈川	相模原	医療費助成	地域医療課
	横須賀	上下水道基本料金の減免	料金課
	鎌倉	医療費助成	健康福祉部保険年金課
	藤沢	生活資金の貸付、子どもの教育費貸付	藤沢市社会福祉協議会
	秦野	国民年金免除申請	国保年金課
		水道料金減免	水道業務課
	大和	経済的支援（就学費用含む）	学校教育課生活援護課
海老名	子が進学するための貸付資金	社会福祉協議会	
	税金に関すること	市民税課	
千葉	銚子	国民年金免除申請	保険年金課
	松戸	児童扶養手当助成に関わる相談	子育て支援課給付担当室
	柏	貸付	社会福祉協議会
	勝浦	義務教育にかかる教材費、給食費の免除	教育課
		生活資金の貸付	社会福祉協議会
	我孫子	生活資金の貸付	社会福祉協議会
	君津	貸付	子育て支援課（こども家庭相談室）
印西	水道料金一部減免	水道部水道課	
	下水道使用料一部減免	都市建設部下水道課	
埼玉	川越	児童手当、児童扶養手当	こども未来部こども政策課
	所沢	経済的支援等	福祉部生活福祉課
	和光	貸付相談	社会福祉協議会

第三章 自治体の取り組み

表 3-2-7 b. 子ども関連の連携

都県	区市名	連携している支援内容	担当部署名	
東京	千代田	子どもの問題	児童家庭支援センター	
	台東	不登校など子どもの学校に関する問題	教育支援課	
	墨田	在宅子育て支援	墨田区子育て支援総合センター	
	江東	子育て給付	こども未来部子育て支援課	
	渋谷		子どもと家庭の問題に関すること	子ども家庭支援センター
			子どもの健康に関すること	渋谷区保健所
			色々な保育サービスに関すること	保育課
	中野	ファミリーサポート等	社会福祉協議会	
	杉並	保育支援	保健福祉部保育課	
	足立		子どもの学習支援等	生活支援課
			子どもの就学援助（児童扶養手当受給者）	学務課
	八王子		保育園、幼稚園の入所	子ども家庭部保育幼稚園課
			学童保育所の入所	子ども家庭部児童青少年課
			子の就学支援	学校教育部教育支援課／社会福祉協議会
			子どもの問題、虐待の相談	子ども家庭部子ども家庭支援センター
	立川	ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣	子育て推進課	
	調布		保健指導、子育て支援相談	福祉健康部健康推進課
			子育て相談、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリーサポート等	子ども家庭支援センターすこやか
			保育園入園、幼稚園補助金、ベビーシッター利用料助成	子ども生活部子ども政策課
			就学援助	教育部学務課
	町田		育児相談	子ども生活部子育て推進課、各地域子育て相談センター
			就学援助費	教育委員会学校教育部学務課
	清瀬	子育て・養育	子ども家庭支援センター	
	東久留米		就学援助の申請	教育部学務課
			子育て支援	子ども家庭部子ども家庭支援センター
	羽村	就学援助	学校教育課	
	あきる野		就学の援助	教育総務課
			保育園の支援	保育課
			学童保育の支援	子ども政策課
	西東京	子育て支援	子ども家庭支援センター	
神奈川	横須賀	義務教育就学援助	支援教育課	
	鎌倉	就学援助（小中学校）	教育委員会教育部学務課	
	逗子	就学援助	学校教育課	
	秦野	義務教育就学援助	学校教育課	
	厚木	ファミリーサポート	こども未来部こども育成課	
	大和		養育支援	すくすく子育て課、青少年課
			就学支援	学校教育課、保育課
	海老名	学校に関すること	学校教育支援課	
千葉	船橋	保育園入所	保育認定課	
		学校関係	学務課	
		放課後ルーム	地域子育て支援課	
	野田	子育てに関する相談	保健福祉部子ども支援室	
	成田		子どもの問題、虐待	健康こども部子育て支援課家庭児童相談室
			子育て支援	健康こども部健康増進課
佐倉	就学援助制度	教育委員会学務課		

第三章 自治体の取り組み

	我孫子	就学援助	教育委員会
	君津	子育て	子育て支援課（こども家庭相談室）
	富津	就学支援	教育部学校教育課
埼玉	秩父	就学援助	教育委員会学校教育課
	所沢	保育園の入園等	こども未来部保育幼稚園課
		児童クラブの入園等	こども未来部青少年課
		就学援助の相談等	教育委員会教育総務部教育総務課
		小中学校の学区や転入学等	教育委員会学校教育部学校教育課
	本庄	子どもの学習支援	福祉部社会福祉課
	越谷	就学援助制度	学校教育部学務課
		保育料の変更	子ども家庭部子ども育成課
		学童保育室の保育料の減免	子ども家庭部青少年課
	久喜	就学援助	教育部学務課
坂戸	就学援助制度	教育委員会学校教育課	
ふじみ野	奨学金など学費に関すること	学校教育課	

表 3-2-8 c. 就労関連の連携

都県	区市名	連携している支援内容	担当部署名
東京	千代田	就労支援	保健福祉部生活支援課
	台東	内職相談	産業振興課
	江東	就職の支援	生活支援部保護第一課二課
	世田谷	就労支援	各子ども家庭支援センター（世田谷、玉川、砧、烏山、北沢）
	中野	就労、資格	生活援護分野
	杉並	就労支援	区民生活部産業振興センター就労関係係
	豊島	内職等	生活産業課
		就労の支援	ワークステップとしま
	江戸川	就労支援	ハローワークなど
	町田	生活・就労相談	地域福祉部生活援護課
	狛江	就労の支援	福祉保健部福祉相談係
東久留米	就労支援	福祉保健部福祉総務課	
神奈川	川崎	就業支援に向けた講座実施	川崎市男女共同参画センター
		就業支援	ハローワーク、福祉人材バンク
	相模原	就労支援	就職支援センター
	藤沢	バックアップふじさわ、就労支援、学習支援等	福祉総務課
	厚木	就労の支援	福祉部福祉総務課
海老名	就労の支援	福祉総務部就労相談員	
千葉	木更津	就労	ハローワーク
	松戸	資格や就職活動を検討している場合	子育て支援課給付担当室
	野田	就労支援	野田市無料職業紹介所
	成田	就労の支援、資格取得	ハローワーク、経済部商工課
	柏	就労支援	庁内設置のハローワーク常設窓口
	浦安	就労支援	商工観光課（市民経済部）
	富里	就職の支援	健康福祉部社会福祉課
	埼玉	秩父	就労のための資格取得のための助成等
埼玉	所沢	内職の相談等	産業経済部産業振興課
埼玉	春日部	就労支援	生活支援課（生活困窮者自立支援制度）
埼玉	志木	就労の支援	ハローワーク
埼玉	吉川	就労の支援	健康福祉部社会福祉課、市民生活部商工課

第三章 自治体の取り組み

	ふじみ野	就労支援など生活全般に関すること	福祉部福祉総合支援チーム
--	------	------------------	--------------

表 3-2-9 d. 住居関連の連携

都県	区市名	連携している支援内容	担当部署名
東京	千代田	住宅支援	環境まちづくり部住宅課
	台東	住宅確保給付金	保護課
		都営住宅の申し込み	住宅課
	世田谷	居住支援制度	住まいサポートセンター
	渋谷	住宅に関すること	福祉部管理課住宅係
	杉並	住宅支援	都市整備部住宅課
	豊島	住宅の支援	住宅課
	北	転居費用助成制度	まちづくり部住宅課住宅計画係
	八王子	市営住宅、都営住宅の入所	まちなみ整備部住宅政策課
	武蔵野	住まいの支援	都市整備部住宅政策課
	国立	住宅支援給付事業	福祉総務課
	東久留米	住宅支援給付の申請	福祉保健部福祉総務課
西東京	住居確保給付金	生活福祉課	
神奈川	横須賀	市民住宅入居優遇	市営住宅課
	海老名	住宅に関すること	住宅公園課
千葉	銚子	公営住宅申し込み	都市整備課
	船橋	住宅関係	住宅政策課
	木更津	市営住宅、県営住宅	都市整備部建築住宅課
	松戸	住宅に関する相談	住宅政策課、UR
	野田	家賃助成	総務部営繕課
	我孫子	住居確保等の生活支援	健康福祉部社会福祉課
埼玉	所沢	市営・県営住宅の相談等	街づくり計画部都市整備課
	本庄	住宅確保給付金	福祉部社会福祉課
	春日部	住宅支援	生活支援課（生活困窮者自立支援制度）
	和光	転居費等の相談	社会福祉協議会

表 3-2-10 e. 生活支援関連の連携

都県	区市名	連携している支援内容	担当部署名
東京	台東	生活保護	保護課
		車イスの購入など（障害児の支援）	障害福祉課
	墨田	総合相談	墨田区子育て支援総合センター
	品川	生活保護	生活福祉課
	世田谷	各種相談	各子ども家庭支援センター（世田谷、玉川、砧、烏山、北沢）
	渋谷	生活保護に関すること	生活福祉課
	中野	生活保護	生活援護分野
	杉並	健康の支援	保健センター
		生活自立支援	保健福祉部生活自立支援担当
	足立	自立支援	生活支援課
	武蔵野	生活の支援	健康福祉部生活福祉課市民部市民課、 子ども家庭部（子ども育成課、子ども政策課、児童青少年課）

第三章 自治体の取り組み

			健康福祉部高齢者支援課、 健康福祉部障害者福祉係 教育部教育支援課
	調布	生活保護	福祉健康部生活福祉課
	町田	ひとり親相談等	子ども生活部子ども家庭支援センター
	清瀬	障害者・障害児	障害福祉課
	東久留米	生活保護の申請	福祉保健部福祉総務課
	多摩	生活保護、自立支援	福祉総務課
	稲城	ひとり親家庭カウンセリング相談	稲城市社会福祉協議会
神奈川	相模原	生活保護	生活支援課
	藤沢	生活保護、ジョブスポットふじさわ	生活援護課
	逗子	生活保護	社会福祉課
	厚木	生活保護	福祉部生活福祉課
	大和	障がい児支援及び障がいに関すること	すくすく子育て課、障がい福祉課
	海老名	障害に関すること	障がい福祉課
	綾瀬	生活困窮、住宅支援等	福祉総務課
千葉	船橋	生活保護	生活支援課
	木更津	生活保護、貧困	福祉部社会福祉課
	松戸	日常生活に切迫して困窮している場合	自立相談支援センター
	野田	生活保護	保健福祉部生活支援課
	成田	日常生活	健康子ども部子育て支援課
	柏	生活保護	生活支援課
	流山	生活保護	健康福祉部社会福祉課
	我孫子	生活保護	健康福祉部社会福祉課
	浦安	生活困窮	健康福祉部社会福祉課
埼玉	本庄	生活困窮者の自立支援、自立促進	福祉部社会福祉課
	越谷	生活が苦しい（生活保護）	福祉部生活福祉課
	和光	生活支援	社会福祉課
	富士見	生活や仕事など自立に向けた支援	健康福祉部福祉課（生活サポートセンターふじみ）
	吉川	生活の支援（生活保護）	健康福祉部社会福祉課

表 3-2-11 f. その他の連携

都県	区市名	連携している支援内容	担当部署名
東京	千代田	DV被害	生活支援課、地域振興部総合窓口課
	台東	債務など法律に関する相談	くらしの相談課、区民相談室
	八王子	DV被害の相談	福祉部生活自立支援課／市民活動推進部男女共同参画センター
	清瀬	DV・離婚	男女平等参画センター
神奈川	藤沢	女性相談員によるDV相談	生活援護課
	海老名	DVに関する相談	地域自治推進課DV相談員
		法律に関すること	地域自治推進課市民相談
		保険に関すること	保険年金課
千葉	木更津	DV避難者の住民基本台帳の支援措置	市民部市民課
		DV避難者の健康保険	市民部保険年金課
		DV避難者の離婚等法律相談	市民部市民活動支援課 社会福祉協議会
	野田	DV被害	保健福祉部人権男女共同参画課
埼玉	所沢	支援措置、戸籍の届出、住所変更等	市民部市民課
	所沢	弁護士相談等	市民部市民度相談課

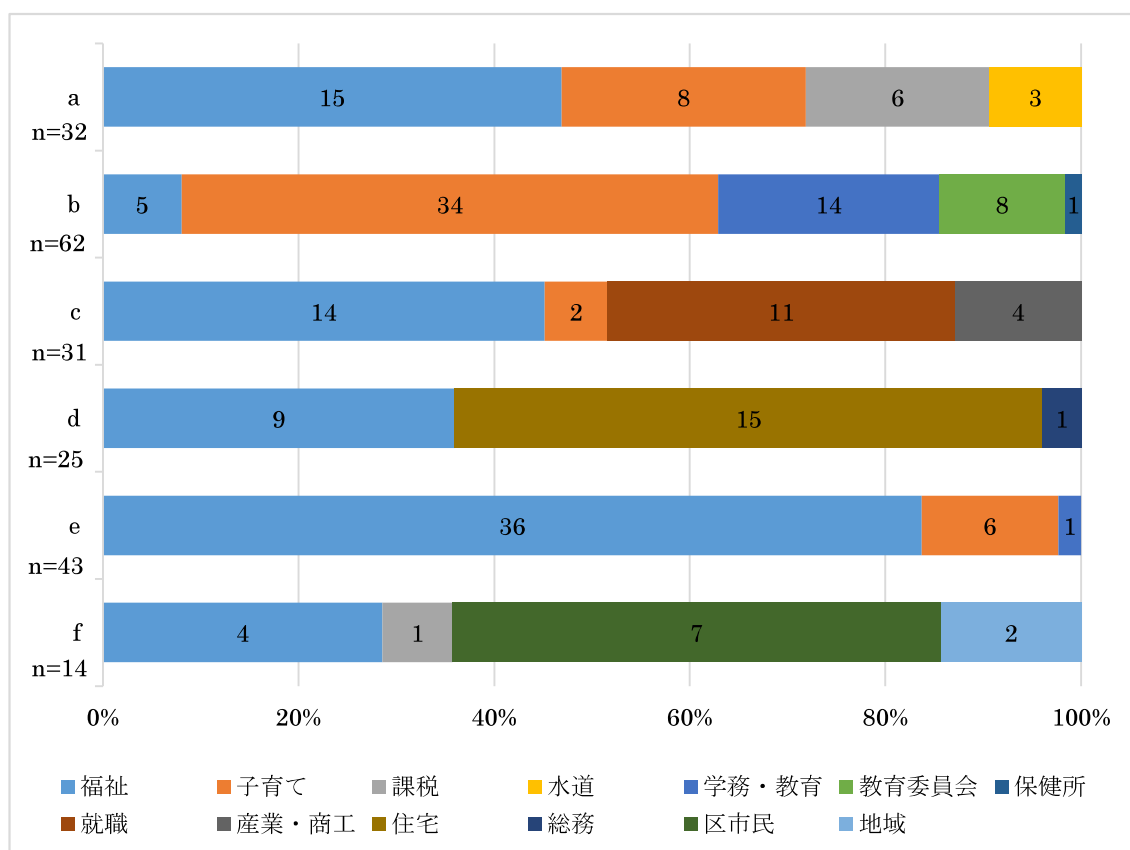


図 3-2-2 連携している支援内容の分類に対する担当部署

ひとり親世帯からの対面や電話による相談頻度と内容について、図 3-2-3 に示す。93 自治体の 44.1%が 1 日 5 件以上、32.3%が 1 日 1 件以上の相談があると回答している。1 日 5 件以上の自治体は、東京都では 11 区と 7 市、神奈川県では川崎市など 8 市、千葉県では船橋市など 9 市、埼玉県ではさいたま市など 6 市となり、1 日 1 件以上の自治体は、東京都では 5 区と 6 市、神奈川県では 6 市、千葉県では 7 市、埼玉県では 6 市となっている。このように相談頻度はいずれの地域においても同様であることが明らかとなった。

ひとり親世帯からの相談内容については、図 3-2-4 に示す。「特に多いもの」は、手当の 32.2%、就労の 11.5%、その他の 8.0%の順に多く、「その他」は図 3-2-5 のとおり、経済的問題が大半である。このように、収入と仕事といった相談が全体として特に多い状況がわかる。また、相談内容に「該当するもの」としては、住まいの 77.0%、就労の 71.3%、資格取得の 70.1%の順に多い。住まいについては特に多い相談とは言えないものの、全体の 8 割近く、1 都 3 県の自治体の多数が住まいの相談を受けていると回答していることから、ひとり親世帯は住まいの情報や助言を得たいと考えていることがわかる。

第三章 自治体の取り組み

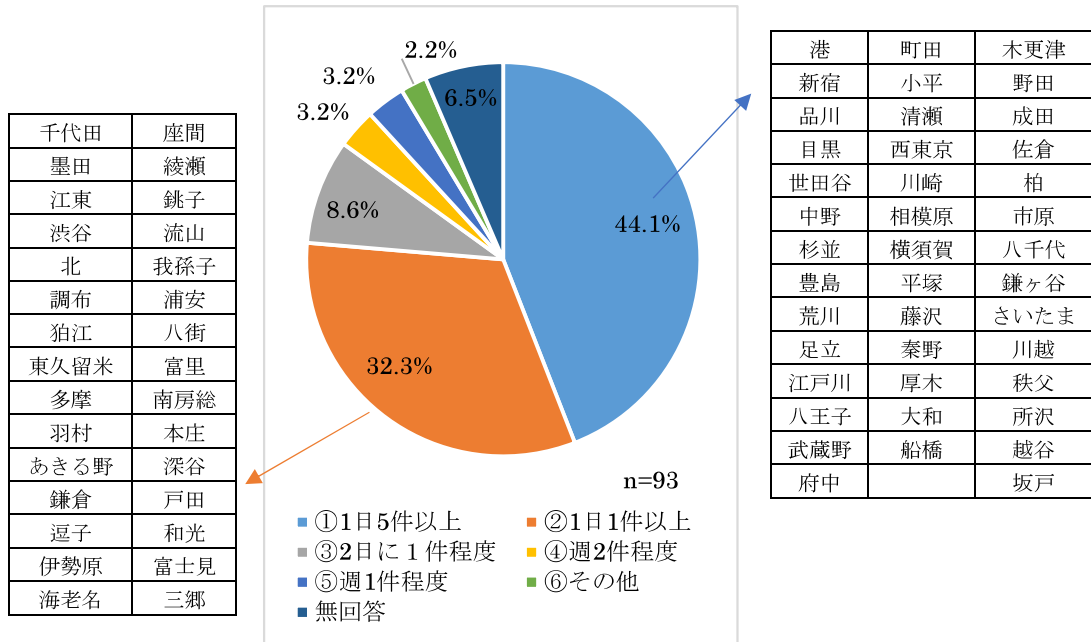


図 3-2-3 ひとり親世帯からの相談頻度

千代田	港	新宿	台東	江東	品川	目黒	世田谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	江戸川	
八王子	武蔵野	府中	調布	町田	小平	国立	福生	狛江	清瀬	東久留米	多摩	羽村		
川崎	相模原	横須賀	平塚	鎌倉	藤沢	逗子	秦野	厚木	大和	伊勢原	海老名	座間		
船橋	館山	木更津	松戸	野田	東金	柏	市原	八千代	我孫子	鎌ヶ谷	君津	浦安	八街	南房総
さいたま	川越	秩父	所沢	狭山	越谷	志木	和光	久喜	蓮田	日高	吉川			

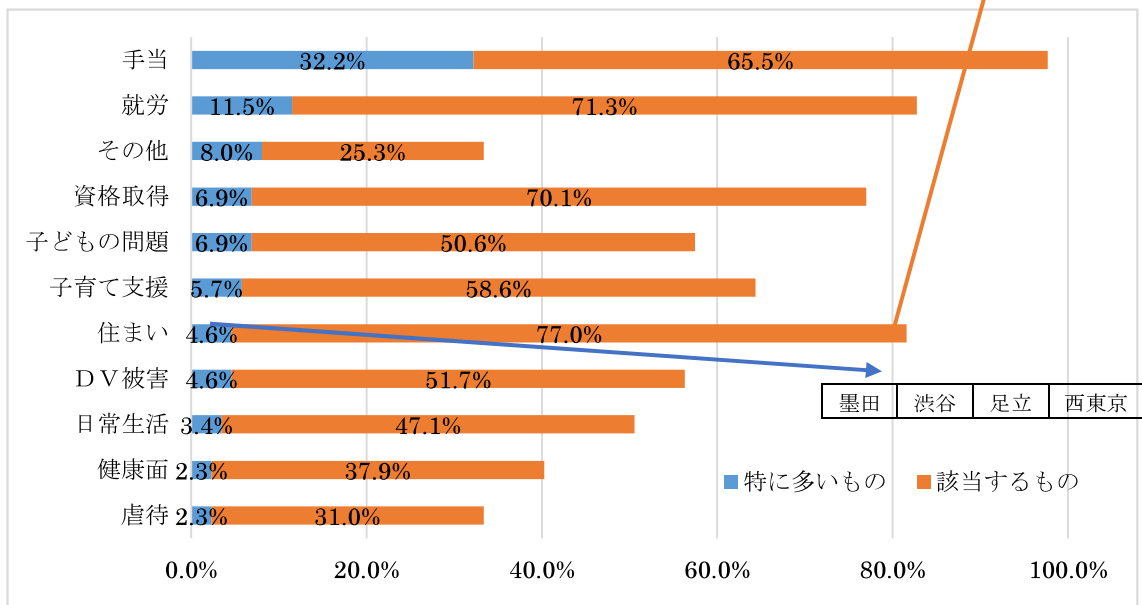


図 3-2-4 ひとり親世帯からの相談内容

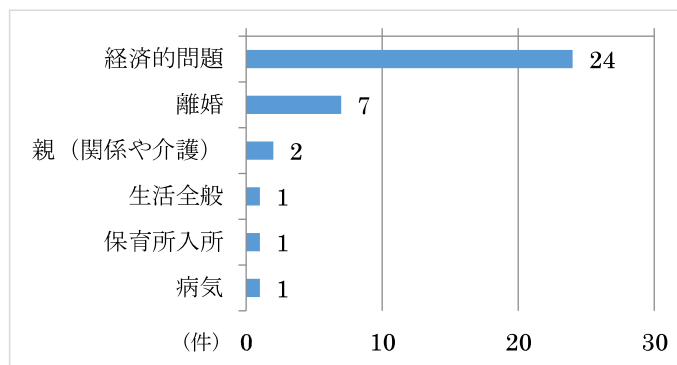


図 3-2-5 ひとり親世帯からの相談内容 その他内訳

ひとり親世帯にどのような手当、助成、貸付等を紹介しているか、という点については、図 3-2-6 より、子どものいる家庭全てが対象の「①児童手当」、そして、ひとり親世帯を対象とした「②児童扶養手当」、「④母子父子寡婦福祉資金」、「⑦医療費助成」といった最も基本的な手当や助成が 90%を超えている。また、「③児童育成手当」は 39.8%となっているが、東京都独自の制度で東京都の全区市が紹介していると回答しており 100%となる^{*}。次いで、「⑨就学援助」が 77.4%、「⑩生活保護」が 73.1%、となっており、どちらもひとり親世帯に限定するものではないが、7 割以上の自治体が紹介していることから、生活が困難な状況にあるひとり親世帯が多いことが読み取れる。「⑪その他」については、ひとり親のための「修学支援貸付」といった貸付や、ひとり親世帯に限定するものではないが子どものための「受験生チャレンジ支援貸付」などの貸付がみられ、自治体ではひとり親世帯が対象に含まれる手当、助成、貸付を、個々の状況に応じて多様に紹介していると考えられる。

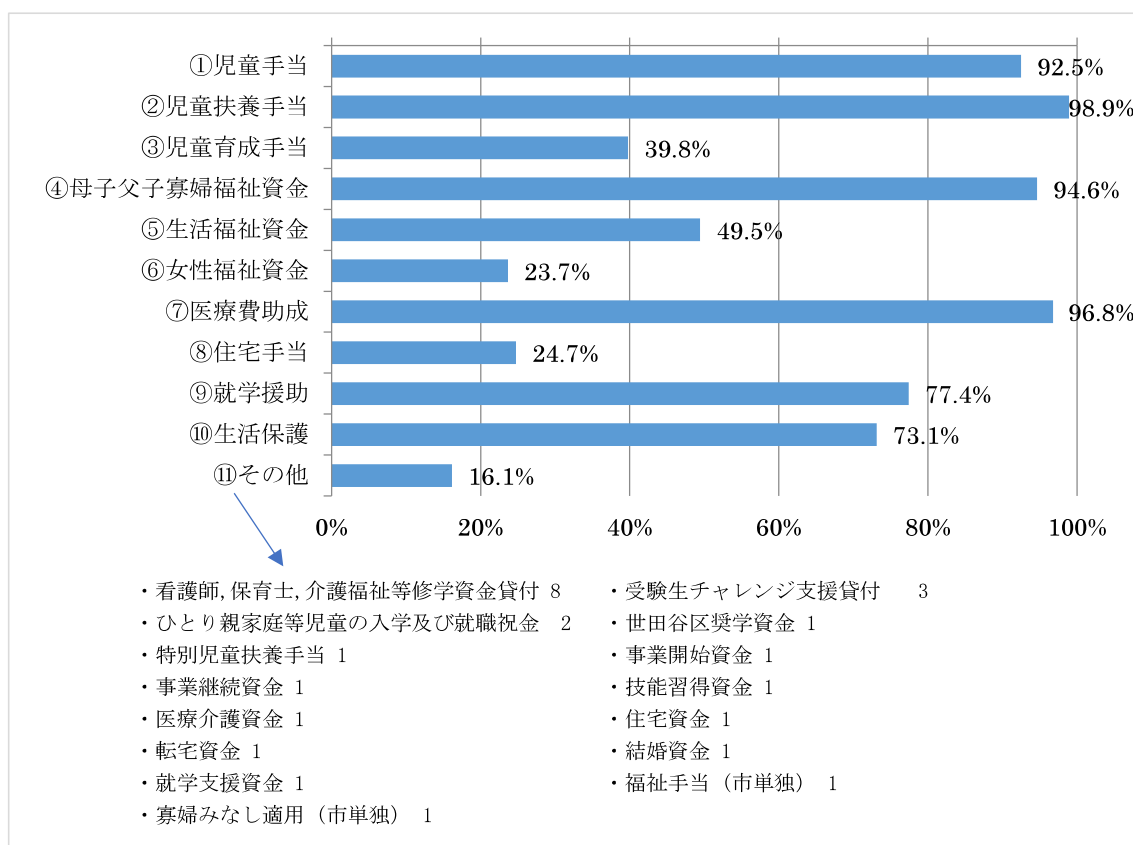


図 3-2-6 ひとり親世帯への手当、助成、貸付等の紹介

※「③児童育成手当」は東京都の制度である。

ひとり親世帯への優遇制度の紹介については、図 3-2-7 より、「②JR通勤定期乗車券の割引」が 96.7%と最多である。次いで、「①公営住宅優先入居」、並びに「⑥水道下水道料金の減免」は 55.4%となり、全体の約半数の自治体が挙げている。

「①公営住宅優先入居」を挙げた自治体をみると、神奈川県ではほぼ全ての 12/14 市、東京区部で半数以上の 11/17 区、東京市部でも同様に 9/17 市、千葉県でも半数近くの 12/25 市が公営住宅を紹介していることがわかる。ただし、公営住宅は募集時期が限られ、ひとり親世帯の他に高齢者世帯、障害者世帯、多子世帯なども入居優遇世帯であるため、紹介をしたことで入居に繋がるケースは多くないと考えられる。一方で、埼玉県では 7 市が挙げたのみで、自治体側が積極的に公営住宅を紹介していないことがわかり、1 都 3 県で差があることが明らかとなった。

また、その他に回答の多い優遇制度は、「⑥水道下水道料金の減免」や「⑦その他」の粗大ごみ収集手数料減免などであり、身近で日常生活に不可欠な制度を中心にひとり親世帯に紹介していることがわかる。

東京区部 11/17											
千代田	新宿	墨田	江東	品川	目黒	世田谷	杉並	北	足立	江戸川	
東京市部 9/17											
八王子	武蔵野	町田	国立	狛江	清瀬	稲城	羽村	西東京			
神奈川県 12/14											
川崎	相模原	横須賀	平塚	鎌倉	藤沢	秦野	厚木	伊勢原	海老名	座間	綾瀬
千葉県 12/25											
銚子	松戸	野田	成田	佐倉	旭	柏	市原	鎌ヶ谷	君津	浦安	白井
埼玉県 7/20											
さいたま	川越	所沢	狭山	和光	富士見	ふじみ野					

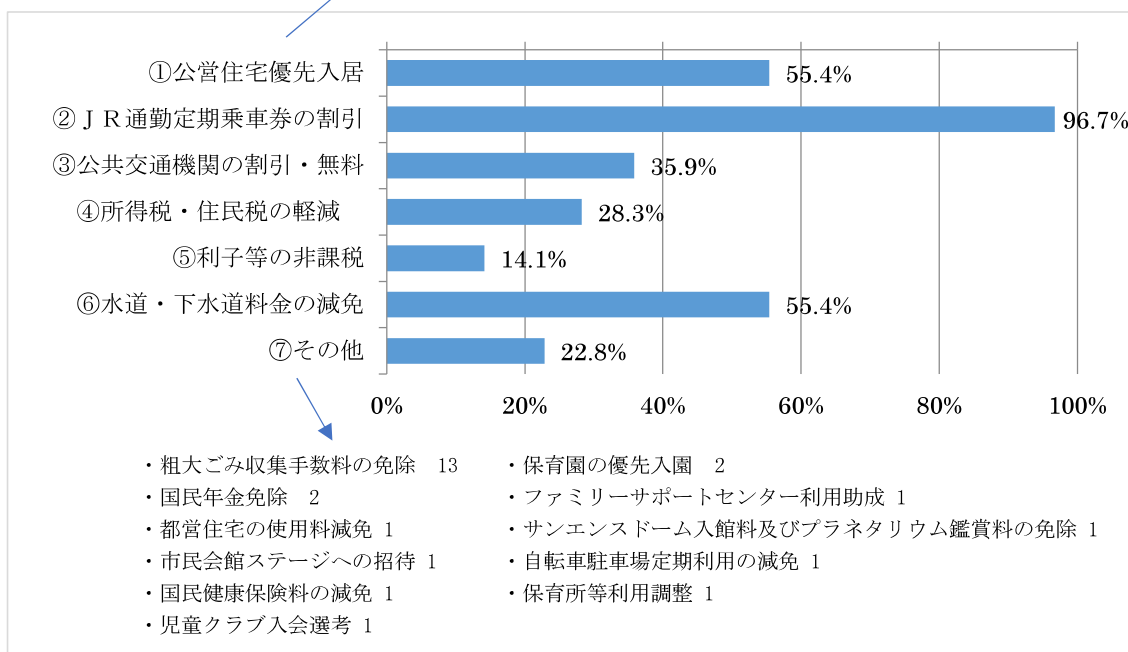


図 3-2-7 ひとり親世帯への優遇制度の紹介

ひとり親世帯へどのような子育て支援制度を紹介しているか、という点については、図 3-2-8 より、「②ファミリーサポート」が 88.9%、「⑦一時保育」が 78.9%と特に多い。ファミリーサポートとは、子育てをしてほしい人と手伝いたい人をマッチングして小学生以下の子どもの預かりや送迎などを行うもので、自治体に登録する有償ボランティア制度である。これらはひとり親世帯に限定していないが約 8 割の自治体で紹介していることから、ひとり親世帯に活用してほしい支援策として自治体が認識しているといえる。

また、ひとり親世帯を対象とした「①ホームヘルプサービス・日常生活支援事業」、並びに「④ショートステイ」も 57.8%となり約 6 割に近い。日常の仕事と家庭の両立の負担が大きいひとり親世帯には、このような家事など日常生活の援助者を提供する、身近に子どもを預かってもらえる人がいない場合の預け先を提供する、といった支援にも、自治体は同様に注力していると考えられる。

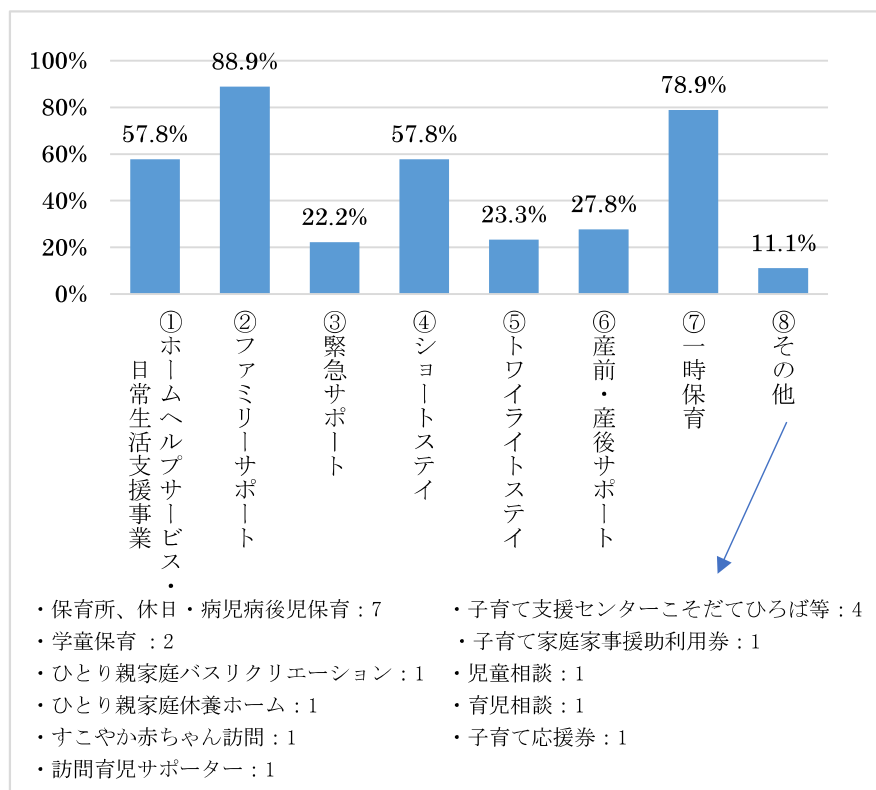


図 3-2-8 ひとり親世帯への子育て支援制度の紹介

図 3-2-8 のような支援制度の紹介が行われている中で、ひとり親世帯の子育て支援の課題について図 3-2-9 に示す。「①子育て支援制度があまり活用されていない」が 40.3%と最も多く、次いで 31.2%の「⑧その他」、28.6%の「②子育て支援制度の援助者が少ない」となり、「⑧その他」の回答は、子育て支援制度の不足が 10 件、支援体制の欠如が 7 件となっている。また、③～⑥の乳児、幼児、小学生、中学生以上を対象とする各支援制度については、「⑥中学生以上の支援制度が少ない」が最も多い 27.3%とである。

ファミリーサポート制度や一時保育を中心に、ひとり親世帯に支援制度の紹介を積極的に行っているにも関わらず、4 割の自治体が現行の支援策があまり活用されていないと感じていることがわかる。自由回答においても、制度の不足や支援体制について複数の自治体と言及している。したがって、ひとり親世帯を対象に含む、あるいはひとり親世帯に限定した支援制度を紹介しつつも、実際にはひとり親世帯が支援制度を十分に享受できていないと考えられる。その理由としては、国や都県が定めた支援策を展開しても、その支援策を利用できる世帯に限られることや支援策の周知が行き届いていない、といったことが推察される。また、図 3-2-8 を見ても保育などが中心であるため、中学生以上の子どもの支援が少ないことが読み取れる。成長につれて経済的負担も大きいことから、18 歳に達するまでの継続的な支援策が求められる。

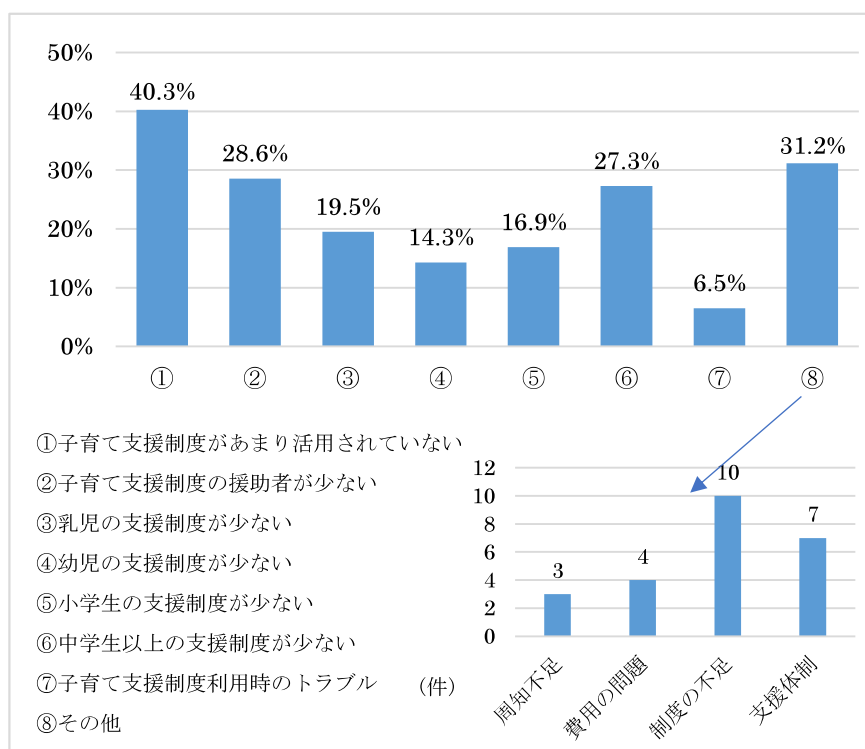


図 3-2-9 ひとり親世帯の子育て支援の課題

ひとり親世帯にどのような就労支援制度を紹介しているか、という点については、図 3-2-10 より、「②自立支援教育訓練給付金」、及び「③高等職業訓練促進給付金」が最も多い 93.5%となっている。また、「①自立支援プログラム策定事業」も 43.0%となっており、これは個々に応じた自立支援計画を一緒に作成し支援員による継続的なフォローを行うもので、このようなきめ細やかな支援を推進している自治体も半数近くあることがわかる。「⑤その他」については、ひとり親世帯を対象とした高等学校卒業程度認定試験合格支援事業や、ハローワークの職業訓練、生活保護受給者等就労自立促進事業などがみられる。

②、及び③のひとり親世帯を対象とした給付金事業を紹介している自治体が極めて多いことから、多くの自治体は、まず経済的な支援を行って母親または父親に教育訓練や資格取得の講座を受けてもらい経済的自立を目指せるように自立を促進する、といった支援を推進していると考えられる。

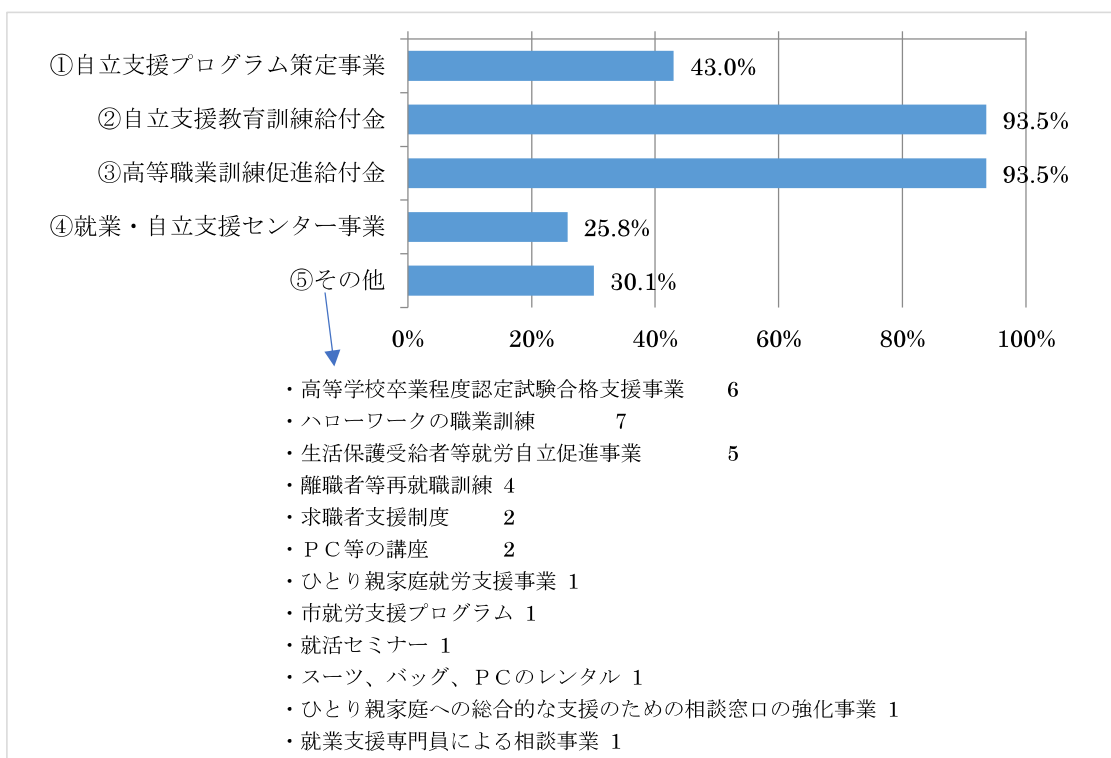


図 3-2-10 ひとり親世帯への就労支援の紹介

図 3-2-10 のような就労支援制度の紹介がされている中で、ひとり親世帯の就労の課題を図 3-2-11 に示す。「③子どもがいるため勤務時間帯が限られる」が、母子世帯で最多の 93.5%、父子世帯でも最多の 60.2%となっている。また、母子世帯では「①正規社員に就けない」が 77.4%、「⑤子どもを預けられる場所・人が見つからない」が 67.7%であり、7 割前後の自治体に共通する課題であることがわかる。一方で、父子世帯では、「⑤子どもを預けられる場所・人が見つからない」が 2 番目に高い 48.4%であり、半数近くの自治体が挙げている。

母子世帯、父子世帯の共通の課題は勤務時間帯が限られる点であり、母子世帯は正規社員に就くことが難しいこと、父子世帯は周りに子どもを預けられない、ということがそれぞれの主な課題といえる。図 3-2-9 より、子育て支援制度が十分に活用されていない実態が明らかとなり、このような子育て支援の課題が就労に影響を及ぼしていることが考えられる。また、父子世帯は取り上げた点以外に大きな課題はみられないが、母子世帯は「⑧働く意欲が低い」が 48.4%となり、約半数の自治体が課題として挙げている。「②学歴が低い」も 36.6%、「⑦転職を繰り返している」も 32.3%であり、母子世帯については働いて収入を得て子どもを育てる、という意識が低い世帯が一定数いることが推察され、特に母子世帯に向けた就労面における自立支援が重要といえる。

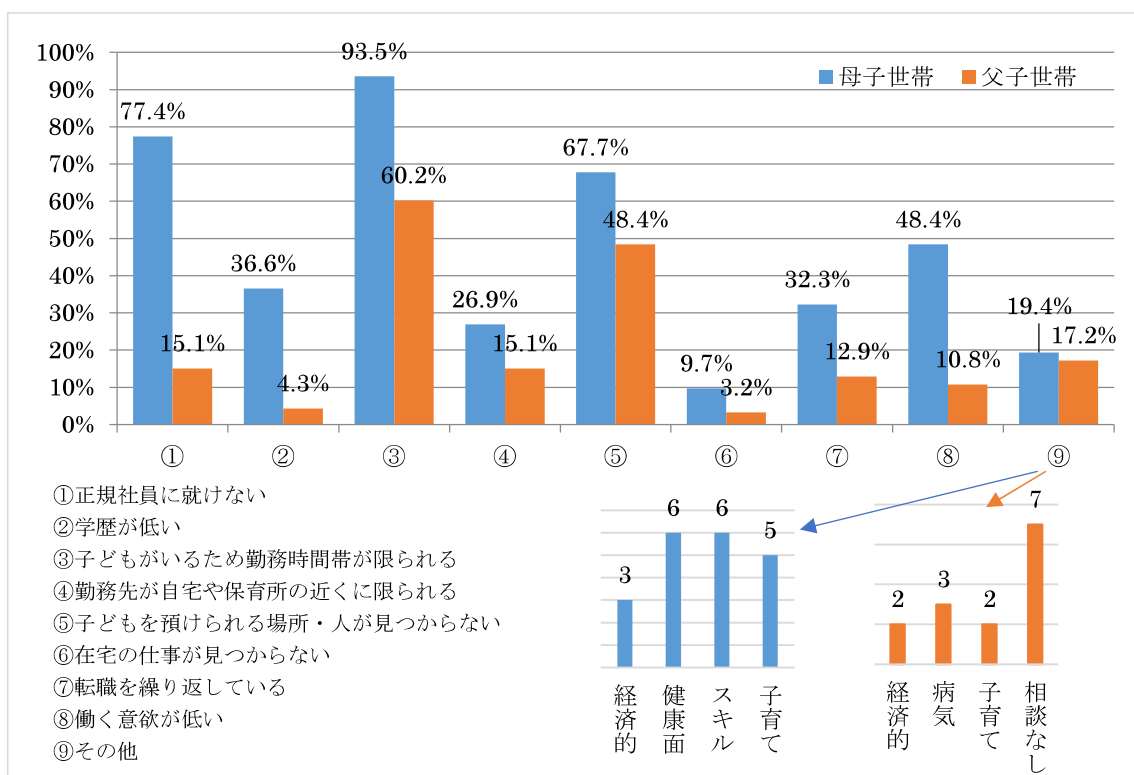


図 3-2-11 ひとり親世帯の就労支援の課題

自治体間におけるひとり親世帯支援の連携については、図 3-2-12 より、他自治体と連携していることがあると回答したのは 28 自治体となっている。連携している内容は、「母子生活支援施設の広域利用」が最多の 21 件、「就労・資格取得」が 4 件、「子育て支援」が 3 件、また「その他」の「児童の情報共有」が 5 件となっている。

「母子生活支援施設の広域利用」とは、DV が原因で家から避難するために母子生活支援施設に入所することになった際、遠くへ逃げる必要がある場合に他自治体の母子生活支援施設に入所できるように取り決めを行っているといった連携を指す。「児童の情報共有は」、要保護児童、要支援児童といった問題のある家庭が転出・転入する場合に、自治体間でその家庭の事情について引き継ぎを行って継続した支援を行うための情報共有を指す。このように、自治体同士のひとり親世帯に関する連携は、母子生活支援施設の広域利用に関するものが主な連携であることが明らかとなった。

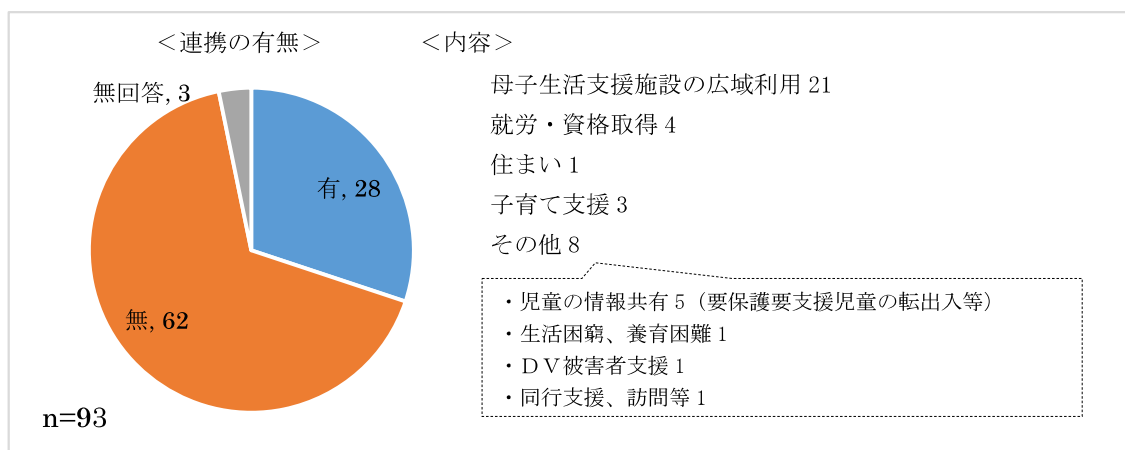


図 3-2-12 自治体間の支援の連携の有無とその内容

3.2.3 住居の支援の実態と課題

続いて、住居に着目し、自治体の支援の事態と課題を把握する。図 3-2-13 より、ひとり親世帯からの住まいの相談頻度は、「⑥その他」が 43.0%と最も多く、そのうち 25 自治体が月数件と回答している。次いで「⑤週 1 件程度」が 30.1%である。図 3-2-1 においては、ひとり親世帯からの相談を 1 日 1 件以上受けている自治体が全体の 7 割を超えていたが、住居に関しては、多くとも週 1 回程度であり相談自体があまり多くないことが明らかとなった。「①1 日 5 件以上」と回答した自治体は大和市、また「②1 日 1 件以上」と回答した自治体は渋谷区、豊島区、足立区、江戸川区、野田市、そして「③2 日に 1 件程度」と回答した自治体は台東区、品川区、町田市、越谷市の 10 区市である。このうち東京区部は 6 区であり、東京区部では他地域よりも比較的住居の相談が多いことがわかる。

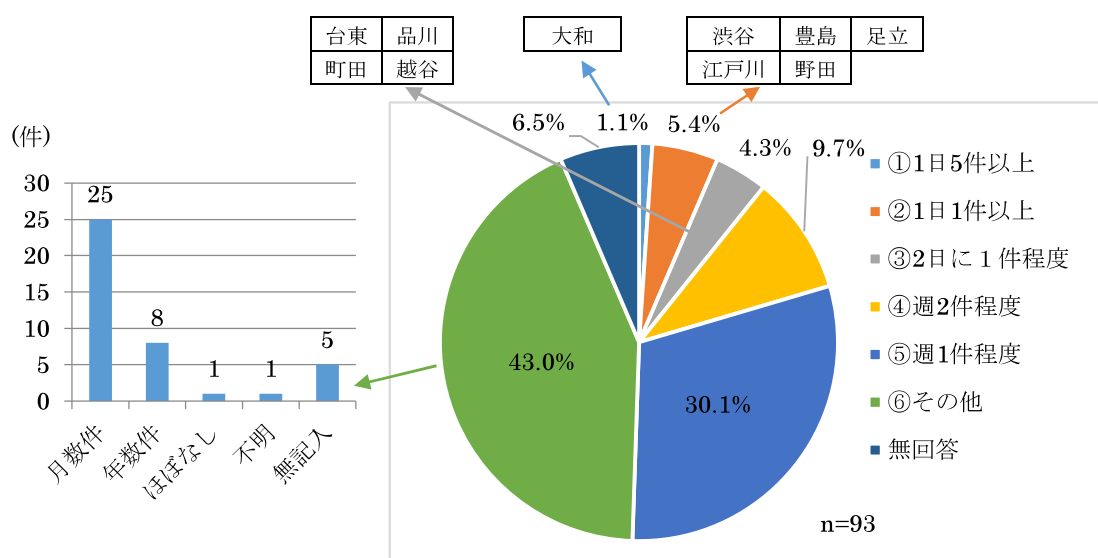


図 3-2-13 ひとり親世帯からの住まいの相談頻度

相談内容については、記述回答を分類すると、図 3-2-14 より、「住まいが見つからない」が 25 件となっており、その詳細として 17 自治体が「離婚後の住まいがない」と回答している。また、「公営住宅への入居」、並びに「転宅費用がない」は 12 件、「家賃補助等制度の有無」が 9 件である。離婚しひとり親世帯となった時点ですぐに住まいを確保しようとしても、経済的に見合う住居を見つけられない、転宅費用がないといった実態が読み取れる。公営住宅は募集時期が限られ、また即入居はできない、民間賃貸住宅は都市部では家賃が高い、といった問題が相談内容に関係していると考えられる。

第三章 自治体の取り組み

墨田	・離婚後の住まいがない
豊島	・離婚後の住宅
北	・離婚後転宅先を確保できず、元夫と同居状態（児童扶養手当の申請ができない）
足立	・DV被害者の住宅確保
江戸川	・離婚後の住まいについて
八王子	・実家を出て子と生活したい、・引越し先が見つからない
清瀬	・離婚後の居住について
あきる野	・離婚したが仕事もなくアパート借りることができない
西東京	・離婚に伴う転居について等
相模原	・別居するための住居
横須賀	・より家賃の安い物件へ転居希望、・離婚後の住まいの相談
平塚	・離婚に伴い現在住んでいる家を出て行かなければならない等
厚木	・離婚したがお金がなくて引越しができない、・親と同居しているが折り合いが悪く家を出たい
大和	・転居先の紹介
伊勢原	・所得が低く自分で借りることができない
海老名	・離婚前の相談時に多い
綾瀬	・家賃がもう少し安いところに移りたい
船橋	・離婚後の住まいについて
成田	・現在の家賃が高いので安い家賃の住宅の問い合わせ
柏	・離婚後の住宅相談
勝浦	・家賃が安い物件を知りたい
浦安	・転居先が見つからない
白井	・離婚をして実家に居るが事情で出ていかなければならない等
本庄	・転居の際の転居先探し等について
吉川	・離婚することが決まったが、住宅が見つからない

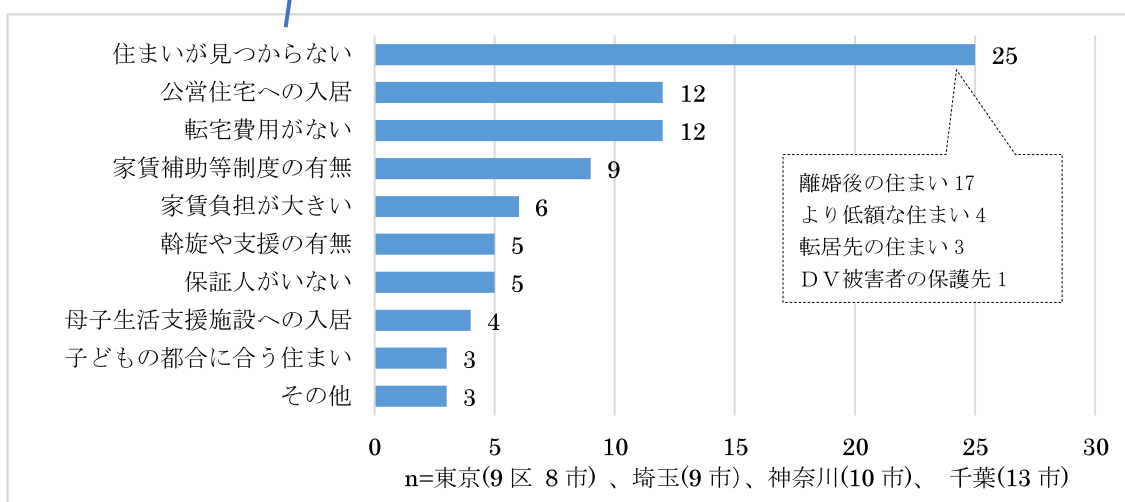


図 3-2-14 ひとり親世帯からの住まいの相談内容

ひとり親世帯の住まいの確保の課題については、図 3-2-15 より、「①公営住宅に当選しない」が最多の 69.8%、次いで「⑥民間賃貸住宅に入居できない」が 53.5%となっている。「⑥民間賃貸住宅に入居できない」の理由は、「家賃が高い」が 37 件、「保証人が見つからない」が 26 件と特に多いことがわかる。「⑦その他」では「公営住宅数が少ない・空きがない」が 8 件、「住まいと子どもの転校・保育所の有無」が 5 件となっている。

東京都及び神奈川県では、ほぼすべての自治体が「①公営住宅に当選しない」と回答している。したがって、図 3-2-7 では東京都及び神奈川県の多くの自治体が公営住宅の優先入居を紹介している実態がみられたものの、実際に紹介をしても入居できていないということが明らかとなった。公営住宅については、図 3-1-1 で述べたとおり、自治体によって管

理戸数に偏りがあることから、元々の戸数による当選確率の問題などで、これらの地域では入居に限界が生じていると考えられる。一方で、民間賃貸住宅についても、都市部の家賃の高さや保証人が見つからないといった問題によって住居が決まらない状況が少なくないことが読み取れる。

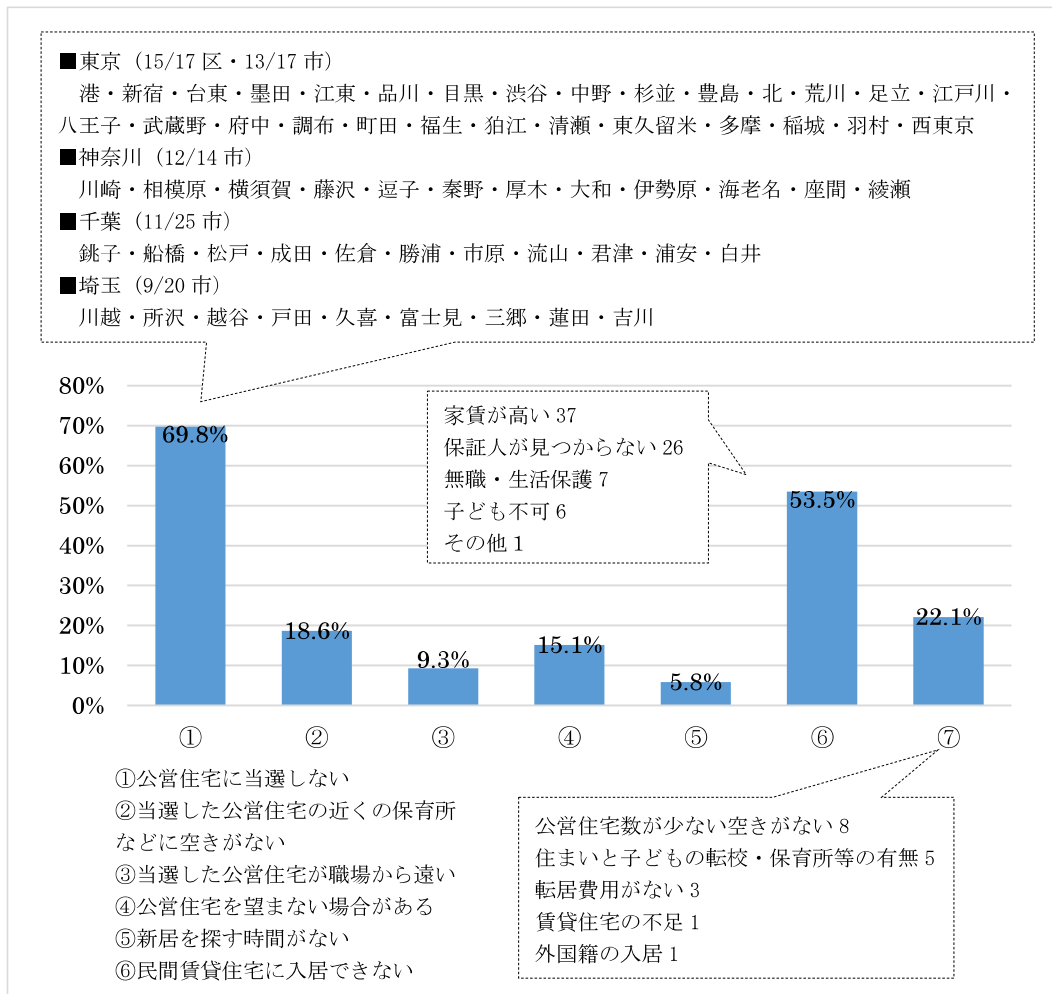


図 3-2-15 ひとり親世帯の住宅確保の課題

ひとり親世帯への住まいの紹介については、図 3-2-16 のとおり、①～④の公営住宅については、東京都では都営・区営・市営、3 県では県営・市営のそれぞれの住宅を紹介していることが明らかとなった。「⑤民間賃貸住宅」については、東京区部が最も多く、江東区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区の 6 自治体が紹介を行っている結果となったが、施策としてある場合や担当者が何等か情報提供などを行っていることも考えられる。

図 3-1-1 をみると、これら 6 区のうち江東区は都営住宅の管理戸数が 2 番目に多く 2 万

戸以上あるが、残りの5区は管理戸数が少なく、特に豊島区は1,300戸程度である。また、図3-2-7より、公営住宅の紹介を行っている自治体はこのうち江東区、世田谷区、杉並区でとなる。したがって、公営住宅に限りがあるために民間賃貸住宅の紹介を実施している豊島区のようなケース、また、公営住宅は潤沢にありつつも民間賃貸住宅の紹介も行っている江東区のようなケースがあることが明らかとなった。

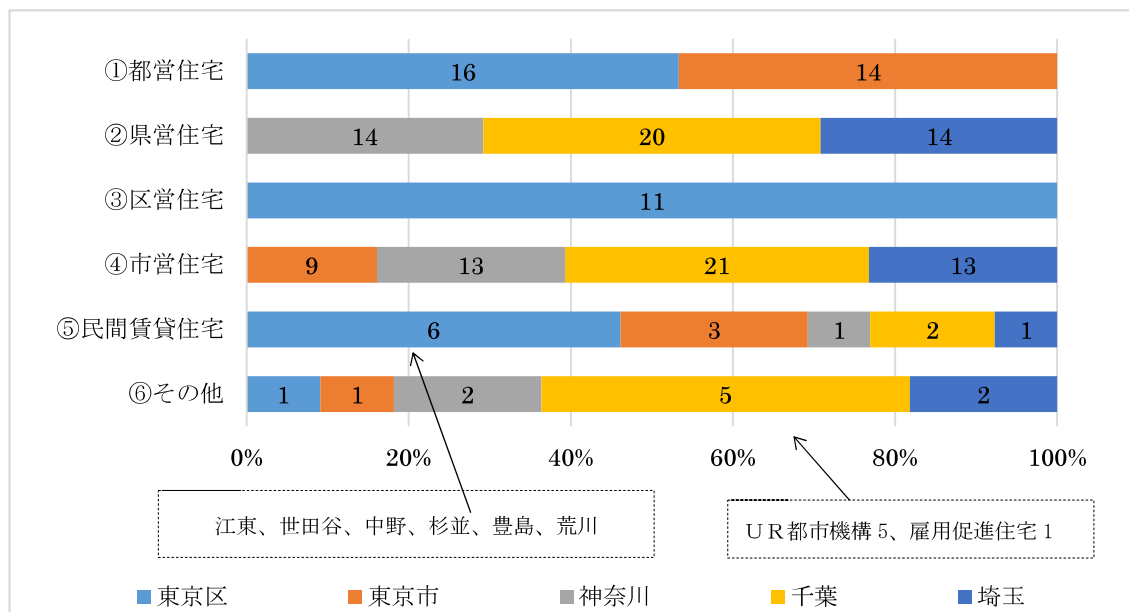


図3-2-16 ひとり親世帯への住まいの紹介

民間賃貸住宅の家賃助成については、表3-2-12のとおり、東京都、神奈川県、千葉県の14自治体を実施していることが明らかとなった。主に、東京都の市部や神奈川県の厚木や海老名、千葉県の野田や君津など比較的郊外の自治体であることがわかる。

家賃助成については、各自治体の独自の支援策であり、名称や期間、助成金額など全て多様な内容である。表3-2-13にはこの概要をまとめた。対象をひとり親世帯のみとする自治体が最も多いが、渋谷区のような高齢者、障害者の世帯及びひとり親世帯を対象としている場合もみられた。また、千代田区、渋谷区、豊島区は立ち退きを条件としたものであり、目黒区はひとり親世帯を含むファミリー世帯向けである。

そのため、これら4自治体を除いた10自治体が、月々の家賃の一部の助成や、1か月分の家賃及び仲介手数料の助成、といったひとり親世帯に特化した家賃助成の支援を行っていることが明らかとなった。

第三章 自治体の取り組み

表 3-2-12 民間賃貸住宅の家賃助成を実施している自治体と実施内容

	対象	支給額及び詳細
東京 千代田区	<p>居住安定支援家賃助成</p> <p>A～Cの全ての要件を満たす世帯</p> <p>A：18歳以下の子と同居し扶養しているひとり親世帯・DV（家庭内暴力）被害者世帯</p> <p>B：</p> <p>①取壊し等に伴い居住している住宅から1年以内に退去することを求められている</p> <p>②安全上・衛生上劣悪な状態の民間賃貸住宅に居住している（助成は転居一時金助成・火災保険料助成のみ）</p> <p>③失職等のやむを得ない事由により世帯の所得が著しく減少した</p> <p>C：</p> <p>①千代田区内に引き続き2年以上居住し、住民登録している</p> <p>②世帯の所得が、B①②に該当する場合は月額20万円以下、B③に該当する場合は月額10万4千円以下である</p> <p>③同居する者全員が、住民税を滞納していない</p> <p>④生活保護を受給していない</p>	<p>補助額：上限50,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最長5年間 ・家賃等を基準にした計算により算出した額 <p><その他の助成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居一時金助成 <p>礼金（権利金）及び仲介手数料の合算額（家賃基準額または実際の家賃のうち、少ない方の3か月分まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約更新助成 <p>賃貸借契約の更新のために支出した更新料の額（家賃基準額の1か月分まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災保険料助成 <p>加入した火災保険の保険料相当額（7,500円まで）</p>
東京 目黒区	<p>ファミリー世帯家賃助成</p> <p>18歳未満の子を扶養しかつ同居している世帯（ひとり親世帯は当選倍率2倍）</p> <p>①目黒区に1年以上居住している</p> <p>②平成26年の世帯の所得が基準額以下</p> <p>③家賃が5～16万の民間賃貸住宅に住んでいる</p> <p>④家賃を滞納していない</p> <p>⑤世帯全員が住民税を完納している</p> <p>⑥生活保護を受けていない</p> <p>⑦当助成、他の助成を過去現在受けていない</p>	<p>補助額：20,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高2年実施 ・住宅課居住支援係
東京 渋谷区	<p>立ち退きに伴う住み替え家賃補助制度</p> <p>取り壊しなどにより立ち退きを求められていて、現在住んでいる民間賃貸住宅などから民間賃貸住宅へ区内で転居する必要がある、高齢者・障害者・ひとり親世帯に、住み替え後の家賃・転居一時金の一部を補助する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが18歳未満のひとり親世帯 ・区内に2年以上居住（住民登録も）している ・世帯の総収入額が一定基準額以下 ・住民税を滞納していない 	-
東京 豊島区	<p>ひとり親住み替え家賃助成</p> <p>全ての要件を満たす世帯</p> <p>①区内の転居前の住宅等に引き続き2年以上居住していること</p> <p>②ひとり親世帯</p> <p>③取り壊しによる立ち退きを受けている住宅に居住すること</p> <p>④区内の良好な民間賃貸住宅の転居であること</p> <p>⑤世帯の前年の所得が158,000円以下であること（特別区分に該当する場合は214,000円以下）</p> <p>⑥生活保護を受給していないこと</p> <p>⑦日本国籍又は日本に永住する資格を有していること</p>	<p>補助額：上限15,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間5年間 ・転居後の家賃と基準家賃の差額の一部

第三章 自治体の取り組み

東京 武蔵野市	<p>ひとり親家庭等住宅費助成制度</p> <p>全ての要件を満たす世帯で、20歳未満の児童がいるひとり親家庭の父母、養育者で、民間の共同住宅等を借りて家賃を支払っている者</p> <p>①ひとり親家庭であること ②民間の共同住宅をご自身で借りて家賃を支払っていること（独立行政法人都市再生機構住宅、市営・都営住宅、社宅、社員寮等を除く） ③武蔵野市内に引き続き6ヶ月以上在住していること ④所得制限限度額未満であること</p>	<p>補助額：10,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃が10,000円以下の場合は支払家賃相当額 ・児童扶養手当支給要件の父母障害、DV保護命令は対象外、また生活保護受給者は対象外
東京 国立市	<p>住宅費の助成（民間の借家、アパートに住む方の家賃の一部を助成）</p> <p>全ての要件を満たす世帯</p> <p>①市内に引き続いて3年以上住民登録または外国人登録をしている ②18歳未満の子どもと父または母のみの世帯で児童扶養手当の全部支給の所得制限以下の家庭</p>	<p>補助額：家賃の1/3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10,000円を超える場合は10,000円まで
東京 東久留米市	<p>ひとり親家庭住宅手当</p> <p>全ての要件を満たす世帯で、18歳未満の児童（又は20未満で児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成制度の障害の要件で認定を受けた子）と同居するひとり親家庭</p> <p>①自らが居住する民間賃貸住宅を賃借し、その賃借料を支払っている ②児童育成手当所得制限額未満 ③その他で住宅にかかる公的扶助を受けていない</p>	<p>補助額：3,500円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払日は年3回（2,6,10月）
神奈川 鎌倉市	<p>ひとり親家庭等家賃助成制度</p> <p>全ての要件を満たす世帯で、前年の世帯全員の所得の合計が、所得制限限度額（月額158,000円）以内である者</p> <p>①民間の賃貸住宅（月額家賃15,000円以上）に住んでいる ②子どもの年齢が20歳未満である ③鎌倉市に1年以上住んでいる ④世帯全員の所得が所得制限限度額以内 ⑤生活保護の住宅扶助を受けていない</p>	<p>補助額：上限8,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額家賃から15,000円を控除した額
神奈川 厚木市	<p>母子家庭等家賃助成</p> <p>全ての要件を満たす世帯</p> <p>①配偶者のない者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童と同居し、かつその児童を養育している ②市内に住所を有している ③家賃月額が1万円以上6万円以下 ④前年（1～3月申請の場合は前々年）の所得が一定額以下 ⑤生活保護法の住宅扶助を受けていない</p>	<p>補助額：1,300～10,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃月額を8段階に区分し助成 ・家賃月額10,000円未満又は60,000円超の場合は対象外
神奈川 大和市	<p>ひとり親家庭等家賃助成</p> <p>ひとり親家庭等に該当し、大和市に1年以上住んでいて以下の条件にあてはまらない者</p> <p>①生活保護を受けている ②住民登録が1年未満 ③賃貸契約名義人が児童の母又は父以外 ④家賃月額24,000円以下</p>	<p>補助額：上限10,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額家賃から24,000円を控除した額

第三章 自治体の取り組み

<p>神奈川県 海老名市</p>	<p>ひとり親家庭等家賃助成 母子・父子家庭のための住宅手当 ひとり親家庭で市内に1年以上居住し、20歳未満の子を養育しており、家賃を月額20,001円以上支払っているもの</p>	<p>補助額：一律7,000円</p>
<p>千葉県 野田市</p>	<p>ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業 A～Cの全ての要件を満たす世帯 A：市内に1年以上住所を有し、かつ、住民登録をしている者 B：生活保護法による保護を受けてない者 C：この制度による助成金の交付を受けたことがない者で下記のいずれかに該当する者（ひとり親家庭等で次の全ての条件を満たす者） ①18歳に達する日以後の3月31日までの児童を持つひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭など） ②ひとり親家庭等となって6月以内であること ③前年の所得が「野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例」に定める所得の額（児童扶養手当の所得制限限度額）未満であること ④入居する住宅が市内の民間賃貸住宅であること</p>	<p>補助額：入居に係る1月分の家賃及び不動産店への仲介手数料 ・共に65,000円が限度（総額130,000円が限度）</p>
<p>千葉県 君津市</p>	<p>ひとり親家庭の住宅手当 君津市の住民基本台帳に登録されているひとり親家庭（20歳未満の児童を養育）で、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け月額10,000円を超え58,000円以下の家賃を支払っている者</p>	<p>補助額：月額10,000円を超えた額について上限5,000円 ・家賃10,000円以上58,000円以下 ・年3回（7月、11月、3月）支給</p>
<p>千葉県 浦安市</p>	<p>ひとり親家庭住宅手当 20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭で、賃貸住宅に居住している者（月額1万円を超える家賃を払っている者）</p>	<p>補助額：15,000円 ・1万円を超えた家賃額 ・家賃月額次第</p>

表 3-2-13 各自治体の民間賃貸住宅家賃助成の概要

都県	区市	施策名	対象世帯	支給額（月額）	補足
東京	千代田	居住安定支援家賃助成	ひとり親	上限 50,000 円	※立ち退きに伴う支援
	目黒	ファミリー世帯家賃助成	ファミリー	20,000 円	
	渋谷	立ち退きに伴う住み替え家賃補助制度	高齢者・障害者・ひとり親	-	※立ち退きに伴う支援
	豊島	ひとり親住み替え家賃助成	ひとり親	上限 15,000 円	※立ち退きに伴う支援
	武蔵野	ひとり親家庭住宅費助成制度		10,000 円	
	国立	住宅費の助成		家賃の 1/3	
	東久留米	ひとり親家庭住宅手当		3,500 円	
神奈川	鎌倉	ひとり親家庭等家賃助成制度		上限 8,000 円	
	厚木	母子家庭等家賃助成		1,300～10,000 円	
	大和	ひとり親家庭等家賃助成		上限 10,000 円	
	海老名	母子・父子家庭のための住宅手当	3,000～7,000 円		
千葉	野田	ひとり親家庭等及び DV 被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業		上限総額 130,000 円	
	君津	ひとり親家庭の住宅手当		上限 5,000 円	
	浦安	ひとり親家庭住宅手当		15,000 円	

そして、ひとり親世帯、高齢者世帯、障害者世帯などの住まいのセーフティネットについては、居住支援策の実態を表 3-2-14、表 3-2-15、表 3-2-16 の 3 種類に分類した。ただし、表 3-2-13 の家賃補助を除いた支援策である。また、表 3-2-14、表 3-2-15 の詳細を表 3-2-17、表 3-2-18 に示す。

表 3-2-14、表 3-2-18 より、民間賃貸住宅関連では、社団法人宅地建物取引業協会の協力を得ての斡旋、保証会社を利用する際の区市や社会福祉協議会等による保証料助成、また住宅の情報提供の施策を実施している。表 3-2-15、表 3-2-18 より、住み替え助成関連では、立ち退き時の転居費用の助成や離職に伴う住宅確保給付金がみられる。表 3-2-16 より、公営住宅関連では、29 自治体が入居時の優遇等を行っていると回答している。

図 3-2-7、表 3-2-12、表 3-2-13 と合わせると、武蔵野市では、公営住宅を紹介し、民間賃貸住宅の家賃補助があり、民間賃貸住宅の保証料助成及び情報提供も行っていることから、他自治体と比較しても公営住宅、民間賃貸住宅に関わらず入居支援に注力していることがわかる。野田市も、公営住宅を紹介し、民間賃貸住宅の家賃補助があり、民間賃貸住宅の斡旋及び保証料助成を行っている。この 2 市は、ひとり親世帯の居住支援を積極的に推進している自治体であることが明らかとなった。

第三章 自治体の取り組み

表 3-2-14 民間賃貸住宅関連の居住支援施策

施策名	斡旋	保証料助成	情報提供	保証人代替	その他	区市
高齢者等民間賃貸住宅斡旋事業	○					港
高齢者民間住宅斡旋	○					足立
民間賃貸住宅斡旋	○					目黒
野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業	○	○				野田
高齢者等アパートあっせん事業		○	○			杉並
台東区高齢者等債務保証制度		○				台東
居住支援制度		○				世田谷
民間賃貸住宅入居支援事業		○				荒川
高齢者等民間住宅入居支援		○	○			武蔵野
民間賃貸住宅の入居支援		○	○			船橋
賃貸物件情報提供サービス			○			世田谷
東京チャレンジネット			○			狛江
住まい探し相談会			○			相模原
埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度			○			さいたま
さいたま市入居支援制度			○			ま
たちかわ入居支援福祉制度				○		立川
居住支援制度（その他：支援団体による見守り等）				○	○	川崎
高齢者向け優良賃貸住宅					○	足立
障害者グループホームの家賃助成事業					○	厚木

表 3-2-15 住み替え助成等の居住支援施策

施策	住宅確保給付金	転居費用助成	その他	区市
台東区高齢者等住み替え居住支援制度		○		台東
高齢者等応急一時居室の提供（民間アパート）			○	杉並
離職に伴う家賃支援	○			北
高齢者住み替え家賃等助成事業		○	○	荒川
離職に伴う生活困窮者自立支援事業	○			調布
離職に伴うひとり親の住宅支援給付事業	○			国立
離職に伴う住居確保給付金	○			西東京
離職に伴う住宅確保給付金	○			川崎
離職に伴う住宅確保給付金	○			松戸
離職に伴う住宅確保給付金	○			柏
生活困窮者自立支援制度の住宅確保給付金	○			白井

表 3-2-16 公営住宅（入居優遇、使用料減免、高齢者住宅等）の居住支援施策

都県	実施していると回答した区市
東京	墨田、目黒、世田谷、渋谷、荒川、足立、江戸川、八王子、立川、国立
神奈川	川崎、相模原、横須賀、平塚、鎌倉、藤沢、厚木、伊勢原、海老名、座間
千葉	船橋、野田、成田、佐倉、柏、八千代、
埼玉	川越、越谷、吉川

表 3-2-17 民間賃貸住宅関連の居住支援施策の詳細

区市名	民間賃貸住宅斡旋、保証人、保証料助成
港	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等民間賃貸住宅斡旋事業 社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅の斡旋を行う（対象は高齢者、ひとり親、障害者でそれぞれの要件を満たす者）
台東	<ul style="list-style-type: none"> ・台東区高齢者等債務保証制度 保証人のいないひとり親世帯等に対して、区と協定を結んだ賃貸保証機構に加盟する保証会社を利用した時に支払った保証料の1/2（2万まで）を助成
目黒	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅斡旋 東京都宅建協会目黒支部の協力を得て、区内に1年以上居住し18歳未満の子とひとり親だけの世帯で民間賃貸住宅への転居を希望する世帯に対し住宅探しの支援を実施
世田谷	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸物件情報提供サービス 区内在住で18歳未満の子がいるひとり親世帯に、区と協定を結んだ不動産店団体の協力で民間賃貸住宅の空き室情報を提供。 <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援制度 保証人がいない等の理由でアパート入居が難しい高齢者、障害者、ひとり親世帯に保証会社が金銭保証をし、入居しやすくする制度。保証料として、入居者が支払った保証料相当額の半額（2万円程度）を初回の保証契約に限り区が助成する。ひとり親世帯は区内在住2年以上で18歳未満の子がいることが条件。
杉並	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等アパートあっせん事業 不動産店の紹介、住宅に関する情報の提供を行い、契約成立後は仲介手数料の助成、保証人がいない者で保証会社に保証料を支払った場合はその一部を助成。また、入居者支援事業として希望する者に見守りサービスを民間委託により提供。
荒川	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅入居支援事業 65歳以上他要件（高齢者福祉課高齢者福祉係）
足立	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者民間住宅斡旋 住宅に困り新たに住宅を探す65歳以上に、東京都宅建協会足立支部の協力を得て民間の賃貸住宅を斡旋。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け優良賃貸住宅 バリアフリーや緊急時対応安否確認サービスなど60歳以上の高齢者に配慮した良質な賃貸住宅（運営は民間法人）。
立川	<ul style="list-style-type: none"> ・たちかわ入居支援福祉制度（高齢福祉課、障害福祉課） 家賃などの支払能力がありながら判断能力の低下した認知症などのある高齢者や障害者で、市内に3年以上居住し日常生活自立支援事業を契約している（予定を含む）方で民間賃貸住宅契約の際に保証人のいない方に対し、立川市社会福祉協議会が保証人となる（ただし家賃3か月分などの費用を預かる）。
武蔵野	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等民間住宅入居支援（市内在住の高齢者、障害者、ひとり親） ・民間住宅入居支援相談会 月1回市役所内の会場で、不動産業者（東京都宅建協会武蔵野中央支部）の協力で、物件の紹介内見の予約等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・保証会社の紹介・助成 市内の民間住宅への転居で保証会社利用を求められた場合、一定額を限度として最大2年間保証料の一部を助成。
狛江	<ul style="list-style-type: none"> ・東京チャレンジネット 住宅情報提供システムで住まい探いを支援
川崎	<ul style="list-style-type: none"> ・居住支援制度 民間賃貸受託の保証人を見つけるのが困難な場合に入居を支援。
相模原	<ul style="list-style-type: none"> ・住まい探し相談会 60歳以上の高齢者を対象に実施（2015年6回実施）
厚木	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者グループホームの家賃助成事業

第三章 自治体の取り組み

	障害者グループホームに入居している市の援助者に家賃のうち上限2万を助成。
船橋	・民間賃貸住宅の入居支援 連帯保証人が確保できないひとり親家庭等に、民間賃貸住宅情報の提供、入居保証を行うと共に、低所得者には家賃等債務保証契約時に要する費用一部を助成。
野田	・野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業 市内の協力不動産店の案内及び物件の斡旋の他、連帯保証人を確保できない場合の家賃等保証委託契約利用及び保証料の助成を実施。
さいたま	・埼玉県住まい安心ネットワークによる情報提供（埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度） 高齢者障害者ひとり親世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅や仲介業者の登録を行い、登録された住宅情報を提供。 ・さいたま市入居支援制度 高齢者障害者ひとり親世帯で、家賃の支払い能力があるにもかかわらず民間賃貸住宅への入居が困難な方に不動産店の情報等を提供。

表 3-2-18 住み替え助成等の居住支援施策の詳細

区市名	住替え助成・住宅確保給付金
台東	・台東区高齢者等住み替え居住支援制度 自己の都合や責任によらない理由による立ち退きを受け区内民間賃貸住宅から別の区内民間賃貸住宅に転居したひとり親世帯に対して支払った礼金、仲介手数料（15万まで）を助成
杉並	・高齢者等応急一時居室の提供 住宅の取壊し、立退き要求、災害被災（火災を含む）、犯罪被害、DV被害者、ひとり親世帯などに対し最大6か月間提供する（延長も可）。
北	・生活困窮者支援法による離職者への3か月間の家賃支援。
荒川	・転居費用助成制度（所得制限有） 北区に1年以上居住しているひとり親世帯が、自己の責任によらない立ち退きを受けて区内民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に転居した場合に区が転居費用の一部を助成。対象は、18歳未満の子どもを扶養するひとり親世帯。助成額は、礼金・仲介料の合算額（上限15万円）（住宅課住宅計画係） ・高齢者住み替え家賃等助成事業 70歳以上のひとり暮らし又は70歳以上の配偶者兄弟姉妹で構成し2年以上区内に住んでいる等の条件を満たす者（高齢者福祉課高齢者福祉係）
調布	・生活困窮者自立支援事業（調布社会福祉協議会） 離職者向けに、就職活動をするなど条件に一定期間家賃相当額を支給することにより住居及び就労の確保の支援。
国立	・ひとり親の住宅支援給付事業 離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又はおそれのある方に住宅支援給付を支給すると共に、住宅の確保や就労支援員による就労支援等を実施。
西東京	・住居確保給付金（失業中や離職による低所得者の）
川崎	・住宅確保給付金 離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方または喪失する恐れのある方を対象に、一定期間賃貸住宅の家賃を支給するとともに住宅及び就労確保の支援を実施。
松戸	・離職者への住宅手当（自立相談支援センター、9か月以内） ・住宅扶助
柏	・住宅確保給付金
白井	・生活困窮者自立支援制度の住宅確保給付金

3.2.4 母子生活支援施設の状況

最後に、各自治体の母子生活支援施設については、まず母子生活支援施設の有無については、図 3-2-17 のとおり、全体の約 1/4 である 24 自治体が現在 1 ヶ所以上あると回答している。2 ヶ所、3 ヶ所あると回答のあった自治体はいずれも東京区部である。また、図 3-2-18 のとおり、何かあった際の一時的な退避場所として、ひとり親世帯に用意している部屋があるか、という点については、母子生活支援施設が 26 件、民間シェルターが 6 件、婦人保護施設が 4 件となっている。図 3-2-17 で 24 件、図 3-2-18 で 26 件、と母子生活支援施設数に差が出たのは、母子生活支援施設のない自治体が他自治体の母子生活支援施設に入所できるよう整えられているケースがあるためである。

母子生活支援施設の閉所理由、及び開所理由については、表 3-2-19 のとおり、一部の自治体から回答があった。過去に施設があったという回答が 4 件、これから開所予定の施設があるという回答が 1 件となっている。閉所理由については、2 施設を集約して 1 施設とする、建物の老朽化、母親のニーズの変化、入所者の減少、運営している法人の都合、といった内容で、全体的には入居率の減少が根本的な要因であるとわかる。開所理由については、建替えをして新たに開所するというケースであり新規で建設することではないため、建て替えでなく開所する自治体は現在ないことが明らかとなった。

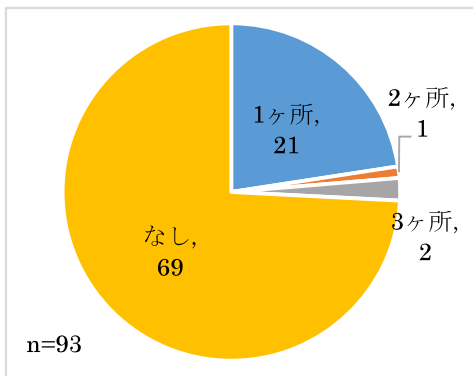


図 3-2-17 母子生活支援施設の有無

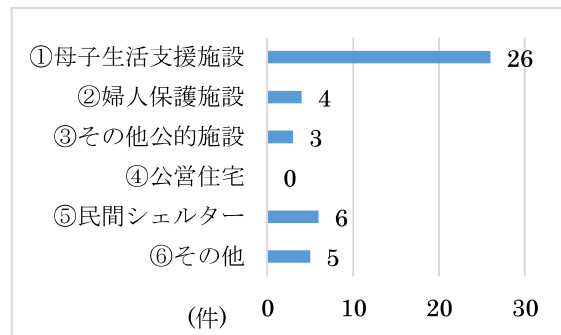


図 3-2-18 緊急時に備えて設置している空間

表 3-2-19 母子生活支援施設の閉所及び開所の理由

閉所理由 (4)	・支援の効率化、入所率の低下という課題の改善策として 2 施設を集約
	・施設の老朽化
	・これまでの入所者が自立した
	・母親の意識の変化やニーズの多様化に伴い新たな入所者が見込まれない
	・法人の都合
開所理由 (1)	・建替え時期である現在の施設を廃止し新たに別の施設を建設中(設置主体を自治体から社会福祉法人へ)

3.2.5 小結

ひとり親世帯の支援を主に担当する部署（ひとり親係）は、主に子ども家庭課などの子育て関係の部署に属し、福祉関係の部署を中心に支援の連携を行っていることが明らかとなった。多くの母子世帯、父子世帯は共に子どもの預け先がなく就労に限度が生じてしまうといった子育てと就労の両立に課題を抱えているが、一方で、93自治体のうち約4割の自治体では、子育て支援制度がひとり親世帯にあまり活用されていないという課題が生じていることが明らかとなり、支援制度の周知及び支援策に改善の余地があることが示唆された。

住居については、自治体がひとり親世帯から相談を受けることがそれほど多くはないことが明らかとなったが、相談内容は、住居をなかなか確保できないといった都市部における住宅困窮から生じていると考えられる。公営住宅については地区によって戸数が少なく、民間賃貸住宅については家賃の高騰や保証人の不在により入居が難しい、といったことがひとり親世帯の主な課題であることが確認された。しかしながら、10自治体ではひとり親世帯を対象とした民間賃貸住宅の家賃助成を実施していることが明らかとなった。また、武蔵野市や野田市のように、公営住宅の紹介から民間賃貸住宅の家賃補助、斡旋、保証料の助成、情報提供までトータルな支援を行う自治体もみられ、このような民間賃貸住宅への入居支援を中心とした取り組みが今後更に求められる。

次項では、自治体を東京都の区部に絞って支援の実態を具体的に把握することを試みる。

3.3 東京都区部における具体的な支援の取り組み

3.3.1 調査概要と回答先

3.2 では、アンケート調査結果から、ひとり親世帯の状況や自治体が抱えているひとり親世帯支援の課題が明らかとなった。そこで、より具体的な実態把握のため、アンケート回答のあった東京区部にヒアリング調査を依頼し、承諾を得た10区を対象として、役所へ出向き1時間程度ヒアリング調査を実施した。調査概要を表3-3-1に示す。ヒアリング先は、3.2と同様にひとり親係である。

ヒアリングの内容は、ひとり親世帯の支援体制、住まいを中心とした生活実態と課題、母子生活支援施設、子どもの貧困対策などである。調査対象全区とも母子生活支援施設が1カ所以上設置されている。

表 3-3-1 調査概要（調査2）

No	日程	調査区	ヒアリング対象部署	施設数	ヒアリング調査項目
1	2016/7	足立	福祉部 親子支援課・政策経営部子どもの貧困対策	1	1. 支援のニーズの把握、実態調査の有無 2. 支援体制、連携・協働体制 3. 法定事業でない独自の支援策 4. 不足している支援、これから行う支援 5. ひとり親世帯の支援施策利用の実態 6. ひとり親世帯の住居確保の実態 7. 母子生活支援施設について 8. 子どもの貧困対策、居場所づくり
2	2016/7	豊島	子ども家庭部 子育て支援課子ども家庭・女性相談グループ	1	
3	2016/7	荒川	子育て支援部 子育て支援課ひとり親女性福祉係	1	
4	2016/8	新宿	子ども家庭部 子ども家庭課	2	
5	2016/8	墨田	保健福祉部 生活福祉課相談係母子担当	3	
6	2016/8	渋谷	子ども家庭部 子ども青少年対策課	1	
7	2016/8	目黒	子育て支援部 子ども家庭課子ども家庭係	1	
8	2016/8	江戸川	子ども家庭部 児童女性課援護係	1	
9	2016/9	杉並	保健福祉部 子育て支援課ひとり親家庭支援担当	1	
10	2016/9	港	子ども家庭支援部 子ども家庭課家庭相談担当	1	

3.3.2 具体的な取り組みの実態

ヒアリング調査結果から、ひとり親世帯を対象とした支援の取り組みや、ひとり親係が日頃ひとり親世帯と向き合う中で課題として認識していること、また、これから行いたい支援などについて整理した。(1)支援の連携体制、(2)就労支援、(3)親及び子どもへの支援、(4)貧困対策、(5)母子生活支援施設、の5種類の項目に分類して述べる。

(1) 支援の連携体制

10区全体について、主な支援の連携先を表3-3-2に示す。住宅、生活福祉、就労支援、自立支援などの自治体内の部署の他、子ども家庭支援センター、福祉事務所、ハローワーク、保健所など、子どもの支援や親の就労に関する関係諸機関、また民生委員などの地域住民との連携もみられた。

表 3-3-2 ひとり親世帯支援の主な連携先

庁舎内で連携している主な担当・係			
住宅	自立支援	戸籍	生活保護
生活福祉	保育	手当・医療	地域振興
就労支援	高齢者		
主な連携機関			
子ども家庭支援センター	児童相談所	母子生活支援施設	保健所
福祉事務所	保育所	宿泊所	医療機関
ハローワーク	学童保育所	裁判所	民生委員、主任児童委員
女性センター	教育委員会	警察	地域住民

具体的な連携内容は表3-3-3のとおりである。主な連携は「◆全庁的な取り組み」、「◇支援の連携体制」、「■支援の連携の課題」の3種類に分類した。

「◆全庁的な取り組み」は、足立区、新宿区、港区では区全体として、子どもの貧困対策や要保護児童対策の支援プロジェクトを立ち上げている。「◇支援の連携体制」では、子ども家庭支援センター、生活保護担当、住宅担当、福祉事務所、保健所、家庭裁判所などと連携を行っていることや、都営住宅の募集要項やひとり親世帯のしおりなどの周知を連携して行っていることがわかる。一方で、「■支援の連携の課題」として、ひとり親係の負担が非常に大きいため人手不足となっていることや、住宅課と連携したいがしてもらえないこと、ひとり親係としての職員のスキルアップなども課題であることが明らかとなった。

表 3-3-3 ひとり親世帯支援の主な連携内容

◆全庁的な取り組み ◇支援の連携体制 ■支援の連携の課題		
足立	子どもの貧困対策課	<p>◆子どもの貧困対策実施計画「未来へつなぐあだちプロジェクト」を定めた（平成27年度～平成31年度） ⇒ひとり親の施策も含み、区全体の関連課で連携し28年度から本格的に開始した。コンセプトは「つなぐ」（情報、ひとり親同士の繋がり）の2つを位置付け</p> <p>◆28年度に「子どもの貧困対策担当」の部署を設置した</p>
豊島	子ども家庭・女性相談グループ	◇ひとり親の相談をしている事が関係機関にも周知され、ひとり親の事が課題となる会議に全部出席できるようになり、他の窓口に来た母子世帯も当課に繋いでもらえるようになった。
荒川	子育て支援課ひとり親女性福祉係	<p>◇予防対策地域協議会では、例えば特定妊婦について主に保健所、子ども家庭支援センター、生活保護の部署、子育て支援課が集まり適宜必要に応じて会議を行っている。</p> <p>◇■ひとり親世帯に関連することは全て子育て支援課が担当する体制のため人手不足 ⇒最初にひとり親が相談に来た際にアセスメントをする母子父子自立支援員が最も足りない ⇒DV被害のケース対応とひとり親対応が同じ係で多忙となり、ひとり親に真摯に寄り添い話を聞いてアセスメントをする余裕がない。 ⇒教育委員会や、障害者の部署、保健所など様々な担当とチームで解決すべき問題の協力体制がない。</p>
新宿	子ども家庭部 子ども家庭課	<p>◇相談窓口は、家庭裁判所なども含めた関係機関を案内している。</p> <p>◇離婚については戸籍課や特別出張所とも連携している。</p> <p>◆平成27年に「子どもの貧困対策検討連絡会議」を立ち上げた。 ⇒子ども家庭部、福祉部、総合政策部、地域振興部などの関係職員 ⇒①子どものケアを充実、②地域と一緒に考える、③区民が自主的に行う活動を支援する、の3本柱</p>
墨田	生活福祉課相談係 母子担当	<p>◇3階の子育て支援課が手当などの窓口、4階の生活福祉課でひとり親の相談 ⇒元々は同じフロアにあったが、生活保護受給者との関係で別フロアになった</p> <p>◇DVから逃れる女性のために、窓口課で支援措置ができる（住民票を夫に見せない）</p> <p>◇庁舎1階のハローワーク、墨田女性センターの職員、生活福祉課のケースワーカーとも連携し、子育て支援課、子育て支援総合センター、保育所、学童保育所、教育委員会などとも連携している。</p>
渋谷	子ども家庭部 子ども青少年対策課	<p>◇法定義務で、虐待を防止するための、子ども家庭支援センターを中心とした様々な部署との連携会議を月1回行う。</p> <p>◇給付係が手当などの窓口、子ども女性相談係が相談全般の窓口（母子・父子自立支援員、家庭相談員もいる）、生活福祉課が生活保護の窓口、生活保護になる前の自立支援窓口もある ⇒様々な窓口があるため当課には所得の低い人はあまり来ない、最低限の相談を受けることがない。</p> <p>◇保育課（保育相談係・入園相談係）と住宅については福祉部の管理課を紹介している。 ⇒基本的に、ひとり親世帯は当課とこの2課で相談している</p>
目黒	子ども家庭課 子ども家庭係	<p>◇住宅課では不動産屋の紹介をしており、住宅探しの場合は住宅課を紹介する</p> <p>◇都営住宅の申込書は子ども家庭課にも置いている。</p> <p>◇メンタルの問題や養育不安のある母親もいるため、生活福祉課や住宅課、子ども家庭支援センターや保健所などと連携し関係者会議も開いている。</p> <p>◇地域の民生委員、主任児童委員、近所からの通報等で区に情報が上がり、地域で埋もれている母子をピックアップできる体制がつけられている。</p> <p>◇基本的に1フロアでひとり親が行くべき窓口が完結する（離婚届を提出する戸籍住民課、手当医療課、子ども家庭課）、生活福祉課からひとり親の話がくることもある。</p>

第三章 自治体の取り組み

江戸川	子ども家庭部 児童女性課 援護係	<p>■住宅課にひとり親世帯の住まいの支援を働きかけてもあまり動いてもらえていない。</p> <p>◇子ども家庭部には虐待や保育所の部門もあり部長が同じため、連携しやすい。</p> <p>◇高齢者や生活保護の福祉部門とも子どもの貧困対策では連携している。</p> <p>◇生活保護の手前の生活困窮について、生活困窮者自立支援制度による相談窓口を生活保護の窓口で委託で3カ所設けて対応している。</p> <p>◇離婚届の提出で児童女性課に案内される際に「ひとり親家庭のしおり」を渡して様々な支援を案内する</p> <p>◇窓口に来た人を母子生活支援施設に繋げることもかなり多い</p> <p>◇離婚届を提出すると児童女性係に案内され、「ひとり親家庭のしおり」を基に制度や手当、付随するサービス、住宅の事などを案内する。ひとり親は生活保護かそうでないか、2つにはっきりと分かれる。</p>
杉並	子育て支援課ひとり親家庭支援担当	<p>◇ひとり親世帯の相談窓口は子ども家庭支援センター内にある。 ⇒3箇所福祉事務所には相談員がいて、相談とケース対応を担当。 ⇒子ども家庭支援センターでは、ひとり親家庭ホームヘルプサービスや就労支援給付金等の支援を担当</p> <p>◇本庁舎にある児童育成手当や児童扶養手当の申請の窓口で、手続きだけで帰ってしまわないように「ひとり親家庭のしおり」を渡して子ども家庭支援センターに寄ってもらえるように連携している。</p> <p>◇課題を抱えた親子はひとり親世帯である割合も高いため、子ども家庭支援センターの地区担当のケースワーカーと一緒に連携し母親を支援しているが、同じフロアで隣の島にいるため連携しやすい。ひとり親の担当だけではできない。</p> <p>◇保健センターと連携する場合も多く子どもの検診から子ども家庭支援センターに繋がることもある、地区担当の保健師がいる。</p>
港	子ども家庭課家庭相談担当	<p>◆「要保護児童対策地域協議会」という地域のネットワークを全庁的に立ち上げ、「港区立子ども家庭支援センター」や、ひとり親世帯のことであれば家庭相談担当係が中心となって児童虐待や養育困難な家庭に支援をしている。</p> <p>◇母子世帯の場合は警察との関わりも密になり、「港区立子ども家庭支援センター」は保健所内にあるため、保健所や検診を委託している医療機関とも連携しており家庭相談担当係まで連絡がくることがある。</p> <p>◇養育能力の低い母子世帯が区外に転出する場合は、子ども家庭支援センター同士のやりとりがある。</p> <p>■ひとり親ということであれば必ず家庭相談担当に連絡がくるため、状況をキャッチする職員一人一人の対応力のレベルアップを図ることが大切。</p>

また、各自治体のHPを参照しながら、支援体制におけるひとり親系の立ち位置を図式化することを試み、表3-3-4に示す。10区の体制を大きく分類すると、「①子ども家庭部型」、「②保健福祉部型」の2種類となり、さらに担当課でみるとa～fの6種類に分けることができる。最も多い体制は4区が該当する「a. 手当係同課型」となっている。

ひとり親系の立ち位置をみると、「①子ども家庭部型」は、保育所等と同じ子育てに関する部署に配置され、3種類に分けられる。

a. 手当係同課型：手当係と同じ課に配置され、保育所や子ども家庭支援センターの担当課と横並びの関係にある。

b. 手当係・子ども家庭支援センター同課型：手当係及び子ども家庭支援センターと同じ課

に配置されている。

c. 子ども家庭支援センター同課型：子ども家庭支援センターと同じ課に配置され、保育所や手当の担当と横並びの関係にある。

また、「②保健福祉部型」は、高齢者や障害者と同じ福祉関係の部署に配置され、3種類に分けられる。

d. 子どもの貧困担当関連型：手当係と同じ課に配置され、高齢者や障害者の担当課と横並びであり、かつ、子どもの貧困対策担当と繋がっている。

e. 生活保護係同課型：生活保護係と同じ課に配置され、高齢者や障害者の担当課と横並びであり、手当係と部が異なる。

f. 子ども家庭支援センター内型：手当係と同じ課に配置され、高齢者や障害者の担当課と横並びであり、かつ、子ども家庭支援センターの建物内に配置されている。

表 3-3-3 とあわせると、これら「①子ども家庭部型」と「②保健福祉部型」の違いや、a から f のひとり親系の立ち位置によって、ひとり親世帯の連携に大きな差異は生じていない。表 3-3-4 のような部署の組織構成というよりは、ひとり親世帯に少しでも関係している部署がひとり親世帯の問題を認識しどの程度横の繋がりを持つのか、という点において自治体間で差異がみられ、連携を重視している、またはあまり連携を行っていないという実態があると考えられる。

表 3-3-4 自治体内におけるひとり親系の立ち位置

①子ども家庭部型		
a. 手当係同課型	b. 手当係・子ども家庭支援センター同課型	c. 子ども家庭支援センター同課型
荒川、新宿、渋谷、港	豊島・江戸川	目黒
②保健福祉部型		
d. 子どもの貧困担当関連型	e. 生活保護係同課型	f. 子ども家庭支援センター内型
足立	墨田	杉並

(2) 就労支援

表 3-3-5 より、「◆ひとり親世帯を対象とした就労支援」、「◇区の就労支援」、「■支援の課題」の3種類に分類した。「◆ひとり親世帯を対象とした就労支援」では、給付金事業の金額の割増や支給期間の延長を行っている自治体が多いことがわかり、ひとり親専用の相談窓口の設置や相談員からマザーズハローワークに繋ぐなどの相談支援の力を入れている自治体もある。また、これらの独自の支援がこの2,3年で開始した新しい試みであるというは特徴といえる。しかしながら、「■支援の課題」では、このように整えた支援に対して利用者が問い合わせの実績が少ないという実態も明らかとなった。また、母親の就労意識に問題があると感じている自治体が多いことが明らかとなった。具体的には、生活保護に頼る、手当を受給できる範囲の仕事を選ぶ、生活に関わる支出を理解していない、というような仕事をして子どもを育てるための就労の重要性を理解していない母親への対応に苦労していることがうかがえる。

表 3-3-5 就労支援の状況

◆ひとり親世帯を対象とした就労支援 ◇区の就労支援 ■支援の課題	
足立	◆ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金は、負の再生産を生まないように、平成27年度から国の予算に区独自で上乗せし期間を4年間としている。
豊島	◆■高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は、区独自で補助額を上乗せして27年9月に開始し5件ほど相談があったが結果的に実績はない。東京都全体でも実績は1,2件ほどで非常に厳しい事業。 ◇区役所内に「ワークステップ豊島」というハローワークの出張窓口を設けている。
荒川	◇就労支援会議のようなものを月1回就労支援課が開催し、子育て支援課からプログラム策定員と事務職員と一緒に出席する。
墨田	■フルタイムで働かなければ母子世帯は生活していけないことをわかってもらえない、生活保護を受けて短時間しか働かない人もいる、意識の違いが難しい。
渋谷	◆高等職業訓練促進給付金事業は、助成金額を区独自で10万円上乗せしていることが魅力的のようで問い合わせも多く、わざわざ他区から引っ越してきた人もいる。 ■専業主婦で離婚をするなど、貯蓄が無い場合にどのように自立を支援するかが問題になる。
目黒	◆庁舎別館の「ほねっとひろば」でマザーズハローワークの担当者が月1回来る。子育て広場の機能があるため母親から質問があれば答えている。 ◆■自立支援教育訓練促進給付金の利用は平成24年度1件、平成25年度0件、平成26年度1件。高等職業訓練給付金の利用は平成24年度が4件、平成25年度1件、平成26年度1件。自立支援教育訓練給付金は講座受講料の支給額を40%から60%に増やし、高等職業訓練促進給付金は国と同程度に対象資格を10種類ほどにし受給期間も2年から3年に伸ばした。しかし問い合わせが無くもっと利用してほしい。 ■仕事のことで窓口に相談に来る人は非常に少ない。 ■母親の仕事はパートが多くパート止まりになる、働く気がない人もいる、生活保護世帯は手当に頼る。 ■障害者を雇うとその企業に助成金が出るのと同様に、ひとり親を雇うと助成金が出るような仕組みがあればよい。 ■一般のひとり親世帯に就労支援はこれまで行ってないためこれから行いたい、施設の母親にはハローワークの紹介などしていた。

江戸川	<p>◆平成28年6月から、ひとり親相談室「すずらん」を児童女性課と子ども家庭支援センター内に設置し、主に就労支援を行っている。ハローワークと同じ資格を持つ会社に委託。まだ子ども家庭支援センターの相談室に自ら行く人は少ない。</p> <p>◆自立支援プログラム策定事業を平成28年度から始め、正規で2名就職した。離婚直後は無職が多くても5年後には8割のひとり親が就労している。</p> <p>■新しい仕事を勧めても拒むケースが意外にも多いためもう少し就労支援の方法はあると思うが、そもそも皆が200万円程度以上稼ぎたいと思っていない。月にどれほど働けば手当が止まらないかという問い合わせが1日に数件ある。手当にこだわり就労時間を制限しようとする人が多い。</p>
杉並	<p>◆非常勤の就労支援専門（プログラム策定員と兼務）が1名いる。主に相談を受けて必要があればマザーズハローワークなどに同行や連絡をし繋げている。</p> <p>■相談に来る人は就労以前の段階の人が多く、まず保健センターや長い支援が必要な場合が多い。DV被害や持病持ちなどまずは保健センターや福祉事務所で当座の生活や健康状態を取り戻してから就業支援をする状態。</p>
港	<p>◇生活困窮者のために「港区生活・就労支援センター」を設置しハローワークも併設している（麻布地区総合支所内）。就労支援や住宅支援を行う中で家庭相談担当係に繋がることもある。</p> <p>■港区は裕福に見えるが外国人も多く実は生活保護率が高い。</p> <p>■母親は収支決算ができず、今までの生活レベルを変えたくないようだ。</p>

(3) 親及び子どもへの支援

表3-3-6より、「◆子どもの支援」、「◇親の支援」、「■課題」の3種類に分類した。

「◆子どもの支援」では、多くの自治体が学習の専門業者やNPOに委託して、小学生や中学生を対象とした子どもの学習支援を行っていることがわかる。ひとり親世帯を対象としている場合と生活困窮世帯を対象としている場合があるが、ひとり親世帯に限定していなくとも結果的にひとり親世帯が多くなった自治体もある。また、学習支援という名目ながら、子どもに食事の提供や生活支援を行っている自治体もみられ、学習支援をとおしてひとり親世帯の様子を把握しようとする傾向がうかがえる。「◇親の支援」では、メーリングリストや支援内容の冊子の作成といった支援の周知や、相談会や講演会など直接情報提供を行える場をつくるなどの取り組みがみられる。しかしながら、「■課題」をみると、経済的なことその他、DVや保健センターからの連携といった深刻なケースもあることがわかる。ひとり親世帯が必ずしも保育所に入れるわけではないために、子どもを預けられず生活保護になるケースや、利用料金が生じる支援制度をひとり親世帯がどこまで利用できるのか、といった具体的な課題もみられる。また、相談に来ることの少ない父子世帯の支援をどのように行うかが課題である、と認識している自治体も多いことが明らかとなった。

表 3-3-6 子ども及びひとり親への支援の状況

	◆子どもの支援 ◇親の支援 ■課題
足立	<p>◆中学生を対象として居場所を兼ねた学習支援を行っているが、結果的に7割がひとり親世帯になった。</p> <p>◇「ひとり親家庭応援ブック」をさらに改定する</p> <p>■両親世帯よりひとり親世帯の方が悩みを相談できる場所が少ない、フォローしなければ負の連鎖になる。</p> <p>■父子世帯はまた需要が違うため、色々な調査と手立てについて変えて支援していかなければいけない。</p>
豊島	<p>◇「ゆりかご豊島事業」はお出産祝い品としておもちゃを贈る事業で、手続きに来る際に母親と面接をするとひとり親が多い。</p> <p>⇒手助けがなく余裕もないほど落ち込んでいる人もいることがわかり、ニーズを拾えているかと思う</p> <p>⇒嫌でなければ母子生活支援施設に少し入所してもらおうとも考えている。</p> <p>◇良かったという支援は母子貸付。</p> <p>◆ひとり親世帯対象の学習支援「まなび舎エール」（給食の提供も行う）を2016年度に開始（業者委託）</p> <p>⇒ひとり親世帯の担当だけではなく、自立促進担当や子どもの貧困対策担当と共同事業で始めた。</p> <p>⇒定員30名のうち27名埋まった。家庭教師のような訪問型も密に行い定員10名のうち7名埋まった。</p> <p>⇒事前に職員が親子全員と面接をして子どもの学習の取り組みについて聞いているが、食べ物の話になると積極的に目を光らせ食べる子どももいて給食しか食べず家でご飯を貰えていない、6畳1間しかない1Rに祖父と兄と3人で住む中3女子のケースもあった。</p> <p>◇ひとり親世帯へのメーリングリストの発信を検討している。</p>
荒川	<p>◆子ども食堂は区内に5か所目が開設する。</p> <p>⇒全て普段住んでいる個人宅を活用し、貸しギャラリーのような住宅や大家さんが同じ建物に住んでいる住宅もある。</p> <p>◆学習支援では週1回100円で食事の提供も行い、地域の人のみで運営しているところもある。</p> <p>■実は父子世帯の子の学力レベルが低いという事実が出ている、経済的には母子世帯よりも高いが親子が一緒にいる時間が少ない。</p>
新宿	<p>◇ひとり親世帯を支援する「平成28年度生活向上支援事業」を立ち上げ、個々の世帯に応じたきめ細やかな支援を推進している。</p> <p>⇒ひとり親の経済的支援、就業相談、家庭相談は、これまで生活保護の事業と合わせて行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯を対象とした相談会や講演会：新宿区の子育てメッセにてひとり親相談を初めて設けた。 ・ゆりかご・しんじゅく：母子手帳交付時に面接し、ひとり親への情報提供、必要な窓口への連携を行う。 ・ひとり親家庭支援ガイドの作成 <p>◆平成28年4月に「新宿区子ども未来基金」を設置した。</p> <p>⇒子どもの育ちを支援する区民の自主的活動に助成するもの（積立金3000万、1活動への助成は30万を限度）で、現在5団体に助成をしている。</p> <p>◆学習支援のステップアップ塾を10年ほど前に閉鎖した保育所を活用したセンターで週1回行っている。</p> <p>◇平成28年にトワイライトステイ事業を開始した。</p>

第三章 自治体の取り組み

墨田	<p>◇ひとり親に必要な窓口一覧をまとめた用紙を作成、子ども家庭支援センターにも置いている。</p> <p>◇母子世帯には生活保護を受ける前にまず施設を紹介している。</p> <p>◇◆DV避難の場合、住民票がなくても区内の小学校に入ることができる。</p> <p>◆ランドセル預かりを実施 ⇒子どもが学童保育に入れない場合に児童館でランドセルを預けて夕方まで過ごすことができる。</p> <p>■母子貸付は、専業主婦だった場合は経済的支援ができない。 ⇒区では離婚が成立し仕事をしている人に貸すことにしている。 ⇒転宅資金の貸付も離婚が成立していなければならず、離婚の決意または急に家を出ても貸せない。</p> <p>■ホームヘルプサービスは週1回のお迎えの依頼で4000円かかり、ひとり親がどこまで負担できるのか。</p> <p>■保育所では20時や21時まで預かってもらえるが、小学生になると夜までの預かり先がなく自宅で1人の時間が多くなってしまう。</p> <p>■一部の他課と同様に窓口を週1回は夜7時まで開けてひとり親の相談を受け付けたい。</p> <p>■多子世帯の方が手当を多くもらえる。 ■共働き世帯の方が保育所に入りやすい。</p>
渋谷	<p>◆学習支援「まなび〜」では、区独自に小学生全員を対象に学習支援を行っている。 ⇒学習支援は子どもの貧困対策という形では捉えていない。 ⇒小学校へ申し込み、概ね小学3年生以上に放課後と土曜日に各子どもの状況に応じた支援を行う。 ⇒各学校がそれぞれに実施するため、内容は学校ごとに異なる。</p> <p>◇保育所入所はひとり親世帯のポイントが高く、途中の時期からも入所できる。 ⇒母子生活支援施設の世帯は、生活保護世帯も皆保育所に入れている。</p> <p>■保育所に入れず子どもを預けられないために、働けなくなり生活保護になるパターンは結構いる。</p> <p>■認証保育所の場合、先に月の保育料を支払い後から助成分の金額を受け取るため先払いが大変だと聞く。</p> <p>■保育と住宅、子育てできる環境でないと若い世代が入ってこない。保育と住宅を充実させていきたい。</p>
目黒	<p>◆子ども食堂は、区は関係していないが区内では行われている。</p> <p>◆「子ども未来応援塾」はひとり親世帯を対象とし生活支援も含んでいる（家庭教師のトライに委託） ⇒親子でトライに行き、子どもと一緒にまず面談をする。 ⇒家庭教師型の方がよりニーズがある ・家庭教師型：小中学生（小学4年生以上）を対象に定員の10名 ・学習塾型：小学生は母子生活支援施設の集会室を利用し定員15名中7,8名、中高生は男女平等共同参画センター会議室を利用し定員の20名 ⇒母子生活支援施設の子どもも利用</p> <p>◆生活困窮の担当、児童館、NPO法人も含め、区では4つの学習支援を行っている。</p>
江戸川	<p>◆子どもの病児病後児保育、特に一時保育、病児保育は事前登録制の場合もあり、支援の希望が多い。</p> <p>◆平成28年度から「ひとり親家庭学習支援事業」を開始。 ・えどさく先生（家庭教師のトライに委託）：定員20名の募集に128名から応募があり、定員を40名まで拡大した。年1,2回は母子相談員が教師と一緒に家庭を訪問する。 ・さくら塾（NPO法人主催）：教室型、定員80名のところ76名の応募があった</p> <p>■学習支援事業開始前に利用者親子にアンケート調査を行った ⇒特に「さくら塾」はほとんどの子どもが過去に塾に行ったことがないとわかった。 えどさく先生は、所得100万円以下が128世帯中48世帯。 さくら塾は75世帯中14世帯が生活保護、所得100万円以下が34世帯、201万円以上は7世帯。</p> <p>◆「なごみの家」という空き家を活用した地域の拠点で、学校に行けない子どもや障害の子どもの対象に行っている（区内3カ所）</p>

杉並	<p>■相談内容は、これからひとり親になる、ひとり親になったがお金が無いなどの内容が主になる</p> <p>■保育所や学校から気になる家庭がいるなどの連絡も来る。ひとり親になった人の半分以上はDV被害が原因で、経済的DVや未婚で生み男性の行方がわからない人などもある。このような人は実家からの支援を受けられず保育所や保健センターから繋がる。</p> <p>◇アンケート調査結果を反映し、ホームヘルプサービスは利用期間が申込み後3年間であったが、平成28年度から末子の小学校入学前までに変更した。</p> <p>◆学習支援は、ひとり親に限らず経済的困窮家庭の子どもへの支援になる。生活困窮者自立支援法に基づいて主に中学3年生を対象とし、ボランティアに勉強をみてもらっている。</p> <p>■相談に訪れない父子家庭への情報の提供や支援が今後の課題。</p>
港	<p>◇子ども家庭課内の「港区家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）」では相談全般を受けており、ひとり親家庭支援事業も案内している。</p> <p>◆生活保護世帯は高校生まで塾代をフォローするようになった。</p> <p>◇父子世帯はホームヘルプサービスの利用が多い。利用時間が22時までのため、帰宅が遅くなる場合に22時以降は自費で利用してもらっている。</p>

(4) 貧困対策

表3-3-7より、「◆実施した、実施する調査」、「◇貧困対策の状況」、「■課題」に3つに分類した。「◆実施した、実施する調査」では、この2、3年でひとり親世帯の実態調査を実施している自治体が複数みられ、その内容から施策に反映したい、また反映している自治体もある。「◇貧困対策の状況」では、貧困対策を具体的にではなくとも推進している自治体とこれから行う自治体があることがわかる。「■課題」としては、経済的でなく心理的にブアなケースへの取り組みや、支援の対象から漏れてしまうような貧困世帯をフォローできるような支援のあり方を考えていることがわかる。

表 3-3-7 貧困対策の状況

◆実施した、実施する調査 ◇貧困対策の状況 ■課題	
足立	<p>◆平成27年に衛生部で「子どもの健康・生活実態調査」を実施した。</p> <p>◆28年度秋にひとり親世帯2000世帯を対象としたアンケート調査を実施する。</p> <p>■ひとり親に限る支援と、一般化した支援をどうつくるか、調査を重ねていくことが必要。</p>
豊島	<p>◆様々な区でひとり親世帯数の母数が曖昧で統一されていない。 ⇒児童扶養手当を全額貰っている数、一部支給でも貰っていればその総数、育成手当をもらっている数など</p> <p>◇子どもの貧困対策の担当はまだ定まっておらず色々な部署で行っている。</p> <p>■豊島区は貧困区の上位3位に入るほどで困っている、生活保護世帯もとても多い。 ⇒子どもの貧困対策の根底は児童虐待の支援。 ⇒ひとり親は時間的にも経済的にも余裕がなく親子が仲良くというのが難しい中でサポートし、少し親子の繋がりや人間形成ができる</p>
荒川	<p>◆平成28年度、初めてひとり親世帯の親と子（28年度に18歳に達し児童扶養手当が切れた子ども）それぞれを対象にアンケート調査を実施し、総数は2000世帯程度で回収率は4割程度の見込み。 ⇒経済的事情の次に住まいが困り事である結果となった。情報共有の場がほしいという声も多く、集いの場を関係施設に設けたい。</p>

墨田	◆わかる統計は国勢調査をもとにしたおおよその数のみで、児童扶養手当受給者数は2500人程度。
目黒	◇子どもの貧困対策はこれから行う。
江戸川	◆児童扶養手当受給者は7000世帯ほどで、あまり増減はない。 ■国は貧困施策で学校をプラットフォームにすることを提言しているが、なかなか難しい ■現行の施策からこぼれ落ちている子どもがとても多く、繋ぎ直してもまたこぼれるためどうフォローしていくかがテーマになる。 ⇒様々な支援のメニューを提示することで貧困から抜け出すチャンス子どもに与えることがよいかと思う。学習支援事業の中で見えた課題の対応を考える。
杉並	◆平成27年5～6月にひとり親家庭実態調査を実施し、支援内容がとにかく周知されていないことがわかり、ひとり親のしおりの予算を増やした。 ◆ひとり親世帯数は児童育成手当受給者数で把握し2800人程度。受給者数は減少しているが高所得のひとり親世帯が多いと思う。 ◇子どもの貧困対策にはまだ具体的なものは無いが、子どもの居場所はひとり親に特化するよりも貧困家庭全体を対象としたい。
港	◆児童扶養手当、児童育成手当の受給はそれほど増加せず一定で、児童扶養手当は微増し1100～1250人程度。 ◆2013年に子ども・子育てに関する調査を行った、ひとり親世帯としての結果は出ており、施策に反映している部分もある ◇生活福祉の調整担当を中心に、子どもの貧困問題について子どもの未来応援施策の取り組みを考えている。 ■経済的な貧困ではなく、キャリアのある親と子どもの接点が少ないことで心理的に貧困の子どもが多いと思う。一人で居場所がなく気持ちがブアの子どもの支援も視野に入れている。

(5) 母子生活支援施設

表3-3-8より、「□入所世帯の様子」、「◆退所後の住居」、「◇施設の活用」、「■課題」の4種類に分類した。

「□入所世帯の様子」では、ほとんどの施設で満室に近い状態になっており、母子世帯は養育困難、DV、子育て不安、住宅困窮などの理由から入所していることがわかる。子どもの年齢も未就学児から高校生まで幅広く、母親や子供の精神面や障害のケースもみられ、住宅がないことで入所しているケースもある。「◆退所後の住居」では、母子世帯は施設の近くに退所する傾向にあり、都営住宅に退所したくても難しい、また民間賃貸住宅も見合うアパートがなく退所ができない実態がみられる。また、退所後の住居探しに苦労することがわかっているために元から施設の入所を勧めようとしないう自治体もある。「◇施設の活用」では、空室が出ている場合には、産後ケアや育児に疲れた母子のショートステイなど、一時的な子育て支援のニーズに対応する支援に活用したい、とひとり親係が考えていることがわかる。また、建て替えのタイミングにある施設が複数あり、共通して地域の子育て支援の空間やステップハウスを施設に併設したいという考えであることが明らかとなった。「■課題」では、入所世帯の自立支援の促進、施設における保育支援、ステップハウスの提供、非常に多い入所希望に対応できるような住宅の支援、など各区の状況に応じて課題があることがうかがえる。

第三章 自治体の取り組み

表 3-3-8 母子生活支援施設の状況

<input type="checkbox"/> 入所世帯の様子 ◆退所後の住居 ◇施設の活用 ■課題	
足立	<p>◆子どもの学校を変えたくないことや慣れた地域で暮らしたいために、退所後は施設近くで自立している世帯が多い。</p> <p>◇現在は単独施設のため入所者しか利用できないが、別の場所に子ども家庭支援センターとの複合やサロンも併設して建て直すことを検討し、他区からの緊急一時保護も考えている。</p> <p>■施設を上手に活用して自立した母親のことをストーリーとしてまとめてひとり親に紹介し、あらゆる母子の自立を目指したい。</p>
豊島	<p>□20世帯中14世帯入所しているが、入所者が減っているため別の利用の仕方を検討しなくてはならない。</p> <p>□本来は住宅困窮だけでは支援対象に該当しないが、一時は母子生活支援施設の空きがかなり出たので、あまり支援が必要でなくとも短期的に入所したケースが去年は多かった。現在もそのような世帯が2、3組いる。</p> <p>◆施設から都営住宅に当選した世帯は安心だが、施設を出たくて無理に民間アパートに住む世帯からは全家家賃が支払えていないなどと聞いている。</p> <p>◇区民からの声に「産後ケア」が特に挙がっている。出産後自宅に戻っても休めず煮詰まって産後うつなどになってしまう人が結構いる。施設の空室を利用してショートステイや産後ケア事業を行い疲れた母子を休ませたいが、退院後しばらくケアをしてもらうには助産師がいることなどの条件がある。</p> <p>■児童虐待のケースで引き離さなければならない場合やリフレッシュさせないといけない場合なども、施設で受け入れられるようにしたい。</p> <p>■区内に1カ所のため保育園も小学校も不便ながら施設から通っているケースもある。いろいろな地域に受け皿があるとよい。</p> <p>■母子生活支援施設に入るまでいかないうような母子が入れるようなステップハウスの施設に緊急で入りゆくり住宅を探すことができればよい。</p>
荒川	<p>□20世帯中16世帯が入所し、子どもは約半数が就学前だが小中高高校生もいる。保育所併設でショートステイを行っている。</p> <p>□DV避難で他の区市町村への広域受け入れと送り出しを行っており、施設の2部屋は他区からの入所者で現在は満室。</p> <p>◆施設を出なければならないタイミングで施設近隣に住めない場合は、諦めるか他区を選ぶこともある。</p> <p>◆退所後は民間アパートよりも公営住宅への転居が多く、当選しなければ民間アパート探しが難しいためソフトランディング的な施設がほしい。</p>
新宿	<p>□施設は2施設あるが、希望者が多くいつも満室状態で必ず入れることは無い。主に、子育て不安や住宅困窮が理由で入所する。</p> <p>◆施設退所後は都営住宅や施設周辺の民間賃貸住宅に移るが、家賃が非常に高く住まいを見つけるのは大変。場合によっては実家に帰る人もいる。実家との縁が切れてしまっている人は施設が第二の実家のようになり、地域に出るときに頼る・相談できる・雑談する場所として退所後も訪ねていると聞いている。</p> <p>◇1施設では学習支援を以前から行っていた、退所した子どもが戻って来始めて、施設に遊びに来がてら勉強しに来る形ができたもので、ボランティアで地域の学生などの協力を得ている。</p>
墨田	<p>□施設は3カ所あり、緊急一時保護の部屋も3部屋になりうまく連携している。他区の分も確保しているが足りずオーバーして利用している。広域利用で市部に3世帯ほど入れるように予算はとってある。</p> <p>□年々DV被害による利用、母親の精神疾患や子どもの障害などの問題がある世帯も増えている。</p> <p>□子どもは施設で両親以外の大人と触れ合い、きちんとした信頼できる大人がいることを知る。子どもは退所後の方が職員に相談に来ている。</p> <p>◇1施設は建て替え予定で、上階がステップハウスで下階が施設になればよいと話している。施設は子育てのノウハウがあるため、外部からの入口をつくり子どもの勉強会や地域のカウンセリングなど地域の人も呼べるようにしたい。</p> <p>◆都営住宅の当選以外での退所は難しい。ほとんど区内の都営を当てて住むが、子どもが一人の世帯は当選がとても難しい。他区に出ても同じ学校に通える範囲。市部では仕事も生活も全てやり直しになる。母親1人で</p>

第三章 自治体の取り組み

	<p>は子育てや引っ越しが大変なため、施設を出たくない人は多い。</p> <p>■施設で保育をしているといっても施設の子どもの年齢も様々なため、預かれないこともある。1施設ではスペースの関係で保育の支援をしていない。保育所に預けられず仕事ができないこともあるので施設で保育ができればよい。</p>
渋谷	<p>□単独施設で16世帯中15世帯入所している。他区からの入所はあまりない、基本的には区に住民票があることが原則。なかなか裁判で離婚が成立せず住所を移せないケースもある。</p> <p>◆子どもの転校などの都合で、施設を出ても施設の近隣に引っ越している。施設は区内では下町のようなところにある。皆区内の都営住宅に申し込むが当選しない。</p> <p>◆住宅係で施設から区内の民間アパートに転居した世帯に家賃補助を行っている。以前は3万円で現在は1万円に削減されたが、1万円は大きいようだ。</p> <p>■区内は家賃が高いせいか施設に入所したいという人も結構いて、入所期限の2年をあまり超過できないため、住宅の支援は必要。</p>
目黒	<p>□2016年4月以降の入所がなく、2016年11月末までに20世帯中5世帯になる見通し。しかし、8月末に退所する世帯は5月末退所予定だったができず、9月末退所の世帯は母親がフルタイムで働いているが、まだ退所先が決まっていない。</p> <p>□施設入所者は実家が目黒区の世帯が多い。全員DVによる入所で、提携している他市の施設に入所している世帯もいる。</p> <p>◆施設周辺の家賃が高く、入所してもアパートが決まらずに退所時期に困るので、入所を勧めにくい。</p> <p>◇単独施設だが保育所と併設する話もある、施設は5階建てのため1、2階が保育所、3、4階を施設にできるか検討している。</p>
江戸川	<p>□20世帯中18世帯埋まっている、昭和45年築のため非常に古い。平成28年度より、都内からのみ広域入所を始めると入所希望者が増えてきた。</p> <p>□仕事をしていてもお迎えや病児保育をしてもらえるとという施設の利点をうまく活用し、准看護師の資格を取得した人もいる。</p>
杉並	<p>□施設は1階が保育所で、20世帯全て埋まっている、施設入所は福祉事務所が担当している</p> <p>◆学校や保育所を変わりたくなく、施設の近くで住宅を探そうとすると家賃が高く引っ越し先が見つからないため退所できない。</p>
港	<p>□DVの場合、広域連携で区外に出る人が多く、他区からの受け入れもある。残りの入所理由は養育困難となる。</p> <p>◆施設は近くにスーパーはなく物価も高い。子育て環境として心配もあり退所後は区外に出る人が多い。</p> <p>◇施設の空き部屋を利用した2週間～1ヶ月程度のショートステイがあればよい。育児疲れによるショートステイは子どもが小学6年生まで1泊2日利用できるが、もう少し母子を休ませてあげたい。施設で一時的に親子別々に過ごすことで、子どもが親や先生以外の大人と接する機会もできる。</p> <p>◇施設の一部を利用して、緊急一時保護と通常入所（2年間）の中間程度となる約半年間の入所ができるとよい。短期集中で日常生活を学ぶために親子で訓練するため入所し母子分離もしなくて済む。ただし法定事業ではないため公営施設であれば区独自で行えるが、民間施設で可能か課題になる。</p>

3.3.3 住居の視点からみた課題

続いて、住居に着目して各自治体の実態をみる。まず23区全体について各自治体のHPや資料から住宅確保要配慮者への住宅に関する支援策と担当課を調べた(表3-3-9)。前出の10区は網掛けで示す。

ひとり親世帯を対象に含む施策について表に○をつけているが、ひとり親世帯への支援策の傾向としては、高齢者世帯、障害者世帯と同じ括りで、この3者を対象に主に行われている支援策であるといえる。また、ひとり親世帯が子育て世帯やファミリー世帯の一つとして含まれる支援策もみられる。施策担当をみると、ひとり親世帯の住居に関する支援策を担当しているのは、多くが公営住宅関係を担当している住宅担当であるが、港区のようにひとり親係が住居についても支援をしている自治体もあることがわかる。支援策は民間賃貸住宅に関するもので、あっせん、立ち退きに伴う家賃補助、入居相談、保証料の助成、居住支援協議会などがみられる。

表3-3-9 住宅確保要配慮者に関する支援策と担当部署

名称	住宅担当(公営住宅関係)	施策担当	区の施策(都の施策、住宅確保給付金を除く)	ひとり親	その他対象
千代田	環境まちづくり部住宅課住宅管理係	同左	高齢者向け返済特例制度助成事業		
			高齢者等安心居住支援家賃助成制度		
			高齢者等民間賃貸住宅入居支援制度(保証料助成)	○	
			居住安定支援家賃助成	○	
中央	都市整備部住宅課	住宅課計画指導係	あんしん入居制度利用助成		高齢者、障害者
			住宅相談		一般世帯
			家賃債務保証制度利用助成		高齢者、障害者、ファミリー世帯
港	街づくり支援部都市計画課	子ども家庭支援部子ども家庭科家庭相談担当	ひとり親家庭民間住宅あっせん事業	○	
		各総合支所区民課保健福祉係	民間住宅あっせん事業		障害者
			民間住宅のあっせん		高齢者
新宿	都市計画部住宅課	同左	住み替え促進協力店		
			民間賃貸住宅家賃助成		学生、勤労単身者、子育てファミリー
			子育てファミリー世帯居住支援(転入転居助成)		子育てファミリー
			災害時居住支援(費用助成)		
			住み替え居住継続支援(家賃の一部支援)	○	
文京	福祉政策課福祉住宅係	同左	住み替え相談会		
			入居支援(債務保証、見守り)	○	高齢者、障害者
			文京すまいるプロジェクト(空き家マッチング)	○	高齢者、障害者
			高齢者・障害者・ひとり親世帯移転費用等助成		

第三章 自治体の取り組み

台東	都市づくり部住宅課	保証料助成金：都市づくり部住宅課 申込・資格要件：高齢福祉課、障害福祉課、健康予防課、子育て支援課	台東区高齢者等住み替え居住支援制度（転居費用助成）	○	高齢者、障害者
			台東区高齢者等家賃等債務保証制度	○	高齢者、障害者
墨田	都市計画部住宅課	生活福祉課相談係 住宅課高齢者住宅担当	墨田区女性福祉資金の転宅資金及び住宅資金	○	
			保証人がいない高齢者世帯等の入居を支援します（家賃等債務保証制度）	○	高齢者、障害者
			高齢者等への住宅のあっせん	○	高齢者、障害者
江東	都市整備部住宅課	都市整備部住宅課住宅指導係	高齢者世帯民間賃貸住宅あっせん事業		高齢者
			江東区居住支援協議会（民間賃貸住宅空き家情報提供サービス）		高齢者
品川	都市環境部住宅課		なし		
目黒	都市整備部街づくり推進部住宅課	住宅課居住支援係	ファミリー世帯家賃助成	○	ファミリー世帯
			高齢者世帯等居住継続家賃助成		高齢者、障害者
			居住支援制度（民間賃貸住宅あっせん）	○	高齢者、障害者
			居住支援制度（家賃等債務保証の利用）	○	高齢者、障害者
			居住支援制度（家賃等債務保証料の助成）	○	高齢者、障害者
大田	建築調整課住宅担当	同左	大田区空き家活用相談窓口		
世田谷	都市整備政策部住宅課	同左	世田谷区居住支援制度（相談、金銭保証、保健福祉サービス）	○	高齢者、障害者
			居住支援住宅認証制度		高齢者、障害者
			居住支援住宅認証制度（入居者の安否確認）		高齢者、障害者
			住まいあんしん訪問サービス		高齢者、障害者
渋谷	福祉部管理課住宅係	同左	立ち退きに伴う住み替え家賃補助制度	○	高齢者、障害者
			高齢者等世帯入居支援制度（あっせん、保証料の助成）	○	高齢者、障害者
		生活福祉課生活支援主査	住宅費の助成		離職者
中野	都市基盤部住宅施策担当住宅運営担当	都市基盤部都市計画分野住宅施策担当	住み替え住宅の情報提供・協力不動産店	○	高齢者、障害者
			居住安定支援事業（保証料助成による住み替え支援）		高齢者、障害者
杉並	都市整備部住宅課住宅運営係	都市整備部住宅課管理係	高齢者等アパートあっせん事業	○	高齢者、障害者、災害被災者、犯罪被害者、DV被害者
			高齢者等入居支援事業（家賃等債務保証）	○	高齢者、障害者、災害被災者、犯罪被害者、DV被害者
豊島	都市整備部住宅課	同左	居住支援協議会（空き家活用）	○	高齢者、障害者
			家賃助成		ファミリー世帯
北	まちづくり部住宅課	同左	高齢者世帯住み替え支援助成（助成金支給）		高齢者
			ファミリー世帯転居費用助成	○	ファミリー世帯
		住宅課住宅計画係	転居費用助成制度	○	障害者
荒川	防災都市づくり部施設管理課管理・住宅係	高齢者福祉課高齢者福祉係	高齢者住み替え家賃等助成事業		高齢者
			荒川区高齢者民間賃貸住宅入居支援事業（保証料助成、物件探し）		高齢者

第三章 自治体の取り組み

板橋	都市整備部住宅政策課	同左	板橋区居住支援協議会		
			板橋りんりん住まいるネット（物件探し、情報提供）	○	高齢者、障害者
			住宅総合相談		
			住宅情報ネットワーク	○	高齢者、障害者、多子世帯
			板橋区家賃等債務保証支援事業	○	高齢者、障害者、多子世帯
練馬	都市整備部住宅課	同左	住宅施策ガイド		高齢者、障害者
		高齢施策担当部高齢社会対策課計画係	居住支援制度（保証料助成）	○	高齢者、障害者
足立	建築室住宅課	同左	住まいるインフォメーション		高齢者、障害者
葛飾	都市整備部住環境整備課	同左	家賃債務保証制度利用助成	○	高齢者、障害者
江戸川	都市開発部住宅課	子ども家庭支援センター自立支援係 同左 福祉部 障害者福祉課	ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃等助成（立ち退きに伴うもの） 民間賃貸住宅家賃等助成（立ち退きに伴うもの）	○	高齢者 障害者

10区について、表3-3-9の概要を表3-3-10に示す。墨田、港、江戸川の3区ではひとり親係が支援策を担当し、5区は高齢者・障害者と同じ括りで住宅担当が担当し、残りの2区ではひとり親世帯への住居に関する支援策が特にないことがわかる。

表3-3-10 ひとり親世帯を対象に含む居住支援策と担当部署

区	主な居住支援施策	担当
墨田	墨田区女性福祉資金の転宅資金及び住宅資金貸付	生活福祉課相談係
	家賃等債務保証制度利用助成	住宅課高齢者住宅担当
	住宅のあっせん	
港	ひとり親家庭民間住宅あっせん事業	子ども家庭支援部子ども家庭課家庭相談担当
江戸川	ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃等助成	子ども家庭部児童女性課
豊島	住み替え家賃助成制度	都市整備部住宅課
	子育てファミリー世帯への家賃助成制度	
新宿	民間賃貸住宅家賃助成	都市計画部住宅課
	住み替え居住継続支援	
	子育てファミリー世帯居住支援（転入転居助成）	
渋谷	立ち退きに伴う住み替え家賃補助制度	福祉部管理課住宅係
	高齢者等世帯入居支援事業	
目黒	ファミリー世帯家賃助成	住宅課居住支援係
	民間賃貸住宅情報提供	
	家賃等債務保証の利用	
	家賃等債務保証料の助成	
杉並	高齢者等アパートあっせん事業	都市整備部住宅課管理係
	高齢者等入居支援事業	
足立	なし	なし
荒川	なし	なし

住居の取り組みと課題について、表 3-3-11 に示す。「▲公営住宅の支援」、「◆公営住宅の課題」、「◇民間賃貸住宅の支援」、「■民間賃貸住宅の課題」の 4 種類に分類した。「▲公営住宅の支援」では、都営住宅に関しては、ひとり親係で都営住宅の募集の案内などを実施している。「◆公営住宅の課題」は、他市の都営住宅などを紹介しても結局エリアを絞って倍率の高い自宅近くの都営住宅に申し込み、入居できないひとり親世帯が多いことがわかる。「◇民間賃貸住宅の支援」では、ファミリー世帯向けの家賃助成、保証会社の紹介、居住支援協議会、母子生活支援施設の紹介などがみられる。「■民間賃貸住宅の課題」では、経済的な問題や保証人の関係、見合う住宅がないことなどから、多くの母子世帯が入居できないことが主な課題といえる。生活レベルを下げることや他市へ転居し生活環境を大きく変えることなどに抵抗がある、居住支援は高齢者や障害者も同様に支援が必要なためひとり親世帯に特化した支援は難しい、といったことも課題であるとひとり親係は感じている。立ち退きを求められた場合の助成制度には該当者が少なく、見直そうとしていることもうかがえる。

表 3-3-11 ひとり親世帯の住居の状況

▲公営住宅の支援 ◆公営住宅の課題 ◇民間賃貸住宅の支援 ■民間賃貸住宅の課題	
足立	◆公営住宅の優先入居以外の支援はない。
豊島	◇当課では民間賃貸の斡旋はしていない ■空き家を活用した居住支援は助かると思う、本当に住宅を探している人が多い。 ■フルに働いていると住宅を探す時間もない、短時間で探そうとすると安い家は見つからず経済的負担が発生するため、空いた時間で探せる支援があるとよい。 ■母子生活支援施設の入所までいかないような世帯が入居できる住まいがあればいい。 ⇒住宅が借りられないために、保育園も決まり仕事も安定すれば問題なく自力で民間賃貸住宅に入れるような母子世帯に一時的に施設に入ってもらった。 ⇒賃貸住宅で、子どもの声がうるさいからと理不尽な解約をされるケースもあるので、緊急に入居できる住まいがあるとよい。 ■離婚してすぐ子どもが小さいために働けず、都営住宅にも空きがない、という母子世帯が去年は 2 組いた。 ■UR は、ある程度の所得が必要なためなかなか入れない。
荒川	▲公営住宅は施設管理課管理住宅係が担当、荒川区には住宅に特化した課が無い。住まいを担当する住宅課がほしい。 ▲公営住宅の締め切りや申し込みを母親に伝えている。 ◆昔のように都営住宅の一部を提供する母子アパートの復活を望んでいる。 ◆多くの母子世帯が子どもの保育所や学校など生活拠点が変わらないようにエリアを限定して応募するため当選しない。 ◇空き家対策は土木関係の部署で進めているが、生活困窮者、高齢者、ひとり親等に繋げる流れは今のところ無い。空き家対策会議には子育て支援課の課長も出ているが、ひとり親の居住支援として役立つ話は来ない。 ■高齢者向けの居住支援は高齢者福祉課が担当している。ひとり親についても同様にしたいが、高齢者並みに居住支援が進むかは不明。 ■民間アパートは保証人の問題が大きく全員が立てられるわけではない、保証協会利用は費用がかかる。子育て支援課で保証会社利用費の負担をしたいが難しそう。

第三章 自治体の取り組み

新宿	<p>▲公営住宅募集の際に希望者に案内の手紙を出し、都営住宅の申し込みや母子生活支援施設について案内など行っている。住宅課にひとり親が行くことはほぼない。区民、区営、都民住宅の場合には住宅課に行くこともある。</p> <p>◆当区の都営住宅に住みたい人も多いが、募集はわずかで当選は難しい。当選しやすい地域を勧めるが友人や職場、保育所の関係で難しいようだ。</p> <p>◇当区は地域の支援が充実していて、子どもの発達を理解してくれる学校がないなどの事情で区内に留まることもある。</p> <p>◆■手当の相談の中で住まいに困っている相談が多い。</p> <p>■住まいに関する相談は多く、民間賃貸住宅は家賃が高いため住宅費を負担するだけの余裕があるかどうか経済的な相談が多い。民間賃貸住宅の家賃が高い。</p> <p>■福祉分野だけでは考えられない住宅市場をどう巻き込むか。大家さんのインセンティブも必要と思う。シェアハウスのようなこともどのようにしていくか。</p>
墨田	<p>▲◆住宅課にひとり親が行くことはほとんどなく、生活福祉課に来てくれれば対応する。区営・区民・都民住宅などの場合は住宅課に行ってもらうこともある。</p> <p>■スカイツリーが建設されたことで区内の家賃が上がって区外からの転入も増え、低収入の世帯は住みにくくなったと思う。</p> <p>■ひとり親世帯は民間の賃貸住宅では貯金ができない。他区より安いと言っても最低7万かかるため住宅手当があるとよい。</p> <p>■生活保護世帯は住宅扶助の範囲内での住宅探しが大変。</p>
渋谷	<p>■渋谷区は家賃が高く、元々高家賃の住宅に住んでいた場合は転居が大変。渋谷区に住み慣れてしまうと他の生活レベルが低く見えて他区に出るのが嫌になるようだ。</p> <p>■区内には広い住宅がないため、多子世帯は結局区外に出なければ住宅を確保できない。</p>
目黒	<p>◆問題無く生活できると思われる母子世帯には多摩地域の都営住宅も勧めているが、結局希望するのは近隣区の都営住宅になる。公営住宅の事故物件にすら申し込むが倍率は数百倍になる。</p> <p>◇住宅課で民間賃貸住宅の「ファミリー世帯家賃助成」を行っている。</p> <p>■保育所が足りないため、区は土地があれば住宅でなく保育所をつくる方針。</p> <p>■生活保護でもそうでなくても、区内のアパートに住むのは難しいが、生活保護世帯の多摩地域への転居はとも嫌がられてしまう。</p>
江戸川	<p>■立ち退きによる家賃補助制度では、ひとり親7世帯に補助している（子どもが18歳に達するまで）が、ひとり親、高齢者、障害者の担当者で制度の見直しを考えている。 ⇒7世帯に毎年170万円を補助しているが、各ひとり親世帯に敷金として助成、また民間の不動産協会に交渉し住宅の斡旋をするなどの方がよい。</p> <p>◆■ひとり親世帯は区内から出たがらない、引っ越しをてもDV被害に遭った元の住まいの近くに住む。</p>
杉並	<p>◇民間賃貸住宅の保証会社の紹介は行っている。</p> <p>◇居住支援協議会の設立を検討している。</p> <p>◆■子どもの保育所や学校を変えないよう区内で住宅を探したいとなっても、収入の面で非常に厳しい。今まで専業主婦であった人は特に母子世帯になって生活レベルを下げるのが難しいようだ。区内から離れた都営住宅については全く考えず区内にこだわる。</p> <p>■家賃補助の要望はあるが、区の施策としてひとり親世帯への家賃補助は今のところ行わない。住宅困窮は他にも障害者や高齢者等のひとり親世帯に限らず社会的弱者全体に住宅を整備する必要があり、ひとり親世帯に特化した支援は難しい。</p> <p>■地方への母子世帯の移住（住宅、職場、保育所が完備）の事例のように、区の提携自治体で住宅と仕事をセットで用意するなどできればよい。</p>

第三章 自治体の取り組み

港	◆公営住宅を検討する部署では区営住宅のあり方検討会があり、ひとり親、高齢者、障害者の利用をどうするか民間住宅斡旋事業と合わせて考えている。母子世帯でなくとも所得の低い世帯はいるため、ひとり親ばかり支援してよいのか難しい。
	◇住まいの相談の多くは家賃滞納のケースで転宅資金もなく、結果的に母子生活支援施設や宿泊所を案内する。
	■ひとり親への民間住宅斡旋事業（区内の民間賃貸住宅で立ち退きを要求されている、劣悪な住宅に居住している）は、条件に合致する人がいない。

また、表 3-3-11 の内容から、ひとり親世帯の住居の確保が困難となっている要因について、表 3-3-12 にひとり担当の考えをまとめた。上記でも述べたが、公営住宅については保育所や職場などの事情も関係して他の地域の都営住宅に応募せず、現在の居住地域を望むことが主な要因といえる。民間賃貸住宅については、家賃の高さの他に独自の地域事情や、自治体の方針でひとり親世帯に特化した支援には踏み込めないことなどが挙げられる。

表 3-3-12 ひとり親世帯の住居の確保が困難となる要因

住居形態	主な要因	詳細内容
公営	応募地域の偏り	多くが子どもの保育所や学校など生活拠点が変わらないよう、地域を限定して応募するため当選しない（荒川）
		区内の募集は僅かのため当選しやすい地域を勧めるが、友人、職場、保育所などの関係で他の地域を希望せず当選しない（新宿）
		問題無く生活できると思われる場合は多摩地域も勧めるが、結局近隣地域を希望して当選しない（目黒）
		他地域の都営住宅を全く考えず、区内に拘って当選しない（杉並）
民間賃貸	家賃の高さ	生活保護世帯が住宅扶助の金額の範囲で住宅を探すのは難しい（墨田）
		生活保護でもそうでなくとも区内に住むのは難しい（目黒）
		家賃滞納の相談が多くその場合は転宅資金もないため、結果的に母子生活支援施設や宿泊所を案内することになる（港）
		子どもの保育所や学校を変えないよう区内で住宅を探しても、収入面で非常に厳しい（杉並）
	独自の地域事情	多子世帯に対応できるような広い住宅が区内にはない（渋谷）
		東京スカイツリーの完成で区内の家賃が全体的に上がり区外からの転入も増えたため、低所得の世帯が住みにくくなった（墨田）
		子どもに障害があり他地域には理解してもらえない学校がないなどの事情で、区内の住宅を探す場合もある（新宿）
	支援対象の括り	障害者や高齢者等の社会的弱者全体も含め住宅困窮の対応が必要なため、ひとり親世帯に特化することは難しい（杉並）
		低所得世帯はひとり親世帯に限らないため、ひとり親世帯に特化した支援は難しい（港）
	生活レベルの拘り	元々高家賃の住宅に住んでいて住み慣れてしまうと、家賃の安い他地域の生活レベルを低く感じ区内から出たがらない（渋谷）
		元々専業主婦で母子世帯になった場合は今までの生活レベルを下げようとしにくい（杉並）

3.3.4 考察

以上について、まず、各区の主な特徴を整理する。

足立区では、区全体で子どもの貧困対策実施計画を定め、関連課の連携強化を行っている。中学生の居場所を兼ねた学習支援では結果的に7割がひとり親家庭の子どもであったこと、ひとり親サロンでは悩みを相談できる場所のない母親が集い好評であったこと、などからひとり親世帯の親と子それぞれの支援が求められているといえる。

豊島区では、住宅を探しているひとり親世帯が多いため、住宅困窮の場合だけでも母子生活支援施設を使用してもらおうと、空室がでた際には短期的に入居してもらおうケースが昨年も数件あったことが明らかとなった。また、施設の退所世帯のうち民間賃貸住宅に入居した世帯が家賃を支払っていないという声を聞くため、ひとり親世帯は区内の民間賃貸住宅に居住することが難しい状況にあるといえる。出産祝いを贈呈する「ゆりかごとしま」事業では、受け取りに来た母親と面接をすると一人で悩んでいるひとり親が多く、このような人を拾える事業ができていて、とひとり親係は感じている。

荒川区では、ひとり親世帯の対応を全てひとり親係が行っているため、母子・父子支援員が不足して仕事が回らず、真摯にひとり親に寄り添う余裕がないといった支援体制の偏りがみられる。ひとり親係は、区全体で連携して解決すべき問題について組織的に一緒に解決していく体制がないとも感じている。また、住宅に特化した課がなく、高齢者担当は高齢者向けの居住支援を行っており、ひとり親係も同様にひとり親世帯向けの居住支援を行いたいとしているが具体的には不明となっている。区では、2016年にひとり親世帯を対象とした調査を初めて実施し、経済的事情の次に住居の課題が大きいことがわかった。

新宿区では、これまでひとり親世帯の支援は生活保護事業と併せて行っていたが、ひとり親世帯を支援する「生活向上支援事業」を2016年に開始し、きめ細かな支援を推進している。子どもの学習支援については、区では東京都の法定事業より先に開始しており、母子生活支援施設を退所した子どもが施設に遊び兼勉強に来る際に地域の学生ボランティアが勉強を教えている。また、地域住民の動きが活発で町会や民生委員が子どもの支援に積極的である、とひとり親係は感じている。2016年には、ひとり親世帯の調査を初めて実施した。

墨田区では、母子世帯には生活保護を受ける前にまず母子生活支援施設を紹介している。母子生活支援施設は、年々DV被害による利用や精神疾患や障害を抱えた世帯の利用も増えている。また、ひとり親に必要な窓口一覧をまとめた用紙を用意し、子ども家庭支援センターにも設置している。裕福な家庭は就学前に他区に転出する傾向があり、下町で高齢者が多いため高齢者支援が手厚くなり、子育てに向いていない、とひとり親係は感じている。

渋谷区では、区内は家賃が高いためか、母子生活支援施設に入所したい人が多く、長い期間入所することができない状況にある。住宅係では、以前は3万円であったが母子生活支援施設退所者で区内の民間賃貸住宅に居住する母子世帯への家賃補助があり、現在は1万円

である。生活保護や手当など多くの相談窓口で各支援分野を対応しているためか、ひとり親には所得の低い人はあまり相談に来ていないといった実態がみられる。

目黒区では、区内の公営住宅の倍率は最低でも数百倍になる。母子生活支援施設を退所する際の民間アパート探しに困るので、なかなか施設を勧めにくい、とひとり親は感じている。また、自立支援教育訓練促進給付金は支援を区独自に強化したが利用が少なく、もっと利用してほしいと感じている。ひとり親世帯を対象とした子ども未来応援塾は、母子生活支援施設の集会室を利用して実施している。

江戸川区では、住宅課にひとり親世帯の住まいの支援を働きかけてもあまり動いてもらえない状況にある、とひとり親は感じている。2016年から、子ども家庭支援センターにもひとり親世帯専用の相談窓口を設置した。ひとり親係に相談に来る人を母子生活支援施設につなげるケースは多い。立ち退きによる家賃助成制度は、支援対象が非常に限られるため、ひとり親、障害者、高齢者の担当で制度見直しを考えており、家賃補助や民間賃貸住宅のあっせんに充てる方がよい、と感じている。

杉並区では、子ども家庭支援センターにひとり親係を置いている。相談に来るひとり親は、就労以前に保健センターや長期的な支援が必要な人が多い。高齢者、障害者、ひとり親の社会的弱者全体の支援を考えるため、ひとり親世帯に特化した支援は難しい、とひとり親は感じている。2015年にひとり親世帯の実態調査を実施し、支援内容が周知されていないことが明らかとなったというところで、周知のためのしおりの作成などを行っている。

港区では、2013年に子ども子育てに関する調査を行い、その中でひとり親世帯の結果も出ており施策に反映している部分もある。ひとり親ということであれば必ずひとり親係に連絡がくるので、職員の対応力レベルアップが大切であると考えている。経済的な貧困でなく、キャリアのある親と子どもの接点が少ないことから生じる心理的な貧困の子どもが多いため一人で気持ちがプアになる子どもの支援も視野に入れる必要がある、と感じている。

このように、10区だけを見ても、各自治体の支援内容がそれぞれに特徴的であることが明らかとなった。足立区のように子どもの貧困に特化している自治体から、渋谷区のように貧困対策を特に行っていない自治体もみられる。また、ひとり親世帯に対して、豊島区ではゆりかごとしま事業で自治体側から状況把握のアプローチを行っている一方で、荒川区ではひとり親世帯に寄り添う余裕のない状況にあることがわかる。母子生活支援施設についても、新宿区や目黒区のように子どもの学習支援を行っている自治体や、豊島区や港区のように空き室を活用して子育て支援を行いたい、と考えている自治体もある。一方、支援状況だけでなくひとり親世帯の状況も様々であり、渋谷区や港区のように貧困のひとり親世帯が少なく、港区のように心理的なプアも視野に入れているケース、杉並や墨田のように母子世帯の多くが母子生活支援施設や長期的支援にすぐ繋ぐ必要のあるケース、などもあることが明らかとなった。

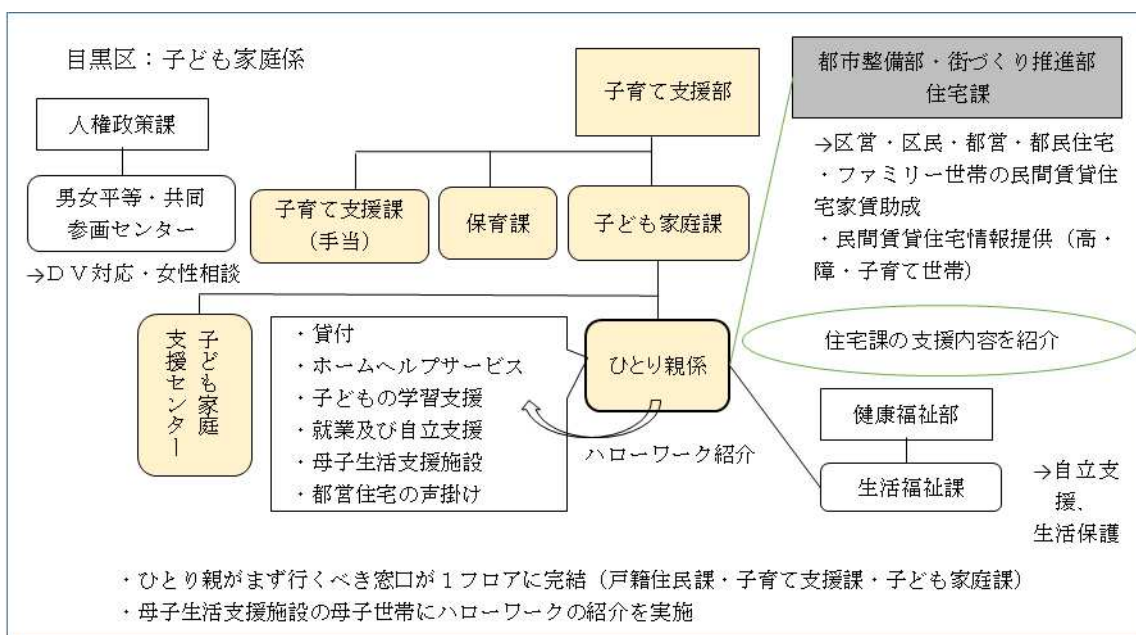
また、これら 10 区について前出の表 3-3-4 をもとに、ヒアリング結果及びHPや資料の情報から、住居の支援に焦点を当てて支援の体制をまとめると、以下の図のように、10 区を「ひとり親係が住宅課の支援策を紹介するパターン」、「ひとり親係が住居の支援を行うパターン」、「ひとり親係と住宅課の連携がみられないパターン」の 3 種類に分類することができた。各区の図の左上はひとり親係の名称であり、図の下部に各区の支援の特徴について記している。

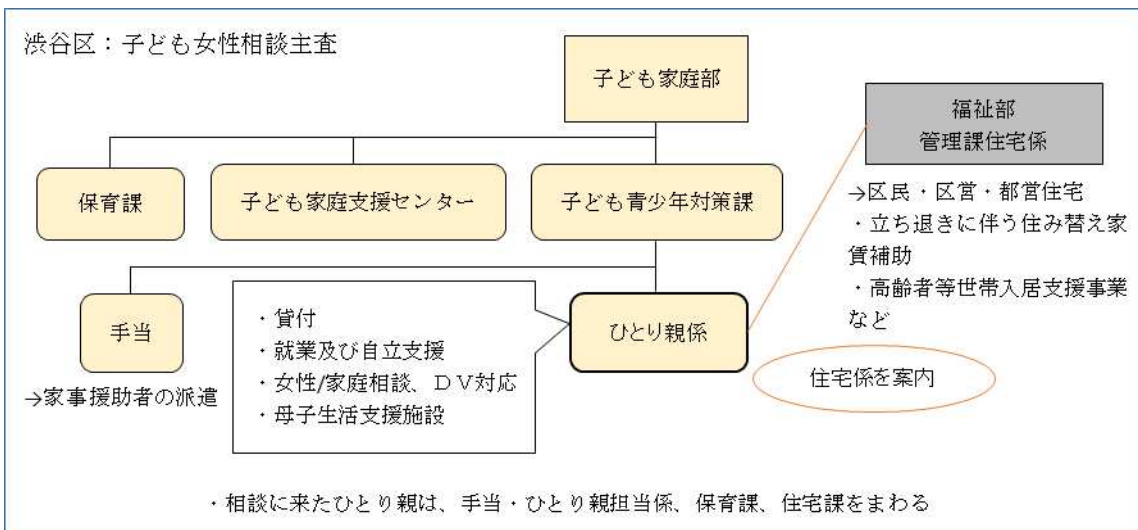
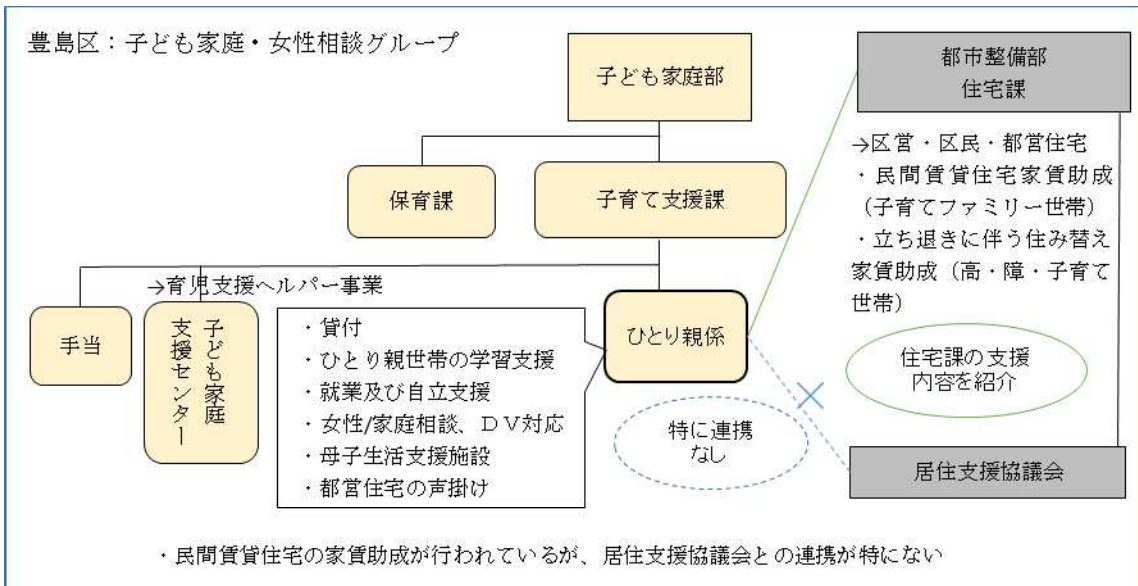
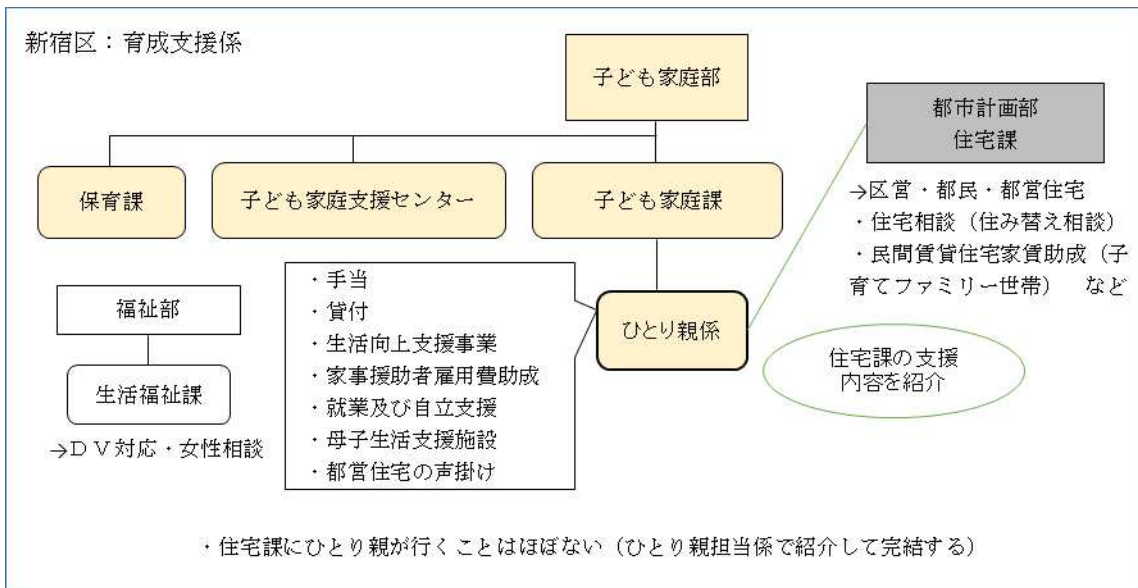
①ひとり親係が住宅課の支援策を紹介するパターン

…目黒区、新宿区、豊島区、渋谷区、杉並区、墨田区の 6 区

図 3-3-1 のとおり、目黒区は、戸籍や手当などまず必要な支援の窓口は 1 フロアにまとまっており、ひとり親係では住宅課の支援内容も紹介している。新宿区では、ひとり親はひとり親係に相談に来た場合、都営住宅以外の公営住宅への入居以外で住宅課に行くことはほとんどないという実態をひとり親係が述べており、ひとり親係において住宅課で行っている支援内容を紹介している。豊島区は、ひとり親係がひとり親に住宅課の支援内容を紹介しているが、居住支援協議会とは特に連携がなく繋がっていない。渋谷区は、ひとり親係が住宅課を案内しひとり親が住宅課の窓口に行く形となっている。杉並区は、子ども家庭支援センター内にひとり親係があるが、同様に住宅課の支援内容を紹介している。墨田区は、新宿区と同様に、都営住宅以外の公営住宅への入居以外で住宅課に行くことはほとんどないという実態をひとり親係が述べており、ひとり親係が住宅課の支援内容を紹介している。

いずれの区においてもひとり親係が住宅課の支援内容を紹介する、住宅課につなげる、といった住居に関する情報提供をひとり親世帯に行っている。





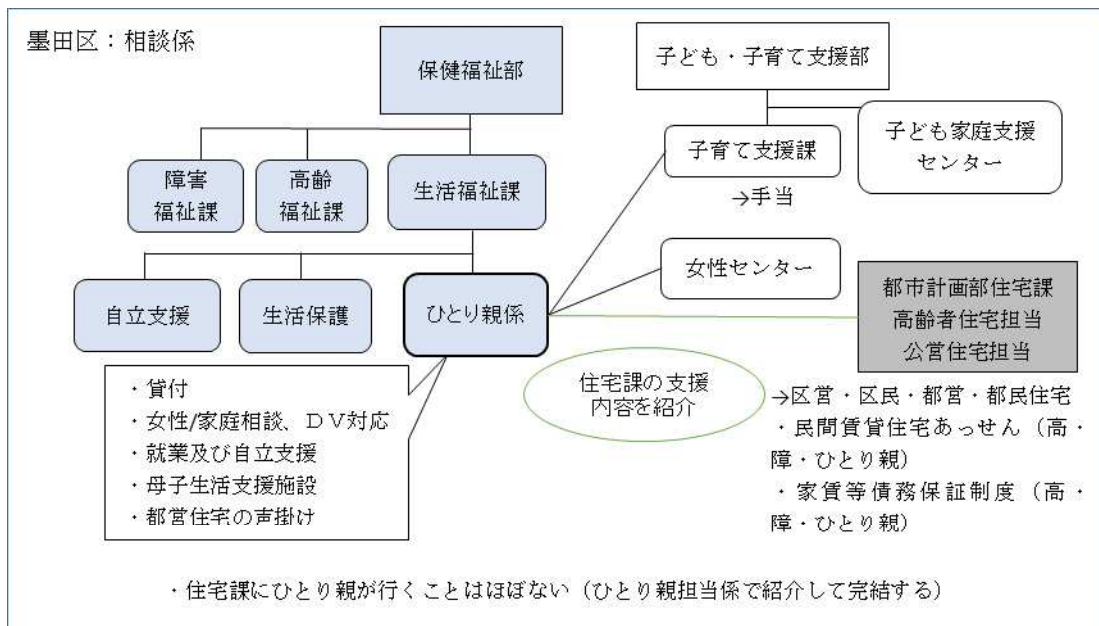
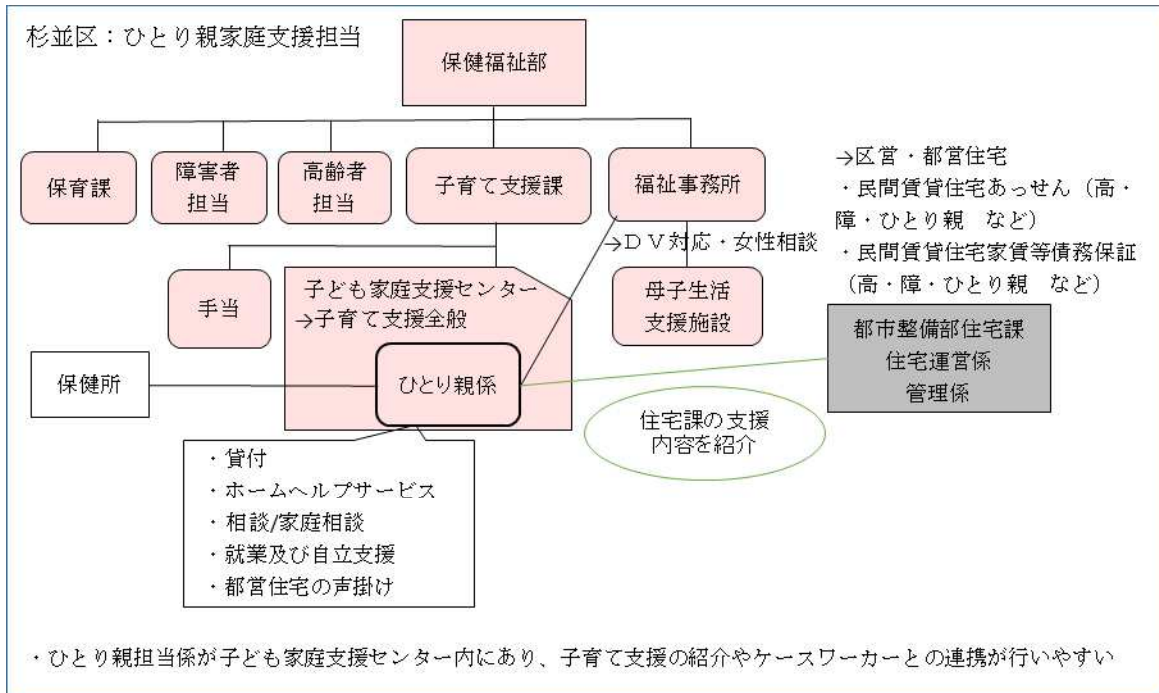


図 3-3-1 ひとり親係が住宅課の支援策を紹介するパターン

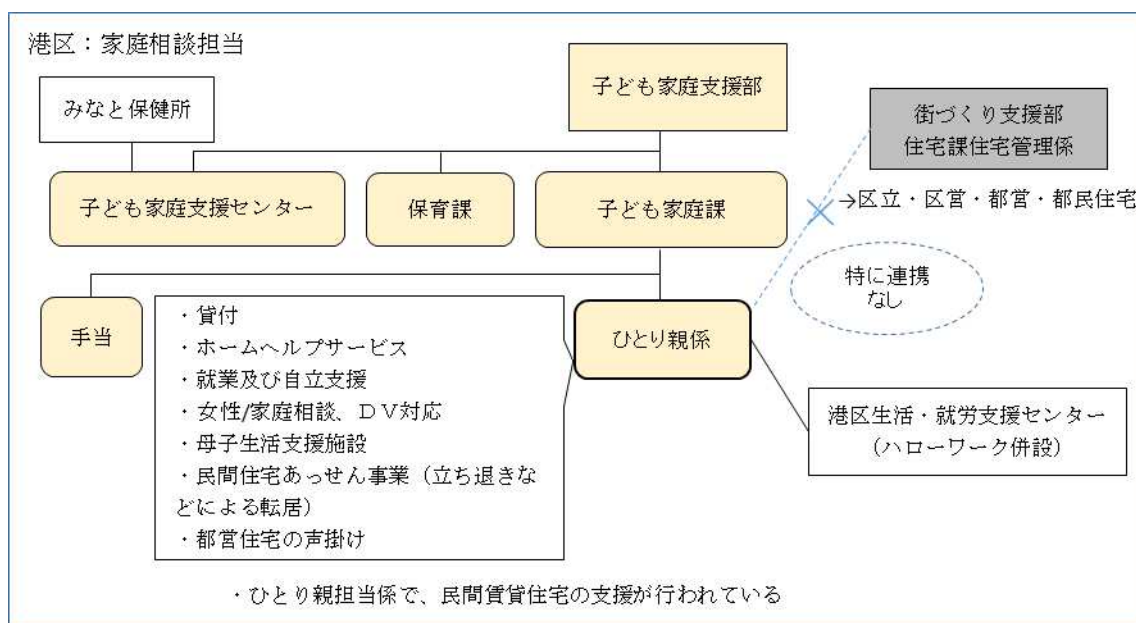
②ひとり親係が住居の支援を行うパターン

…港区、江戸川区の2区

港区及び江戸川区では、図 3-3-2 のとおり、ひとり親係と住宅課の連携が特になく、住宅課におけるひとり親世帯を対象とした支援も公営住宅以外になく、ひとり親係が民間賃貸住宅に関する支援を行っている。

両区とも民間賃貸住宅の立ち退きなどに伴う転居の支援である。港区は転居先となる民間賃貸住宅を斡旋し礼金及び仲介手数料を助成する事業、江戸川区は民間賃貸住宅に転居後、家賃の一部を助成する事業である。江戸川区については子ども家庭支援センターが担当になるが、子ども家庭支援センターにおいてもひとり親の相談などの支援が行われているため、基本的にひとり親係の窓口に来てもらうと住宅課まで足を運ぶことなく民間賃貸住宅に関する支援を受けることも可能な体制となっている。

これら2区は、住宅の困り事もひとり親係の窓口で解決できる体制といえる。



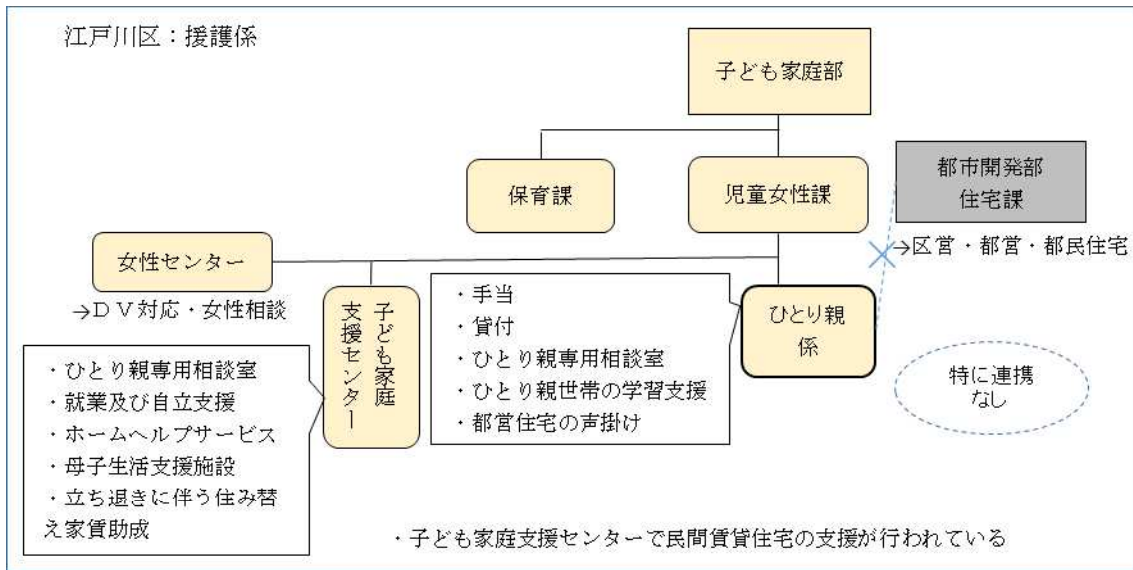


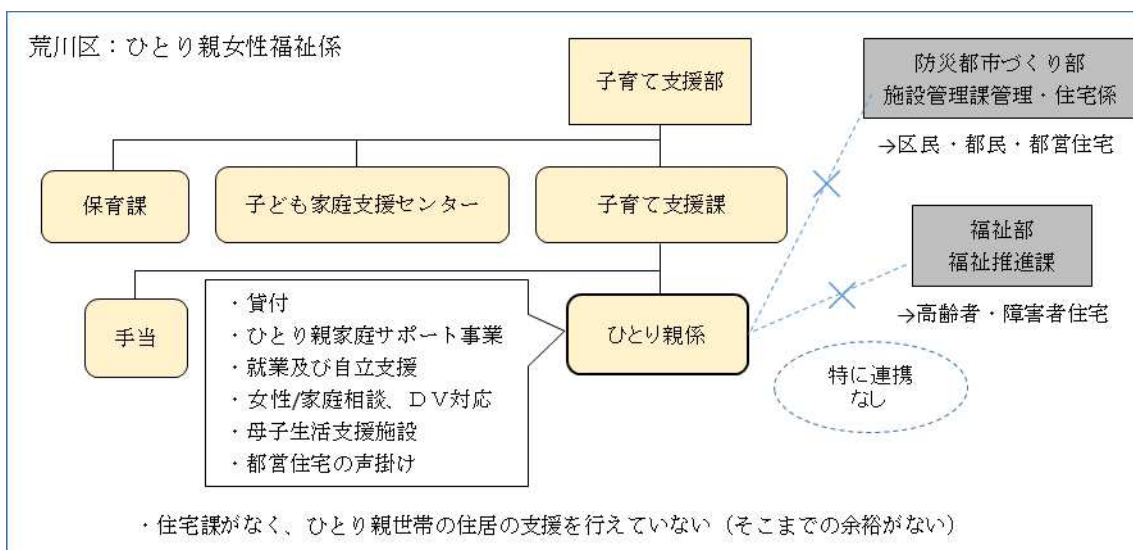
図 3-3-2 ひとり親係が住居の支援を行うパターン

③ひとり親係と住宅課の連携がみられないパターン

…荒川区、足立区の2区

荒川区及び足立区では、図 3-3-3 のとおり、ひとり親係と住宅課の連携が特になく、住宅課におけるひとり親世帯を対象とした支援も公営住宅以外になく、ひとり親係においても住宅の支援が行われていない。

また、荒川区では住宅課がないために、高齢者担当が高齢者の居住の支援を行っており、ひとり親係も同様にひとり親の居住の支援を行いたいと思ってもその余裕がない。対照的に、足立区は他区と比較してもひとり親係の業務が限られており、ひとり親の相談事業に注力する体制となっている。



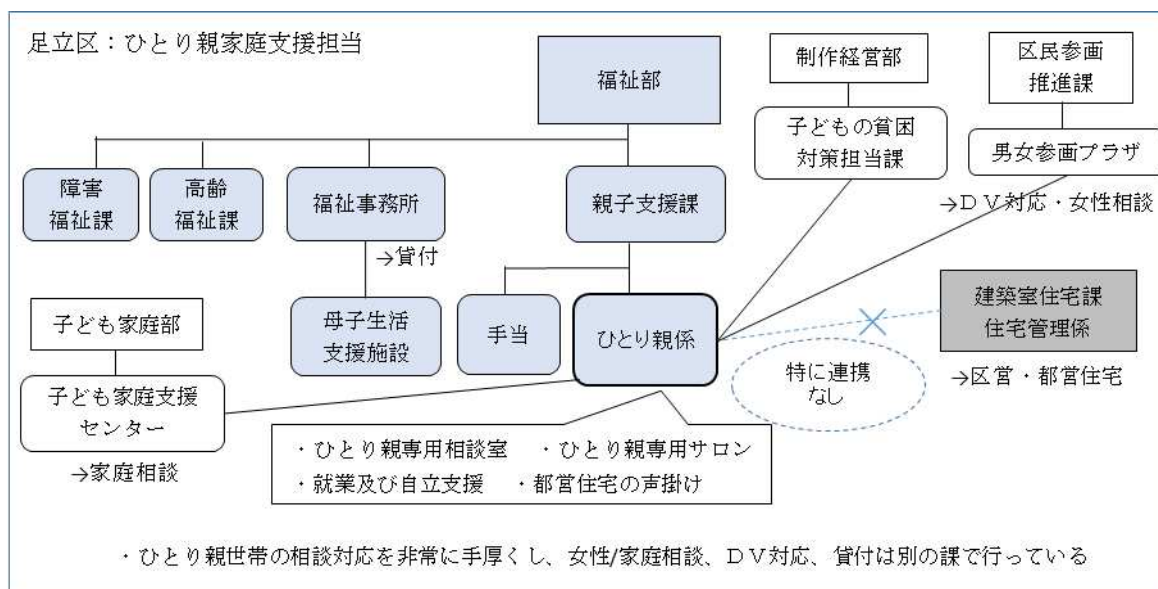


図 3-3-3 ひとり親係と住宅課の連携がみられないパターン

これら 10 区について、アンケート調査とヒアリング調査の結果をまとめ、表 3-3-13 に示す。10 区は、全区で日頃ひとり親世帯からの相談のうち住居についての相談を受けている。公営住宅の募集の案内は全区で行われているが、民間賃貸住宅の斡旋や助成の支援については様々であり、ひとり親世帯を対象としたものについては目黒区、渋谷区、港区が行っていることがわかる。また、支援体制の違いから支援内容の特徴はみられない。

表 3-3-13 東京都 10 区における居住支援の状況のまとめ

区	相談-住居	住居相談を受ける頻度	民間賃貸住宅の斡旋	民間賃貸住宅の助成 保証料以外	体制
目黒	ある	1日1回未満	○ ※高・障・ひ	○-家賃一部 ※ファミリー世帯	①
新宿	ある	1日1回未満	○ ※誰でも	○-家賃一部 ※ファミリー世帯	①
豊島	ある	1日1回以上	-	○-家賃一部 ※ファミリー世帯	①
渋谷	多い	1日1回以上	○ ※高・障・ひ	○-家賃一部 ※立ち退き	①
杉並	ある	1日1回未満	○ ※高・障・ひ・他	-	①
墨田	多い	1日1回未満	○ ※高・障・ひ	-	①
港	ある	1日1回未満	○ ※ひ	○-礼金・仲介手数料 ※立ち退き	②
江戸川	ある	1日1回以上	-	○-家賃一部 ※立ち退き	②
荒川	ある	1日1回以上	-	-	③
足立	多い	1日1回未満	-	-	③

そして、ひとり親系の業務を分野ごとにまとめると、図 3-3-4 に示すとおり、「就労・自立支援」、「手当・貸付」、「親と子への支援」、「母子生活支援施設」、「住居」の 5 分野の支援を行っていることが明らかとなった。住居以外は、ひとり親系あるいは同じ福祉部内や子ども家庭部内で行うものであり、住居のみ基本的に住宅課の支援事業であり部が異なる。住居の支援は他部との連携が必要になるため、他の 4 分野の支援と比べて支援が薄くなりやすいと考えられる。

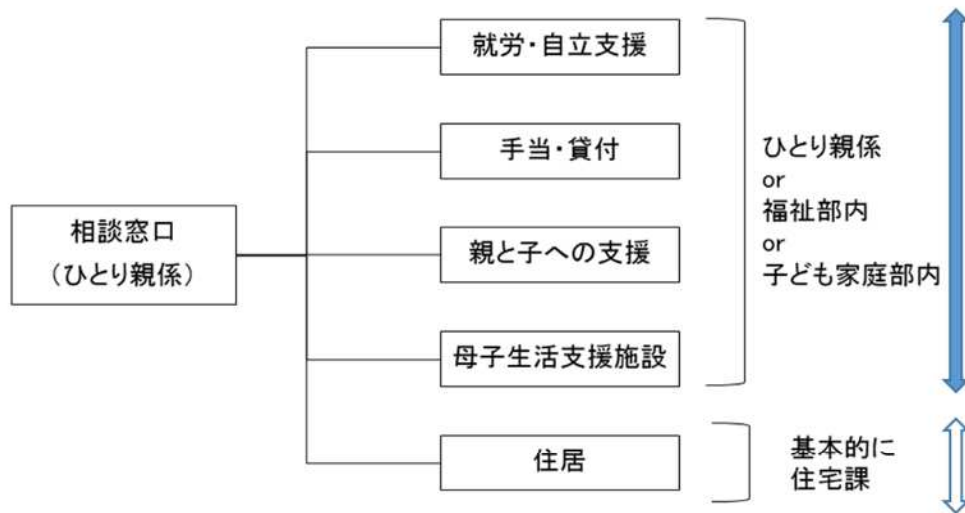


図 3-3-4 ひとり親世帯支援の大枠と担当部署

そのため、図 3-3-5 のように、子育て支援部・子ども家庭部、または福祉部に属するひとり親係と住宅課との連携を強化する必要がある。この 2 部門は、それぞれファミリー世帯や高齢者・障害者の居住の支援で住宅課と繋がっているため、ひとり親世帯に関する支援策についても住宅課側が認識を深めて連携することが重要である。

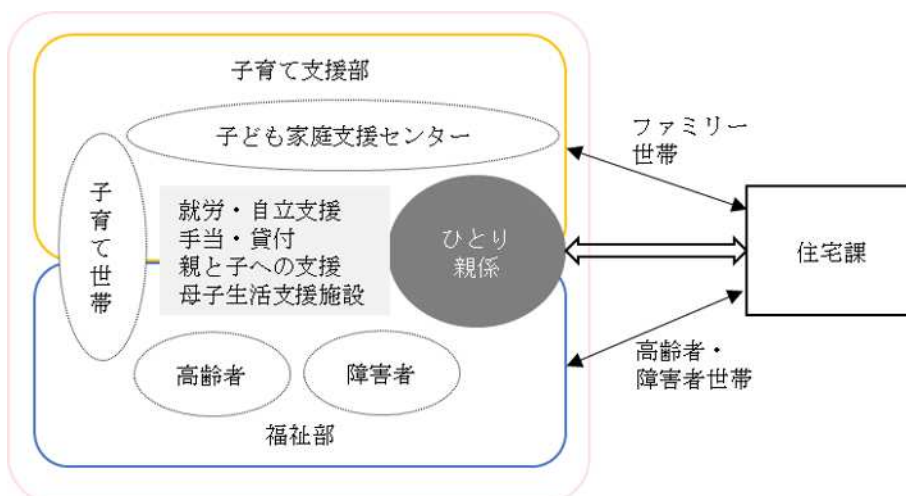


図 3-3-5 ひとり親世帯の支援体制のあり方

3.3.5 小結

東京都の10区について、ひとり親世帯の支援を主に担当する部署（ひとり親係）は、ひとり親世帯に「就労・自立支援」、「手当・貸付」、「親と子への支援」、「母子生活支援施設」、「住居」の5分野の支援を主に行っていることが明らかとなった。住居の支援はひとり親係の管轄でない場合が多いため支援が薄くなりやすいと考えられ、住居の支援を行う住宅課との連携の強化が課題といえる。

ひとり親への就労・自立支援については、4区が職業訓練や自立支援の給付金に独自で給付期間の延長や給付金の上乗せを行うなど取り組みを行っていることが明らかとなった。子どもへの支援については、8区が学習支援を実施しており、そのうち3区はひとり親世帯を対象とし、そのうちの2区は学習以外に給食の提供や各家庭の実状を把握した生活支援を含めた取り組みを行っていることが明らかとなった。また、近年2区が子育て世帯を対象に、別の2区がひとり親世帯を対象に生活実態調査を実施しており、ひとり親世帯に支援制度を周知できていない、ひとり親世帯は経済面の次に住居に困っている、などの実態を把握し対応を行っていることが確認された。

母子生活支援施設については、各区に1カ所以上あり、いずれも比較的満室に近く、入所理由は子育て不安、住宅困窮、DV、母親の精神疾患や子どもの障害などであることが明らかとなった。また、3区では、施設空間を一般のひとり親世帯や子育て世帯の産後ケアやサロンなどに活用したいと考えていることが明らかとなった。

住居については、ひとり親世帯は元の生活環境を変えないようにする傾向がみられ、地区を絞って都営住宅に応募するためなかなか当選しない、収入に見合う民間賃貸住宅がない、といった課題が生じている。しかしながら、このようなひとり親世帯への支援策を行うにも、自治体の居住支援策の対象には高齢者や障害者も住宅確保要配慮者として該当するため、ひとり親世帯に支援を特化できないといった課題があることが確認された。

3.4 本章のまとめ

本章では、国によるひとり親世帯の支援策が各自治体でどのように展開されているのか居住を中心に現行の支援策の実態を把握し、その取り組みの中で生じている課題からひとり親世帯の自立に向けた支援のあり方を検討した。

支援体制としては、ひとり親世帯の支援を主に担当する部署（ひとり親係）は、「就労・自立支援」、「手当・貸付」、「親と子への支援」、「母子生活支援施設」、「住居」の支援を行っているが、住居の支援はひとり親係の管轄でない場合が多く、住居の支援が最も薄くなっていると考えられる。そのため、住宅課における居住支援策の拡張と同時に、ひとり親係と住宅課との連携を強化し、これらのバランスがとれた支援をひとり親世帯に提供することが求められる。また、ヒアリングを行った東京都 10 区のうち、4 区では独自にひとり親世帯に関わる生活実態調査を実施し、結果を支援策に反映していることが明らかとなり、ひとり親世帯の課題解決に向けて、こうした実態把握を定期的にも実施することも重要である。

住居に関しては、アンケート調査において、ひとり親世帯は民間賃貸住宅には家賃の支払いを継続できないケースが多いことなどから入居が難しく、公営住宅も戸数に限界があることから当選が難しく、住宅確保の難しさが明らかとなった。そして、その後に実施したヒアリング調査において、特に公営住宅については、ひとり親世帯は居住環境を変えないよう応募地域を絞る傾向にあるため当選が難しくなっていることや、民間賃貸住宅に居住した場合に家賃滞納が多く起きていることなどが具体的に確認された。しかしながら、ひとり親世帯を対象とした民間賃貸住宅の家賃助成を 10 自治体の実施していることや、公営住宅の紹介から民間賃貸住宅の入居支援までトータルな支援を行う自治体もあることから、このような民間賃貸住宅への入居支援を中心とした取り組みを各自治体において展開することが求められる。

母子生活支援施設では、退所先の住居を確保できないために退所しない世帯が多く、退所後も生活環境が大きく変わらない施設に近い範囲に退所しようとしているため、なかなか住居を確保できない実態が明らかとなった。また、母子生活支援施設では、ショートステイなどの一時的な利用ニーズもあることが明らかとなり、施設内の共用空間の活用について検討を行う余地があると考えられる。

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

- 4.1 母子生活支援施設の空間と支援
- 4.2 1都3県の母子生活支援施設
- 4.3 母子生活支援施設の母子世帯
- 4.4 退所世帯の生活実態と支援のニーズ
- 4.5 本章のまとめ

本章の目的

第三章では、都市部では公営住宅について、地域によりストックに大きな差があり、民間賃貸住宅については、ひとり親世帯が支払える家賃の物件が少なく、ひとり親世帯にはどちらの住居も入居が難しい実態が明らかとなった。自治体の支援体制には、ひとり親世帯の支援を担当する係と住宅課との連携を強化し、民間賃貸住宅の居住支援策を積極的に実施することなどが求められる。また、このような住宅困窮を理由に母子世帯が母子生活支援施設へ入所するケースもみられたとともに、母子生活支援施設の母子世帯は退所にあたって住居探しに苦労しているケースが非常に多いことが明らかとなった。

そこで本章は、母子生活支援施設に焦点を当てる。母子生活支援施設の空間や使われ方の歴史的変遷、施設における母子世帯への支援の実態、入所しているまた退所した母子世帯の生活実態などを明らかにし、母子生活支援施設の母子世帯への居住を中心とした自立支援のあり方を検討することを目的とする。母子生活支援施設の母子世帯という手厚いケアが必要な最も弱い立場の母子世帯を調査対象とすることは、地域のひとり親世帯の孤立や子どもへの貧困といった深刻な社会問題に関わると想定され、このような問題の解決に役立つと考えられる。

対象とする母子生活支援施設は、前章で述べた 1 都 3 県の都市部の自治体に所在する施設である。

4.1 母子生活支援施設の空間と支援

第三章で述べた自治体 10 区のうち非常に歴史が古い 1 施設をモデルケースとして、施設の建物、空間、地域の役割、行われてきた支援について明らかにする。

表 4-1-1 に調査概要を示す。元職員及び現施設長へのヒアリングを行い、母子世帯の様子、支援の内容、施設空間の使われ方などについて、時代ごとの社会情勢も含めて明らかにする。元職員には 1969 年及び 1987 年の施設の図面を用いてヒアリングを行い、現在の母子生活支援施設については、シェルターとしての役割があるため図面は載せないこととする。

表 4-1-1 調査概要（調査 3）

実施日	対象者	職種	在職期間	仕事内容	備考
2018 年 7 月	80 代 女性	支援員 (正規職員)	1976 年～ 2009 年	・ 母子世帯の支援	・ 社会福祉の有資格者 ・ 65 歳まで正規職員、75 歳まで非常勤
2018 年 7 月	70 代 女性	用務員 (正規職員)	1976 年～ 2011 年	・ 共用空間の管理（学習室、図書室、洗濯場、洗面所、廊下の清掃など） ・ 仕事の 1/3 は保育所の手伝い	・ 60 歳まで正規職員、70 歳まで非常勤

4.1.1 開設から改築、改修の変遷

(1)はじめに—歴史概要—

表 4-1-2 に、当母子寮の開設時からの流れを示す。

1923 年（大正 12 年）に発生した関東大震災の後、非常に大変な状況の中できちんとにかく親と子どもを何とか保護しなくてはという思いから、現在の区内で財閥の創始者が所有する土地を借り、雨風を防ぐことができる程度のバラックを建てて始まったとされている。その後、家らしい住まいをつくろうとし、1925 年（大正 14 年）に現在の隣区で銀行関係者の土地を借りて建てたとされている。この頃からキリスト教の日曜学校を行っており、現在も土曜学校として続いている。母親達は仕事先がなく、母子寮で伸子張りをして授産所のような状態であった。その際に、幼い子どもも連れてくる母親がいたため保育所が始まった。

1935 年（昭和 10 年）には現在の土地に移った。図 4-1-1 のとおり、竹や玉椿の垣根に囲われた木造 2 階建ての建物であった。建物内は全て和室で、2 階部分は後から増築された。増築部分は、当時の寮長の親戚が住んでいた新宿にあった家を一度壊し、古材を運んで移築したもので、寮長はその部分に住んでいたとされている。土地は 260 坪あったが、名義は一部他人持ちであったため、後の寮長がそれらの土地をまとめて、同法人の土地として登記を

したとされている。元々、区内には3カ所の母子寮があったが、現在は当母子寮のみである。他の2カ所は、母子ではなく老人の支援を行っていくなど法人の考えが変わったと考えられ、同時期に閉所している。当母子寮は、歴代の寮長が母子寮を残していく強い執念を持っており、また駅に近く利用者にも便利であった。一時期は、理事会において、当母子寮の土地が一等地のため売却して移転させるといった考えもあったが、最終的には1935年に当時の寮長が現在の土地を苦労して取得したという経緯もあり、移転せずに残っている。

当母子寮は1923年のバラック、1925年の隣区における木造の建物、1935年の現在の土地における木造の建物について図面は残存していない。また、当時の写真もあまり残っておらず、1974年（昭和49年）3月に行われた当母子寮の50周年式典の際には、外部の人に声掛けを行って様々な人から写真を集めて50年誌を作成している。昭和20、30年代は、現在のように写真を撮れる時代ではなく、図4-1-2のとおり、1969年に初めて母子寮がRC造に建て替えられた後になって、ようやく様々な写真が残っている。その1969年（昭和44年）の後、1987年（昭和62年）に母子寮の大規模改修が行われ、2011年には現在の母子生活支援施設に改築された。当時の施設長は、現在の建物への建替えに関し20年以上悩み設計に関わった。また、母子生活支援施設の評議員や職員の意見も反映した。2005年より前に耐震基準に引っかかったために建替え計画があったが、予算が足りず申請が通らず延期され、耐震工事のみ実施し、2、3階に柱を入れ、1階の保育所も耐震工事を行った。耐震工事後から2年も経たずに建替えの許可が下り、2012年に竣工した。

このように、100年近い非常に長い歴史を経て、現在の施設に至っている。

表 4-1-2 母子寮の現在までの改築・改修の流れ

西暦年	初代の土地	次代の土地	現在地
1923	岩崎家分譲地に平屋バラック 20 畳敷程度を建設 罹災母子 18 世帯収容	母子収容施設を建設 58 坪 母子保護 13 名 託児所 30 数名	
1925			
1933		大正天皇死去後、葬場殿の取壊し材木を使用して増築 収容 5 世帯、居宅 5 世帯、保育部 41 名、授産部 18 名、日曜学校 60 名	
1935			母子ホーム本部（本館、別館）を建設 木造 2 階建 106 坪 収容保護 25 名、併設の保育所 44 名、授産部 7 名、日曜学校
1937		改修、増築して支部となる	
1940			木造 2 階建 24 坪を増築
1944		母子疎開のため閉鎖後、焼失	保育所が戦時託児所となる
1945			終戦当時、母子 11 世帯と戦災者で溢れる
1948			財団法人となる、保育所再開
1952			社会福祉法人となる
1966			寮長など建築委員による改築設計の検討
1968			取壊し、改築、他母子寮などへ分散移転
1969			新母子寮の竣工 RC造 4 階建、116635 m ²
1974			母子寮 20 世帯定員、保育所 70 名
1987			大規模改修
2005			耐震工事
2011			改築（現在に至る）

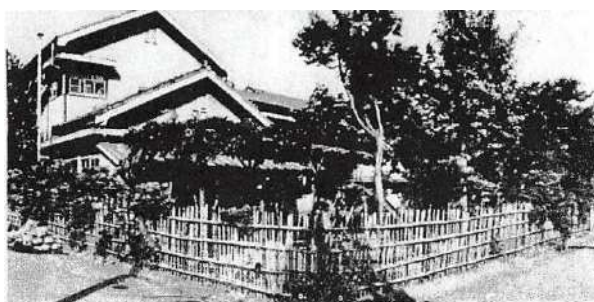


図 4-1-1 1935 年の母子寮
(出典：母子寮 50 周年誌)

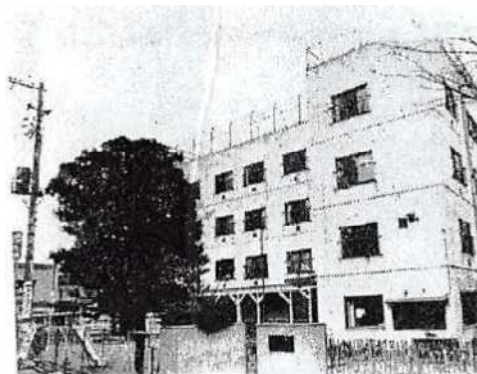


図 4-1-2 1969 年の母子寮
(出典：母子寮 50 周年誌)

4.1.2 空間の使われ方と母子世帯への支援

1969年、1987年の母子寮の平面図を以下に示す。図4-1-3のとおり、1969年の建物は4階建、1階が保育所、2～4階は母子寮であった。保育所は南側の園庭が入口で、母子寮は1階が入口であり、水回り空間は全て共用であった。建築には当母子寮の理事の1人に大成建設の重役がいたこともあり大成建設が行った。そして、図4-1-4のとおり、大規模改修が行われた1987年の建物は、東側の増築及び水回り空間の個室化が主な改修箇所である。また、学習室などの共用空間の配置の変更や、入口が外階段からの2階となり保育所との分離が以前より明確になった。また、共通する特徴的な母子世帯への支援として、1972年（昭和47年）頃より夏休み期間に入所世帯の子どもへの夏期給食を実施していた。この点については次項の4.1.3でも触れる。

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

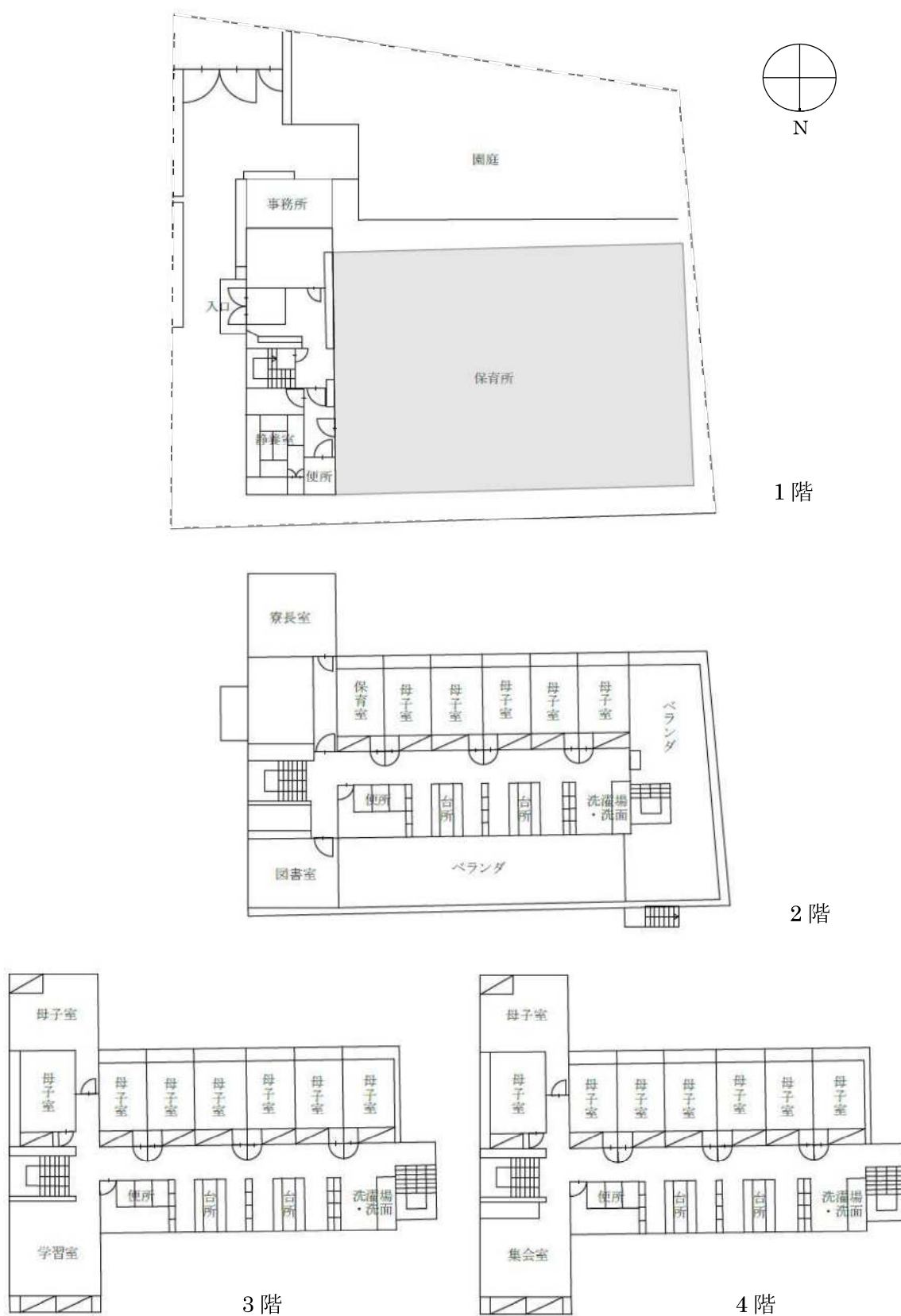


図 4-1-3 初めて RC 造となった母子寮 1969 年

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

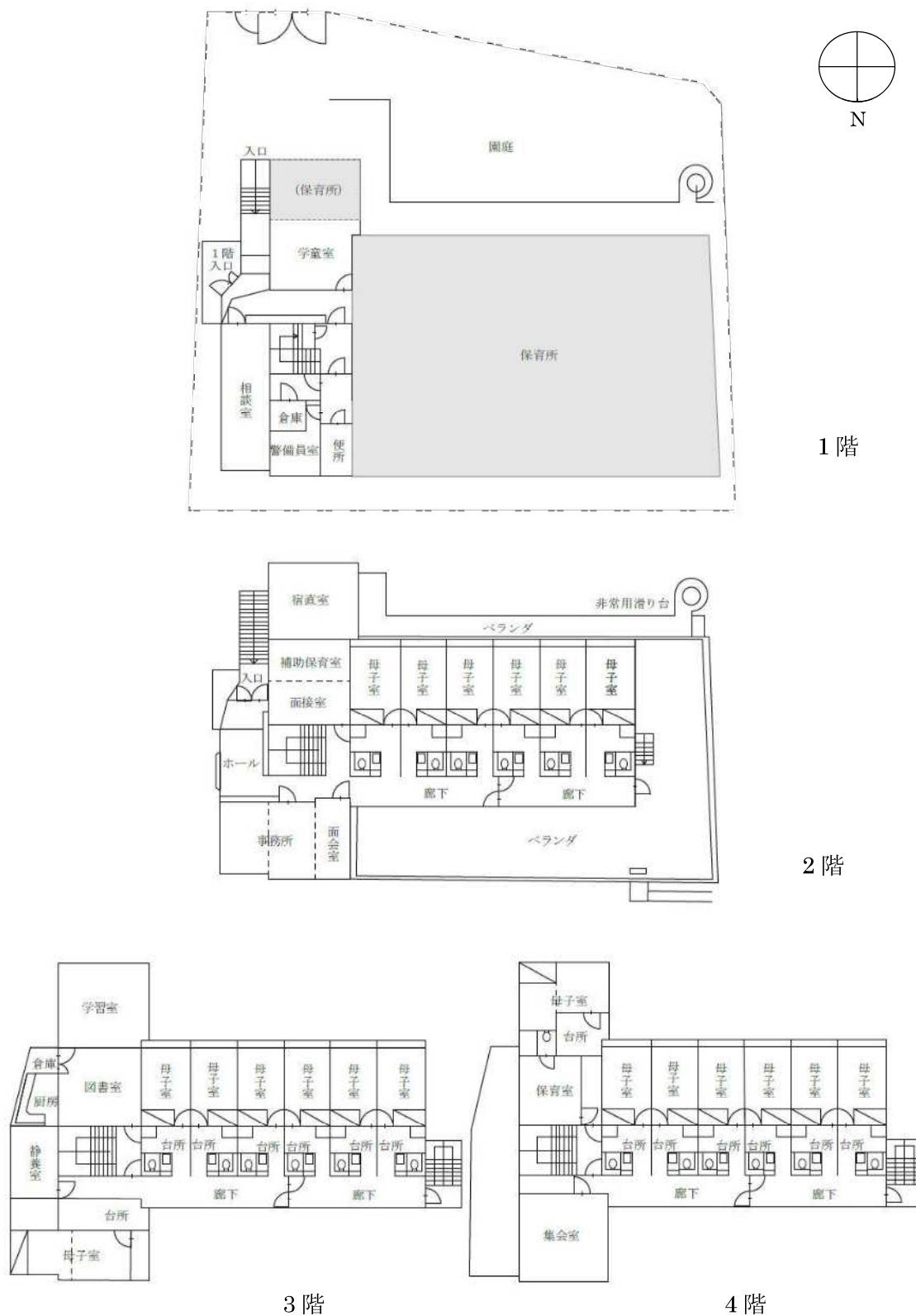


図 4-1-4 大規模改修された母子寮 1987 年

(1) 初動期—共同生活を行う設計— (1969年 RC造に建替え)

まず、当時の社会情勢と母子世帯の事情としては、子どもが多く、最も多い時には全員で60人ほどいたことがあった。子どもが1人や2人の世帯は現在より少なく、子どもが3人以上いる世帯が4世帯はあった。退所者が出たら必ずすぐに次の入居者が入ってくるような空き部屋のない状態であった。地域住民からは、苦情を言われたことはなく、母子寮の後に保育所ができた際にピアノの音についての件はあったが、皆母子寮を認めてくれていた。

次に、母子寮の空間の使われ方をみる。図4-1-5、図4-1-6、図4-1-7、図4-1-8を用いて、表4-1-3に母子寮の空間がどのように使用されていたのかを整理した。

表4-1-3 初動期の空間と使われ方

部屋	内容	参照図
①事務所	1階南側にあり、保育所と母子寮の事務所が一緒に保育園の園長と母子寮の寮長は兼務であった。始まりは母子寮の方が先であり、事務所の真上の部屋に寮長が住んでいた。	図4-1-5
②静養室	1階北側にあり元は静養室としてつくられたが、実際には母子世帯の部屋として使用していた。その後、保育所の先生の休憩場所がないという話があり、保育所の先生の休憩場所となった。	図4-1-5
③園庭	保育所の園庭ではあったが、母子寮の様々な行事が行われ皆喜んで参加していた。3~4月頃にはイースターとして職員が卵を色で染めて庭に隠し、子どもたちがカードを探して卵をあげるといった卵探しなどをしていった。体育の日には午前中に2時間ほど運動会をしていた。子どもの人数が多い時代であったため、2、3、4階のフロア対抗チームでリレー、パン食い競争、綱引き、借り物競争などの種目を行っていた。	図4-1-5
④寮長室	寮長が住んでいた部屋。	図4-1-6
⑤図書室	1972年頃より、夏休みに子どもたちが夏期給食を食べていた。	図4-1-6
⑥母子室	2、3、4階にあった。階段を上がってすぐ隣、またその奥には2部屋ある母子室があり、これら2部屋の母子室には多子世帯が住んでいた。奥の母子室は廊下があるので手前の母子室より少し広い。多子世帯の部屋は便所まで距離があったが十分なものだった。6部屋並ぶ母子室の端には、子どもの具合が悪く母親は仕事に行く場合など、母子寮専用の保育室として少しの間使用していた。これら6畳の母子室は、南側にガラス戸があり、その下には小さな戸棚を置ける程度の奥行きがある板の間が少しあった。入口には、共用玄関に置けない靴を入れられるように2段式の下駄箱がついていた。その脇には傘立てを置ける縦のスペースがあった。入口は3尺程度で狭く、入口の横には押入れがあり、上段は普通に使用できたが下段は一部下駄箱の分だけ幅が狭かった。4階角の2部屋ある母子室は、最初は遠くから来て通いきれない保育所の先生が2人で住んでおり、母子世帯は利用していなかった。寮長の交代後、4人世帯用の母子室となった。	図4-1-6 図4-1-7 図4-1-8
⑦便所 (各階で共用)	2、3、4階の共用の便所は、母子世帯が当番制で掃除やタオルの取り換えをしていた。掃除用具は母子寮が用意し、トイレトペーパーは当番	図4-1-6

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

	<p>日誌を見て職員が補充していた。退所世帯はだいたい都営住宅に退所していたが、都営住宅では共同で行う清掃などがあるため当番制の清掃など共同訓練が母子世帯の退所後の生活に活かされる面もあった。</p>	
<p>⑧台所 (各階で共用)</p>	<p>2、3、4階の共用の台所は、2世帯ごとに向かい合わせになる4世帯分のユニットが2つあり、計8世帯分が各階にあった。向かい合わせの流し台の間には、物を置ける程度少し高さのあるコンクリートの台があり、その横に窓があり、4世帯分のユニットに対して換気扇が1つ付いていた。この台にガスコンロを置くと洗い桶や洗った物を置くには狭く、高さもあったため、皆流し台の隣にガスコンロを置いて調理していた。最初は1口のコンロであったためスペース的に問題なかったが、2口のコンロを使用する人が多かったため、バルランダの倉庫に仕舞っていた棒や板を流しに渡し、その分流しが狭くなったが、そのように土台を広げてコンロを置いた。背面には、鍋や食器を置くことができる戸棚があった。この当時は、ガスコンロも湯沸かし器も各世帯で用意していた。</p>	<p>図 4-1-6</p>
<p>⑨洗濯場・洗面所 (各階で共用)</p>	<p>各階の端には共用の洗濯場として洗濯機と洗面所があった。なお、風呂はなかった。</p>	<p>図 4-1-6</p>
<p>⑩バルランダ</p>	<p>2階西側のバルランダは、2階の世帯及び3階の一部の世帯の物干し場となっており、子どもたちはボール遊びができるようになっていた。2階北側のバルランダとの間には鉄の柵があり、北側のバルランダには母子世帯は入れず、母子寮の倉庫が3個置かれていた。3、4階の世帯の物干し場は屋上となっていた。</p>	<p>図 4-1-6</p>
<p>⑪集会室</p>	<p>4階にあり、唯一の畳の部屋で、14畳ほどの広さがあった。理事会や12カ所の保育所の12人が集まった委員長会も行われており、茶碗やお茶が12人分用意できるようになっていた。また、外部の先生が来て、机と座布団を並べて地域住民への習字教室が開かれており、当時の寮長の年配の知り合いが多く来ていた。</p> <p>1974年（昭和49年）に行った母子寮の60周年式典は、地域住民を招待して大々的に行われ、いつも母子寮の前を通るが入ったことがないという近所の住民や商店街の人、保育所の保護者も招待し、集会室を茶室に設えてお茶を振舞った。退所世帯の小学校高学年の子どもも式典の際にお茶を習った。現在の母子生活支援施設の向かいのマンションは、以前は荒物屋で、その裏のアパートの高齢者女性は母子寮の作品展覧会の際にはいつも声をかけ、また、お茶があると伝えると必ず来てくれていた。当時の寮長は、この式典以前にも子どもが少し大きくなった退所世帯の母親に集会室でお茶を教えていた。床の間はこのようにお茶をするために後から付けられ、床の間の横には大正天皇の奥さんから頂戴した玩具が透明のケースに入れられ飾ってあった。昭和天皇のご兄弟が使っていたと思われるもので、太鼓をたたいている騎兵、船、人形であった。また、集会室では、母子寮のクリスマス会や、母親と職員の新年会も行っていた。</p>	<p>図 4-1-8</p>

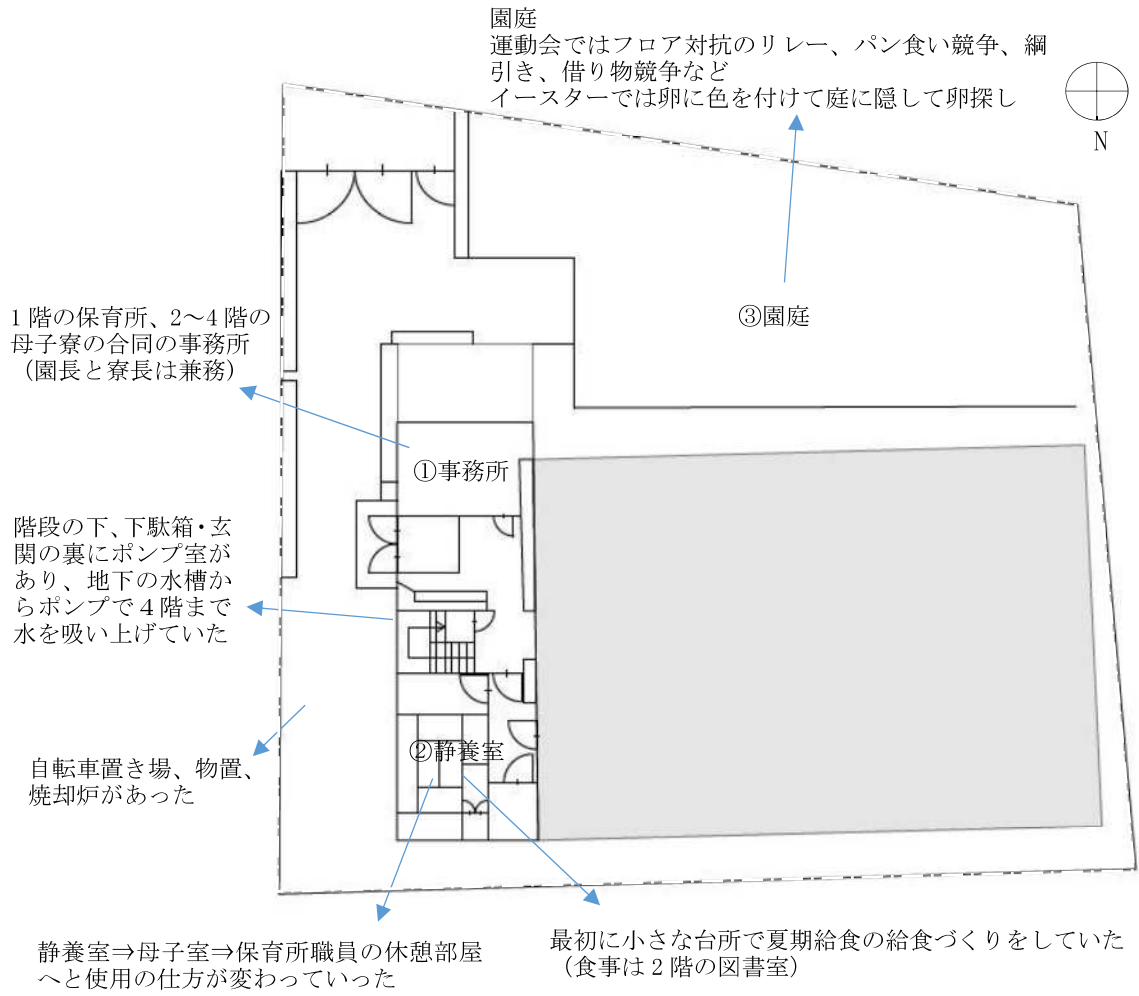


図 4-1-5 1969年の母子寮1階部分

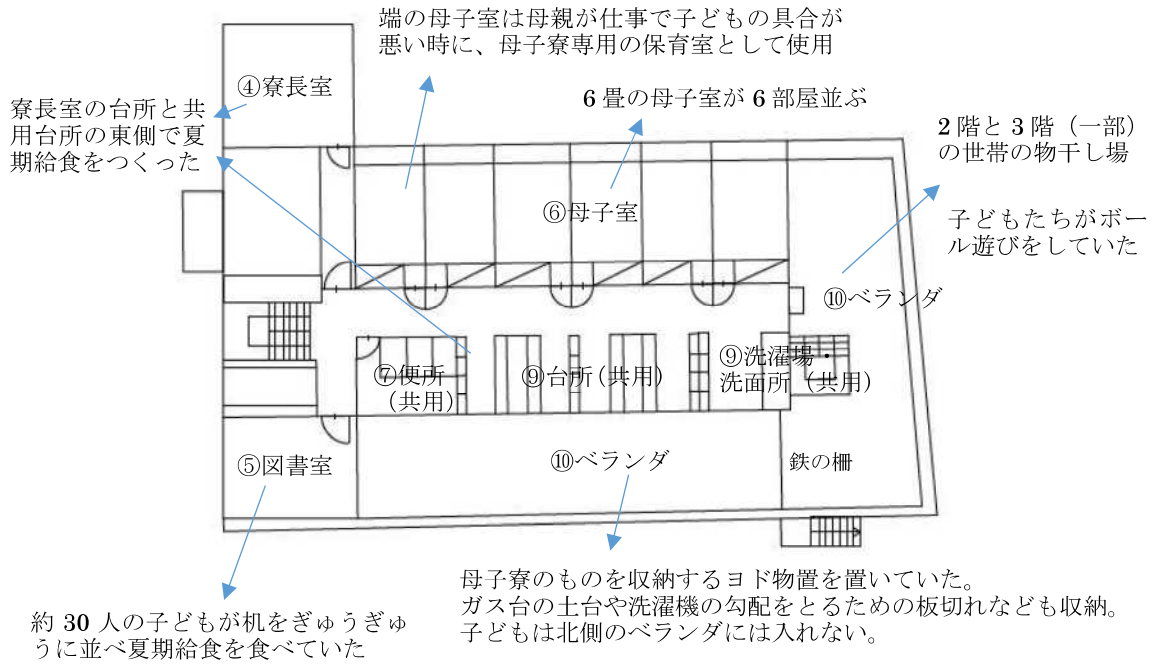


図 4-1-6 1969年の母子寮2階部分

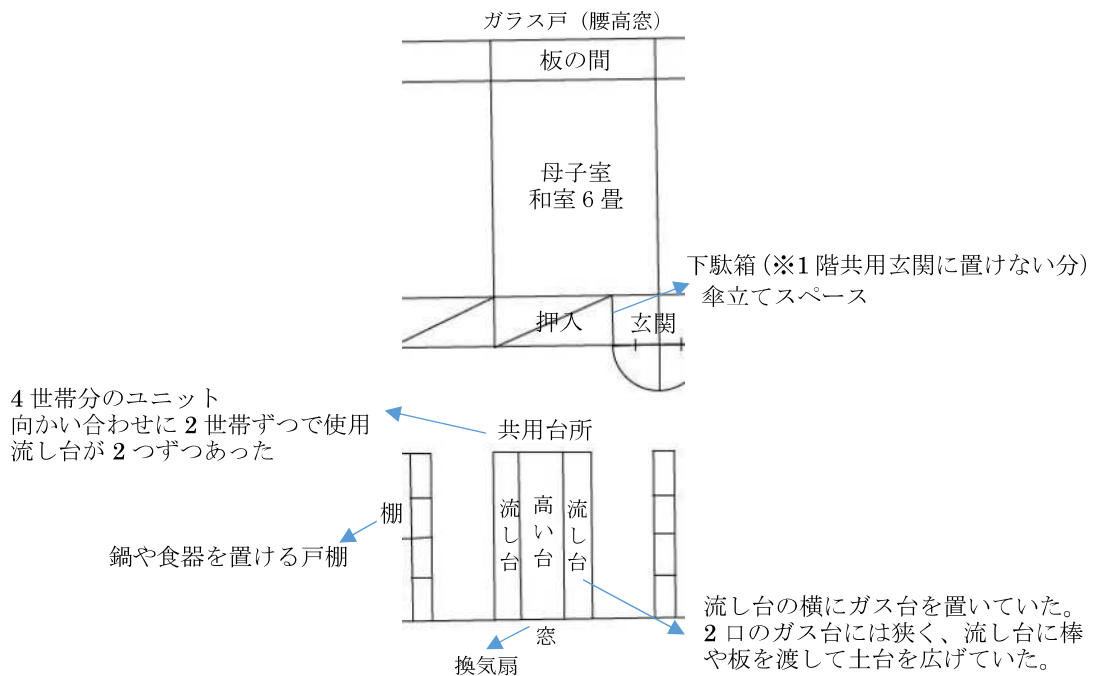


図 4-1-7 母子室、共用の台所の拡大図

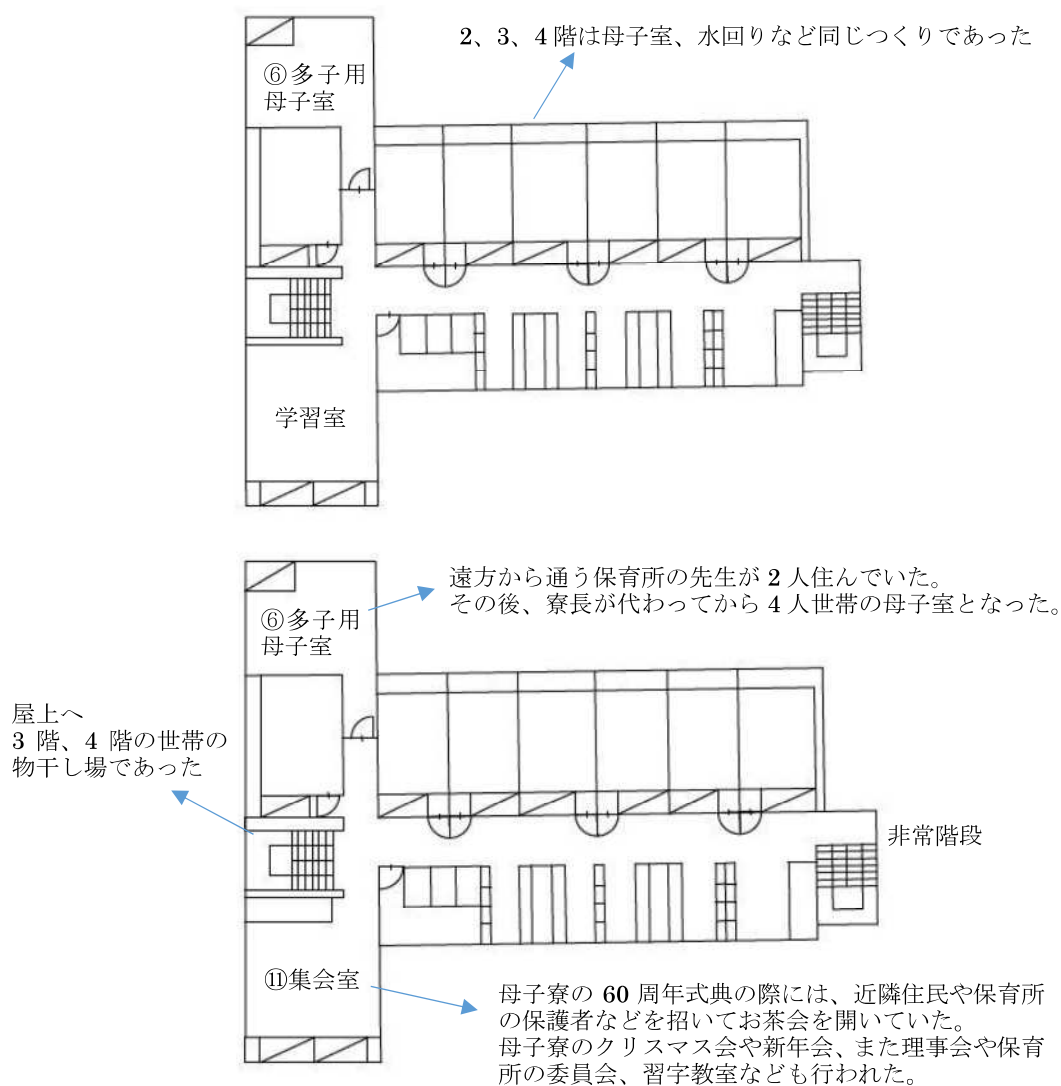


図 4-1-8 1969年の母子寮3、4階部分

(2) 転換期—個別生活となる設計— (1987年大規模改修)

まず、改修工事については寮長の考えを設計に反映した。シャワー室と便所のユニットも寮長の考えであり、様々なところを見学して決めた形であった。この大規模改修も、理事の一人であった大成建設取締役の意見も取り入れた。工事は入所者を入れないようにして少し空室にしてから始めた。4階の人は3階に移り、4階を空室にして4階から改修を始めた。4階が終わると3階を改修という順であった。母子寮の真裏にあったアパート2部屋を借り2世帯に移ってもらった。1987年10月から改築が始まり、1988年3月に全て完了していなかったが、保育所の1歳児を預かるということで保育所はその頃から再開した。

当時の職員は寮長1人、学童の指導員1人、母子支援員2人、用務員1人の5名であつ

た。母子世帯は早くに退所する世帯もいたが、6～7年の入所は当たり前で10数年経つ世帯もいた。入所時には3年後や子どもが何歳になったらなどおおよその退所時期を聞き、その時期になると退所についてたずねていた。DV被害や1人で子どもを産み入所する世帯は少なく、後になるほど夫との死別で入所する世帯もほとんどいなくなり、入所者の状況が変わっていった。また、母子寮に見学に来てても一般のアパートを選ぶ母子世帯も少なくなかった。

母親の仕事は、保育所や小学校の給食づくりや、子どもたちの登下校の旗を持つといった、いわゆる緑のおばさんの募集が比較的あったため、そのような仕事に就く母親が多かった。

また、母子寮としては災害のことを一番気にかけており、全員出席して毎月1回の避難訓練を行い、年1回は消防署に来てもらう避難訓練を行っていた。各母子室には、マスク、防災ずきん、軍手、縄などの箱の防災セットを備え付け、入所者の入れ替わりの度に職員が中身を確認していた。また、各玄関には外すと点灯する懐中電灯を備え付け、各世帯がきちんと充電を確認するようにしてもらっていた。入所した母子世帯には、最低限の物を入れた簡単な防災リュックを渡し、逃げる時の手すりや赤ちゃんのためにも使えるようにさらしは一反分を持たせていた。リュックには各自で他に必要と思った物をきちんと入れる決まりとし、年に1回は学習室に皆で集まり中身に不足がないか確認させてもらい、皆で共有できるようにしていた。リュックは退所時に持ち帰ってよいこととしていた。廊下には防火扉、非常階段もあった。階段は改修前後で変わっていない。

次に、図4-1-9、図4-1-10、図4-1-11、図4-1-12を用いて、表4-1-4に母子寮の空間がどのように使用されていたのかを整理した。

表 4-1-4 転換期の空間と使われ方

部屋	内容	参照図
①保育所のホール（遊戯室）	子ども、母親、地域の民生委員など多くの人が集まる時は、保育所のホールを借りてクリスマス会を行っていた。保育所は改修前と同様に園庭が入口であった。	図 4-1-9
②学童室	1階南側の学童室は、保育所側と半分ずつ使用し、母子寮の子どもたちが学校から帰宅して勉強や遊びをする場所で、土曜学校も行われていた。子どもたちは園庭で遊ぶこともあった。	図 4-1-9
③相談室	増築した部分は相談室である。以前は自転車置き場、物置、焼却があった場所で、増築後も隣地境界5メートル程度の敷地を残したが、自転車は母子寮北側に置き場となった。1階入口は警備員及び相談のある世帯のための入口で、普段は母子世帯の出入りはなかった。相談室はプライバシーを確保するために、一度2階の母子寮の玄関を出て階段を降り1階の入口から入るようになっていた。	図 4-1-9
④警備員室	以前の静養室は倉庫となったが、ある事件をきっかけに夜間警備員を置	図 4-1-9

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

	<p>かなければならないことになり、1年後に倉庫の一部を警備員室とした。警備員室は非常に狭く窓がなかったため、壁をくり抜いて窓をつくった。</p>	
⑤事務所	<p>事務所が保育所と母子寮で別になり、2階に母子寮の事務所ができた。母子寮の玄関は外階段から2階に上がったところにあり、母子世帯は事務室の前を通って階段を上るため職員が母子世帯の出入りを確認していた。</p>	<p>図 4-1-9 図 4-1-10</p>
⑥母子室	<p>改修前と母子室の並びは変わらないが、水回りが個室化されシャワー室もできた。改修前は、各母子室の玄関が廊下に面して外開きの扉であったが、改修後は廊下から入ってすぐに台所、隣にシャワー室兼便所、洗濯機置き場、冷蔵庫置き場があり、奥の内扉が玄関でその奥に和室があった。和室の間取りは変わっていないが、改修後はガス台や湯沸かし器が全て備え付けになった。台所が個別につくられたことで床下に配水管を通すために台所部分の床が高くなっており、玄関のたたきの部分から和室までの床が低くなっていた。シャワー室は、風呂屋に行くのが大変なので汗を流すだけでもいいということで、当時の寮長が個々にシャワー室をつくることを決めて便所も一緒のユニットを設けた。ただ、便所も台所も個々になったが、各世帯の水回り空間と廊下との間に扉がなかったため、覗かれる、見られる、うるさいなどといった共用時からの不満の声が上がり、廊下との間にアコーディオンカーテンを後になって取り付けた。3階北側には多子世帯用の母子室ができ、その奥に母子室の便所、職員用の便所、静養室ができた。多子室は入ってすぐ台所で、子どもが奥の部屋にいると母親の目が届かないということで、手前の部屋の入口あたりに仕切りを入れて勉強スペースをつくっていた。</p>	<p>図 4-1-10 図 4-1-11 図 4-1-12</p>
⑦ベランダ	<p>改修後は、南側の2階にベランダができた。普段は鍵をかけ母子世帯は使用できないが、保育所が下階にあるため窓から物が落ちて2階で止まるようになっており、保育所の庇のようなものがあった。避難用の滑り台は避難訓練の際に使用していた。</p> <p>また、屋上は、初めは手すりで囲われていたが危ないということで金網に囲われるようになった。子どもたちは、以前は2階西側のベランダでボール遊びをしていたが、改修後は屋上で遊んでいた。屋上を出たらすぐにタギロイというプラスチックの波のある板をひさしにした物干し場があった。物干し場には3、4階ごとのロープが張られてあり、各自で干せるようになっていた。変圧器もあった。</p>	<p>図 4-1-10</p>
⑧学習室	<p>3階の学習室は図書室と繋げることができた。図書室に入ってすぐに本棚が壁に沿って並んでいた。展覧会、集会、クリスマス会などの以前に集会室で行っていた行事は、改修後は繋げて広く使用できる図書室・学習室で行うようになった。また、学習室はプレイセラピーや子どもたちに習字を教えるなどにも使用した。</p>	<p>図 4-1-12</p>
⑨図書室	<p>図書室では職員5名で職員会をしていた。静養室、厨房、図書室は出入りできるよう繋がっていた。寮長と2人で泊まり、厨房で顔を洗っていた時もある。厨房の南側には倉庫があり、1階の学童の物や母親達が卓球大会をしていた際の卓球台などを収納していた。夏期給食の際にはこ</p>	<p>図 4-1-12</p>

	の厨房で料理を作れるようになり、食器類なども少しずつ母子寮で購入してもらえるようになった。	
⑩保育室	以前は母子室の1室を使用していたが、4階に母子寮専用保育室ができた。保育の先生が認められたのは1981年（昭和56年）の11月であり、当時の保母さんが1人で担当するようになったが、それまでは母子寮職員が交代制で保育をしていた。	図 4-1-12

子どもたちが放課後に勉強、
遊びをしていた
土曜学校も行われていた

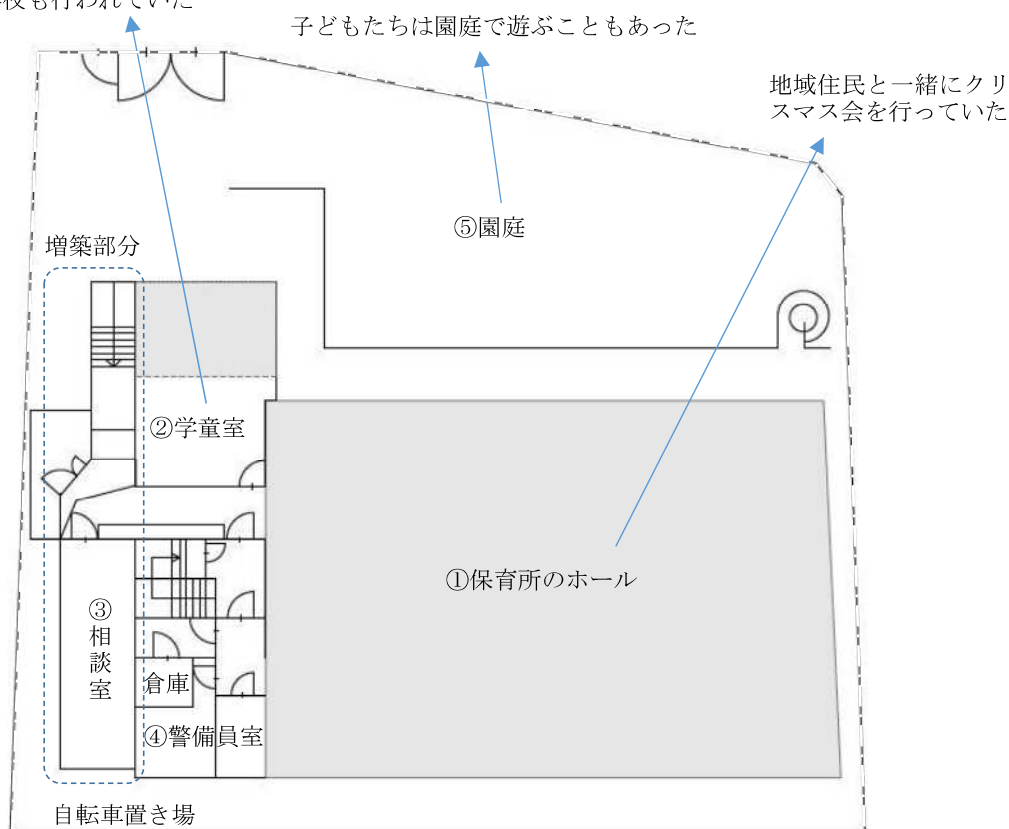


図 4-1-9 1987年の母子寮1階部分

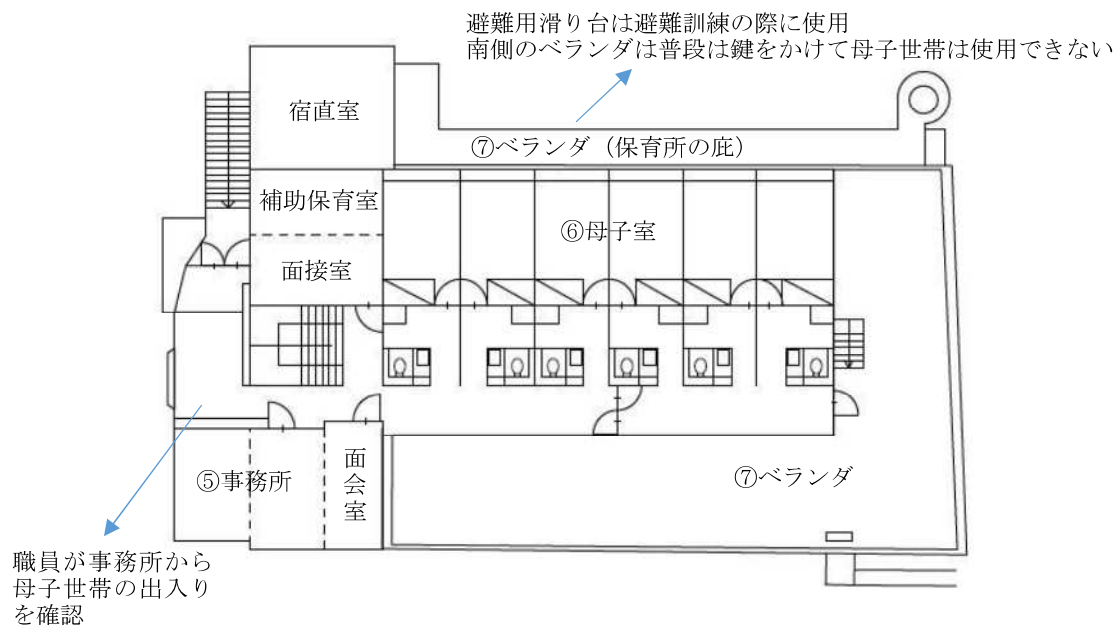


図 4-1-10 1987 年の母子寮 2 階部分

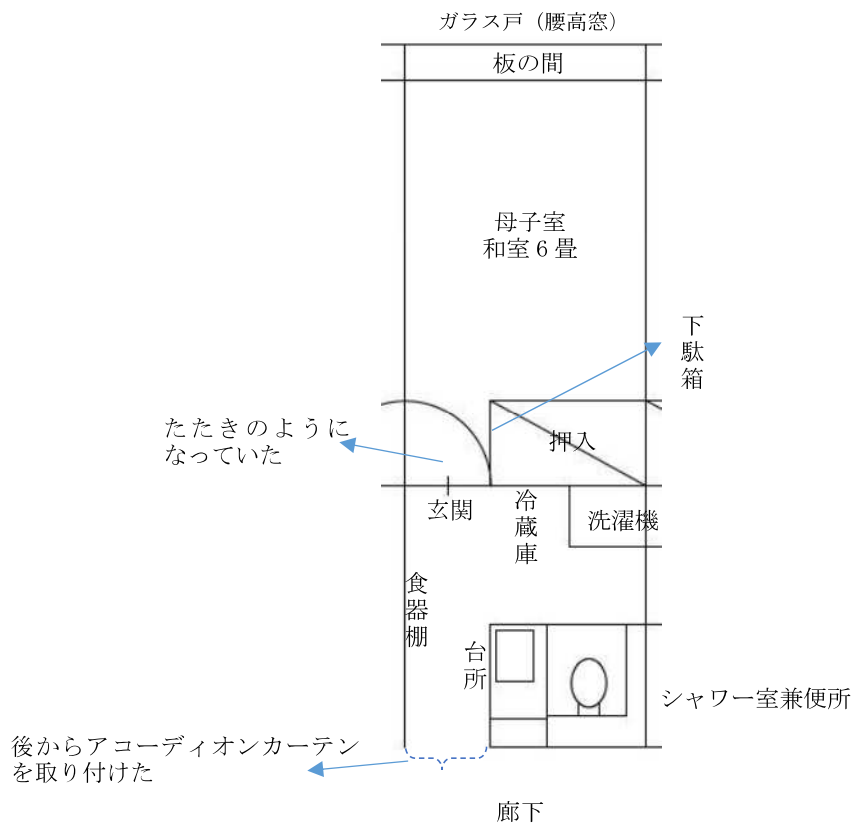


図 4-1-11 母子室拡大図

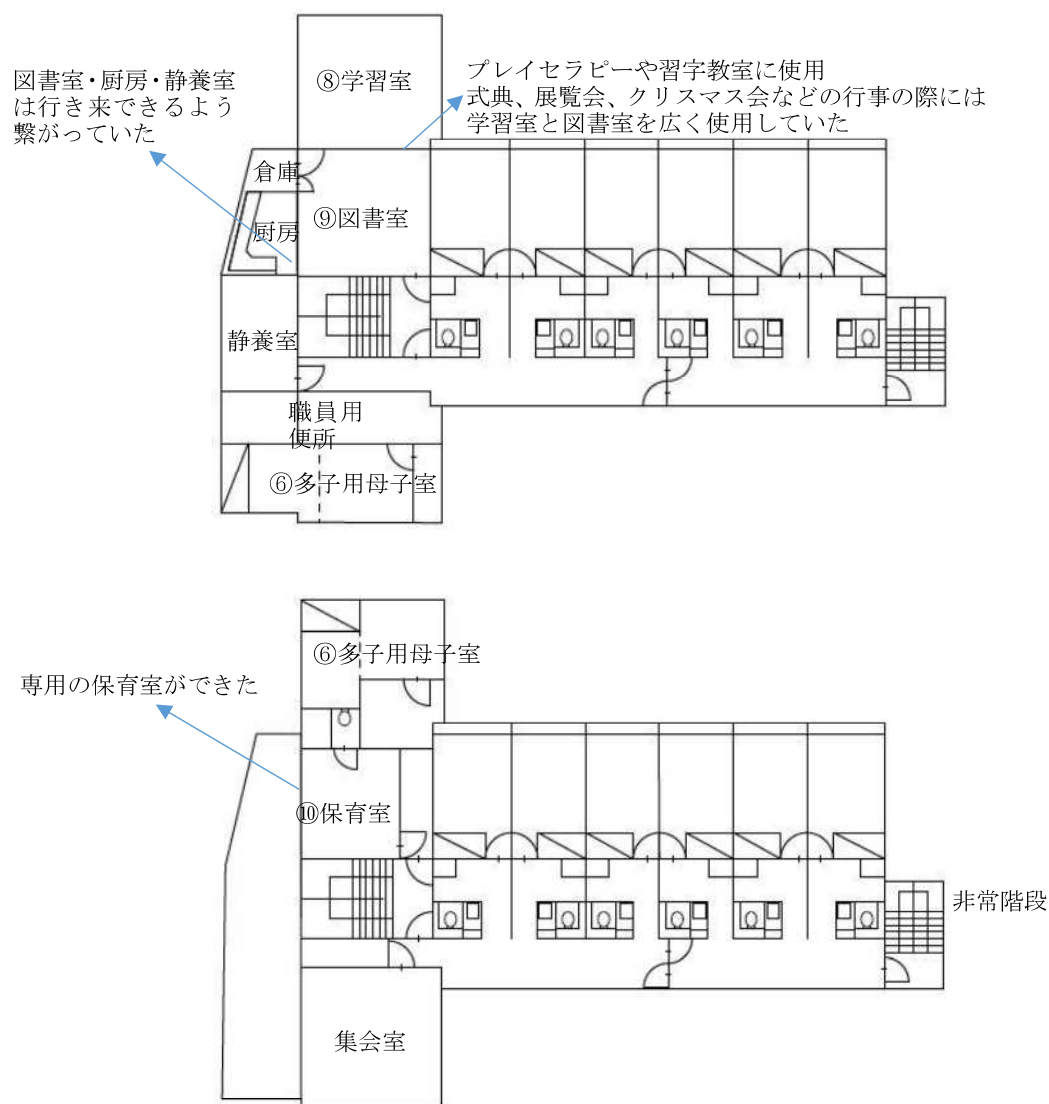


図 4-1-12 1987 年の母子寮 3、4 階部分

(3) 現在

第二章のとおり、母子生活支援施設はDVによる避難先、その他緊急時の一時保護先として位置づけられており、施設の内部事情を守秘するために現在の建物図面を掲載することはできない。

しかしながら、表 4-1-5 のとおり、施設空間は転換期と類似しており個別化した生活を送る形となっているが、さらにプライバシーを重視した設計となり母子室は完全個室である。児童福祉施設の設備及び運用に関する基準に準じた共用空間も同様に設けられている。子どもの遊び場も屋上などの利用はなく、学習室が放課後の子どもの勉強及び遊び場所となっている。就労支援は、施設内で何か一緒に行うことはなく、自治体の自立支援員との繋が

りでハローワークに連携されることが多い。また、養育費はほとんど貰えていないため、経済的に困窮しているといえる。そして、地域の支援に展開するという点についても、学習室において地域の小学生を対象とした夏期給食、及び園庭において地域の未就学児のいる子育て世帯を対象とした納涼祭りに限られており、地域住人を呼んで何かのイベントを行うような、これまでの時代のようなことは実施が難しくなっているといえる。

表 4-1-5 現在の母子生活支援施設の概要

	内容
入口	共同玄関から事務室の前を必ず通る
母子室	完全個室（廊下に玄関ドアが接しており個室へと入る）
共用空間	母子室、事務室、相談室、保育室、面接室、プレイセラピー室、緊急一時保護室、食直室、学習室、静養室 など
子どもの遊び場	学習室、屋上
母親の就労支援	自治体の母子父子自立支援員がハローワークに繋ぐことが多い
養育費	ほとんどとれていない
地域への開放	夏期給食、納涼祭り、クリスマス会 自治体からはショートステイ、繋がりのあるNPO法人からは学習支援の場所の提供依頼を受けたことがあるが進んでいない

(4)まとめ

このように、時代ごとの施設内空間の違い、施設内における母親と子どもの過ごし方の流れが、共同生活から個別化した生活へと変化を辿っていることを確認できた。母子室の他、共用空間が様々なイベントに使用されていたこと、時には地域住人を招待していたことなどの様子も明らかとなった。建替えや改修の設計には、施設長の意見が反映され、母子世帯の声や時代背景も考慮して入所世帯の暮らしのために練られたれ案であったと考えられる。徐々にプライバシーが重視される時代へと変わり、母子室の入り口に後からカーテンがつけられるなど母子世帯の意識や時代に施設空間も対応しなくてはならなくなったといえる。

4.1.3 地域に向けた支援の取り組みの事例

元職員へのヒアリングにより、当母子寮は、1972年（昭和47年）頃より、夏休み期間に20日間ほど入所世帯の子どもに昼食を提供するサービスを開始したことが明らかとなった。母親が夏休みに子どもにお昼ご飯代を置いて働きに行くと、子どもがおもちゃやおやつを買ってしまっていたことから、ある職員が料理好きであったこともあり、子どもたちにきちんとご飯を食べさせたいという職員の思いにより、職員が少し昼食を用意するようになったことが契機である。

初めは、子どもたちがご飯またはパンなどの主食を持参し、職員がおかずを提供しており、主食から全て職員が用意するようになったのは後になってからであった。寮長と職員2人が交代で担当し、1階の静養室にある小さな台所で調理し食べさせていたが、その後は2階にある寮長室の台所及び共用の台所の端で簡単な料理を作っていた。買い物の関係で毎週月曜はカレーライスと決めていたが、他には手の込んだコロケから、オムレツ、栄養を考えた野菜炒めなどが主なメニューであった。図書室に机を並べて、台所から料理を運び、30人ほどの子どもたちが身動きをとれないほどに窮屈な状態で食事をしてきた。なお、食器はほとんどなかったために、皿、鍋、箸を職員の自宅から持ち寄って使用していた。

この夏期給食は改修後も続けられ、さらに現在まで40年以上も継続されている。現在は、入所世帯の子どもと地域の子どものみに向けた取り組みとして、施設内の学習室にて9:00から17:00まで学童保育兼夏期給食が行われている。そこで、学童保育兼夏期給食の様子について観察調査を実施した。調査の概要は以下のとおりである。

(1) 学童保育兼夏期給食の概要

期間：夏休み（お盆を除く）の平日 計17日間（2018年度）

時間：9:00～17:00に学習室を開放

対象：小学生1年生～6年生

参加：完全予約制

給食：150円で昼食以外の時間も学習室を使用可

(2) 調査概要（調査4）

調査日：2018年8月の1日間

場 所：母子生活支援施設の学習室

時 間：11:00～14:00

目 的：入所世帯の子どもと地域の子どものみがどのように過ごしているのかを明らかにし、母子生活支援施設が地域の子育て支援として担うことのできる福祉的役割を考察する。

図 4-1-13 に学習室内の設えと使われ方をまとめた図を示す。また、表 4-1-6 に夏期給食とその前後の学習室内における流れを示す。



図 4-1-13 現在の母子生活支援施設の学習室

表 4-1-6 学習室で行われる夏期給食と空間の使われ方

時間	場所	人数	過ごし方	備考
11:00	①	子ども 4・職員 2 (職員 1 は実習生)	新聞紙を丸めてガムテープでとめた自作のボールでドッジボール	子ども 4 人は全員入所世帯
11:10	①	子ども 4・職員 2	ハンカチ落とし	
11:30	①	子ども 1	給食を食べない子どもは部屋に戻る	入所世帯の 3 人が居室に戻る
11:40	①②	子ども 1・職員 2	・給食の予約人数に合わせて机を配置し配膳の準備を始める ・準備ができるまで、男の子 1 人は職員 1 人とボーリングをして遊ぶ	朝から学生アルバイトが調理をしている
12:00	②	子ども 1・職員 3	・カウンターから皆で料理を机に運ぶ ・予約をしていた地域の子どもが次々に入室する	子どもは名札をつけ、手を洗い、配膳を手伝う
12:10	②	子ども 5・職員 3・ 調理者 2	・料理を残さないように、職員が子どもに量を減らす聞いて回り適宜減らす ・皆が席についてから「いただきます」 	食事中は会話をしながらわいわいしている
12:30	②	子ども 8・職員 3・ 調理者 2	皆が食べ終わる頃に職員がおかわりの声掛けをして、カウンターでおかわりをもらう	
12:45	②	子ども 8・職員 3・ 調理者 2	「ごちそうさま」をして食器を各テーブルでまとめてカウンターへ運ぶ	
12:50	①	子ども 8・職員 1	・それぞれの遊びを始める ・入所世帯の低学年の子どもは保育室で午睡	入所世帯の 2 人が午睡へ移動
13:00	①②	子ども 6・職員 1	・1 人で漫画を読む、職員とトランプ、コマ回しなど、自由に自分のやりたい遊びをする 	全員が地域の子ども 13:30 までは落ち着いた遊びをする
13:30	①	子ども 6・職員 1	2 人がアメリカンドッジボールを始める	
13:50	②	子ども 6・職員 2	調査終了	

(3) 母子生活支援施設の地域に向けた役割

施設周辺の複数の小学校に通う子どもが何度も夏期給食を利用している様子であった。給食を食べていたのは入所世帯より地域の子どもの方が多く、入所世帯は母子室に戻って食べていたようである。地域の子どものうち2人は17時まで利用するというので、夏休み期間は週に何度か来ている様子であった。施設の学習室の広さを存分に使い、体を大きく動かして遊ぶ子どもが目立った。

この学習室では、元々は夜間学童が区からの補助により地域の子どものために運営されていたが、補助金が下りなくなったことで入所世帯専用の学習室となった経緯がある。夏休み限定ではあるが、社会福祉法人が独自に朝から夕方まで学習室を開放して食事と遊びの場を提供する取り組みは、ひとり親世帯に限らず子どものいる共働き世帯にとって、非常に役立つ支援策であると考えられる。

母子生活支援施設には、このような共用空間が備わっており、職員は社会福祉士や保育士などの有資格者でもあるため、子育て支援の空間と人手を提供できる要素が整っていると見える。この事例のように期間限定であったとしても、150円で子どもを預けられるサービスの価値は非常に高いものと考えられる。

4.1.4 小結

大正時代の最初の建物から現在の建物になるまで5度の改築、改修が繰り返され、今に至る。1969年にはRC造となり、1987年には大規模な改修が行われ、設計には寮長や理事、職員の関わりが非常に大きかったことが明らかとなった。初動期には、水回りが共用の半個室のような母子室であったが、共用空間を使用するような共同生活を送ることにより生活ルールを身に付けやすかったのではないかと推察される。転換期には、水回りも個室化され共同生活のような状態ではなくなり、現在は完全個室化となっており、プライバシー重視の時代の流れが強まってきたといえる。地域との関わりも、初動期や転換期には行事の際に度々近隣の人を招くなどしていたが、現在は一時的な開放に限られる。

施設において、住居の支援は特に行われてこなかったといえるが、開設当初から手厚い生活支援が母親と子どもの双方に行われていた。就労では、授産所のような形で伸子張りを母親に教えて世帯の収入になるように支援し、その後は、母親たちは保育所や学校関係の仕事に就くことができていた。子育てについては、入所世帯の子どもの保育を施設内で行い、夏休みには子どもに給食を提供し、運動会などの様々な行事を行い、園庭や屋上、ベランダといった子どもの外遊び場も充実していたといえる。また、母親のみならず子どもにもお茶を教えるなど、母親が子どもに教えられないことを施設の職員や外部の先生が教えていたことは、母子世帯の自立に大きく貢献していたと考えられる。

4.2 1都3県の母子生活支援施設

4.2.1 全国の母子生活支援施設の状況

まず、文献を用いて、全国的な母子生活支援施設の状況を把握する。

(1) 設置運営

図 4-2-1 より、社会福祉法人などによる民設民営が最多の 125 施設、自治体が設置し社会福祉法人などが運営する公設民営が 62 施設、自治体による公設公営が最も少ない 34 施設となっている。）

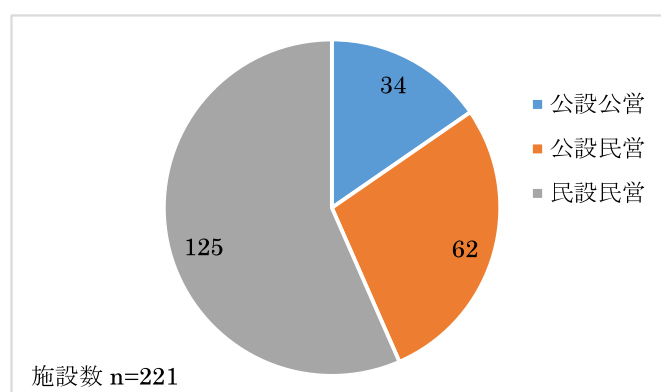


図 4-2-1 母子生活支援施設の設置と運営

(出典：平成 28 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書)

(2) 職員の職種

職員は、施設長、母子支援員、少年指導員兼事務員、保育士、調理員、嘱託医、心理療法担当職員、個別対応職員といった職種の者が在籍する。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の第 27 条においては、以下のように規定されている。

「母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。」

「心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。」

「配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない」

(3) 建物と空間

全国結果がないため、全国で最も施設数が多い東京都の母子生活支援施設の調査結果をみる。図 4-2-2 より、建物は同じ社会福祉法人が運営する合築や併設の施設があるケースが

半数以上となり、その多くが保育所である。また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の第26条において、「母子室（これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし一世代につき一室以上）」、「集会、学習等を行う室」、「相談室」、「静養室」などを設けることが定められている。

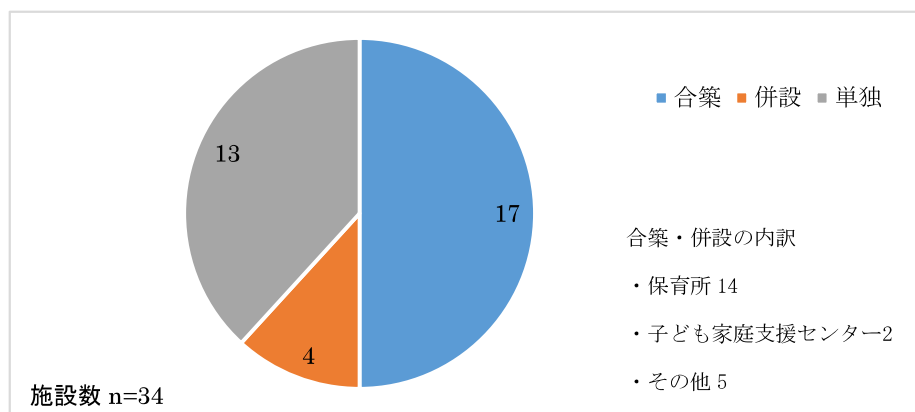


図 4-2-2 母子生活支援施設の併設施設の内訳

(出典：東京都社会福祉協議会母子福祉部会「母子福祉部会紀要」)

(4) 親子の年齢層と数

図 4-2-3 より、入所する母子世帯の母親の年齢は、30代を中心に40代、20代の順に多く、子どもの年齢は小学低学年を中心に、小学高学年、4～6歳、中学生が多くなっている。

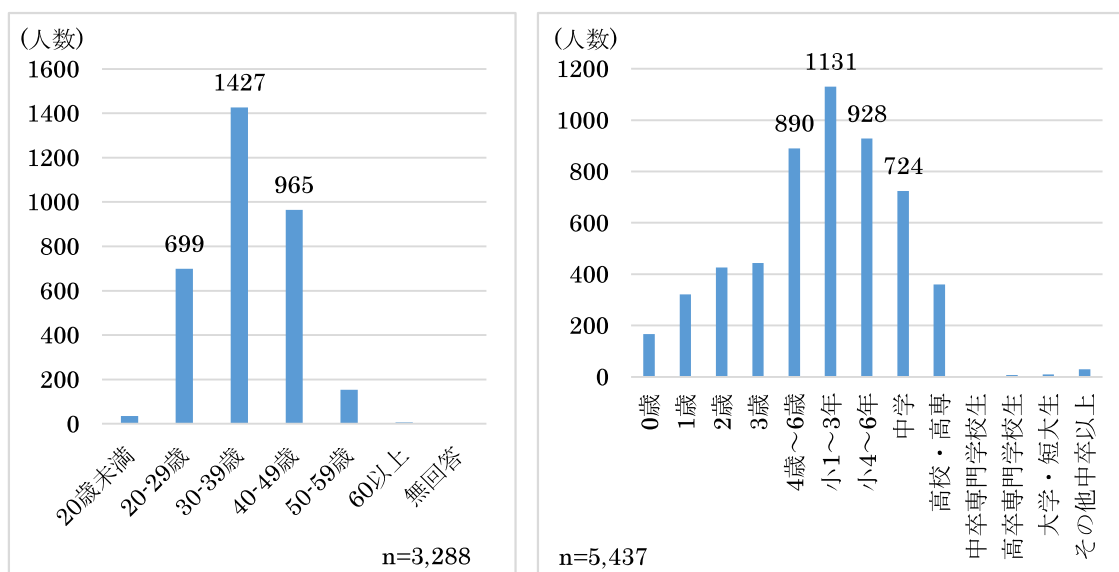


図 4-2-3 母子生活支援施設に入所する母親と子どもの年齢分布

(出典：平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書)

(5) 入所理由

図 4-2-4 より、夫等の暴力（DV）による入所が極めて多く、全体の約半数である。住宅事情や経済的事情が次に多い理由である。

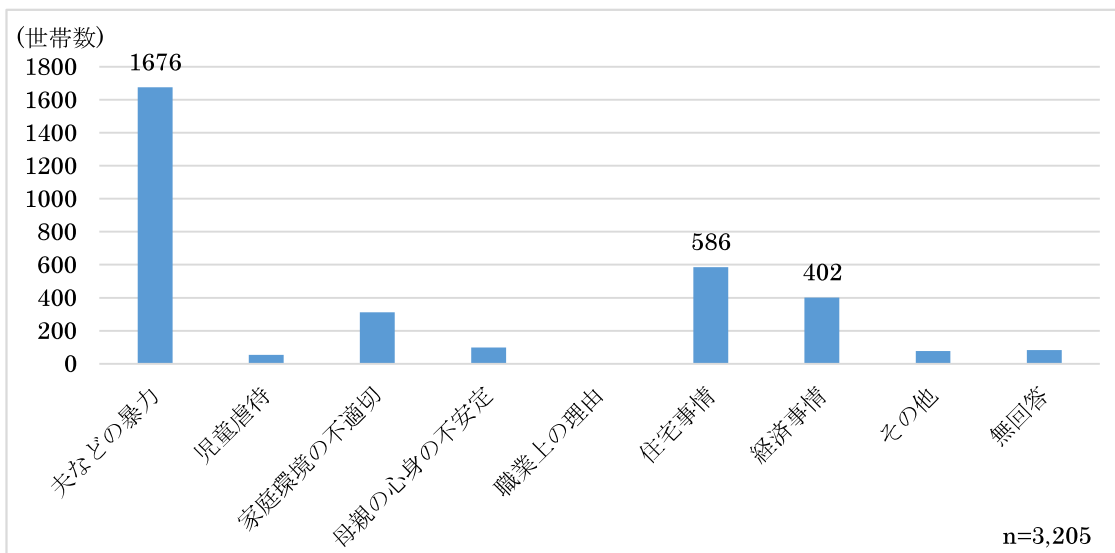


図 4-2-4 母子生活支援施設の主たる入所理由

(出典：平成 28 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書)

(6) 退所理由

図 4-2-5 より、経済的な自立が最も多いが、課題が未解決ながらも退所を希望して退所をするケースが同程度となっている。また、日常生活等の自立による退所も多く、何かした自立の目途が立った場合、また希望退所の場合、の 2 つが主な理由であることがわかる。

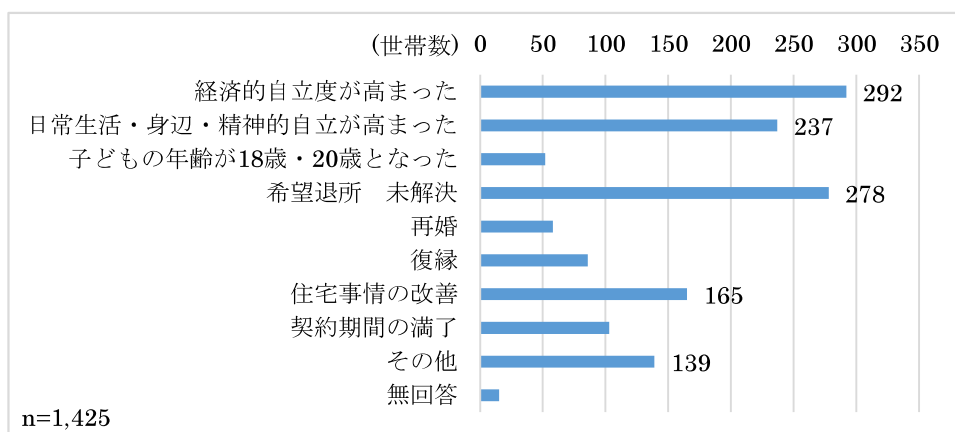


図 4-2-5 母子生活支援施設の主たる退所理由

(出典：平成 28 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書)

(7) 退所先

図 4-2-6、図 4-2-7 より、退所後は母子世帯単独で暮らすケースがほとんどである。また、退所先の住居は、約 3 割が公営住宅、約 7 割が民間賃貸住宅である。

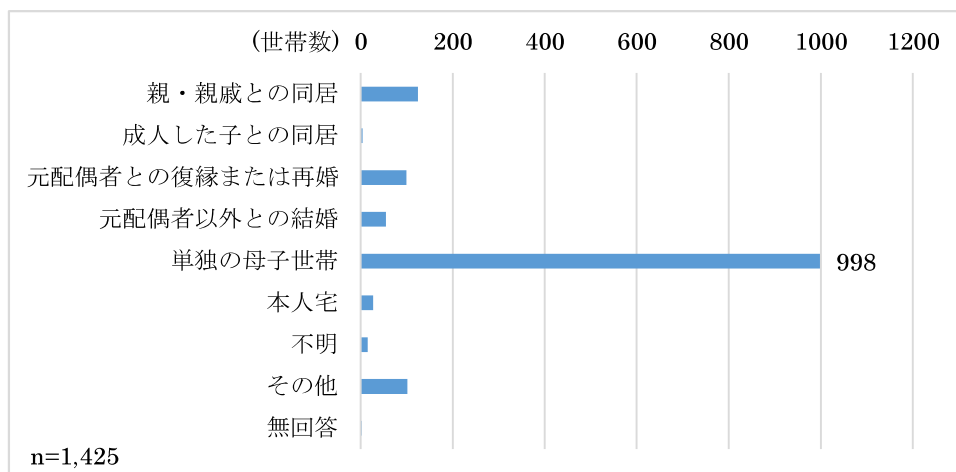


図 4-2-6 母子生活支援施設退所後の暮らし方
(出典：平成 28 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書)

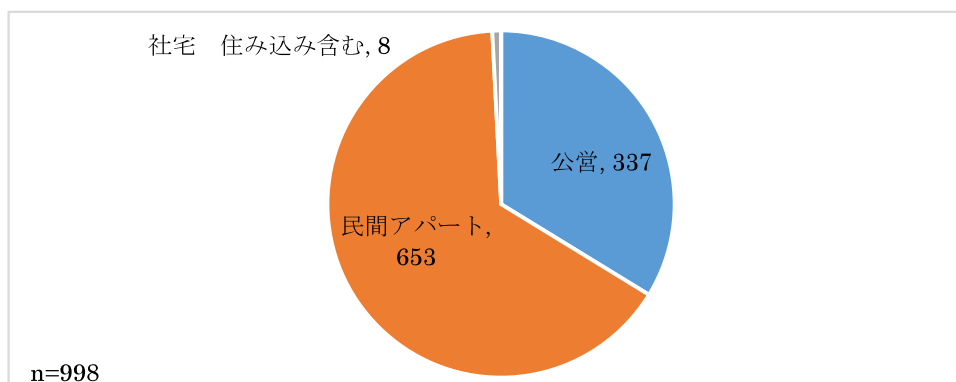


図 4-2-7 母子生活支援施設退所後の住居形態
(出典：平成 28 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書)

4.2.2 調査概要

調査概要は表 4-2-1 のとおりである。

調査 5 は、アンケート調査であり、1 都 3 県全ての母子生活支援施設 56 カ所を対象に母子世帯の入所時から退所後までの生活及び退所後の住居の実態と課題に関して、アンケート調査を行った。母子生活支援施設は住所非公表のため、第三章における同時に実施していた 1 都 3 県の自治体を対象としたひとり親世帯の支援に関するアンケート調査票の郵送時に、母子生活支援施設のアンケート調査票を同封して転送を依頼し、23 施設から回答を得た。

調査 6 は、ヒアリング調査であり、アンケート調査の回答を得た施設のうち、積極的な回答のあった東京都内 4 施設を対象に、自治体を通してまたは直接調査を依頼し、具体的な実態を把握した。

調査 7 は、ヒアリング調査であり、更なる実態把握のために、調査 6 の 2 施設を対象に当事者である退所後及び退所予定の母親 9 名にヒアリング調査を行った。施設に直接依頼し承諾を得た後 1 施設では職員が選出した対象者に、1 施設では職員が選出した対象者に手紙と電話で改めて依頼し実施した。

なお、調査 7 の母子世帯の母親へのヒアリング調査に関しては、対象者のプライバシーに触れることが懸念されることから、相手方の同意・協力、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする調査として、事前に「日本女子大学ヒトを対象とした実験研究に関する倫理審査委員会」の審査・承認を得たうえで実施した。ヒアリングに際しては、事前に調査依頼文を対象者に送付し、全ての質問に無理に答える必要のないことを説明した。調査当日は、調査先の母子生活支援施設及び被験者に、書面にて本学の倫理審査委員会の審査・承認を得て実施している旨を伝え、調査開始前に調査参加の同意書を読み上げ、同意を得られるか確認し同意欄に署名を得てから実施した。

表 4-2-1 調査概要（調査 5～調査 7）

項目	調査 5	調査 6	調査 7
時期	2015 年 10 月～12 月	2016 年 7 月～12 月	2016 年 9 月～10 月
方法	アンケート調査	ヒアリング調査	ヒアリング調査
対象	東京都 17/34 施設 神奈川県 3/11 施設 千葉県 1/5 施設 埼玉県 2/6 施設	東京都内 4 施設	東京都内 2 施設の 母親 9 名

4.2.3 母子世帯の実態と課題

表 4-2-2 に、調査 1 のアンケート調査の回答を得た母子生活支援施設の所在する区市名を示す。回収率は 41.1%である。東京の区部に施設が集中し、新宿区と世田谷区からは 2 施設より回答があった。母子生活支援施設については、情報の守秘のため施設名は伏せることとし、東京区部、東京市部、神奈川県、千葉県、埼玉県の自治体の名称やアルファベットを用いて述べる。

表 4-2-2 調査回答先 (数字：施設数)

東京都 (17/34)		神奈川県 (3/11)
港区 1	豊島区 1	川崎市 1
新宿区 2	北区 1	相模原市 1
台東区 1	荒川区 1	平塚市 1
江東区 1	足立区 1	千葉県 (1/5)
品川区 1	江戸川区 1	船橋市 1
目黒区 1	八王子市 1	埼玉県 (2/6)
世田谷区 2	府中市 1	さいたま市 1
中野区 1		戸田市 1

23 施設から得た回答内容から、表 4-2-3、図 4-2-8、図 4-2-9 に各施設の基本情報を示す。世帯定員は 20 世帯前後または 30 世帯前後であり、入所率は最も少ない 20%台や 40%台の施設もみられるが、12 施設が 80%以上で 5 施設では 100%となり、比較的多いといえる。原則の利用期間は、14 施設が 2 年間と設定しており、その他の施設でも 2 年前後であり、最長で 4 年となっている。実際の利用期間は、1 年未満が 3 施設、1 年以上 2 年未満が 6 施設、2 年以上 3 年未満が 11 施設、3 年以上が 2 施設となっており、概ね 2 年前後に収まっていることがわかる。施設の開設年は大正時代から平成まで幅広く、昭和 20 年代が最多の 7 施設あり、戦後の住宅困窮を解消するために母子寮が急増した様子が反映されているといえる。運営主体は、ほとんどが社会福祉法人による民営であり、自治体及び社会福祉法人となっている場合は公設民営の施設であると考えられる。16 施設に併設・同敷地内の施設があり、保育所をはじめとして、老人福祉施設、シルバーピア、学童保育、リサイクル活動センターや学習支援センターといった地域施設など、多様な施設であることがわかる。

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

表 4-2-3 各母子生活支援施設の基本情報

施設	世帯定員	入所世帯	入所率	原則の利用期間	実際の平均利用期間	開設年	運営主体	併設・同敷地内の施設
A	20	9	45%	2年	4.1年	S17	社会福祉法人	-
B	10	10	100%	2年	2.1年	S7		老人福祉施設
C	20	-	-	2年	0.8年	H22		リサイクル活動センター
D	18	8	44.4%	2年	2.1年	S40		保育所・学童保育
E	29	29	100%	1~2年	0.9年	H20		老人福祉施設 子どもショートステイ
F	20	17	85%	2年	2.4年	H14		子ども家庭支援センター ファミリーサポート
G	20	7	35%	2年	0.8年	S29		-
H	31	27	87.1%	2~3年	2.5年	H7		保育所
I	20	15	75%	3年	5.4年	S29		保育所
J	19	17	89.5%	2年	2.8年	S24		-
K	20	18	90%	2年	2.1年	T12		保育所
L	24	12	50%	2年	1.8年	H10		シルバーピア
M	20	16	80%	2年	1.3年	H18		保育所
N	20	12	60%	2年	2.1年	S26		保育所・学童保育
O	20	16	80%	2年	2.1年	S45		保育所
P	20	18	90%	2年	1.8年	H17		保育所・学童保育
Q	20	20	100%	1年	1年	S21		老人福祉施設 子ども家庭支援センター
R	30	-	-	-	-	-	自治体 社会福祉法人	-
S	20	20	100%	2年	1.4年	H23	社会福祉法人	-
T	20	2	10%	1年	2.4年	S42		保育所
U	20	20	100%	1年	2.7年	S29	自治体 社会福祉法人	-
V	19	4	21.1%	1年	2.6年	S54	社会福祉法人	-
W	20	6	30%	4年	1.5年	S57		保育所・学童保育 学習支援センター

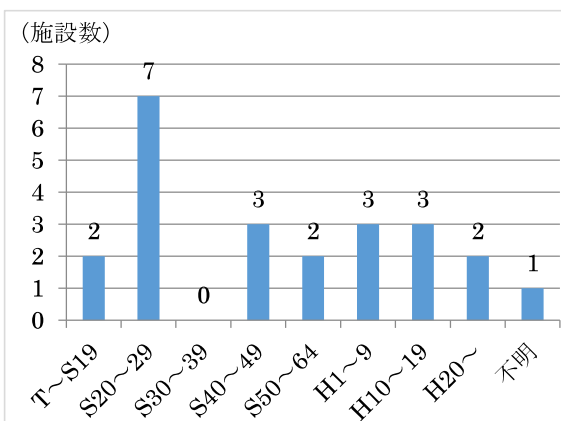
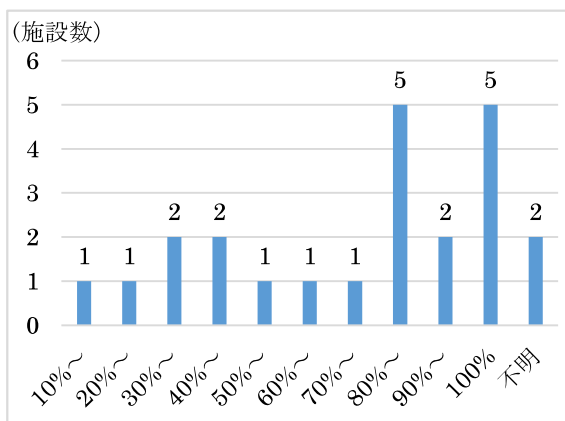


図 4-2-8 母子生活支援施設の入所率

図 4-2-9 母子生活支援施設の開設年

母子生活支援施設が入所者以外からの相談を受けることがあるかという点については、図 4-2-10 より、10 施設が入所者以外の相談を受けていると回答した。ただし、退所者の人数や一般のひとり親の人数といった内訳は不明である。表 4-2-4 より、その相談者はひとり親、地域の子ども、併設施設などで実施している子育て支援事業の利用者などであり、相談内容については、子育てを中心に、家庭内問題、経済事情、DV被害などとなっている。

児童福祉法の第四十八条の二は、「乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、当該施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない」という条文となっており、実際に約半数の施設において、母子生活支援施設が地域住民の相談先としての役割を担っていることがわかる。

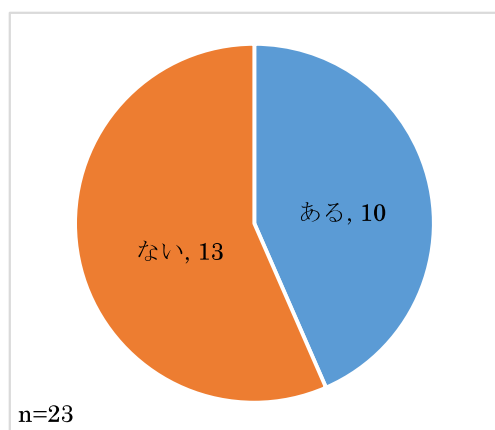


図 4-2-10 入所世帯以外からの相談の有無

表 4-2-4 相談者及び相談内容

施設	相談者	相談内容
B	地域の中高生 (多くは生活保護世帯)	学習支援、進路相談、その他相談全般
D	ひとり親の母	子育て、健康面、経済事情
H	女性限定	施設の入所方法
J	ひとり親の父母	子育て、就労、健康面、経済事情、家庭内問題、DV被害、他
K	ひとり親の母	子育て
L	母子家庭の親族	施設の入所方法
O	子どもショートステイ利用者 緊急一時保護室利用者	子育て、家庭内問題、DV被害
Q	その他	子育て、家庭内問題、DV被害
S	-	住宅、経済事情、家庭内問題
W	一時預かり利用者 ショートステイ利用者 トワイライト事業利用者	子育て、健康面

母子世帯が入所時に抱えている課題について図 4-2-11 に示す。特に多い課題としては、「DV被害」が 39.1%、「経済的困窮」が 34.8%、「住宅困窮」が 26.1%、「子育ての不安」が 21.7%となっている。その他該当する課題としては、「児童虐待」が 78.3%、「家庭環境の不適切」及び「母親の心身の不安定・障害」が 73.9%、「住宅困窮」が 65.2%となっている。「住宅困窮」に関しては、第二章で述べたように、東京都の施設を対象とした調査にて 47.3%の施設が住宅困窮を入所理由に挙げているため、本調査において「住宅困窮」が計 91.3%の 2 番目に多い要因の一つに、本調査対象が都市部であることが関係していると考えられる。「住宅困窮」を「特に多い課題」として選択している施設は全て東京区部の 6 区であることから、やはり主に都市部における課題である可能性が高い。また、「その他該当する課題」については、東京区部を中心に東京市部や 3 県の比較的人口の多い主要市が「住宅困窮」を挙げており、同様に課題となっていると考えられる。

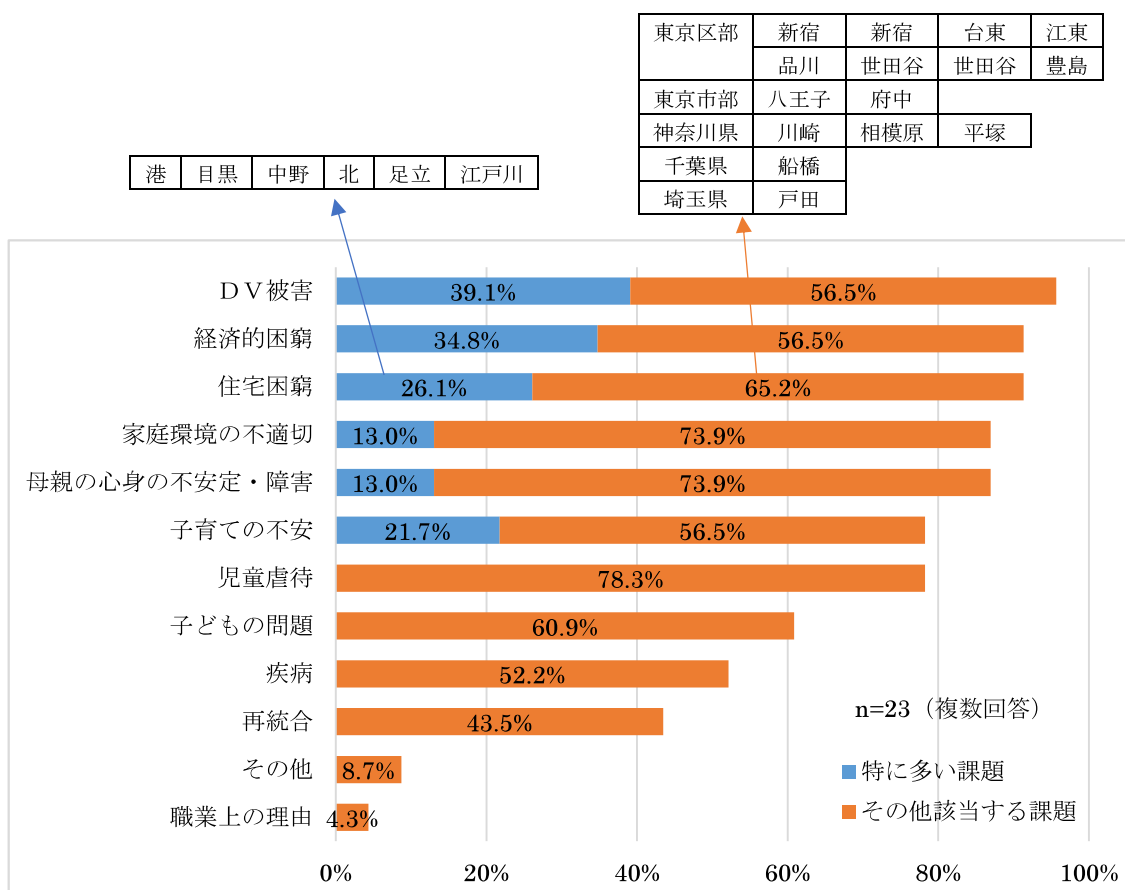


図 4-2-11 母子世帯が入所時に抱えている課題

入所中と退所時の母親の就業状況は、図 4-2-12 より、全施設について入所中の母親は非正規社員が 54.0%、無職が 35.8%である。また、2013 年以降に退所した母親の退所時の就業状況は、非正規社員が 53.4%、無職が 32.8%である。入所中も退所時も全体的にほとんど差異がなく、施設職員より就労支援を受けて施設を退所したとしても、非正規社員もしくは無職の状態での退所を迎えていることがわかる。

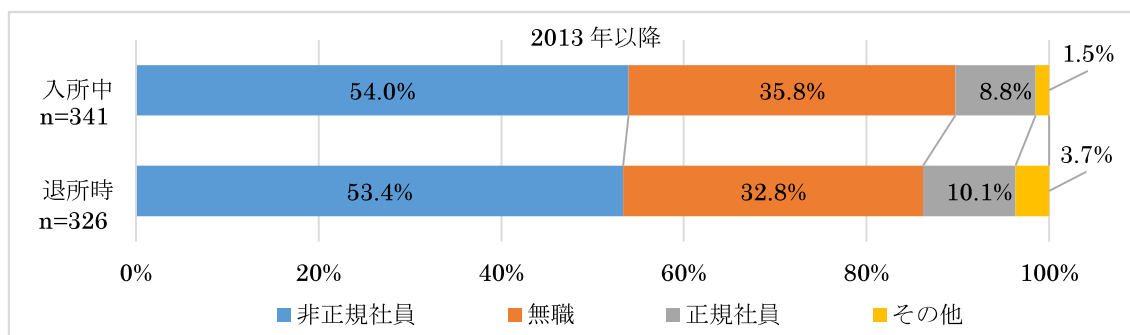


図 4-2-12 母親の施設入所時及び退所後における雇用形態

施設で行っている生活支援は、図 4-2-13 より、②就労、⑤精神・健康面、⑥子育ての支援は全施設から挙げた。また、①日常生活、⑦住宅確保、⑧生活指導などもほぼ全ての施設が挙げていることから、生活の基礎的な支援が日頃行われていることがわかる。

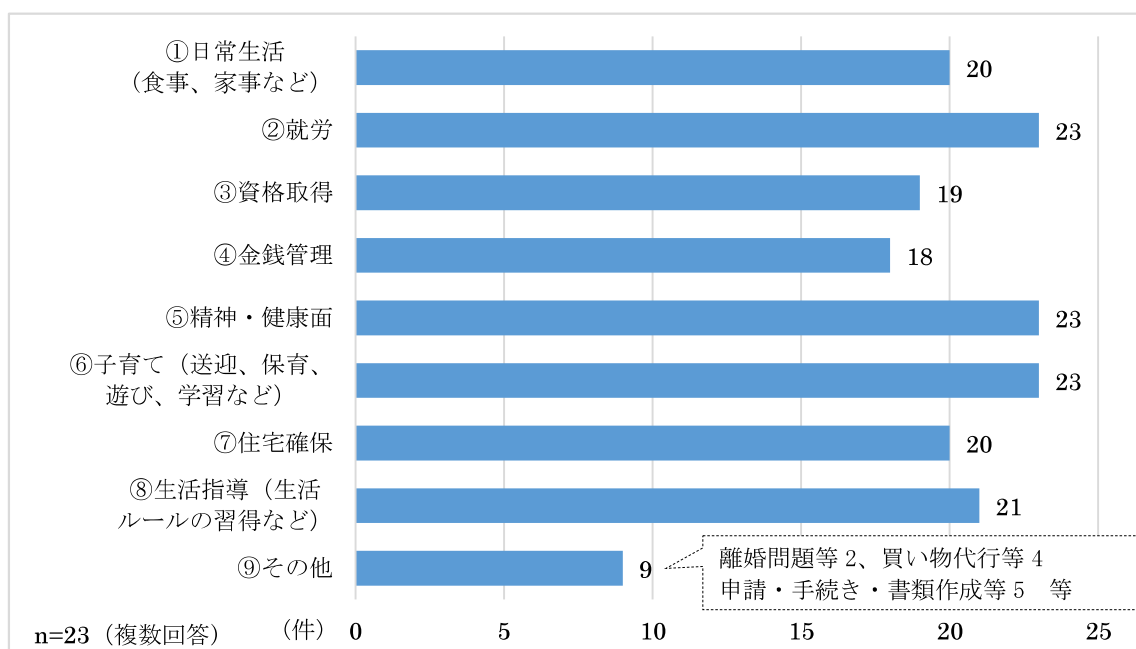


図 4-2-13 施設が実施している生活支援内容

母親が自立できていないと感じる時については、図 4-2-14 より、「⑥規則正しく生活できない」、「⑧お金を使いすぎる」が最多の 16 件であり、「③親子関係が良くない」、「①就労が続かない」、「②健康がすぐれない、」も半数以上の施設が挙げている。母子生活支援施設では自立した生活を送ることができるよう図 4-2-13 のような支援が行われているが、入所世帯に生活リズムや金銭面といった基本的な生活の指導が必要な場合が実際に少なくないことがわかる。また、親子の関係性への介入が必要な場合や、病気などの健康面に問題を抱えている場合のケア、就労支援など、個々に応じた幅広い支援が求められていることが読み取れる。

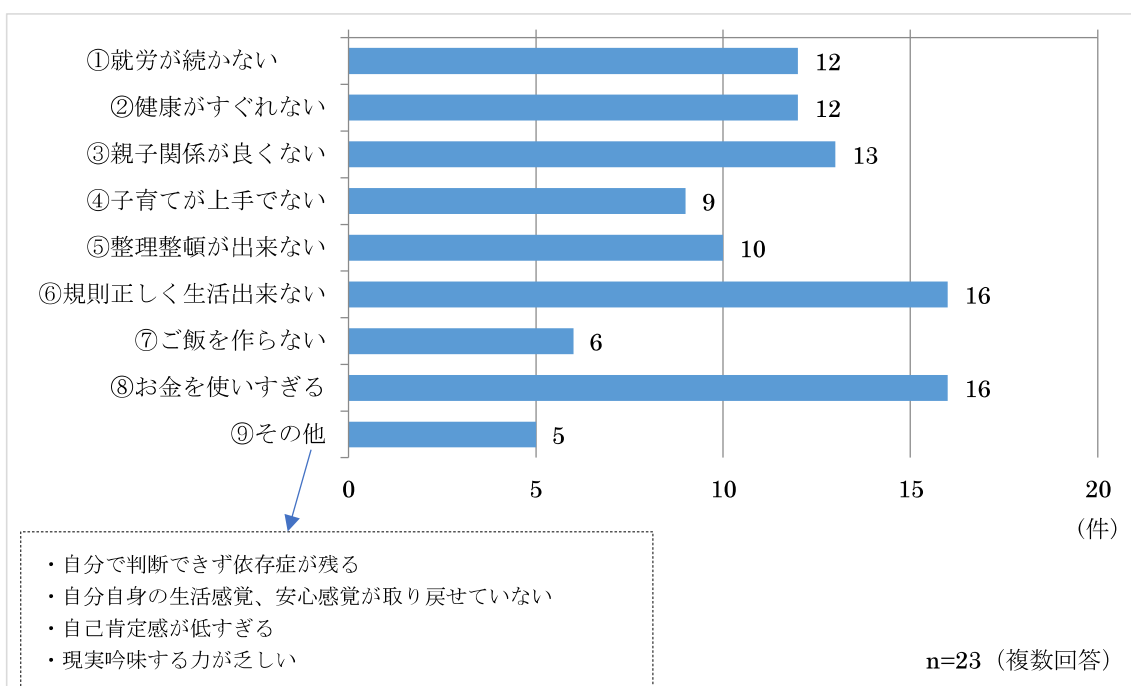


図 4-2-14 母親が自立できていないケース

退所理由は、図 4-2-15 より、公営住宅に当選するなどの「住宅事情の改善」が 87.0%と最も多く、次に「結婚・再婚・復縁」の 60.0%、「経済的自立」、並びに「母子分離」が 52.2%となっており半数以上の施設が挙げている。「母子分離」とは、母親の虐待など子どもが危険な状態にある場合に、母親と子どもを切り離す処置をいう。ある程度自立した生活を送ることができると思込められると退所となるが、現実的には「住宅事情の改善」が最多であることから、退所後の生活基盤となる住居を確保できるかが大きなポイントになっていることが読み取れる。

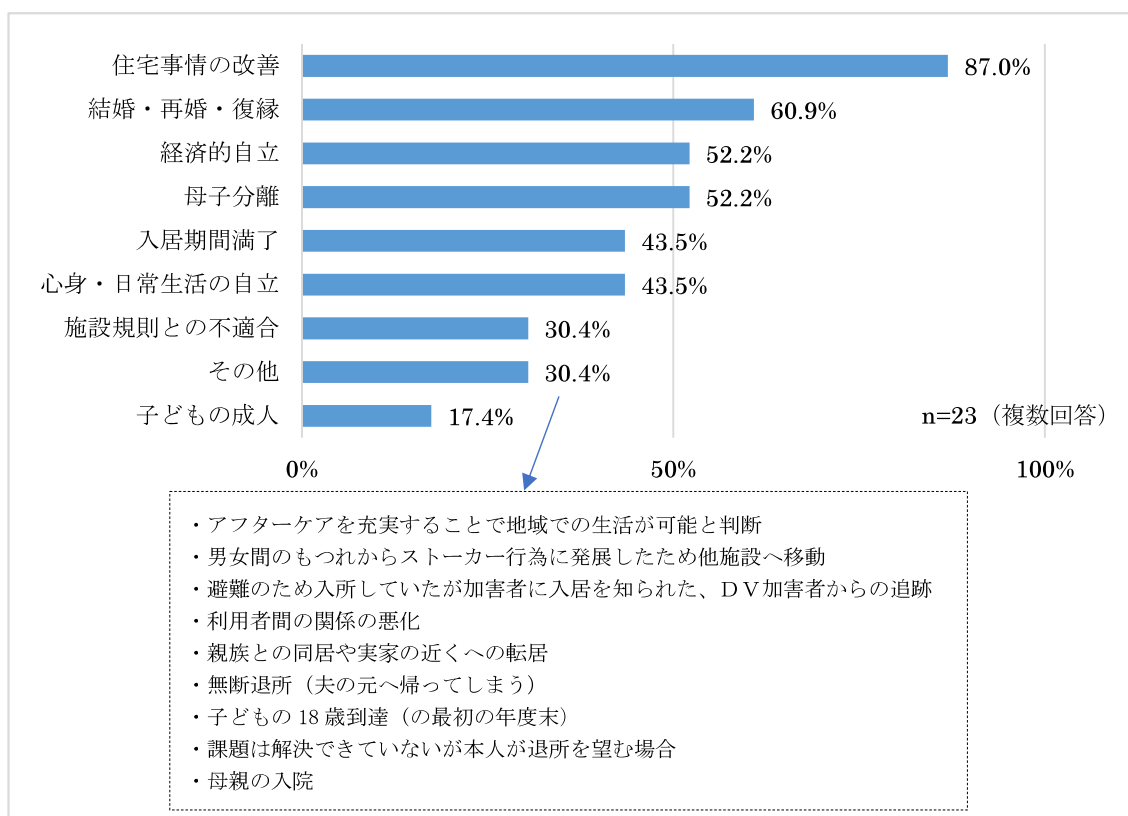


図 4-2-15 母子生活支援施設の退所理由

退所後に相談を受けた世帯については、図 4-2-16 より、最も多かった回答は退所世帯の「③半数程度」、次に「②ほぼ全員」となり、18 施設がこの2つのどちらかであり、多くの施設で退所世帯の半数以上から何等か相談を受けていることが明らかとなった。図 4-2-17 より、その相談内容をみると、「④子育て」、「⑤精神・健康面」が特に多く、退所をしたとしても子育てや精神・健康面に悩みを抱えていることがわかる。

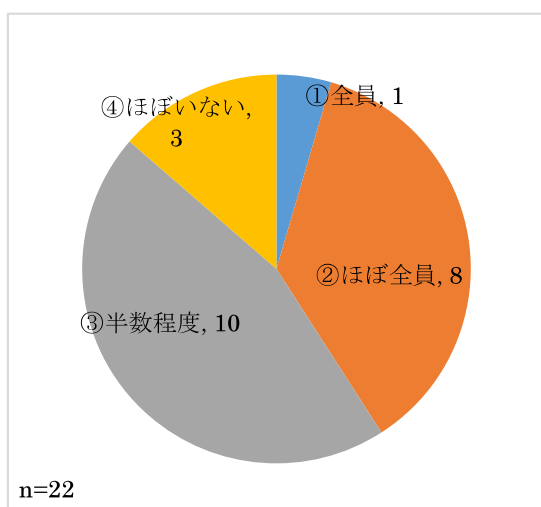


図 4-2-16 相談を受けた退所世帯の数

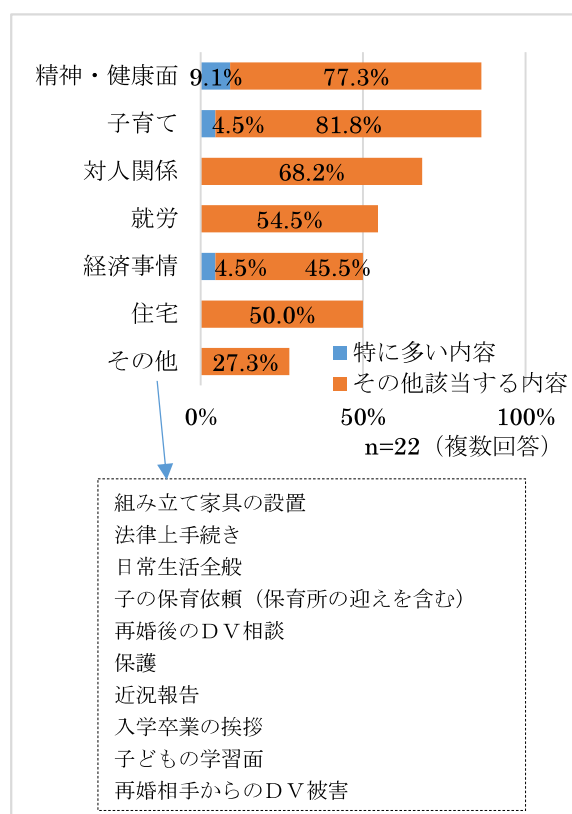


図 4-2-17 退所世帯からの相談内容

退所後に再入所する母子世帯がいるかという点については、7施設が「ある」と回答した。再入所をする理由としては、表 4-2-5 より、出産や妊娠、DV、児童相談所からの依頼など主に深刻な家庭問題であり、入所せざるを得ない状況になり再入所に至っていると考えられる。

表 4-2-5 施設退所後に再入所となる理由

・ 出産（第二子）
・ 妊娠、出産
・ 別施設を退所し地域で暮らし入所する
・ DV
・ 児童相談所からの依頼による二度目の入所
・ 再統合（施設や父親からの子の引き取り）
・ 経済的に厳しくなった
・ 親子関係がうまくいかなかった

退所世帯へのアフターケアについては、図 4-2-18 より、「相談、訪問」が 17 件、「声かけ」が 13 件であり、この 2 つのケアが中心となっている。他には、保育や関係機関（とのつなぎ役）のケアが行われている。「相談、訪問」の内容は、表 4-2-6 より、定期的な訪問、電話、来所の際に母子世帯の相談を受ける、様子を伺うことなどである。「声掛け」の内容は、表 4-2-7 より、施設のイベントに招待することが主な内容となっている。

児童福祉法第三十八条の最後の部分は、「あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする」という条文であり、各施設ではこのような退所世帯との繋がりを持って継続的な支援を行っていることがわかる。

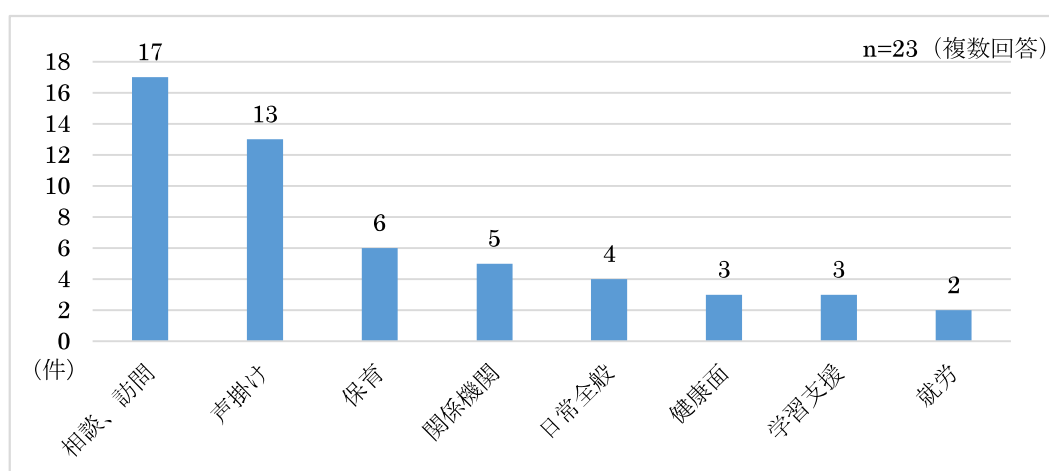


図 4-2-18 退所世帯へのアフターケアの内容

表 4-2-6 アフターケアの相談・訪問の詳細

A	<ul style="list-style-type: none"> 施設の心理相談を月 1 回母子で受けている 電話にて子育て相談
C	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な訪問や電話による相談対応
D	<ul style="list-style-type: none"> 提供された食糧配布時に相談を受ける 家を訪問して話を聞く 子どもの発達に応じた養育の相談 親に相談しにくい子どもの悩みを聞く
E	<ul style="list-style-type: none"> 退所後まもなく自宅訪問 施設に立ち寄ってくれた際に近況を伺う 電話による近況確認
H	<ul style="list-style-type: none"> 子育てや仕事のストレスを感じた時に話せる場の提供
I	<ul style="list-style-type: none"> 退所世帯の相談があった時に相談に応じた支援を行おうと考えている
J	<ul style="list-style-type: none"> 施設に顔を出しに来てくれた時に近況を聞く たまに電話をして様子を伺う 転居先への訪問
K	<ul style="list-style-type: none"> 電話、来所相談 家庭訪問 退所者家族からの電話相談

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

L	・電話、来所相談 ・利用者からの希望があれば随時訪問
M	・電話や来所等で必要に応じ相談にのる
P	・訪問支援 ・電話による相談等を実施
S	・親子との関係づくりを継続
T	・施設に来所した際に近況を聞く
U	・生活面、子育ての相談
V	・定期的に電話をして様子を伺う、 ・施設に顔を出しに来てくれた時に近況を聞きまた来てくれるように促す
W	・年賀状、暑中見舞

表 4-2-7 アフターケアの声掛けの詳細

C	・行事への参加促し
D	・イベント時に招待し近況を聞く
H	・2年間は行事等の招待や声掛けの実施
J	・行事への招待
K	・行事への招待
L	・施設行事（親子、母親、子ども向け）の招待
M	・行事に招待
N	・施設行事に招待し近況を聞く
O	・保育、学習、行事への参加 ・子どもショートステイや緊急一時保護の利用 ・本当に困ったときは夜間でも連絡が欲しいと伝える ・近況報告を待っていることを伝える
S	・キャンプ、夏祭り、クリスマス会、餅つき大会
U	・施設のイベントに招待などしている
V	・子ども中心に行事への参加を案内する
W	バザーなどの行事への声かけ

4.2.4 住居の実態と課題

住居の支援で困っていることについては、図 4-2-19 より、「公営住宅に当選しない」及び「民間賃貸住宅に入居できない」の2項目が主な課題である。退所後は公営住宅への入居を望む母子世帯が多いと考えられるが、第二章、第三章で述べたように公営住宅については各自治体の管理戸数の差が大きく、応募倍率が非常に高い地域もあり当選が困難と感じる要因になっていると考えられる。一方で、民間賃貸住宅の入居が困難な理由は、14施設が「家賃が高い」、9施設が「保証人が見つからない」、7施設が「子ども不可」であり、都市部では公的と民間のどちらの住居も確保が容易ではないという実態を確認した。また、「公営住宅に当選しても現在の施設から遠く退所後が心配」を7件の施設が挙げており、アフターケアが可能な範囲で住居を探してほしいというような職員の考えも読み取れる。しかしなが

ら、都市部ではそのような施設から近い範囲で民間賃貸住宅を探すと高家賃になることが推察され、現実的には難しい場合が多いと考えられる。

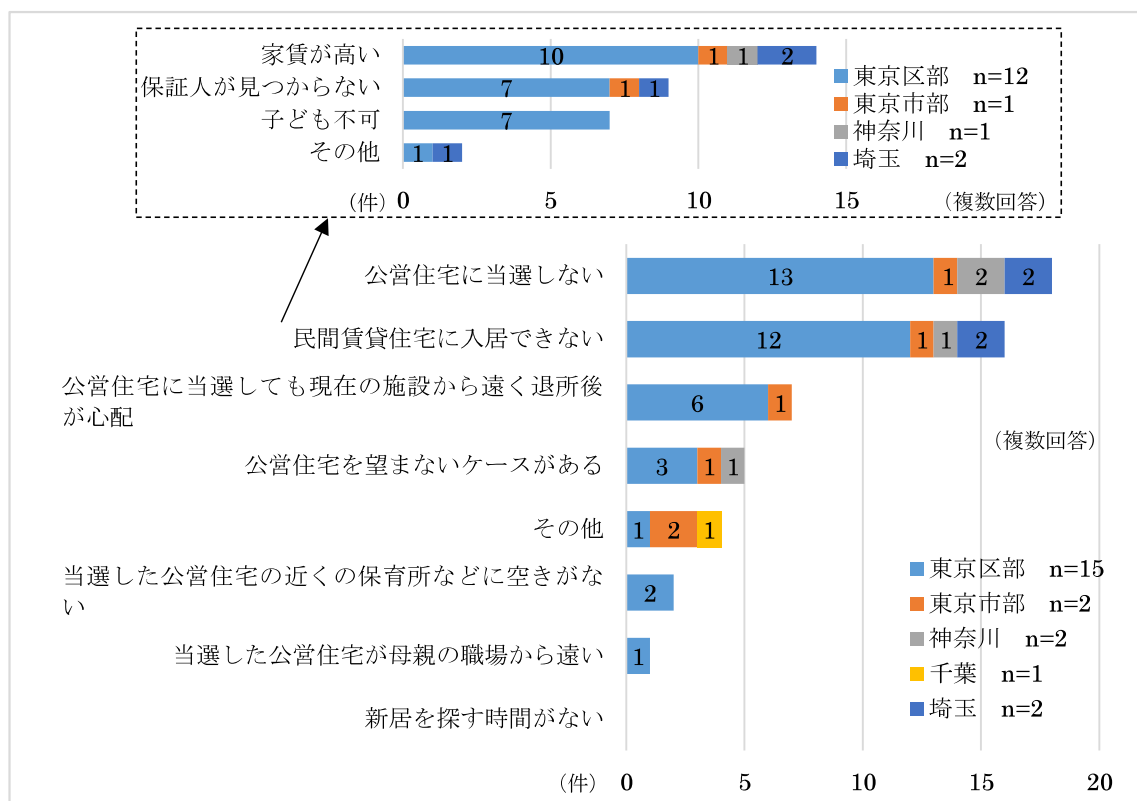


図 4-2-19 母子世帯への住居の支援で困っていること

また、図 4-2-20 より、住居を確保できず入所予定期間を超過するケースの有無については、23 施設中 15 施設で、退所が決定していても住居を確保できず入所予定期間を超過してしまうケースが生じていることが明らかになった。その後の住居の確保については、図 4-2-21 より、住居を確保できるまでの期間は 3 ヶ月以内から 2 年以上と幅広い。確保した住居形態は、14 施設が公営住宅、10 施設が民間賃貸宅、また 1 施設が親族宅とその他をそれぞれ挙げている。本調査では住居形態ごとの確保までの期間は明らかでないが、公営住宅が最も多い退所先であることから、公営住宅に入居できるまで施設に残らざるを得ない傾向が推察される。前出の図 4-2-15 の最も多い退所理由は「住宅事情の改善」であるが、このように時間を要する場合も少なくないと考えられる。

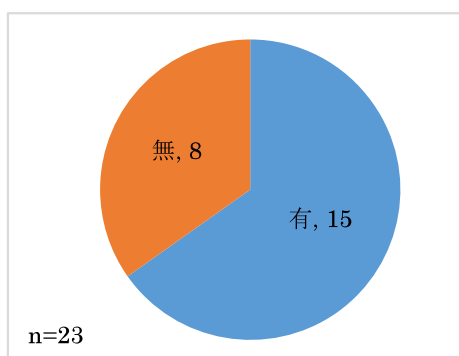


図 4-2-20 母子世帯の超過入所の有無

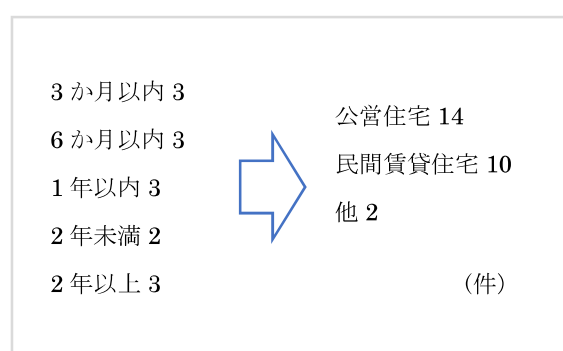


図 4-2-21 住居を確保するまでの期間と住居

退所後に施設から通いやすいところに住んでほしいと思う母子世帯がいるか、という問いについては、図 4-2-22 より、23 施設中 18 施設が、退所後に施設近辺に居住してほしい世帯がいる、4 施設がどちらでもない、1 施設がいないと回答した。図 4-2-23 より、その理由は「子育てが心配」であることが最も多く、「その他」は生活環境の整備ができないことなどであり、施設としては退所後が心配な世帯は施設の近くですぐ支援の対応をしたい姿勢がうかがえる。前出の図 4-2-17 で子育てに関する相談が多い実態が示されたように、母親は退所が決まっても自立過程にあるため、施設側も遠くに居住することを不安に感じていることがうかがえる。

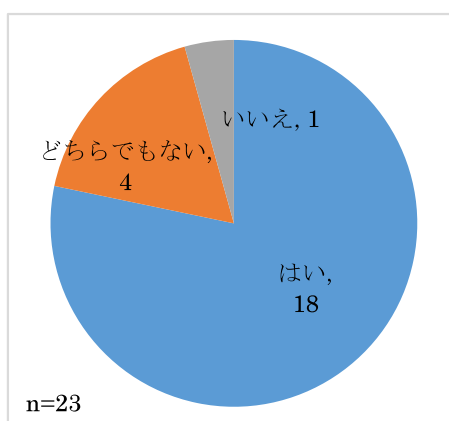


図 4-2-22 退所後に施設の近くに
住んでほしい世帯の有無

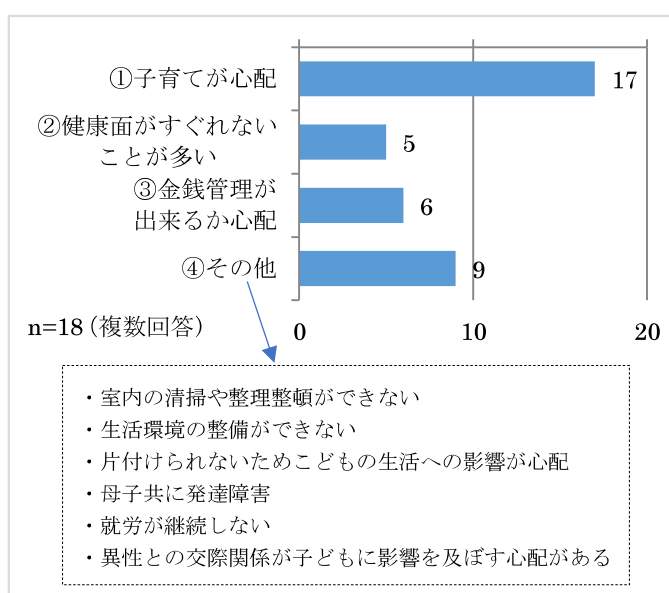


図 4-2-23 退所後に施設の近くに住んでほしい理由

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

表 4-2-8 より、母子世帯の住宅確保の課題について自由回答でたずねたところ、公営住宅については当選するまで施設に住み続けているという課題が最も多く、他には当選しない、施設の近くにない、戸数が少ない、などとなっている。民間賃貸住宅については、高家賃であることが非常に大きな課題である他、子どもや保証人の事情等も課題であることが読み取れる。その他の課題では、安心できる物件探し、転居費用、保育所の空き具合などが課題となっている。施設退所後の生活基盤として最も重要な住居の確保の厳しさが明らかとなり、施設の近くに退所するには民間賃貸住宅を選択せざるを得ない実状がみられたことから、施設の母子世帯を対象とした民間賃貸住宅への入居支援の充実も急務といえる。

表 4-2-8 母子世帯の住宅確保の課題 自由回答

公営住宅の課題	件数	施設
当選するまで施設にいたい、当選せず施設退所が難しい、当選するまで時間かかる	4	港、新宿、目黒、世田谷
当選しない	3	港、台東、八王子
施設の近くに少ない	2	江東、八王子
戸数が少ない	2	品川、豊島
希望する住宅に当選しない	2	荒川、さいたま
諦めて民間の住宅に住む	1	中野
当選しても入所時期が明確でない	1	江戸川
応募時期が施設退所時期と合わない	1	平塚
施設にいる母子用の対策を希望	1	新宿
民間賃貸住宅の課題	件数	施設
施設近隣は家賃が高い	6	港、新宿、目黒、中野、八王子、さいたま
施設のある区内は家賃が高い	6	新宿、台東、世田谷、荒川、平塚、戸田
子どもがいると断られる	2	品川、戸田
保証人がいない	2	北、川崎
施設近隣に民間の住宅が少ない	1	江東
収入が不安定なため民間の住宅に住めない	1	江戸川
その他の課題、要望		施設
都心部の生活保護の住宅補助の金額上げや生活保護の一部受給（住宅扶助だけ受ける）を可能にする等の対策が必要		新宿
安心できる物件探しが大変（DV被害者は隣近所に男性がいると不安）		世田谷
保育園の空きがなく住宅を選ぶ基準が保育園になる		足立
施設退所時に転居費用がかかる		江戸川
生活保護を受給していない世帯は転居費用等の負担が大きい		川崎
外国人の母子は保証人や緊急連絡先がない		船橋
生活保護受給のまま退所する世帯が多く、退所後の生活を考えると他市への転居は困難		戸田

4.2.5 小結

母子生活支援施設の母子世帯には、自立に向けて日常生活のルールなど基本的な生活支援から必要であることが明らかとなった。退所時も完全には自立した状態でないため、退所後も職員のアフターケアを受けられるような施設の近くに居住できることが望ましいと考えられる。

しかしながら、退所となっても正規社員に就ける母子世帯は少ないことが明らかとなり、収入面で民間賃貸住宅に退所することは非常に難しいことが推察される。民間賃貸住宅の家賃が高額な都市部の施設において、公営住宅が施設の近くにない場合には、民間賃貸住宅を選択せざるを得ない。しかしながら、母子世帯の収入に見合うような家賃ではないことから、公営住宅に入居できることを待って施設に留まる傾向があることが明らかとなった。都市部においては、住居を確保できないために母子生活支援施設に入所するケースがある、また、施設に入所しても退所先の住居を確保できずに再度住宅困窮になってしまう、といった第三章で示された実態が改めて確認された。施設の母子世帯にとって、慢性的な住宅困窮は非常に大きな課題といえる。

4.3 母子生活支援施設の母子世帯

23 施設のうち東京都内の 4 施設を対象として職員に行った調査 6 のヒアリング調査結果より、母子世帯の実態と抱えている課題を具体的に明らかにすることを目的とする。

4.3.1 施設及び施設の所在する地域の概要

表 4-3-1 に施設及び施設の所在する地域の概要を示す。いずれの施設も運営は社会福祉法人による民営で、設立は関東大震災があった 1923 年が 2 施設、残りの 2 施設は戦後の時期である。現在の建物の築年は、最も古い施設が 1967 年、最も新しい施設が 2011 年である。施設 C 及び施設 D の自治体には、これらの施設以外にも 2 カ所の母子生活支援施設がある。立地は、商業地域から住宅地まで様々である。全施設が、保育施設などを伴う 4 階建以上の複合施設で、居室は主に上階、相談室などの部屋や他の施設は下階にある。居室は独立した 1DK や 2DK の他、水回りのみ共用の施設もある (図 4-3-1)。同最寄り駅の民間賃貸住宅の家賃相場は、1DK で 7 万～10 万程度である。入所世帯数は、調査時点でいずれも定員の 7 割以上であるが、施設 C では暫定措置という利用者枠を減らす措置がとられている。施設利用期間の取り決めは、施設 A はなし、施設 B と施設 C は 2 年、施設 D は 3 年である。施設が所在する自治体の人口規模は、施設 A～C は約 26 万～29 万人、施設 D は約 91 万人である。各自自治体の公営住宅管理戸数は、施設 B が約 1,500 戸と最も少なく、施設 A が約 5,000 戸、施設 C が約 7,000 戸、施設 D が最も多い約 7,500 戸である。人口規模に対する公営住宅管理戸数の割合は、施設 A～D それぞれ 1.9%、0.5%、2.6%、0.8%である。広域避難を実施しているのは、施設 A 及び施設 C である。

自治体との連携は、合築施設を通してできている (施設 A)、区内 3 カ所の施設入所を自治体が後押ししている (施設 C)、公設のため民設民営施設が受け入れないケースを受け入れる (施設 D)、といった繋がりや、補助金が廃止されて学童保育を中止した (施設 B)、といったマイナス面もみられる。

周辺地域における施設への理解についてどう考えているかという問いについては、地域の教育機関との連携体制が整っている (施設 A)、地域の子ども食堂の受入れがある (施設 B)、古い法人ゆえ地域住民に元々根付いている (施設 C)、建物内の他施設との連携がある (施設 D)、などいずれの施設も地域から一定の理解を得られていると感じている。アンケート調査では、多くの施設で退所後に施設近辺に居住してほしい母子世帯がいることが明らかになったが、このように施設と連携がとれている教育機関などがある地域に継続して居住することは、母子世帯にとっても望ましいと考えられる。

表 4-3-1 東京都の母子生活支援施設 4 施設の概要

項目	施設 A	施設 B	施設 C	施設 D
設置・運営	民設民営			公設民営
運営主体	社会福祉法人			
設立	1945 年	1923 年	1923 年	1955 年
建物築年	1996 年	2011 年	1967 年	1995 年
区市内の他の母子生活支援施設	なし	なし	公設民営 1 カ所 民設民営 1 カ所	民設民営 2 カ所
立地	駅徒歩 15 分程度の住宅地	駅前の商店街周辺	駅徒歩 10 分以内の商業地域	駅徒歩 5 分程度の住宅地
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域	近隣商業地域	準工業地域	第一種住居地域
構造/階数	RC 造/地上 4 階建	RC 造/地上 4 階建	RC 造/地上 5 階建	RC 造/地下 1 階・地上 4 階建
併設または合築の施設	保育・子育て、高齢者施設	保育・子育て施設	保育・子育て施設	保育・子育て施設
1 世帯の居室	主に 1DK	1DK～2DK	13～14 m ² の 1R (水回り共用)	2K～2DK
居室の主な間取り	1DK (DK+6 畳+バストイレ付き)	1DK (DK+6 畳+バストイレ付き)	1R (6 畳+台所・バストイレ(室外)) 水回り共用	2DK (DK+6 畳+6 畳+バストイレ付き)
同最寄り駅の民間賃貸住宅家賃相場 (1DK)	¥70,000	¥90,000	¥10,000	¥90,000
入所世帯数 (現員/定員)	18 以上/20 世帯 (2016 年 7 月現在)	14/20 世帯 (2016 年 7 月現在)	15/20 世帯 (2016 年 12 月現在)	20/25 世帯 (2016 年 12 月現在)
定員暫定措置	なし	なし	あり (2016 年度～)	なし
自治体の人口規模 (a) (2016 年 3 月現在)	約 26 万人	約 29 万人	約 26 万人	約 91 万人
自治体の公営住宅管理戸数 (b) ※都営: 2016 年 3 月現在	都営: 4,422 戸 区営・区立・市営: 637 戸 (2017 年 1 月現在)	都営: 1,345 戸 区営・区立・市営: 221 戸 (2014 年 3 月現在)	都営: 6,589 戸 区営・区立・市営: 298 戸 (2017 年 6 月現在)	都営: 6,166 戸 区営・区立・市営: 1,457 戸 (2017 年 4 月現在)
公営住宅数の割合 (b/a)	1.9%	0.5%	2.6%	0.8%
広域避難	あり	なし	あり	なし (公設のため税金の関係)
自治体との連携	自治体委託により子ども家庭支援センターを運営	元々は区の夜間学童保育を運営 (区の補助がなくなり、現在は入所者専用の学童保育)	行政が積極的に入所の後押しをしている	公設のため民設が受け入れられないケースも受け入る
周辺地域における施設への理解	地域の保育所や小中学校とは、何かあった場合に電話一つで声掛けあい連携がとれる体制ができています	近くの子ども食堂は、満員でも施設の母子世帯であれば受け入れてもらえる	戦前から続く歴史のある法人のため地域に根付いている	合築の保育所と運営は別だが、施設で保育所の DV 対応を行うようになってきている

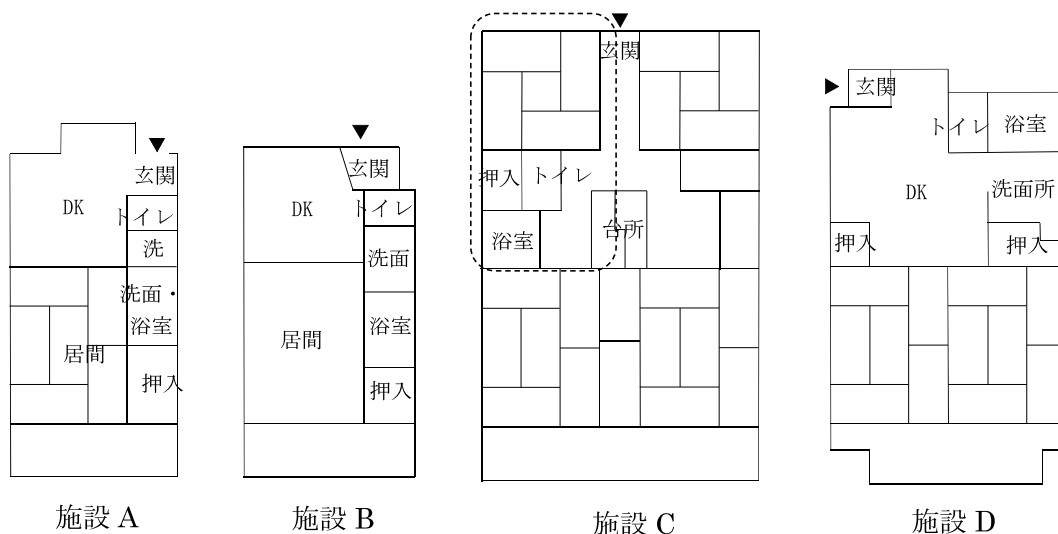


図 4-3-1 各母子生活支援施設の母子室

また、表 4-3-2 より、地域に向けた取り組みは、施設 A はショートステイや学習支援を行っており、施設 B は夏休みの夏期給食、施設 D は区民への集会室の地域開放を行っており、施設 C は建て替え予定があり地域の子育て支援の核としたいという考えを持っていることが明らかとなった。求める住居については、施設 B ではステップハウス、施設 C ではサテライトが挙がり、いずれも民間賃貸住宅を活用したもののため、家賃相場が安くない中で民間賃貸住宅をどのように確保するかが課題である。

ステップハウスとは、自立のための中間施設であり、DV被害などで一時保護された女性などが入所する婦人保護施設では、退所後の自立に向けた支援の一環として施設近隣のアパートを活用して生活訓練を行っている。母子生活支援施設においては、退所をするにもまだ支援が必要で完全な退所が懸念される場合に、中間施設となる住まいを設けて職員のケアも受けながら住まいは施設本体とは別にある形になるといえる。サテライト型施設とは、小規模分園型施設を指し、早期に自立が見込まれる世帯について一定期間地域社会の中で保護することにより自立の促進に寄与することを目的に、地域の中に民間住宅等を活用して設置し、本体施設と十分な連携の下で自立生活の支援を重点的に行う施設である。実際、埼玉県にある母子生活支援施設ではサテライト型施設を所有しており、母子生活支援施設を運営する社会福祉法人が徒歩 10 分程度の範囲にある民間マンションの 3 部屋を借り、このサテライト型施設を経て退所する母子世帯もいることが追加で実施した同調査からわかっている。これら B、C の 2 施設の意見は同じ内容であり、サテライト型施設が退所予定世帯のステップハウスとなる、ということで完全退所の前の住居となる民間賃貸住宅を求めていることが明らかとなった。

表 4-3-2 各施設の地域に向けた取り組みと住居のニーズ

項目	実態と課題
地域に向けた取り組み	<p>A：合築の子ども家庭支援センターがセーフティネットである →危険な母子世帯の把握、ショートステイ利用者は要支援家庭が多くなった学習支援サロン →利用家庭には様々な面で家族力が弱まっているケースあり</p> <p>B：夏休みに地域の子どもの向けに夏季給食を実施している 夜間学童（現在は廃止） →地域の利用者だけではなく施設としても地域との繋がりを持っていた、施設の母親の情報源だった</p> <p>C：建替え予定あり →地域の子育て支援の核としてアウトリーチし子育て支援のノウハウを活かす →里親サロンの開催、シェルターとしての要素も考慮</p> <p>D：集会室（体育館のような空間）の開放 →多目的室として地域住民も利用可（高齢者グループへの貸出などを行っている）</p>
求める住居	<p>B：ステップハウスのような家があればいい →一時的な住居として1、2泊し職員と関わりをつくる →大家さんと施設が密に話がしたい、ソーシャルワーカーと契約希望 →職員が介入し、いろんな関係機関のネットワークに母親も子どもも繋がりたい</p> <p>C：民間賃貸住宅を活用したサテライト型施設をつくりたい →地域にサテライトとして5部屋借りられればいい、地域の中で暮らしてやりとりができるように部屋で借りることが大切で、かつ職員のケアも継続できる</p>

4.3.2 母子世帯の実態と課題

(1) 母子世帯の状況

表 4-3-3 より、入所している母親は病気や障害などの健康面や精神面にハードルがある、また他人と関係を築きにくく、退所をしても地域に馴染めず対人関係の課題があるなど、健康面・精神面・対人関係に主に課題を持っていることが共通して認められた。アンケート調査で示された、退所した母親から精神・健康面や対人関係の相談が多いという実態を改めて具体的に確認した。

(2) 住居の実態と課題

表 4-3-1、表 4-3-3 より、公営住宅については、当該自治体の公営住宅に当選しにくい場合（施設 A）と当該自治体に少ない場合（施設 B）に近隣区市の公営住宅に入居し、当該自治体に公営住宅が多い場合（施設 C）と施設近くに多い場合（施設 D）に当該自治体の公営住宅に入居していることがわかる。母子世帯の公営住宅への入居は、自治体単位の公営住宅の数や比率の状況に加えて、施設近くの公営住宅の有無が関係していることがうかがえる。

民間賃貸住宅については、住宅扶助のある生活保護受給世帯を除き、土地柄高額な家賃が負担になっていることが読み取れる（A、D）。また、公営住宅と民間賃貸住宅に共通して母子世帯は退所後に施設近辺の居住を希望するという点を確認できた。

東京都社会福祉協議会の調査によると、2015年4月1日から1年間に東京都の施設を退所した252世帯の住居形態は、民間賃貸住宅が最多の133世帯、次に公営住宅が85世帯となっている。本調査では公営住宅への入居が多い施設もあることが明らかになったものの、大半の施設では民間賃貸住宅に入らざるを得ない状況にあることが推察される。

表 4-3-3 母子世帯の状況及び住居の実態と課題

項目	分類	実態と課題
母子世帯の状況	健康面・精神面・対人関係	<p>A：退所世帯の約4割が地域に馴染めていない、施設近辺の公営住宅に入居してもサポートが必要な場合がある、生活保護で退所し精神面が追い付かない人も多い</p> <p>B：母親が他人と関係を築きにくい、病院にかかる場合もある、病気や子どもの障害などもある</p> <p>D：母親が被虐待児、パーソナリティの問題がある、疾病などを抱えている世帯が入所している</p>
住居	公営住宅	<p>A：公営住宅に当選しにくい最近では近隣区市の公営住宅に入居する機会が多いが、当選しやすいからと縁もゆかりもない地域は選ばず、特にDV被害者は施設近辺を選ぶ</p> <p>B：公営住宅が非常に少ないため、最近では近隣区市の公営住宅に入居する機会が多い</p> <p>C：希望者は自治体内の公営住宅に入居できており、最近新しく建て替えられた近隣区市の公営住宅を勧めてもこの地域を選ぶ</p> <p>D：施設近辺に公営住宅が多いため入居する機会が多いが、公営住宅は施設よりも古く利便性が劣るため退所したがる傾向もある</p>
	民間賃貸住宅	<p>A：生活保護受給世帯でない場合、公営住宅に入居できないと民間賃貸住宅の家賃のために仕事を頑張りとても疲弊している</p> <p>B：子どものため、適応能力が高くない、施設近辺に住む方が安心するため、などの理由から施設近辺の民間賃貸住宅に入居する場合も多い</p> <p>D：施設の居室と同等の民間賃貸住宅は、近辺では最低12万ほどの家賃がかかる、生活保護受給世帯は民間賃貸住宅に住む場合も多い</p>

4.3.3 小結

母子生活支援施設の母子世帯の多くは、精神・健康面に課題を抱え、退所後も地域に馴染めない場合が少なくないことが明らかとなり、前出の4.2において、退所者から精神・健康面の相談が多いという実態が改めて確認された。母子世帯の大部分は施設近くへの退所を希望するが、地域によっては公営住宅の入居がなかなか難しいため、当該自治体の公営住宅に当選しにくいまたは少ない場合は近隣区市の公営住宅に、当該自治体に公営住宅が多いまたは施設近くに多い場合は当該自治体の公営住宅に入居する傾向があることを明らかにした。また、いずれの施設も、地域の保育所や小中学校、子ども食堂との連携がある、非常に古い歴史を持ち地域に根付いているなど周辺地域による一定の理解を得られているなどと感じていることが明らかとなった。このような連携がとれている教育機関などが所在する施設の近くに、課題を抱える母子世帯が退所することの重要性が示唆された。そして、母子生活支援施設の中には、ステップハウスとなるサテライト型施設のニーズを持つ施設があることも明らかとなった。

4.4 退所世帯の生活実態と支援のニーズ

4 施設のうち2施設を対象として退所をした（退所予定者2名を含む）母親9名に実施した調査7のヒアリング調査結果から、母子世帯の実態と求めている支援を明らかにすることを目的とする。

4.4.1 母子世帯の就労状況と住居の実態

(1) 母子世帯の概要

表4-4-1より、退所予定者a、b、退所者c～iは、主に幼児から小学生の子どもを持つ30代前後の母親である。2013年の児童養護施設入所児童等調査によると、母子生活支援施設に入所している子どもの平均年齢は7.4歳で、a～iの子どもの年代を平均すると同程度となるため、対象の9世帯は標準的な年代の退所世帯であるといえる。入所期間は6ヶ月から5年まで幅広く、5名が生活の自立を理由に退所している。退所後の施設との関係については、アフターケアを受けつつ、自ら施設に連絡や訪問をする、併設の子育て支援施設利用時に職員に接することがある、特に関係はないなど様々であることがわかる。

(2) 母親の就労状況

雇用形態は、体調不良により一時的に無職である1名を除き、2名が正規社員、6名が非正規社員である。正規社員の世帯は子どもが小学生以上で、非正規社員の世帯は子どもが幼児である世帯が多く、子どもが幼い時期は発熱などでやむを得ず仕事を休む場合も少なくないことから、パート勤務にならざるを得ない場合が多いと考えられる。現職の就業開始時期については、入所中に職業訓練校に通い資格を取得し就職、また転職を繰り返しながらも長年同職種で勤続している場合などがみられる。勤務形態と日数は、全員夜勤はせず日勤で週5日程度である。最終学歴は高卒が最も多い。通勤距離は徒歩または自転車圏内、電車でも近距離であり、勤務先を日常生活圏に求める傾向を確認できた。

(3) 住居の実態

住居形態は、3世帯は一度転居し、都民住宅、都営住宅、民間賃貸住宅に現在入居している。退所した7世帯のうち5世帯の現在の住居は民間賃貸住宅で、やむを得ず民間賃貸住宅を選択する形となった。民間賃貸住宅の家賃は5万円台～7万円台、間取りは1DK程度、築年は30年程度、構造は木造やS造である。保証人は、家族の他に保証会社の利用もみられる。現在の住居と施設との距離は、全員が徒歩または自転車圏内であり、施設近辺に居住する傾向を改めて確認できた。住み替え予定は、2世帯が翌年に予定しているが同様に同地域に居住範囲を設定していることが認められた。住居を選ぶ際の条件については、①施設との距離、②職場などの母親の事情、③保育所や学校などの子どもの事情、④広さなど住居の

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

物理的空間の4項目に分類することができ、②と③が特に関係していることがわかる。

表 4-4-1 調査対象母子世帯の概要

項目		施設 A (再掲)					施設 B (再掲)			
施設からみた母子世帯の住居		・公営住宅に当選しにくいため最近では近隣区市の公営住宅に入居する 場合が多いが、当選しやすいからと縁もゆかりもない地域は選ばず、 特にDV被害者は施設近辺を選ぶ ・生活保護受給世帯でない場合、公営住宅に入居できないと民間賃貸 住宅の家賃のために仕事を頑張りとても疲弊している					・公営住宅が非常に少ないため、最近では近隣区市の公営住宅に 入居する機会が多い ・子どものため、適応能力が高くない、施設近辺に住む方が安 心するため、などの理由から施設近辺の民間賃貸住宅に入居す る場合も多い			
	項目	a	b	c	d	e	f	g	h	i
対象者	母親の年 代・子ど もの年代	40代 幼児1人	50代 幼児1人	40代 小学生2人	30代 小学生2人 中学生1人	30代 小学生1人	20代 幼児1人	30代 幼児1人	30代 小学生1人	30代 小学生1人
	入所期間	2年4ヶ 月	2年	6ヶ月	1年3ヶ月	約4年	2年6ヶ月	2年1ヶ月	3年8ヶ月	約5年
	退所理由	-	-	生活の自立	入所期間満 了	生活の自立	生活の自立	生活の自立	生活の自立	5年経過
	退所後の 施設との 関係	-	-	職員のアフターケアを受ける (ハガキによる施設のイベントへの招待、近況確認・都営住宅募集・おすそ分けなどの電話連絡、何かあった際の訪問 他)		・併設施設 の利用時に 接する	・自ら訪問 する (月1回カ ウンセリン グ、キャリ アアップの 相談、世間 話)	特になし	・連絡をも らうと訪問 する	・子どもが友 人に会いに行 く ・月1回訪問 する用事がある
就 労	雇用形態	パート	パート	正社員	パート	正社員	パート	パート	パート	(現在は無 職)
	現職の就 業 開始時期	最近	入所中	大卒後	20歳頃	20歳頃	入所中	入所中	出産後	-
	勤務形態 勤務日数	日勤固定 週4日	日勤シフ ト19~ 20/月	日勤固定 週5日	日勤固定 週5日	日勤固定 週5日	日勤固定 週5日	日勤固定 週5日	日勤固定 週5日	-
	最終学歴	大学中退	高卒	大卒	高卒	高卒	高卒	高卒	高卒	大卒
	通勤距離	徒歩または自転車圏内							電車2駅	-
住 居	住居形態 ^{※1}	(入所 中)	(入所 中)	民間賃貸→ 都民(現 在)	民間賃貸→ 都営(現 在)	民間賃貸→ 民間賃貸 (現在)	民間賃貸	民間賃貸	民間賃貸	民間賃貸
	家賃 ^{※1}	-	-	¥90,000 程度 会社の家賃 補助あり 実負担¥約 40,000	¥72,000	¥55,000	¥62,000	¥75,000	¥56,000	¥60,000
	間取り・ 広さ ^{※1}	-	-	2DK・57㎡	2DK・40㎡	1DK・30㎡	1DK・30㎡	1K・35㎡	1R・23㎡	2K・40㎡
	築年 ^{※1}	-	-	-	約30年	約35年	約35年	約20年	約20年	約40年
	構造 ^{※1}	-	-	RC造	木造	木造	木造	S造	S造	木造
	保証人	-	-	弟	母親	保証会社→ 父親(現 在)	保証会社	父親	母親 保証会社	父親
	施設との 距離	-	-	徒歩 or 自転車圏内						
	住み替え 予定	-	-	未定	未定	中学卒業後	未定	翌年 同地域にて	翌年 同地域にて	都営住宅 当選時
住居の条 件 ^{※2}	①②	③④	②③	③④	③	②③	②	②④	①③④	

※1 下線の住居形態の内容を示す

※2 凡例：①施設との距離 ②母親の事情 ③子どもの事情 ④住居の物理的空間

このように、母子世帯は施設を退所するにあたり、施設から徒歩圏あるいは自転車圏、小学校区程度の生活圏内で生活環境を変えないようにすることを重視し、住居を選択している傾向が認められた。

民間賃貸住宅に居住している e~i の住居の間取りは図 4-4-1 のとおりである。2人世帯の最低居住面積水準は 30m² であり、h は水準未滿、その他の世帯もわずかに超える程度といえる。都市部の民間賃貸住宅に居住する場合、おおよそこのような住居が限度に近いという実態の一部を確認したと同時に、今後教育費などの負担が増大する中、子どもの成育を考慮した広さのある住居を確保することは容易でないことが推察される。

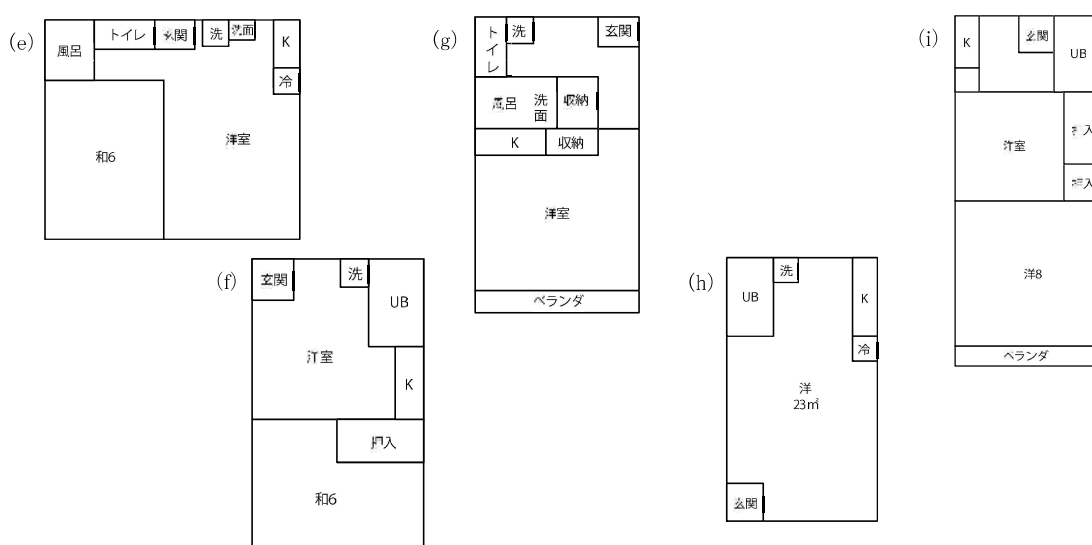


図 4-4-1 民間賃貸住宅に居住している母子世帯の住居

(4) シェア居住

シェア居住への興味をたずねた結果を表 4-4-2 に示す。b 及び e はシェア居住を非常に肯定的に捉えており、家賃が抑えられる点や高齢者となれば日常生活や子育てへの援助になることを期待している。a, c, d は、ある程度条件などはありつつもメリットもあるのではないかといい少し興味を抱いている様子がわかる。f, g, h, i は、否定ではないが自分は避けたいといった内容の意見であった。

母子世帯は公営住宅、並びに十分な広さのある民間賃貸住宅を確保することが難しい中で、他人とシェア居住をして家賃を抑えて、時には同じ居住者から生活の援助を受けながら暮らすという住まい方について、一部の退所世帯は肯定的であり、また完全否定した世帯はなかった。したがって、シェア居住は住宅に困窮している母子世帯にとって住まい方の一つになりうる可能性があることが示唆された。

表 4-4-2 シェア居住への意見

a	<ul style="list-style-type: none"> ・興味はあり絶対に嫌ではない、入居資格のテストをするというような条件が整えば考えられる ・家賃を抑えられるという点ではよい ・一緒に住む人とお互いをある程度理解する時間が欲しい ・どこまで共有でよいかは住んでみなければわからないが、プライベートを確保し約束事を守りながら同じ場所に居られる人が条件
b	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と同居し家賃が安くなるのであれば住んでみたい →信頼関係がないと難しいが、福祉職なので高齢者のことはよくわかり世話もできると思う →高齢者の経験値から教えてもらうことは子どもの財産になり、そういう人と触れ合えるのはいい
c	<ul style="list-style-type: none"> ・働いていない人とは生活ペースや事情が異なり、働いている人とは子どもの世話もできない、皆様々な事情があるため難しい ・仕事をしていない人同士であればよいのかもしれない ・高齢者とであれば可能性はあると思う
d	<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度のルールの中で生活に縛られるのはあまり望まない ・デメリットの方が大きいと思うが大丈夫な人は子どももみてくれるのであればした方がいい、世代の違う人と接するのは知識も増えていい面もある
e	高齢者とのシェアはとても興味がある、大人の目があると安心感が違う
f	頼れる人がいなくて一人で不安を抱える人にはいいと思う、他の人の存在で頑張れる人はいると思う
g	一緒に暮らす人が嫌でない人にはいいと思うが、高齢者は孤独死もあるので自分は難しい
h	人と関わるのが好きな人はいいと思う、自分はほとんど頭の中は仕事で余裕がなく仕事が終わらずに家で仕事をしていることもあるので難しい
i	悪くはないが相性による、親と子で家主と過ごす時間もちがう

(5) ヒアリング結果詳細

表 4-4-3 に、母子世帯 a から i のヒアリング結果詳細を記載する。

表 4-4-3 各母子世帯の生活実態の詳細

a		
退所時期	2014年	
期間	2年4ヶ月	
入所前の居住地	他区市	
退所理由	入所年限	
年代	40代、子ども幼児	
就 労	最終学歴	4大中退
	現在の職業	デザイン系
	就業時期	最近
	雇用形態	パート
	勤務形態	日勤
	勤務日数	週4日(9時~17時)
	通勤距離	自転車で通勤可能な範囲
勤務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・元々週5日勤務だったが自分の時間を持てなかったため日数を減らした、子どもを誰かがみてくれて家事を自分のペースでできるといい ・自由に勤められる職場だが、より時給が良く金銭的に余裕ができれば働く時間をあと1時間減らしたい ・キャリアアップ希望、自分で現在の会社に所属しながらデザインの仕事をとれるようになることが目標 	
子 育 て	養育費 その他	無
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが小さいほどリフレッシュ保育のようなものが自治体にあるといい →家族の支援が少なく仕事と家事で自分の時間を持ってない →以前住んでいた自治体では予約制でこのような支援制度を利用していたが700円/時ほどするため、ひとり親家庭や経済的に大変な家庭には少し安くしてほしい

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

住居	場所・住居形態	(入所中)
	建物の種類	都営住宅応募中
	保証人	おそらく母親(都営住宅当選の場合)
	家賃	都営住宅応募中
	間取り・広さ	都営住宅応募中
	築年数など	都営住宅応募中
	施設との距離	施設から自転車で5分程度の自治体内の都営住宅を希望
	選択条件	<ul style="list-style-type: none"> ・今と同じ通勤距離くらいの都営住宅を希望 ・自治体内の行政サービスに慣れていて子育て支援サービスが手厚いと噂で耳にするため自治体内に留まる ・都営住宅でも民間賃貸住宅でも、なるべく冒険はせずにこの住み慣れた地域で施設近くの安い物件 ・子どもが環境に慣れるのに時間がかかるため保育所を変えたくない
	探し方	都営住宅の応募は施設職員に教えてもらい申し込みつつ、民間賃貸住宅は自力で探す
	その他	
住み替え予定	都営住宅応募中	
課題		
居住歴	<p>他区市の古い一軒家で生まれた</p> <p>↓</p> <p>中学生の時に両親が離婚し母と集合住宅に引っ越した</p> <p>↓</p> <p>近所で2回ほど引っ越して20代前半まで母と暮らした</p> <p>↓</p> <p>都内で一人暮らし(14㎡程度)</p> <p>↓</p> <p>数回引っ越した(1部屋増えたくらい)</p> <p>↓</p> <p>母が都内にマンションを購入し、そこに10年以上男性と住んだ(1DKの30㎡程度)</p> <p>↓</p> <p>母子生活支援施設</p>	
シェア居住	<ul style="list-style-type: none"> ・興味はあり絶対に嫌ではない、入居資格のテストをするというような条件が整えば考えられる ・家賃を抑えられるという点ではよい ・一緒に住む人とお互いある程度理解する時間が欲しい ・どこまで共有でよいかは住んでみなければわからないが、プライベートを確保し約束事を守りながら同じ場所に居られる人が条件 	
退所後の施設との繋がり	入所中	
地域に求める支援	子どもがもう少し大きくなったら、子ども食堂など地域に子どもを預かってくれる場所があれば利用したい	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭的な問題が大きい、ある程度お金があれば解決できると思う ・夫に黙って家を出てきたため、娘を父親と今後どう会わせるか考えなければならない、今はまだ難しい ・施設には、年に1度「母の日リフレッシュ保育デー」があり、子どもを職員の方にあずかってもらい自由に過ごせる日がある 	

b		
退所時期	2014年	
期間	2年	
入所前の居住地	他区市	
退所理由	戸建住宅が見つかり押さえている(同居予定の息子の事情によって引っ越し時期を決める)	
年代	50代、子ども(孫)幼児 ※20歳の息子がいる(一人暮らし、アルバイト)	
就労	最終学歴	高校中退
	現在の職業	福祉系(元々専業主婦が長く、以前は喫茶店、病院、保険会社など様々な非正規の仕事をしていた)
	就業時期	入所中～現在
	雇用形態	パート
	勤務形態	シフト勤務 ※夜勤なし
	勤務日数	19日～20日/月、150～160時間/月、土日祝日も出勤あり
	通勤距離	徒歩圏内、引っ越すと電車利用で約45分
勤務状況	入所前に職業訓練校で資格を取得し就職	
子育て	養育費	無
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども(孫)を土曜も保育所に預け、祝日は施設職員に預け、仕事柄丸一週間子どもを預けることもある ・仕事が平日に休みの場合は、あえて保育所を休み子ども(孫)と2人で過ごすこともある

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・退所し引っ越すと子ども（孫）が電車通園に耐えられるのか、ストレス具合によっては新居近辺で介護職を探し保育所も変える ・子ども（孫）をみながら、働き家のこともするのは難しい
住居	場所・住居形態	施設のある隣の自治体・民間賃貸住宅
	建物の種類	戸建住宅（予定）
	保証人	知人（予定）
	家賃	80,000円（名義は息子）
	間取り・広さ	3DK程度、玄関を開けたらすぐ細長い台所、2階は襖や壁紙が改修されているんだけど1階はきれいに改装されている
	築年数など	40年以上
	施設との距離	電車を利用し約45分
	選択条件	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅（子どもの声や足音や楽器の音の苦情のため、地域の人に子どもを理解してもらえず民間賃貸アパートを出なければならなかった経験あり） ・中学卒業まで同じ学区内であること ・自分の収入のみならば家賃は5万が限度
	探し方	入居予定の住宅は偶然通りがかりに見つけた
	その他	職場も保育所も施設近くのためこの近辺に住みたいが、安い戸建住宅がなかった
	住み替え予定	一つの目途は孫の中学卒業以降
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺は都営住宅がほぼない、都営住宅は2人世帯向けの募集が少ない →施設に入ってからすぐ応募しているがずっと落選、以前は地域を選ばなければ入居しやすい状態だったが今は2人世帯となると限られる ・戸建住宅の引っ越しが保留 →息子と同居する前提で戸建住宅を押さえて、家賃と引っ越し代は息子が支払う予定 →息子と同居となると子ども手当などが息子の収入に応じて削られる →施設職員や自治体の相談員は家賃を心配し、息子にきちんと確認したいということで保留されている
居住歴	<p>他県の田舎の持ち家の戸建住宅で近くに叔母夫婦が住んでいた、本家と別家の地域（祖母、両親、兄妹）で街の人が全世帯を知っているような田舎町</p> <p>↓</p> <p>関西で15～6年持ち家で暮らす（結婚、出産）</p> <p>↓</p> <p>都営住宅</p> <p>↓</p> <p>他区市の民間賃貸アパート</p> <p>↓</p> <p>母子生活支援施設</p> <p>↓</p> <p>他区市の民間賃貸戸建住宅（予定）</p>	
シェア居住	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と同居し家賃が安くなるのであれば住んでみたい →信頼関係がないと難しいが、介護職なので高齢者のことはよくわかり世話もできると思う →高齢者の経験値から教えてもらうことは子どもの財産になり、そういう人と触れ合えるのはいい 	
退所後の施設との繋がり	入所中	
地域に求める支援	子ども（孫）は私から離れようとしないう、職場でも家庭でも一人の時間がないため誰かにみてもらえたらと思う、月に2回だけでも精神的に全然違う	
その他	子ども（孫）には両親ともいない 何かあった時に、自分の現在の収入で以前のように全て抱えて生活することは難しい	

c	
退所時期	2014年
期間	6ヶ月
入所前の居住地	他区市
退所理由	<p>生活の自立 →逃げてきた身で精神的にはもっと施設にいたかったが、正社員で年取があり離婚も成立し生活が整っているという理由で、住んでいた自治体の福祉事務所の女性相談員から援助対象ではないとして、入所3ヶ月目くらいから退所を催促された</p>
年齢	母親40代、子ども小学生2人
最終学歴	4大卒
現在の職業	金融系
就業時期	大学卒業後～現在
雇用形態	正社員
勤務形態	日勤

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

	勤務日数	週5日
	通勤距離	電車で1駅、自転車でもすぐ近く
	勤務状況	残業が多く、8時～21、22時の激務になる時期や地方への出張もあるが、マンションの残債や子どもの学費のため仕事の制限をするのは難しい
子育て	養育費	無
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」は離婚後2年間という利用条件がある →毎月ほぼ最大回数(1日8時間、月12回)利用しているが、もうすぐ2年が経ちサポートを受けられなくなるので不安 ・自治体HPには子育て支援サービスの利用料の詳細がはっきり示されていない →前の自治体ではサービス時間超過分も支払うと利用料は月2～3万円かかっていた →今の自治体では利用料は無料で、無料と知っていれば最初から住んでいたかもしれないがその情報はHP上にはなかった ・「ファミリーサポート制度」の利用料が一般家庭と同じ(750円/時) →母子家庭には少しでも安くしてほしい →利用料を考えると、ファミリーサポート制度を利用せずに母親と一緒に住み子どもの面倒をみてもらうことも考えている ・子どもの塾や習い事などに制限が出てしまう →大学も私立には行かせられない
住居	場所・住居形態	施設と同じ自治体・UR賃貸住宅(2LDKの62㎡程度) ↓ 施設のある隣の同じ自治体・都民住宅
	建物の種類	マンション
	保証人	弟
	家賃	約90,000円 ※家賃補助55,000円のため実質負担は4万円程度
	間取り・広さ	2DK・57㎡程度
	築年数など	
	施設との距離	自宅から徒歩10分くらいで、サポートを受けられる距離(自治体は異なる)
	選択条件	子どもが風邪をひいた時など大変で、残業も多いため、職場近くの住居を選んだ(職場から自転車で5分)
	探し方	
	その他	子どもの通学は以前より遠くなった(私立と国立の小学校)
	住み替え予定	住宅ローンの返済を終えれば考えたいが、しばらくは今の住居に暮らす
住居	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を退所する手持ちの資金がなかった →逃げてきたため、年収という額面はあっても子どもの学費の支払いなどもあり手持ちの資金がなく、なかなか引越し資金を準備できなかった →引越しのあらゆる支援制度を2ヶ月探し東京都から転居資金23万円を借りられると聞いたが、申請に時間がかかるとわかり利用できなかった ・退所したくても住める住居に限られる →収入があったため、都営住宅は対象外、生活保護も対象外だった →住んでいた分譲マンションが売れるまで財産があるという理由で都民住宅にも入居できなかった(残債の支払いは自分が100%になってしまった) →なんとかUR賃貸住宅に入居し、分譲マンションが売れて都民住宅に入居した ・民間賃貸住宅の家賃が高い →同じ自治体で同じ間取りの民間賃貸住宅は家賃が10万以上する ・DVで避難してきた中間層のためのセーフティーネットがない →多少大変でも仕事を頑張ればそれなりの収入のある中間層は、収入がある事で受けられない支援がたくさんあり、真面目な人が損をしている気分 →1年間でもいいので他の人と同じような支援を受けたい →都営住宅も生活保護も対象外、さらに住宅手当がない場合や負債や分譲住宅のローンを抱えている場合は、支援を受けられない中でお金がなく退所が大変
	居住歴	<p>他区市で生まれマンションに4人家族で住む</p> <p>↓</p> <p>他県で店舗併用住宅、2～3階が居住スペースで4LDKに中学3年～社会人2年目まで住む</p> <p>↓</p> <p>元夫と同棲(3LDKのマンション)</p> <p>↓</p> <p>結婚し分譲マンションを購入(月12～3万)</p> <p>↓</p>

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

	母子生活支援施設 ↓ UR賃貸住宅 ↓ 都民住宅
シェア居住	<ul style="list-style-type: none"> ・働いていない人とは生活ペースや事情が異なり、働いている人とは子どもの世話もできない、皆様な事情があるため難しい ・仕事をしていない人同士であればよいのかもしれない ・高齢者とであれば可能性はあると思う
退所後の施設との繋がり	<ul style="list-style-type: none"> ・施設から季節の変わり目に連絡をもらうが、近いため自分から行くこともよくある ・子どもも施設の職員に駅でたまたま会うことがあり、今も職員の顔ぶれが変わっていないので自分も子どもも非常に心の拠り所になっている ・夏休みの出張の際に併設のトワイライトステイを利用し助かった
地域に求める支援	子ども食堂など利用したいが、週1回でも足りない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンの残債を支払いながら生活し、現在も支払い続けている ・仕事をしているので残債は完済できる見通しがあるが、住宅ローンの呪縛から開放され全部きれいになった離婚劇の最終段階が、精神的には本当のこれからの再スタートになると思う。 ・離婚して2年施設を出て1年少し経っても、離婚して精神的に辛く、精神的にも自宅で抱えるものがまだある ・周りの就学前の子どもがいる母親は施設での生活を忘れさせたく、施設から離れた地域に出たいという人が周りは多い。 ・入所時は併設の学童やトワイライトステイを利用し、トワイライトステイ後は施設で24時間大人の目があり子どもの様子をみてくれて有り難かった ・離婚ですさんでいたが施設の職員は皆温かく精神的に助かった、施設での半年がなければ今普通に働いていないので本当に感謝 ・入所時に子どもは自分には元夫のことを話さないが心を許した職員には話すことがあったようで、特別な感情があるようだ

d		
退所時期	2014年	
入所前の居住地	他区市	
退所理由	入所期限を迎えた	
年代	母親30代、子ども中学生1人、小学生2人	
就労	最終学歴	高卒
	現在の職業	医療系
	就業時期	長女が2、3歳の時から働き始め、10年以上同じ仕事をしている
	雇用形態	パート（非常勤公務員）
	勤務形態	日勤
	勤務日数	週5日
	通勤距離	
勤務状況	ゆくゆくは看護師になることを目標に勉強しながら仕事をしている 看護師の学校をまず受験しなければいけない、母子の支援制度を利用して通う予定	
子育て	養育費	有（年に数回面会をした場合のみ）・無
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事上夜遅くなるため施設のトワイライトステイをよく利用していた、送迎と夕飯があるので有り難い ・義理の両親と同居していた時、長女は祖母に裁縫を教わり得意になり、学童に行っていなかったため読み聞かせなどもしてもらって助かる部分があった ・仕事は公務員のため安定しているが、子どもが病気の時は休まなければいけない（誰しも抱える問題だが）
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・以前は施設で病児保育をしてもらっていたが今はない →NPO法人の病児保育に登録した →ひとり親だと安く月の初回は無料で利用できるため、休みが長引くようであれば1日利用し1日仕事を休むなどしている
住居	場所・住居形態	施設と同じ自治体・民間賃貸住宅 ↓ 施設と同じ自治体・公営住宅
	建物の種類	アパート（1階部分、全4世帯） ※以前
	保証人	母親（民間アパートも都営住宅も）

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

	家賃	72,000円 ※以前
	間取り・広さ	
	築年数など	築30年前後、木造、駅近、武蔵台地域、大家さんが隣に住んでいた ※以前 → 築30年弱、隣の壁も薄い
	施設との距離	徒歩圏内
	選択条件	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学区内 → 当選しやすい他学区の都営住宅にも申し込もうとしたが、広域避難でこれまで長女が5回ほど転校していたため今ある環境で落ち着いた生活を送れること ・4人家族に狭すぎないこと ・何回も避難を繰り返し、やはり住む場所は大事だと思い住まいを一番に考えていた
	探し方	入所中には都営住宅に当選せず、学区内の民間アパートに暮らしていた時の応募(3回目)で当選した
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・施設から都営住宅に帰る道が暗くて怖いと子どもが言っているため、現在はトワイライト利用登録をせず下の子ども2人は家で過ごすことにしている ・施設で知り合った何人かと仲良くなり、みな同じ学区内で近所に住み子どもの年齢や性別も一緒のため、協力しながら子どもを育てている
	住み替え予定	経済的に余裕が持てれば、子どもも大きくなっているので住居も変わっていいと思うが、今のところは考えていない
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが1人の世帯はなかなか都営住宅に当たらず、結局民間アパートに住み夜遅くまで働いている人も周りにたくさんいる ・自分の部屋や寝る場所がなくリビングや子どもの部屋で寝ているため、自分のスペースが欲しい
住居	居住歴	<p>他県の市営住宅</p> <p>↓</p> <p>同じ自治体の貸家(小6まで)</p> <p>↓</p> <p>同じ自治体に中学生の時に戸建を建てた</p> <p>↓</p> <p>高校卒業後に妊娠がわかり結婚、最初東京に住んだが転職で隣接県など転々とし2年同じところに住んだことはない、どれも2DKのアパートくらい</p> <p>その後旦那の実家で義理の両親と2階建ての家で2年半ほど同居</p> <p>↓</p> <p>保護につながりシェルターにも入った(何度かいろいろ転々としている)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身1つで長女のランドセルと着替えを持って逃げた ・1Kで冷蔵庫や布団があった(4人で6畳くらい、8ヶ月くらいいた) <p>↓</p> <p>母子生活支援施設</p> <p>↓</p> <p>民間アパート</p> <p>↓</p> <p>都営住宅(今が一番落ち着いた生活を送れている)</p>
	シェア居住	<ul style="list-style-type: none"> ・ある程度のルールの中で生活に縛られるのはあまり望まない ・デメリットの方が大きいと思うが大丈夫な人は子どももみてくれるのであればした方がいい、世代の違う人と接するのは知識も増えていい面もある
	退所後の施設との繋がり	自分からコンタクトすることはないが、施設の担当者からは夏休みや退所者の集いの案内ハガキなどは届く
	地域に求める支援	<ul style="list-style-type: none"> ・周りが中2の夏頃から塾に通い始めるが経済的に余裕がない → 他自治体にボランティアの無料の学習支援の塾(おにぎりなど軽食も出る)に見学に行く → このような支援は自分で調べた限り自治体内にはなかったため、親が帰って来るまで勉強もみてくれて軽食も出してくれるような支援があればいい → 子どもが1人の場合は留守番をさせるのは心配だと思う <p>・学童では土曜は預かってくれるが日曜と祝日は子どもを預かってもらえるところがない</p> <p>→ 預けられるところが近所にあつたらいい、一人で育てていると土日祝日も仕事をできれば経済的に今より楽になると思う</p>
	その他	両親も離婚している

e	
退所時期	2014年
入所前の居住地	他区市
退所理由	生活の自立 → 自治体の相談員から施設に長くは住めないということで退所せざるを得なかった
年代	母親30代、小学生
最終学歴	高卒

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

就 労	現在の職業	福祉系
	就業時期	20歳の頃から現職で、現在の職場は勤続9年目
	雇用形態	正社員
	勤務形態	日勤
	勤務日数	週5日（人数が少ないため週6日の場合あり）
	通勤距離	自転車で30分程度
	勤務状況	入所期間に看護学校に行こうと思っていたが、仕事をしながらの勉強では難しく3年間施設に居させてもらって目指していたものの行けなかった
	養育費	無
子 育 て	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・近所に住む同僚の奥さん（親世代の年齢）が何かあった時に子どもをみてくれて助かっている ・仕事が遅くなる時は、現在も子ども家庭支援センターのトワイライトステイを利用している
	課題	<p>実家が遠方のため、一人では保育所のお迎えや発熱などの緊急時にすぐ駆けつけられない</p> <ul style="list-style-type: none"> →ファミリーサポート制度は事前予約制のため急な対応がない →病児保育は体調がある程度状態でないといけないと受け入れてもらえない <p>小学生になると長期休暇、土曜、振替休日などに子どもを預けられる場所が身近にない</p> <ul style="list-style-type: none"> →保育所の休暇は年末年始くらいで祝日以外は土曜も入れて週6回でも預けられた →子ども家庭支援センターは祝日は閉まる、学童も夏休みはお盆や祝日は閉まる →子どもが家で1人で過ごすのは怖かったため、夏休みは遠方の実家に20日間子どもを預け、冬休みは知人や互いに協力できる友人に預け預かって頂いた
	場所・住居形態	施設と同じ自治体・民間賃貸住宅 ↓ 施設と同じ自治体・民間賃貸住宅
住 居	建物の種類	アパート（2階部分/全4世帯）
	保証人	保証会社→更新時に父親に変更
	家賃	55,000円
	間取り・広さ	1DK・30㎡
	築年数など	築35年前後、木造、小奇麗、室内洗濯機置場がなく無理やり室内に置いている
	施設との距離	子どもでも通える距離
	選択条件	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃は65,000円が限度 ・子どもが普通に徒歩で友達と通学できる範囲 ・施設に隣接する子ども家庭支援センターの子育て支援を利用しやすい範囲
	探し方	<ul style="list-style-type: none"> ・最初・・・施設の保育の先生が住んでいるアパートの空き住戸を紹介してもらった ・現在・・・子どもを学校まで車で送迎中にたまたま見つけた
	その他	<p>最初の民間賃貸アパート（期間は2年間、低家賃、8畳1間、ベランダなし、保証人は父親）</p> <ul style="list-style-type: none"> →施設と小学校から離れていたため車で子どもの送迎をしていた →仕事で夜遅くなると夜10時に子ども家庭支援センターに子どもを迎えに行き帰宅する生活だった
	住み替え予定	通学できる距離にいたいので中学卒業までは住み続ける
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・都営住宅の2人世帯の募集住戸が少ない、特に施設近隣は少ない →毎年申し込んでいるが施設近隣はとてつもない、多子世帯の方が当選している人が多く支援も多い →他区市の方が当選しやすいが、子ども家庭支援センターの子育て支援を利用したいので自治体内の都営住宅を希望する →施設から遠い民間賃貸アパートは安い、子育て支援を利用しにくい <ul style="list-style-type: none"> ・都営住宅に住む人と生活の差が出る →あと1部屋増やしたいが給料的に難しく、 →夜10時までの子育て支援を利用できないと厳しかったため、施設近隣の民間賃貸アパートを借りた →五千円でも一万円でも家賃の支援があると精神的に全然違う、部屋が1つ増えるかもしれない、周りの都営住宅の子どもは自分の部屋を持っている →正社員でなく都営住宅に当たって、手当をもらい養育費ももらえる人とは生活が全然違う →住居も受けられる支援も違うため、塾も習い事も行かせられる家庭もあれば、自分のように極端に行かせられずに悩む家庭もある。 <ul style="list-style-type: none"> ・住居が一番お金がかかる、住むところも安定して経済的にも安定していることが母子にはとても重要 →現在の自治体は家賃が高く施設周辺はアパートが少なく、収入的にも物理的にも施設近くにはなかなか住めない ・手当を貰えるかのボーダーラインにいる母子家庭への支援がほしい →収入的に手当を貰えなくなるかギリギリで母子扶養手当は貰えないくらいの水準だが、これから子どもも中学校にも進み出費も多い →ボーダーラインを少しでも超えると税金も控除も手当もなくなり、医療費も水道代などかかる費用が増えたという人の話も聞く →家賃も全部負担で母子の減免も外れると、未だにどうやって生活していけばいいのか、非常勤で手当をもらった方が生活が安定するのかと考えてしまう 	

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

		→子どもを育てながら将来的に普通の家庭並にしてあげるには、どのような働き方が賢いのか、仕事をセーブせずに働かないで手当をもらえばいいという人もいる
住居	居住歴	他県で生まれた ↓ 東京で6年間一人暮らし ↓ 結婚して前旦那の家に住む ↓ 他区市に引っ越した（子どもがおなかにいる時～生まれた時、旦那もいた） ↓ 母子生活支援施設 ↓ 民間賃貸アパート ↓ 民間賃貸アパート（現在）
	シェア居住	高齢者とのシェアはとても興味がある、大人の目があると安心感が違う
	退所後の施設との繋がり	子育て支援で度々トワイライトステイなどを利用している
	地域に求める支援	実家が遠方子育て支援で度々トワイライトステイなどを利用しているの他県のため何をすることも自分しかいないため、近くに大人のサポートがあるとありがたい
	その他	もう少しきちんとした生活の形で住居を構えて退所したかった

f		
	退所時期	2014年
	入所前の居住地	他県
	退所理由	生活の自立 →施設からは慌てなくてよいと言われたが、自治体担当者から仕事を始めて生活が安定したため退所するよう催促され、就職して1年以内に退所
	年代	母親20代、子ども幼児
就労	最終学歴	高卒
	現在の職業	一般事務（以前は別の事務職）
	就業時期	入所中から
	雇用形態	パート
	勤務形態	日勤
	勤務日数	週5日（9時～17時半）
	通勤距離	自転車で通勤可能な範囲
	勤務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの通院と療育支援で月に1、2回定期的に休まなければならない、正社員では休みが取りにくいいためパート勤務 ・会社は従業員が少ないため一人の仕事量が多く、勤務時間も実質正社員と同じ ・環境が変わると働くのも難しくなりそうなので現状を最低限キープしたいが、できれば在宅勤務をしたい ・入所中にMOSを取得
子育て	養育費	無
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・病院と自治体職員の連携で子ども家庭支援センターに繋いでもらい、無料で子どもの療育支援を受けている ・子どもの入学先が支援学校または小学校か決まっていない
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・病後に子どもをみてくれる人がいない、近くに家族も住んでいない →入所中は子どもの容態が良好であれば職員にみてもらえたが、現在は治りかけでは保育所に預けられない →退所してからは環境の変化で子どもが熱を出しやすく、仕方なく度々休みをもらっていた ・未婚の母子家庭への支援 →自治体に離婚未婚に関わらない支援をする動きがあるものの、未だに離婚との差異がある →生活状況は離婚も未婚も変わらないのに、未婚は確定申告などで扶養控除がなく、離婚は場合によっては養育費ももらえる
住居	場所・住居形態	施設と同じ自治体・民間賃貸住宅
	建物の種類	アパート（2階部分/全4世帯）
	保証人	保証会社
	家賃	62,000円（家賃60,000円、共益費2000円）
	間取り・広さ	1DK
	築年数など	入居時点で約35年、木造、ユニットバス、ベランダなし、外壁にひび
	施設との距離	徒歩5分

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

	選択条件	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所に近く、職場も電車通勤でない範囲 ・子どもの療育支援を受けられること
	探し方	
	その他	現在の家賃と広さの物件はほぼ他にない、現在より狭いと子連れ不可になる
	住み替え予定	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体から指定されている小学校が近いため、小学校であれば引っ越しは避けたい ・支援学校であれば他自治体になるので状況によって引っ越しも検討している ・引っ越し場合にまた引っ越し資金を貯めなければならない
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・母子が住むアパートがほしい <ul style="list-style-type: none"> →母子専用の住宅の方が子どもが騒いでも理解がある →民間賃貸住宅は子連れ可否が気になる、一人世帯の多い住宅では気を遣う ・都営住宅に当選せず民間賃貸住宅に住まざるを得ない場合の補助金などがほしい <ul style="list-style-type: none"> →現在の自治体は都営住宅が少ないため当選はかなり難しい、これまで2、3回は応募したが自分も周りも当選しない →もう少し家賃が安ければ子どものためにも余裕ができるかもしれないが、給料と手当では子どものために何も使えない ・自治体の支援の詳細な情報がわからない <ul style="list-style-type: none"> →近隣の自治体の方が都営住宅が多く民間賃貸住宅の家賃も安いので引っ越しも考えたが、現在と同様の支援があるかわからず同じ地域で民間賃貸住宅を探した →自治体HPには支援について詳しく載っていないため情報を得られない、仕事で昼間に自治体へ問い合わせることもできず調べることも難しい
住居	居住歴	<p>他県の2階建ての古いアパート（両親と兄弟）</p> <p>↓</p> <p>両親が離婚し2階建てのきれいなアパート（母親と兄弟）</p> <p>↓</p> <p>母親が再婚し家族でマンション暮らし</p> <p>↓</p> <p>親がマンション近くに戸建住宅を購入（現在の実家）</p> <p>↓</p> <p>社宅に兄弟で住む</p> <p>↓</p> <p>実家に戻る</p> <p>↓</p> <p>実家近くの1Rで一人暮らし（妊娠）</p> <p>↓</p> <p>病院のケアマネの勧めで、子育てに専念するためのシェルターのような生活保護を受給し母子を支援する施設</p> <p>↓</p> <p>子どもが生後入院し定期的な面会が必要だったため、生活保護受給者の支援寮</p> <p>↓</p> <p>母子生活支援施設</p> <p>↓</p> <p>民間賃貸住宅</p>
	シェア居住	頼れる人がいなくて一人で不安を抱える人はいいと思う、他の人の存在で頑張れる人はいると思う
	退所後の施設との繋がり	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回カウンセリングの先生に話を聞いてもらいに行く ・自分だけでは視野が狭くなりがちなキャリアアップのことを聞く ・世間話できる人がいないため、施設に行くときずっと職員と世間話をしている
	地域に求める支援	<ul style="list-style-type: none"> ・常に子どもと1対1になるため、人によっては話し相手や話を聞いてくれる人がいてほしいと思う ・退所後は地域との関わりなく町内会にも入っていない、保育所の友人とは繋がりがある、実家にいた頃は知らない人とたくさん話していた ・施設職員に子ども食堂を勧められたが予約制のためなかなか踏み出せない、職員から聞かなければ知らなかったのもっと支援の情報を発信してほしい
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・病院のケアマネがいなければ今どうなっていたかわからない、自分に必要な支援をわかってくれる人が周りにいたため今がある ・大学に行きたかったがお金がなかった ・高校生で公務員試験を受けていた、その後も公務員を考えていたが子どもができたので受けられなくなった ・実家には二十歳直前で戻り、貯蓄で一人暮らし先を決めて引っ越した

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

g		
退所時期	2015年	
入所前の居住地	他区市	
退所理由	2年経過したため →最初は2年を過ぎてもいいようなことを言われていたが急に出て行くように言われていた	
年代	母親30代、子ども幼児	
就労	最終学歴	高卒
	現在の職業	医療事務
	就業時期	入所してから職業訓練校に通い現在の仕事に就いた、元は契約社員
	雇用形態	パート
	勤務形態	日勤
	勤務日数	週5回 9時～18時
	通勤距離	自転車で10分くらいの距離
勤務状況	・医療事務は長く働ける職場と聞いて決めた ・フルタイムで働いているが社会保険がなく正社員もいない、有給休暇もないため転職しキャリアアップをしようかと考えている	
子育て	養育費	無
	その他	保育所の延長保育を利用している
課題	いっぱいいっぱい日々で子どもが風邪を引いて熱を出して休む時、面倒みしてくれる身内が近くにいない、何かあっても頼れる人がいない	
住居	場所・住居形態	施設と同じ自治体・民間賃貸住宅
	建物の種類	マンション（3階部分、3階建て）
	保証人	父親
	家賃	75,000円
	間取り・広さ	1Rの35㎡くらい
	築年数など	壁が薄い、洋室、築20年、1階が店舗、2、3階が居住スペース4世帯
	施設との距離	すぐ近く
	選択条件	子ども可で保育所が変わらない範囲
	探し方	2ヶ月ほどで見つかったが、安い家は子ども不可物件が多い
	その他	
	住み替え予定	現在の住まいは更新せず引越す予定 →入居者は皆単身者で一度子どもがうるさかったのか嫌がらせを受けて施設職員に来てもらったため、引越すか都営住宅に当たればと考えている →もう少し給料が上がったらもう少しいい住まいに住みたいが、できれば保育園を変わりたくないのこの地域で探す →家賃は10万以下
	課題	・母子家庭の人が入りやすい住居ができてほしい ・都営住宅に入りやすくしてほしい、3年くらい応募しているがかすりもしない、ずっと施設のある自治体で応募し母子割当でも当選しない →他地域の都営住宅は保育所に入れるかわからなかったため応募しなかったが、3歳を超えると入りやすいと聞いたため他地域に出ようかとも思う
	居住歴	他県で生まれた（一軒家の持ち家） ↓ 転勤でまた他県へ（少し公営住宅に入り、その後一軒家の貸家） ↓ 転勤で高校生の間は自分だけ下宿（高校入りたてだったため下宿が残った）、両親と妹は東京のマンションへ ↓ 高校卒業後、上京と同時に都内URへ（実家） ↓ 近くのマンション（現在の実家） ↓ 母子生活支援施設 ↓ 民間アパート
シェア居住	一緒に暮らす人が嫌でない人にはいいと思うが、高齢者は孤独死もあるので自分は難しい	
退所後の施設との繋がり		
地域に求める支援		
その他	収入は月22日間働けば手取りで19万くらいになる	

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

h		
退所時期	2011年	
入所前の居住地	同区市	
退所理由	生活の自立	
年代	30代、子ども小学生	
就労	最終学歴	高卒
	現在の職業	卸業者の事務
	就業時期	出産後から
	雇用形態	パート
	勤務形態	日勤
	勤務日数	週5回 9時～17時
	通勤距離	自宅近く
	勤務状況	・仕事はすんなり決まった ・仕事を辞めるのが相当難しい、人が来ないうえ引き継げる人が誰もいない
子育て	養育費	無
	その他	子どもには鍵を持たせているが、暗い部屋に帰るのが嫌だと言って家に入らずに自分が帰るのを玄関先で待っている
住居	課題	・施設にいれば何かあっても職員がすぐに子どもをみてくれて、保育所の時は申し訳ないが昼に急にスポット利用でも対応して許してくれた ・ファミリーサポートは事前予約が必要で年末は仕事予定がわかるため利用できるが、今日預かってほしいという時にできなくて厳しかった ・保育所は夜7時15分まで預かってもらえるが、学童は夜6時までのため預けられる時間が1時間短くなった →保育所は7時半から受け入れてくれたが、小学校が休みで学童に行く時は早くて9時 →早く帰るために朝早く仕事に行きたいが、9時からでは子どもが1年生の時は大変だった
	場所・住居形態	施設と同じ自治体・民間賃貸住宅
	建物の種類	アパート（1階部分、全4世帯?）
	保証人	保証会社と母親（親がちょうど無職だったため）
	家賃	56,000円、最初の子算より安い
	間取り・広さ	1Rでフローリング23㎡
	築年数など	線路沿い、築20年前後、収納もない、2階建ての1階部分、鉄骨造
	施設との距離	徒歩圏内
	選択条件	駅近、保育所の近く、家賃6万円程度で木造以外
	探し方	・都営住宅は入所中も退所後も何回も申し込んでいたが当たらず、子どもが小学校に入学したため申し込むのをやめた →最初は子どもの病院通いがあったため他の地域に応募していた ・不動産2、3件目ですぐに決まった
	その他	・帰りが夜遅いと19時半過ぎになり子どもが1人で待っている、土曜は学童が5時まででテレビを見ながらおとなしく待っている ・丸一日子どもといるのは日曜のみ ・保育所の時は半日保育所で家でも寝ている時間があるため、現在はその頃より子ども話して過ごす時間が増えた
	住み替え予定	子どもが大きくなって狭くなったため、来年は更新せずに引っ越し予定 →最低27㎡、子どもが中学校にあがることを見越しているのと近くで広ければばらくそこにいる、今の家賃は予算より安いので今より少し高くてもよい
	課題	5年前に引っ越した時、自治体の家賃補助制度があったが㎡数が基準に達せず利用できなかった
	居住歴	他県で生まれた ↓ 市営住宅を借りていた（社会人の初めまで） ↓ 東京のウイークリーマンションが発祥で、地方を転々として東京に戻った ↓ 民間のシェルター ↓ 他区市のミッション系のシェルターのような施設に入り、子どもが生まれて1ヶ月検診をして大丈夫という判断だったため施設を出た ↓ 母子生活支援施設 ↓ 現在
	シェア居住	人と関わるのが好きな人はいいと思う、自分はほとんど頭の中は仕事で余裕がなく仕事が終わらずに家で仕事をしていることもあるので難しい

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

退所後の施設との繋がり	貰い物のおすそ分けや都営住宅の申し込みについて連絡が来る際に行く
地域に求める支援	子どもが学校から帰ってきてそのままいてもいいような場所があればいい

i		
退所時期	2016年	
入所前の居住地	他区市	
退所理由	長期間の入所 → 病気があったため長く居させてもらい懸命に働いたが、病気がなく生活保護で長く入所している人に不慣れな思いをしたため退所しようと思った	
年代	30代、子ども小学生	
最終学歴	大卒	
現在の職業	無職（サービス業を先日退職）	
就業時期	大卒後に正社員でサービス業に就く → 結婚出産を機に退職 → 施設入所中に同業種でパート勤務（1度転職）	
雇用形態	パート	
勤務形態	日勤	
勤務日数	週5日	
通勤距離	電車通勤で40分程度	
勤務状況	<ul style="list-style-type: none"> 入所中に学生時代のサービス業のアルバイト経験からパートに就けたが、子どもがよく高熱を出していたためパート勤務で毎日は勤められなかった 本当は今でもフルタイムで働きたいが、そのまま体調的にフルタイムで働けなくなった 転職後に貯金のため4年間週5日働いたところ難病になり、ドクターストップにより退職し現在は無職 	
子育て	養育費	無
	その他	入所後、子どもが2歳だったため保育所は倍率が高く決まるまで1年待った
	課題	
住居	場所・住居形態	施設と同じ自治体・民間賃貸住宅
	建物の種類	アパート（3階部分/全9世帯）
	保証人	父親
	家賃	60,000円
	間取り・広さ	2DK、30数m ² 程度
	築年数など	築40年程度、
	施設との距離	徒歩5分程度
	選択条件	<ul style="list-style-type: none"> 施設に近く2間あること、同自治体内の実家に近いこと 子どもが行きたい小学校の学区内で保育所の友人にも会えること 何かあった時に施設に子どもを預けて病院に行くことができる、両親が来るまでも施設に預けられる
	探し方	施設職員も探してくれたが、結局は自分で毎週不動産屋で探して1~2ヶ月で見つけた
	その他	実家に助けてもらうように甘えればよく、両親はゆくゆくは一緒に住もうと言ってくれているが、自営業で一緒に住めないこともわかっているため親に心配されないよう同居はしていない
	住み替え予定	都営住宅に当選したら転校して引っ越す
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 施設を退所したくても都営住宅に当選しない → 貯金をして民間賃貸住宅に住めるように働き続けた（その結果病気になる） 民間賃貸住宅は家賃の問題もあるが、子ども不可の物件が多い 生活保護世帯の方が支援をもらえて、もう少し良い家に住めている 子どもが2人いる世帯では都営住宅と区営住宅の両方当たった母子もいる
	居住歴	<p>都内で生まれた</p> <p>↓</p> <p>実家が戸建を購入し2~30歳まで住む</p> <p>↓</p> <p>都内の旦那の実家敷地内の祖父母の家に住む</p> <p>↓</p> <p>実家に帰る</p> <p>↓</p> <p>施設</p> <p>↓</p> <p>民間アパート</p>
シェア居住	悪くはないが相性による、親と子で家主と過ごす時間もちがう	
退所後の施設との繋がり	<ul style="list-style-type: none"> 入所中に部屋の一部を壊してしまい月1回修理代を支払いに行っている 難病を理解している職員がいて親しく話せる 子どもはたまに友達に会いに遊びに行っている 	
地域に求める支援	人間関係的なもので地域に頼りたくないかもしれない、アレルギーがあるため子ども食堂に誘われても行けない	
その他	今は貯蓄で生活しているが、難病もあるため生活保護の相談もしている	

4.4.2 課題と支援の要望

表 4-4-1、表 4-4-2、表 4-4-3、図 4-4-1 より、母子世帯が現在抱えている課題やこれまでに生じた課題、並びに支援の要望を、(1)住居、(2)子育てに分類し、表 4-4-4 にまとめた。

(1)住居

「都営住宅」及び「民間賃貸住宅」に分類できる。都営住宅については、2人世帯の募集住戸が少ない、施設近辺の都営住宅に住みたいがないといった課題が多く、民間賃貸住宅については、子ども不可の物件が多い、都営住宅に入居できない場合の家賃助成を少しでも欲しい、といった課題と要望があることが認められた。

公営住宅の現状については何度も言及しているが、都営住宅の2人世帯の募集住戸が少ないという課題が新たに明らかとなった。2011年の全国母子世帯等実態調査によると、ひとり親世帯の世帯人数は2人世帯が29.9%、3人世帯が33.3%とあまり差がない。一方で、2016年8月の東京都23区の都営住宅の募集（ポイント方式）において、全募集住戸1,245戸のうち55.7%が2人以上、33.7%が3人以上の世帯を対象とした住戸である。これは、2人世帯が5割強の住戸に限られる一方、3人世帯は合わせて約9割の住戸に応募できるという差があるといえる。2人世帯向けの住戸は、子どもが小さい3人世帯であれば広さに余裕があるため応募する場合もあると考えられ、また高齢者世帯の応募も少なくないと推察される。このように、母子2人世帯には公営住宅の応募と当選の両方に課題があることを具体的に確認できた。

(2)子育て

「子育て支援制度」、「周囲の協力」、「小学生の預け先」、「病児保育」、「地域」に分類できる。特に多い課題は子育て支援制度と周囲の協力である。東京都では「ひとり親家庭自立支援計画」において、ひとり親世帯の支援施策を定めており、28種類の子育て支援があるうち7種類はホームヘルプサービスなどひとり親世帯のみを対象とした支援である。

このような子育て支援制度が各自治体でも展開される中で、子育て支援制度については、自治体に問い合わせなければ具体的な情報を得られない、緊急時に利用したいが緊急時に対応した制度がない、周囲の協力については、身近に頼れる人がいないといった課題がみられる。小学生の預け先については、学童保育があるものの保育所と比べると開所時間が短いため、小学生になると子どもを預けられず就労に影響が出てしまう、また病児保育の預け先がないといった事例も読み取れる。

さらに、「地域」については、「子どもの居場所」及び「大人のサポート」の小項目に分類でき、子どもの居場所については特に小学生の居場所が求められ、子どもが学校帰りに立ち寄れる範囲に子どもを預けられる場所があれば利用したいという意見が多い。大人のサポートについても、家族など周囲の協力がないため頼れる隣近所の住民などがいれば支援を

得たいという要望がある。

自治体の支援制度に限りがある以上、地域コミュニティがこのような課題の解決に向けて活動することが求められる。

表 4-4-4 母子世帯の住居及び子育てに関する課題と支援の要望

分類		課題と支援の要望			
住居	1. 都営住宅	2人世帯向けの募集住戸が少ないため民間賃貸住宅に住むことになり、夜遅くまで働く人が多い(体調不良を起こしたケースもある)(b, d, e, i) 施設の近辺には都営住宅がほぼない、都営住宅に入りやすくしてほしい(b, e, g)			
	2. 民間賃貸住宅	安い民間賃貸住宅は家賃の問題もあるが子ども不可の物件が多く、単身世帯の多い住宅では気を遣う(f, i) 都営住宅に当選せず民間賃貸住宅に住まざるを得ない場合、5,000円でも10,000円でも家賃助成がほしい(e, f) 数年前に引っ越した際、自治体の母子世帯向けの家賃補助制度があったが、平米数が条件に達せず利用できなかった(h)			
子育て	1. 子育て支援制度	ひとり親家庭には子育て支援制度の利用料金を一般家庭より下げしてほしい(a, c) 自治体HPに子育て支援の詳細情報がない、仕事で昼間に自治体へ問い合わせることもできない、もっと情報発信をしてほしい(c, f) ファミリーサポート制度は、事前予約制のため緊急時の対応がない(e, h) DV避難で入所した中間層のセーフティーネットがない、やや収入があり手当を受給できる瀬戸際を少し超えると受けられない支援が多い(c, e)			
	2. 周囲の協力	実家が遠方で近くに家族がいない、家族の支援が少ない、緊急時に子どもをみてくれるような頼れる人がいない(a, e, f, g)			
	3. 小学生の預け先	子ども家庭支援センターや学童の閉館日に子どもを預ける先がない(長期休暇、土曜、振替休日など)(e) 長期休暇中の学童は開所時間が遅いため、朝早く子どもを預けて仕事に行くことができない(h)			
	4. 病児保育	病児保育をしてもらえるところがない(d, e)			
	5. 地域	<table border="1"> <tr> <td>子どもの居場所</td> <td>地域に子どもを預けられる場所(子ども食堂や学童が閉館する日の預け先、下校後に帰宅まで居られる場所)があれば利用したい(a, c, d, h) 中学生の子どもを塾に通わせる経済的余裕がないため、親の帰宅まで勉強と軽食の世話をしてもらえる支援がほしい(d)</td> </tr> <tr> <td>大人のサポート</td> <td>何をすることも自分しかいないため、近くに大人のサポートがほしい、子どもを月に2回だけでも誰かにみてほしい(b, e)</td> </tr> </table>	子どもの居場所	地域に子どもを預けられる場所(子ども食堂や学童が閉館する日の預け先、下校後に帰宅まで居られる場所)があれば利用したい(a, c, d, h) 中学生の子どもを塾に通わせる経済的余裕がないため、親の帰宅まで勉強と軽食の世話をしてもらえる支援がほしい(d)	大人のサポート
子どもの居場所	地域に子どもを預けられる場所(子ども食堂や学童が閉館する日の預け先、下校後に帰宅まで居られる場所)があれば利用したい(a, c, d, h) 中学生の子どもを塾に通わせる経済的余裕がないため、親の帰宅まで勉強と軽食の世話をしてもらえる支援がほしい(d)				
大人のサポート	何をすることも自分しかいないため、近くに大人のサポートがほしい、子どもを月に2回だけでも誰かにみてほしい(b, e)				

4.4.3 小結

母子世帯が母子生活支援施設を退所するにあたり、最初に必須となる住居の確保の課題が非常に大きいことが明らかとなった。公営住宅は供給の地域差や世帯人数の制限から限りがあるため、民間賃貸住宅に住まざるを得ない場合が多いことが認められた。本調査では調査対象の母親の収入までは明らかでないが、子どもの生育を考慮し都市部で最低居住面積水準をある程度満たす民間賃貸住宅を確保することは正規社員であっても容易でないといえる。

また、退所世帯は、施設から徒歩圏あるいは自転車圏、小学校区程度の生活圏内に住居を確保していることが特徴的であり、この選択は望ましいと考えられる。その理由には、①母子世帯は退所をしても自立過程にあるため、施設側が個々の事情を懸念し近辺の居住を望むケースがみられること、②施設の所在する学区域では施設が教育機関などと連携がとれていること、③身寄りのない母子世帯が多いこと、④母子世帯は職場や学校といった生活環境を変えなくて済むこと、の4点が挙げられる。施設に近いという条件が住居の確保の困難に少なからず影響していることは否めないが、施設職員のアフターケアや更なる自立のために退所後の居住環境は殊に大切である。

したがって、公営住宅の少ない地域では、母子世帯が施設から徒歩圏あるいは自転車圏、小学校区程度の生活圏内といった範囲の民間賃貸住宅に低廉な家賃で入居できるよう支援をすることが重要である。そして、住居を確保した次の段階として、子育ての課題も大きいことが明らかとなった。退所した母親の多くは、子育て支援制度の利用料金を一般世帯より下げてほしい、ファミリーサポート制度は予約制のため緊急時に利用できないといった意見から、身寄りのない中で自治体の子育て支援制度がニーズに合わず就労に影響している、具体的に知りたい支援情報も得られていない、といった課題が認められた。

4.5 本章のまとめ

本章では、母子生活支援施設の空間や使われ方の歴史的変遷、施設における支援の実態、入所しているまた退所した母子世帯の生活実態などを明らかにし、母子生活支援施設の母子世帯への居住を中心とした支援のあり方を検討した。

モデルケースとした施設では、施設空間が共同生活から個別生活へと遷移し、以前の施設では共用空間において地域住民を含めた行事などが行われていたが、現在はシェルターとしての役割が大きくなり、近隣との関係性も変化したと考えられる。

母子生活支援施設の母子世帯については、入所時の母親の雇用形態は非正規社員と無職で9割を占め、退所時もほぼ同じ割合であることから、入所中のキャリアアップが難しい実態を把握した。退所予定世帯の大部分は、施設近くへの退所を希望しつつも、主に精神・健康面や子育てに課題のある世帯が多いことから、施設の近くでアフターケアを受けやすい範囲に退所できることが望ましいと考えられる。また、母子世帯は、民間賃貸住宅は収入面から厳しいため、公営住宅に入居できるまで入所し続ける傾向がみられ、生活の自立に加え住居の確保が退所の決め手になっていることが明らかとなった。そのため、居住支援協議会が設置されている自治体であれば、協議会が施設やその小学校区域内の自治会などと連携して空き住戸を提供するといった方法も一つであると考えられる。

施設の退所世帯については、施設から徒歩圏あるいは自転車圏内、小学校区程度の生活環境を変えない範囲に退所していることが明らかとなった。母子世帯自身が自立過程にあることや、施設の所在する学区の連携体制がある、身寄りのない世帯が多い、生活環境を変えずに済むといった理由から、このような選択は望ましいといえる。また、退所世帯は子育てに関して、緊急時の子どもの預け先、小学生以上の子どもの居場所、近所の大人のサポートを求めていることが明らかとなり、自治体の支援制度に限界がある以上は地域コミュニティによる援助も求められる。

したがって、自治体、居住支援協議会、施設の所在する小学校区域内の子育て・教育機関、自治会などが連携を深めて施設の母子世帯の実態を理解し、図4-5-1のような、住居の提供や子育て支援の共助のセーフティーネットを整備することが求められる。

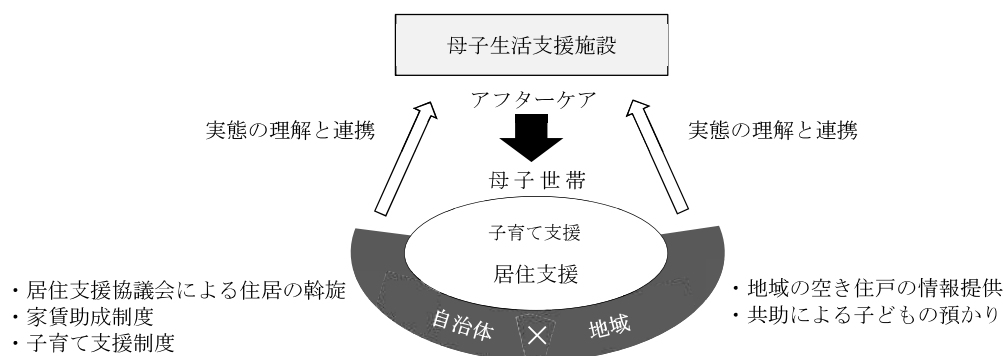


図 4-5-1 母子生活支援施設の母子世帯への支援体制のあり方

第五章 居住支援協議会の仕組みにおけるひとり親世帯への居住支援

5.1 居住支援協議会の概要

5.2 豊島区居住支援協議会における空き家活用の課題

5.3 地域の連携におけるひとり親世帯への居住支援

5.4 本章のまとめ

本章の目的

前章までに、民間賃貸住宅について、都市部では高額な家賃の問題が大きく今後も住宅確保要配慮者に見合う住宅ストックの慢性的な不足が懸念されることが示された。ひとり親世帯が入居できるような広さかつ低廉な家賃の民間賃貸住宅は少なく、公営住宅は当選倍率が高く何度も応募し続けなければならない、という実態が明らかとなった。また、母子生活支援施設の母子世帯については、退所後の生活基盤となる住居を確保できるかどうかが生計の自立のための決め手になっている実態が明らかとなった。

東京都豊島区では、2012年に豊島区居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者への居住支援活動を行っている。当該研究室は、2014年から豊島区居住支援協議会において調査研究担当として区内の空き家に関する調査や、ひとり親世帯の居住支援のニーズ調査を行ってきた。

そこで本章は、東京都豊島区をケーススタディとして、豊島区居住支援協議会の仕組みの中で、母子生活支援施設を退所する母子世帯に区内の空き家や民間賃貸住宅の入居支援をどのように行えるか、そして、一般のひとり親世帯への支援の展開について検討することを目的とする。

5.1 居住支援協議会の概要

5.1.1 居住支援協議会の目的

居住支援協議会とは、図 5-1-1 のとおり、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体などが連携し、低額所得者、高齢者、障害者、ひとり親といった住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的とした組織である。居住支援協議会は、住生活基本法に基づいて 2007 年に施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に、主に以下のように規定されている。

第五十一条

地方公共団体、支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、住宅確保要配慮者居住支援協議会を組織することができる。

具体的な活動内容としては、民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋、住宅相談サービスの実施、家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介などである。2018 年 3 月末現在、47 の全都道府県、及び 23 区市町の 70 協議会が設立されている（表 5-1-1）。

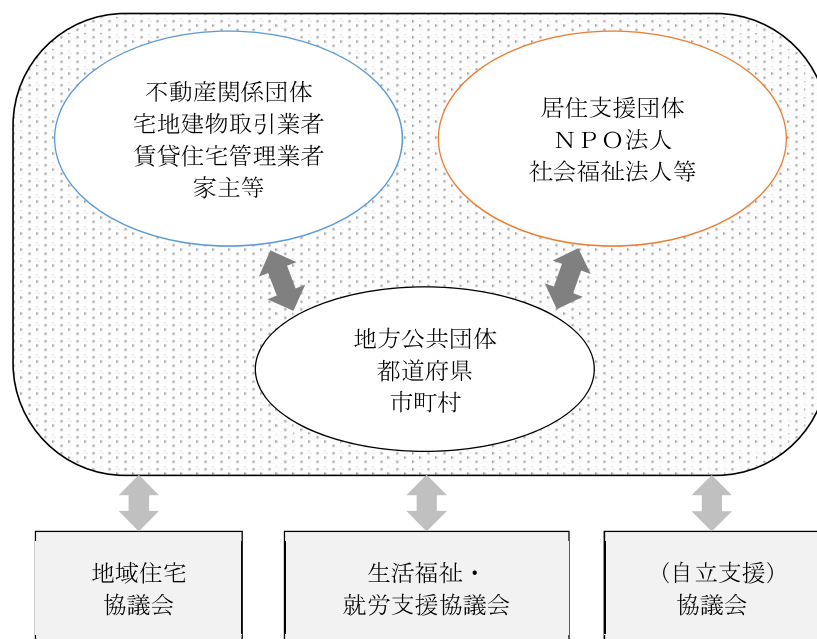


図 5-1-1 居住支援協議会の構図

表 5-1-1 居住支援協議会を設立している全国 23 の区市町

北海道 1 本別町	山形県 1 鶴岡市	千葉県 1 船橋市	神奈川県 1 川崎市	岐阜県 1 岐阜市	東京都 11 千代田区 文京区 江東区 世田谷区 杉並区 豊島区 板橋区 八王子市 調布市 日野市 多摩市
京都府 1 京都市	兵庫県 2 神戸市 宝塚市	福岡県 3 北九州市、福岡市、大牟田市		熊本県 1 熊本市	

※数字は設立している自治体数

5.1.2 住宅確保要配慮者と空き家活用

2013年の住宅・土地統計調査によると、全国の空き家総数は8,195,600戸である。空き家の種類別にみると、図5-1-2のとおり、賃貸用が52.4%、その他（世帯が長期にわたり不在、建替えて取り壊し予定の住宅など）が38.8%、二次的が5.0%、売却用が3.8%となっており、賃貸用の空き家のうち共同住宅が87.3%を占めている。

一方で、国土交通省の資料によると、公営住宅の1999年以降の管理戸数は、図5-1-3のとおり、2005年（平成17年）の約2,192千戸をピークに減少傾向にあり、2012年（平成24年）以降は2,170千戸を下回り、2014年（平成26年）には約2,165千戸となっている。ただし、2014年以降は東日本大震災に係る災害公営住宅の整備によって増加している。

2016年、住生活基本法が改正され、その新たな住生活基本計画には、空き家を含む民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット機能の強化などが盛り込まれている。また、2017年、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律も改正され、その新たな住宅セーフティネット法においても、民間の空き家・空き室を活用したセーフティネット強化のために住宅確保要配慮者を拒まない民間賃貸住宅を登録して入居希望者とのマッチングを図る居住支援の仕組みが導入されている。

このように、昨今公営住宅の供給が限界を迎え、住宅のセーフティネットの機能を十分に果たすことが困難な中、住宅確保要配慮者への空き家を含めた民間賃貸住宅の活用といった居住支援の解決策を見出すことが求められており、法制度としても整備され始めている。

また、図5-1-4より、国土交通省の資料によると、子育て世帯の住宅種別推移は、2015年以降は推計値であるが、特に「夫婦と子の世帯」では、2015年から2035年にかけて持ち家の世帯が約600万から500万程度に減少し、民営借家の世帯は一定して200万前後となっている。一方、「ひとり親と子の世帯」では2015年から2035年にかけて持ち家の世帯は一定して約100万前後だが、民営借家の世帯は約80万から約120万近くまで増加すると推測されている。この「ひとり親と子の世帯」の数には、高齢者とその子どもの世帯も含まれるため、20歳以下の子どもを扶養する母子世帯や父子世帯のみの数ではないものの、第二章で述べたとおり母子世帯数は増えておりこの世帯数に一定数含まれていることが推察される。

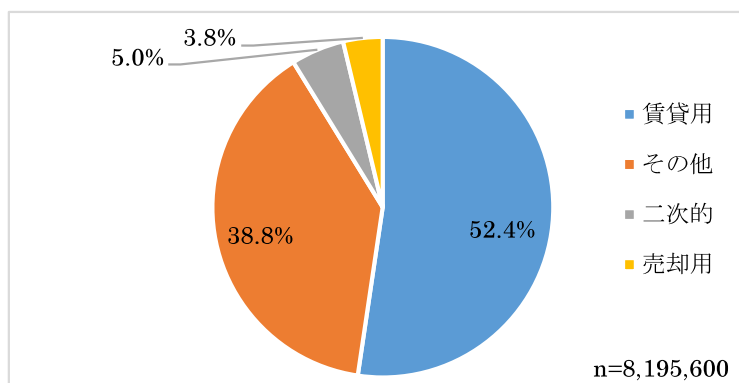


図 5-1-2 全国の空き家の種別

(出典：総務省統計局「平成 25 年住宅・土地統計調査」)

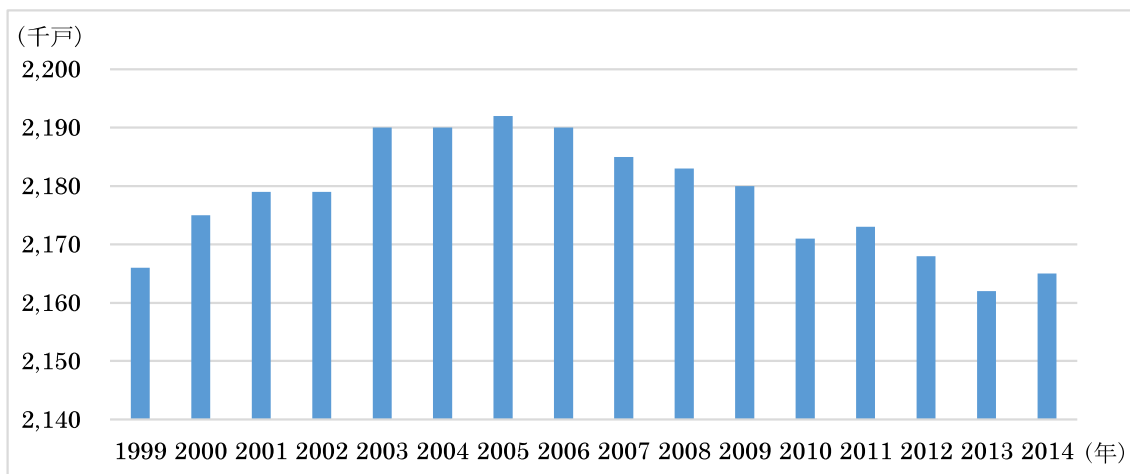


図 5-1-3 全国の公営住宅管理戸数の推移

(出典：厚生労働省「新たな住宅セーフティネット検討小委員会参考資料」)

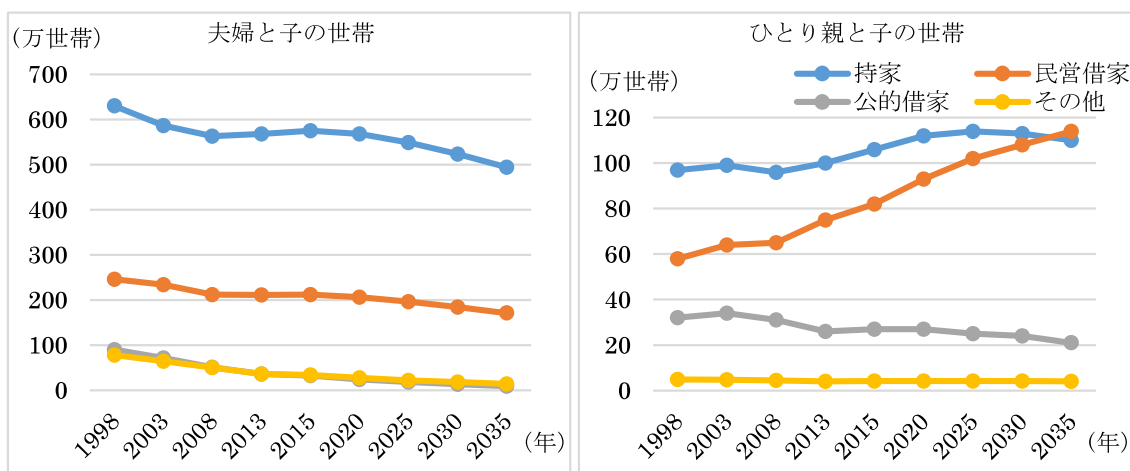


図 5-1-4 子育て世帯の住宅種別推移

(出典：厚生労働省「住宅セーフティネットに関する現状と論点」)

5.1.3 居住支援協議会をはじめとしたマッチング事業

表 5-1-1 に示した各区市町の居住支援協議会について、HPを参照して住宅確保要配慮者への居住支援を目的とした空き家活用を実施している居住支援協議会を抽出した。なお、都道府県については、広域的自治体の居住支援協議会となるため対象外とした。

その結果、表 5-1-2 のとおり、東京都豊島区及び杉並区、千葉県船橋市、京都市、福岡県大牟田市、熊本市の計 6 自治体が抽出された。この他にも空き家活用を行っている自治体は複数みられたが、地方創生を目的とした移住のための空き家活用などで居住支援が目的ではない、また、住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅の相談窓口や入居支援協力店の情報提供などを行っているものの空き家活用とは関係がない、といった理由から除外している。

6 自治体における居住支援協議会の設立は、2011 年から 2017 年まで様々である。熊本市、豊島区、京都市、大牟田市ではそれぞれに空き家バンクのようなサイトがあり、一覧や地図から空き家を検索できるように物件が公表され、また、相談窓口や相談会の案内、助成金制度など各種支援内容も紹介されている。熊本市では、実際の高齢者、障害者、ひとり親、外国人の世帯からの相談事例とその対応結果を掲載し、事例を具体的に理解できるよう工夫している。近年設立された杉並区、船橋市ではこれから本格的に事業を推進していくとみられる。

表 5-1-2 住宅確保要配慮者と空き家活用のマッチングを実施している居住支援協議会

自治体	空き家活用事業・空き家バンク	空き家の公表	居住支援協議会設立年	担当
熊本市	持ち家活用住み替えモデル事業 あんしん住み替え支援サイト 「セーフラネット」	HP 上で物件検索 HP 上で相談事例 紹介	2011 年	熊本市居住支援協議会
豊島区	空き家バンク 「としま居住支援バンク」	HP 上で物件検索	2012 年	豊島区居住支援協議会
京都市	住宅探し協力事業者の登録制度を創設 登録物件及び事業者の情報発信 「京都市すこやか住宅ネット」	HP 上で物件検索	2012 年	京都市居住支援協議会
大牟田市	空き家バンク「住みよかネット」	HP 上で物件検索	2013 年	大牟田市居住支援協議会
杉並区	空家等利活用モデル事業	※現状なし	2016 年	杉並区居住支援協議会
船橋市	空家の活用方策	※現状なし	2017 年	船橋市居住支援協議会

また、東京都区部にHPを参照したところ、豊島区並びに杉並区以外にも、居住支援協議会が主体の空き家活用ではないが、物件と利用者・入居者のマッチングについて取り組んでいる自治体がみられた。

その自治体は、表 5-1-3 に示すとおり、大田区、文京区、世田谷区、江戸川、北区、荒川区の6区である。このうち、文京区以外の5区では、地域の空き家を社会貢献として活かすことを目的に空き家と利用希望者のマッチングを図るもので、グループホームやサロン、子どもの遊び場、集いの場への活用となっている。一方、文京区では「すまいる住宅登録事業」という高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録し、高齢者等の住まいの確保を図る事業を行っている。空き家ではないものの、民間賃貸住宅専用のバンクのようなサイトを区のHP上につくり、表 5-1-2 の自治体と同様な居住支援の取り組みを行っているといえる。

表 5-1-3 空き家や民間賃貸住宅のマッチング事業を実施している東京 23 区の自治体

自治体	事業名	開始年	募集	公表先	担当	居住支援協議会
大田区	空き家等地域貢献活用事業	2014年	利用希望者	HP上でマッチング実績を紹介 ※グループホームやサロンなど	大田区空き家総合相談窓口	なし
文京区	文京すまいるプロジェクト「すまいる住宅登録事業」	2015年	民間賃貸住宅オーナー・入居希望者	HP上で物件検索	文京区福祉政策課福祉住宅係・福祉住宅サービス	2017年設立
世田谷区	空き家等地域貢献活用事業	2015年	空き家オーナー・利用者	HP上で物件情報公開、現地見学案内	一般財団法人世田谷トラストまちづくり 空き家等地域貢献活用担当	なし
江戸川区	江戸川区空き家等対策計画	2017年	空き家オーナー	マッチングリスト登録物件紹介 ※現状なし	住宅課計画係	なし
北区	地域貢献型空き家利活用モデル事業	2018年	空き家オーナー・利用者	※現状なし	まちづくり部住宅課住宅計画係	なし
荒川区	荒川区空き家流通促進事業（空き家バンク「空き家台帳」）	2018年	空き家オーナー・利用者	HP上で台帳への登録物件紹介 ※現状なし	施設管理課管理・住宅係	なし

そこで、この東京 23 区のうち、住まいの需要と供給のマッチングを行っている豊島区と文京区について、各区のHPを参照し、内容を比較したものを表 5-1-4 にまとめた。

バンクの担当者は、先にも述べたとおり、豊島区は豊島区居住支援協議会、文京区は福祉住宅係である。活動内容は、いずれも区内の物件を登録して住宅を確保し、さらにソフトの

支援を行うというものである。登録物件については、持家も可とする豊島区に対し、文京区は民間賃貸住宅のみである。登録基準は、豊島区は区内の空き家であれば可だが、文京区は設備や面積などの様々な基準がある。対象世帯は、豊島区はひとり親世帯の場合に小学生低学年以下の子どもを想定しているが、文京区は18歳未満の子どもであれば可となっている。入居者への支援は、豊島区は居住支援団体となっている各NPO法人の専門性によって委託し支援することとしている一方、文京区は主に高齢者を想定した安否確認や相談が主な支援となっていることがわかる。バンク登録者への支援は、豊島区にはないが、文京区では入居が継続している限り毎月1,000円の謝礼金がオーナーに支払われる仕組みとなっている。登録件数は、豊島区はこれまでの合計が2件であるのに対し、文京区は過去分と現在分を合わせると100件を超える。

このように、豊島区の取り組みについては、支援内容などがやや抽象的といえるが、文京区の取り組みは、空き家活用というより民間賃貸住宅の空き住戸を活用することが目的であり、また、高齢者を対象として想定した事業となっており非常に目的が明確で具体的な決定事項が多いことがわかる。

表 5-1-4 マッチング事業の詳細（豊島区・文京区）

項目	豊島区	文京区
名称	としま居住支援バンク	すまいる住宅登録事業（文京すまいるプロジェクト）
担当	豊島区居住支援協議会	文京区福祉政策課福祉住宅係・福祉住宅サービス
活動内容	区内の空き家・空き室・空き店舗等の有効活用による住宅確保要配慮者への住まい及び居場所の提供の促進、及び居住支援活動	住宅確保に配慮を要する高齢者等のために入居を拒まない民間賃貸住宅を登録して住まいの確保を図り、その有する能力に応じ可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるよう住まい方を支援する
登録物件	規定なし 民間賃貸住宅または持ち家など	民間賃貸住宅
登録基準	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の空き家であること ・2017年12月まで i 区内の空き家 ii 新耐震基準を満たす iii 現法令に適合 ・2018年1月以降 i 区内の空き家 ※豊島区空き家活用条例に規定、登録基準緩和により ii iii を削除	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区内の民間賃貸住宅であること 2. 高齢者等の入居を拒まないこと 3. 居室内に専用の浴室・トイレを設置していること 4. 仲介者が、登録申請の際に新耐震の物件であるか、又は耐震診断により安全性が確認された建築物であることを確認し、誓約していること 5. 1か月分の家賃（共益費を除く）が単身用130,000円以下、世帯用170,000円以下であること 6. 緊急通報装置を設置できる住宅であること 7. 専有面積が18平方メートル以上であること 8. サービス付高齢者向け住宅でないこと

<p>対象世帯</p>	<p>単身で暮らす高齢者、知的障害者、小学校低学年以下の子どもを持つひとり親など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯：65歳以上のひとり暮らし又65歳以上の者を含む60歳以上の方のみで構成する世帯 ・障害者世帯：身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上に該当する障害者がいる世帯 ・ひとり親世帯：18歳未満の子のいる母子家庭・父子家庭又は父母の死亡などにより18歳未満の子を祖父母などが養育している世帯 <p>※ただし、以下の要件に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 区内に引き続き1年以上居住している 2. 住宅に困窮し、かつ自力により住み替える住宅を確保することが困難である 3. 独立して日常生活を営むことができる 4. 緊急連絡先がある 5. 登録住宅の入居にあたり、緊急通報装置の設置及びライフサポートアドバイザーによる支援を受けることに同意する 6. 入居資格の認定申請を行った後、世帯の構成員の増減または変更を行わない
<p>入居者への支援</p>	<p>居住支援団体（NPO法人など）による居住支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者 ・ひとり親 ・コレクティブな暮らし 	<p>※障害者・ひとり親世帯は希望に応じて提供</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急通報装置（区の負担） <ul style="list-style-type: none"> ・電話回線で週に1回民間事業者が入居者の安否確認 ・入居者等の通報によりコールセンターにつながり、必要に応じて救急車要請や警備会社通報 2. ライフサポートアドバイザー <ul style="list-style-type: none"> ・シルバーピアの相談室で生活相談 ・月1回程度、入居者の状態に応じて訪問や電話、高齢者あんしん相談センターなどの機関に連携
<p>バンク登録者への支援</p>	<p>なし</p>	<p>入居が継続する限り、すまいる住宅のオーナーに謝礼を支払う</p> <p>※ひとり親世帯が婚姻等により要件を満たさなくなった場合は対象外</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅オーナー謝礼金 <ul style="list-style-type: none"> ・入居世帯1世帯につき、月10,000円、年間120,000円 ・登録物件に区が資格認定した高齢者等が入居した場合に支払う 2. 設備等謝礼金（1戸あたり月10,000円上限） <ul style="list-style-type: none"> ・特に高齢者等の居住に配慮されている設備部分等に対し上乘せする
<p>登録件数</p>	<p>過去分：2件 2018年9月現在：なし</p>	<p>過去分：88件 2018年9月現在：52件</p>

5.1.4 居住支援法人の概要

居住支援協議会に続いて、住宅セーフティネット法に基づき、2017年には居住支援法人制度が開始された。居住支援法人とは、住宅確保要配慮者の入居支援や生活支援など新たな居住支援の担い手として都道府県が指定するものである。主にNPO法人などの団体であり、2018年12月現在、36都道府県の175法人が居住支援法人に指定されている。

2017年の新たな住宅セーフティネット制度において、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」が開始され、それら登録住宅の入居者への家賃債務保証や、住宅相談など円滑な入居に係る情報提供や相談、見守りなどの生活支援が主な業務である。住宅セーフティネット法には、主に以下のように規定されている。

第四十条 都道府県知事は、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社であつて、第四十二条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

第四十二条 支援法人は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること。
- 二 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

5.1.5 小結

居住支援協議会とは、自治体、不動産団体、NPO法人などの居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅の円滑な入居促進を目的とした組織である。公営住宅の供給が限界を迎えている一方で、全国的に増加傾向にある空き家は52.4%が賃貸用であり、住宅確保要配慮者への空き家を含めた民間賃貸住宅の活用が住宅セーフティネット法において定められた。全国では6区市の居住支援協議会が空き家と住宅確保要配慮者のマッチング事業を行っていることが明らかとなった。また、東京都区部では、6区が居住支援協議会主体ではないが、空き家と入居希望者または利用希望者とのマッチング事業を行っており、2区では空き家や民間賃貸住宅を登録するバンクのような制度をつくり、住居の需要と供給のマッチングを図っていることが確認された。

5.2 豊島区居住支援協議会における空き家活用の課題

当該研究室が2014年から豊島区居住支援協議会において調査研究担当として関わる中で、豊島区居住支援協議会のこれまでの取り組みを整理し、居住支援活動のあり方について考察することを目的とする。

5.2.1 豊島区の住宅事情

(1) 公的な住宅

2018年の豊島区住宅白書によると、第四章でも述べたように、平成28年度末現在、都営住宅は8団地分の計1,345戸、区営住宅は11団地分の計221戸である。他自治体と比較すると、非常に少ないことがわかっている。

(2) 民間賃貸住宅

豊島区では、民間賃貸住宅について2つの家賃助成制度を独自に実施している。表5-2-1のとおり、「高齢者世帯等住み替え家賃助成事業」、及び「子育てファミリー世帯への家賃助成事業」である。表5-2-2のとおり、いずれも所得制限など制限もあるが、一定期間助成が継続される。「高齢者世帯等住み替え家賃助成事業」は、区内の民間賃貸住宅が取り壊しなどで転居が必要となった高齢者、障害者、ひとり親の世帯に対し、転居後の家賃と基準家賃の差額一部を助成するものである。現在は低所得者世帯も対象とされている。2016年の実績は51件となっており、そのうちひとり親世帯は僅か2件である。「子育てファミリー世帯への家賃助成事業」は、区内の民間賃貸住宅に転入・転居した子育て世帯に転居後の家賃と基準家賃の差額一部を助成する制度である。子育てをしている世帯全てが対象であり、所得制限以外にも居住水準（2～4人世帯で10㎡×人数+10㎡）を満たす必要がある。実績が101件あるうち、ひとり親世帯が63件を占めており、子育てファミリー世帯というよりひとり親世帯を対象とした制度という方が実態としては近いといえる。

表 5-2-1 豊島区における民間賃貸住宅の家賃助成制度の概要

制度名	対象	助成上限額	助成期間	実績 2016年
高齢者世帯等住み替え家賃助成事業	高齢者 障害者 ひとり親 低所得者	転居後の家賃と基準家賃との差額の一部 月 15,000 円	5年間	51件 高齢者世帯:46 障害者世帯:3 ひとり親世帯:2
子育てファミリー世帯への家賃助成事業 ※居住水準の条件有	子育て世帯	区内の転居、区外からの転入後の家賃と基準家賃との差額の一部 月 15,000 円 4年目から 1/2	児童が15歳に達した日の属する年度まで	101件 ひとり親世帯:63

表 5-2-2 豊島区における民間賃貸住宅の家賃助成制度の詳細

制度名	対象者	助成条件
高齢者世帯等住み替え家賃助成事業	<p>1～4の全てに該当、かつア～オのいずれかに該当する者</p> <p>1.現在の区内の住宅等に引き続き2年以上居住している 2.区内の民間住宅に転居する 3.生活保護法による保護を受けていない 4.世帯の前年の所得合計が、月額158,000円以下</p> <p>ア.60歳以上のひとり暮らし、または60歳以上のかたで構成されている世帯 イ.身体障害者手帳1～4級、または愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級のかたのいる世帯 ウ.18歳未満の子どもを養育している世帯 エ.居住場所の閉鎖により立退きを余儀なくされた50歳以上のひとり暮らし世帯 オ.低所得者</p>	<p>次の1～4のいずれかに該当する者</p> <p>1.取壊し等により立ち退き要求を受けている 2.著しい身体機能の低下により身体障害者手帳の交付を受けている2級以上で、現在の住宅に住み続けることが困難 3.主たる生計維持者が死亡したこと又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより収入が著しく減少した 4.主たる生計維持者と離別したことにより収入が著しく減少した</p>
子育てファミリー世帯への家賃助成事業	<p>住所の異動時に、次の1～10の全てに該当する者 申請時点で15歳以下の児童1名以上と、その児童を扶養する者が同居している世帯 ※転居（転入）後に出産した場合は対象外</p> <p>1.区内転居・転入1年以内 2.世帯の前年の所得合計が、月額268,000円以下 3.区内の民間賃貸住宅へ転居（転入）し、月額家賃が150,000円（共益費を除く）以下 4.家賃を滞納していない 5.住民税を滞納していない 6.他の制度により公的住宅扶助（生活保護等）を受けていない 7.申込者が賃貸契約上の借主になっている 8.日本国籍または日本に永住する資格を有している 9.住み替え後の民間賃貸住宅の住戸専用面積が居住水準（注）を満たし、かつ、台所・便所・浴室を備えた住宅 10.従業員寮や間借り、2親等内の親族が所有する住宅ではない 注：2～4人世帯で10㎡×人数+10㎡、3歳未満0.25人、3～6歳未満0.5人、6～10歳未満0.75人として算定</p>	<p>基準家賃＝（申込者及び同居者の前年の総所得金額の合計-人的控除（15歳以下の児童・2人目から1人つき38万円））÷12ヶ月×20%</p> <p>15歳以下の児童が1人の場合は控除なし</p>

(3) 空き家率

図 5-2-1 より、豊島区空き家等発生メカニズム分析調査報告書によると、空き家率は全国平均が 13.5%、東京都では 11.1%であり、東京 23 区のうち豊島区は 15.8%と最も高く、次いで大田区 14.8%、中野区 13.7%の順に高い。賃貸用の住宅の空き家率も同様に、全国平均が 7.1%、東京都では 8.1%であり、東京 23 区のうち豊島区は 13.2%と最も高く、次いで中野区 11.4%、大田区 11.0%の順に高い。豊島区は、全国や東京 23 区と比較しても極めて空き家率が高く、空き家問題が深刻であることがわかる。

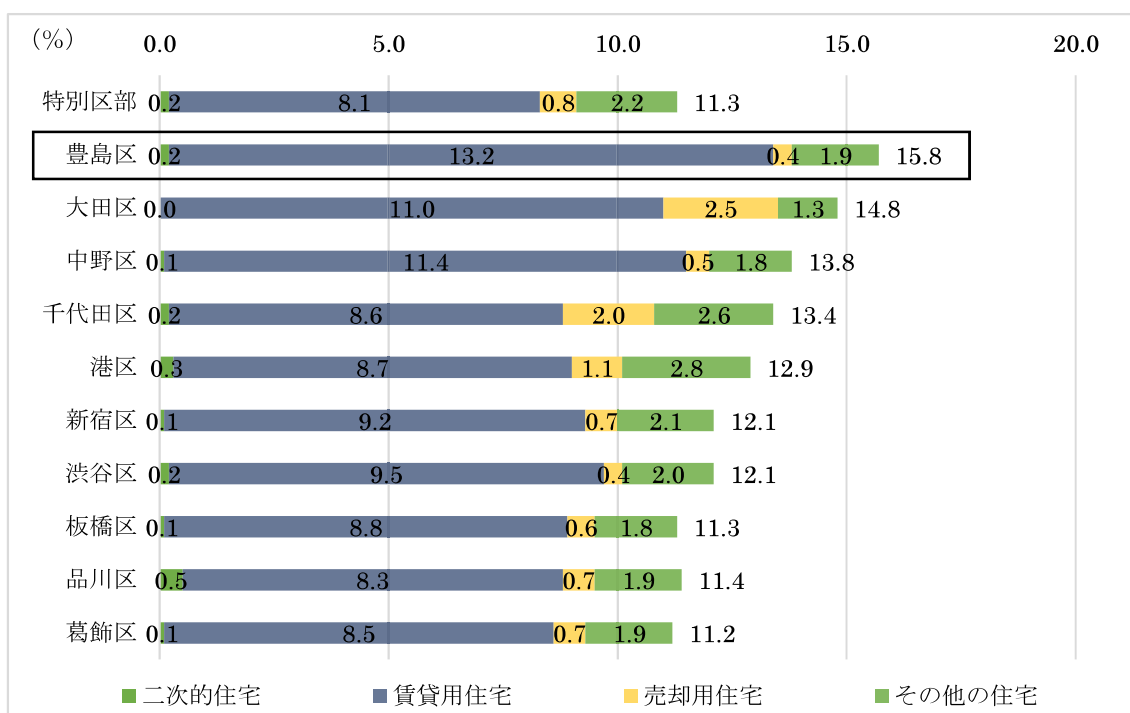


図 5-2-1 東京都 23 区の空き家率

(出典：「豊島区空き家等発生メカニズム分析調査業務 調査報告書」)

(4) 消滅可能性都市

東京都豊島区は、2014年、東京23区で唯一消滅可能性都市に挙げられている。消滅可能性都市とは、2010年から2040年にかけて20～39歳の女性の数が5割以下に減り人口を維持することが難しいとされる自治体をいう。豊島区には、若い世代、子育て世代の流入が不可欠と考えられ、住宅確保要配慮者の居住支援においては殊にひとり親世帯の居住を支援することが人口維持のための一つの重要なポイントといえる。

5.2.2 豊島区居住支援協議会の取り組み

(1) 居住支援協議会の設立と構図

豊島区は、区内の公的住宅に限りがあり、空き家率は他区と比較しても非常に高く、民間賃貸住宅の空き家も多数ある。このような実態とともに住宅確保要配慮者の居住支援を重点的に取り組むべき課題として認識していたことから、住宅の需給関係のミスマッチング解消を目的として、2012年7月に豊島区居住支援協議会を設立した。豊島区居住支援協議会は、全国でも早期に設立した自治体の一つであり、区内の空き家を登録する「としま居住支援バンク」という空き家バンクを運営している。

豊島区居住支援協議会の構図は、図5-2-2のとおりである。まず、豊島区居住支援協議会は住宅部門、福祉部門の社会福祉協議会、宅地建物取引業協会などの区内の不動産関係団体、NPO法人など居住支援活動を行う団体（2018年度は6団体）、研究機関の学識経験者などによって構成されている。概要としては、空き家の貸主と借主のマッチング、また地域の福祉的支援を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）などを貸主と借主の双方に繋ぎ、地域に密着して継続的な支援を行う。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは、地域福祉コーディネーターを指している。豊島区民社会福祉協議会は、2009年にコミュニティソーシャルワーク事業を開始しており、CSWは区内の各エリアに配置されている。

豊島区居住支援協議会の事業としては、「居住支援活動を行う団体を助成する居住支援事業」、並びに「としま居住支援バンクの運用」の2つが大きな柱となっている。しかしながら、実際のとしま居住支援バンクへの登録実績は現在までわずか2件であり、それぞれマッチングに至ってはいるものの、登録の促進が課題となっている。

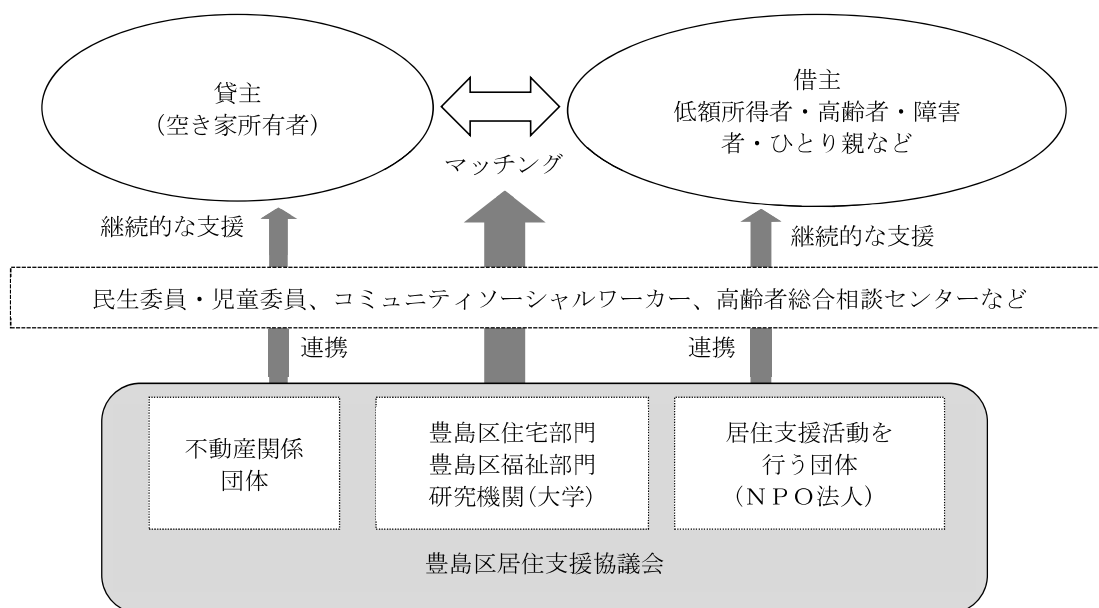


図 5-2-2 豊島区居住支援協議会の構図

(2) 現在までの経過

豊島区居住支援協議会のこれまでの主な取り組みを、表 5-2-3 にまとめた。

2012 年の設立後、区内の空き家を活用し居住支援を行うことを目的とする団体を複数の応募から選定し、その活動を助成するモデル事業を開始した。コレクティブハウジング、高齢者世帯、ひとり親世帯の支援をそれぞれテーマとした NPO 法人など 3 団体を選定したものの、現在まで空き家を活用したモデル事業の実績はない。ひとり親世帯に関するモデル事業としては、2012 年にとしまシングルマザーズシェアライフプロジェクトが始まり、居住支援協議会が民間から借り上げた区営住宅の一部をひとり親世帯向けに提供し、モデル事業者が支援を行っていたが、都合により 2014 年度で終了している。

2014 年 2 月には「としま居住支援バンク」の運用を開始した。空き家をとしま居住支援バンクのホームページに掲載し、入居希望者とのマッチングを図るものである。居住支援バンクの周知、また、住宅確保要配慮者に空き家を提供するという社会貢献としての活用を呼びかけるため、空き家の所有者（以下、オーナーとする）向けのセミナーを区の広報などで宣伝して定期的に開催し、モデル事業の紹介などを実施してきた。しかしながら、現在までに登録かつマッチングに至った実績は、先に述べたとおり、ひとり親世帯が入居した表 5-2-4 の 2 件である。内訳としては、民間賃貸住宅と二世帯住宅の持ち家が 1 件ずつとなっている。

2016 年度には、団体登録制度を開始した。居住支援事業に取り組んでいる団体と広く連携するための制度で、としま居住支援バンクの登録物件への入居あっせん等の活動に対して経費助成を行う。NPO 法人 4 団体を選定し、実績の 2 件について、入居支援とその後の生活について必要に応じて NPO 法人 2 団体が支援を行っている。また、同年に居住支援バンクの登録物件の入居者への独自の家賃助成制度を設けた。区の子育てファミリー世帯家賃助成制度を利用できない場合に、家賃 7 万 5 千円以上の物件に対して 1 万 5 千円を限度とした助成を受けられるもので、入居者の一部は現在も助成を受けている。

2017 年には、居住支援について紹介するオーナー向けのリーフレット作成、配布を開始した。居住支援協議会の事務局が区内の町会などに出向いて配布し、周知を行っている。

2018 年には、としま居住支援バンクの登録基準を緩和し、新耐震基準を満たしていない空き家や現法令に適合していない空き家も登録可能となった。また、2017 年に国の居住支援法人制度が始まり、これは住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅の入居者への家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談などの生活支援を行う NPO 法人などを、都道府県が指定できる制度である。そのため、居住支援モデル事業を廃止し、居住支援法人登録への移行が行われた。

このように、豊島区居住支援協議会は、約 7 年かけて取り組みを試行し、現在に至っている。

表 5-2-3 豊島区居住支援協議会の主な取り組み

年度	主な取り組み
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区居住支援協議会設立 ・居住支援モデル事業開始（NPO法人など3団体） ・としまシングルマザーズシェアライフプロジェクト開始（～2015年3月）
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・としま居住支援バンク運営開始
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家オーナー向けセミナーの実施（2回）
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家オーナー向けセミナーの実施（3回）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家オーナー向けセミナーの実施（3回） ・居住支援団体登録制度開始 ・協議会独自の家賃助成制度創設（居住支援バンクの登録物件入居者）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家オーナー向けセミナーの実施（1回） ・空き家オーナー向けリーフレットの配布開始
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区空き家活用条例施行（居住支援バンク登録基準の緩和等） ・居住支援モデル事業の廃止及び居住支援法人登録への移行

表 5-2-4 としま居住支援バンクの空き家活用実績

年度	登録件数	マッチング件数	入居者	空き家の種別・形態	支援事業者
2014	0	-	-	-	-
2015	1 (3戸)	1 (3戸)	ひとり親 3世帯	民間賃貸住宅 →全6戸、空室であった3戸を活用 →3世帯は契約を更新し現在も入居中	NPO法人 (登録団体)
2016	0	-	-	-	-
2017	1	1	ひとり親 1世帯	持ち家（二世帯住宅） →オーナーの母親が住んでいた1階部分を活用 (オーナーは現在も2階に居住) →1世帯は現在も入居中	NPO法人 (登録団体)

5.2.3 取り組みにみる課題

まず、前出の表 5-2-3 の取り組みについて具体的な実態を述べ、居住支援の課題を抽出することを試みる。

居住支援協議会において、表 5-2-5 より、としま居住支援バンクの登録物件を増やすために注力してきた空き家オーナー向けセミナーは、これまで9回実施された。しかしながら、としま居住支援バンクへの登録及びマッチングの実績から考えると、成果は薄いといえる。要因としては、第一にオーナーの参加が少ないことが挙げられる。数年にわたる取り組みから、居住支援に関してはある程度区民に周知されていると考えられ、空き家をあえて社会貢献に活用するという点に肯定的なオーナーが少ないことが推察される。第二に、オーナーの意見より、活用のメリットの他、具体的な金銭の流れや家財整理の問題など、活用するための準備、実際の活用、その後の管理方法などに関して、オーナーが十分に説明を受けられて

いないと感じていることが読み取れる。第三に、2017年まで居住支援バンクには、1981年の新耐震基準及び現行法令を満たしていなければならないという登録基準があり、空き家の大部分が条件を満たしておらず登録まで至らなかったことが考えられる。そこで、2018年に登録基準を緩和したものの、半年以上が経っても登録は進んでいない。結果として、登録基準による影響ではなく、オーナーが登録したくなる意欲を起こせていない点が問題と考えられる。

前出の表 5-2-4 の空き家活用実績 2 件の入居者は、両方ともひとり親世帯が入居したため、高齢者や障害者よりも、オーナーはひとり親世帯ならば空き家活用を受け入れやすいと考えられる。ひとり親世帯の受け入れに至った事例について、具体的な話を空き家オーナーに提供することなど、今後の活用促進に向けた工夫が重要である。

また、豊島区居住支援協議会では、入居者を支援する団体及び入居者への助成があるものの、オーナーへの助成はない。前出の表 5-1-3 より、豊島区と同様に物件を登録する制度を実施している文京区では、オーナーに毎月の謝礼金や設備の補修費用を支払っていることが明らかとなった。オーナーが何らかの恩恵を受けられるようなメリットを感じられる支援や、空き家活用の準備や管理方法などの情報提供が豊島区居住支援協議会に求められているといえる。

表 5-2-5 豊島区居住支援協議会における空き家オーナー向けセミナーの実績

年月	テーマ	参加者数	アンケート回答数	参加者の職種	オーナー
2014.11	空き家活用説明	7	3	不動産業 社会福祉・看護関係 建築士 NPO法人 会社員 自営業 公務員・行政関係等	-
2015.2	空き家活用説明	29	21		不動産業 1、不明 1
2015.9	事業紹介：子育て世帯の支援	17	-		-
2015.11	事業紹介：高齢者世帯の支援	8	2		0
2016.1	事業紹介：コレクティブな暮らしの支援	20	18		会社員 2、自営業 1、 建築士 1、無職 1、不明 2
2016.7	事業紹介：子育て世帯の支援	8	4		不明 2
2016.9	事業紹介：コレクティブな暮らしの支援	10	10		0
2016.11	事業紹介：高齢者世帯の支援	6	4		0
2017.11	事業紹介：高齢者世帯の支援	21	15		-
オーナーの主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・オーナーにメリットがあれば協力は得やすい[不動産業] ・事業としてやれるかお金の流れ（資金の回収）を知りたい[建築士] ・空き室を用い地域活動コミュニティの形成（知的障害の自立支援）を考えている[会社員] ・空き家を複数所有しているが家財道具が多くリフォームが必要で、賃貸、売却の見極めがつかず困っているため現場をみてほしい[自営業] ・家を大切に使用してほしいためオーナーの管理ができる方法等があれば良い、さらに小さな集会的な場として利用してほしい[無職] 				

次に、セミナー参加者の全体をみるため、参加者の参加理由及び職種の詳細について、表 5-2-6 に示す。このうち 2015 年 2 月、2016 年 1 月の回の参加者が比較的多いため、これら 2 回について述べる。

表 5-2-6 空き家オーナー向けセミナーの参加理由と参加者の内訳

年月	参加理由	回答数	職種
2014. 11	社会勉強として参加	1	不明
2015. 2	居住支援協議会の取り組みに興味がある	15	NPO法人, 建築士, 建築設計, 不明, 不動産業, 文京子育て. JP, シェアハウス運営管理, 看護師, 東京都社会福祉協議会
	不動産業を営んでいる	5	自営業, 不動産業, 文京子育て. JP, シェアハウス運営管理
	持っている空き家・空き室を活用したい	2	不動産業, 不明
	その他	6	営業, 自営業, NPO法人, 社会福祉士, 看護師, 東京都社会福祉協議会
2015. 11	不動産業を営んでいる	1	自営業
2016. 1	持っている空き家・空き室を活用したい	7	建築士, 会社員, 自営業, 無職, 不明, アパート経営・会社員
	居住支援協議会の取り組みに興味がある	6	NPO法人代表, 居住支援サービス事業, 不明
	不動産業を営んでいる	2	不動産業, 不明
	空き家・空き室を利用したいため	1	不明
	その他	5	臨床心理士, 自営業, 会社員, 居住支援サービス事業, アパート経営・会社員
2016. 7	居住支援協議会の取り組みに興味がある	2	コピーライター, 豊島区公務員
	持っている空き家・空き室を活用したい	2	不明
2016. 9	空き家を活用したタウンコレクティブに興味があるため	7	会社員, 不動産, 地方公務員, 不明 2, 自営業・としま人材クラブ主宰, 自営業
	コレクティブハウスというものに興味があるため	2	不明, 自営業・としま人材クラブ主宰, 自営業
	コレクティブハウジング社の取り組みに興味があるため	1	自営業
	その他	1	会社員
2016. 11	シニアの居住支援に興味があるため	1	不明
	その他	3	設計事務所, 不明

図 5-2-3 より、2015 年 2 月のセミナーでは、居住支援協議会の空き家活用事業の周知を行ったが、アンケート回答者 21 名のうち 15 名が「居住支援協議会の取り組みへの興味」から参加しており、5 名が不動産業の職業柄より参加していることがわかる。その他の理由の詳細をみると、「将来空き家保有者になる予定（自営業）」というオーナー予備軍のような人や、「空き家・空き室の活用を考えている（社会福祉士）」といった活用方法を模索している人、「区内で訪問看護ステーションを開所する（看護師）」といった活用目的が明確で活用可能な空き家を探している人、などが参加していることを確認された。しかしながら、「持っている空き家・空き室を活用したい」という参加者は最も少ないため、活用に繋がるきっかけにはほとんどなっていないといえる。

図 5-2-4 より、2016 年 1 月のセミナーでは、コレクティブハウスとしての活用をテーマ

としてNPO法人が他区の事例について事業紹介を行う回であった。アンケート回答者 18名のうち7名が「持っている空き家・空き室を活用したい」という理由から参加していることがわかる。また、6名が「居住支援協議会の取り組みへの興味」から参加している。その他の理由の詳細をみると、「B型作業所を作りたいと思っているが空き家があったらいいと思った（臨床心理士）」という活用可能な空き家を探している人、「自宅をコレクティブハウスにするシュミレーションをするため（会社員）」という今後の自宅の活用を考えている人、などの参加が確認された。この回では「持っている空き家・空き室を活用したい」という参加者が最も多く、登録基準が緩和された現在であったならば登録に至った可能性もあったと考えられる。

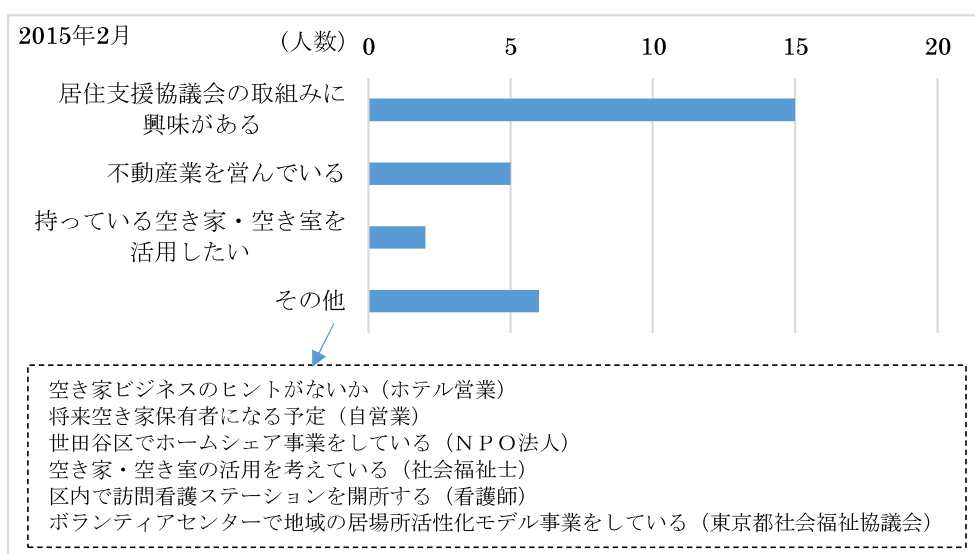


図 5-2-3 空き家オーナー向けセミナーの参加理由詳細 (2015年2月)

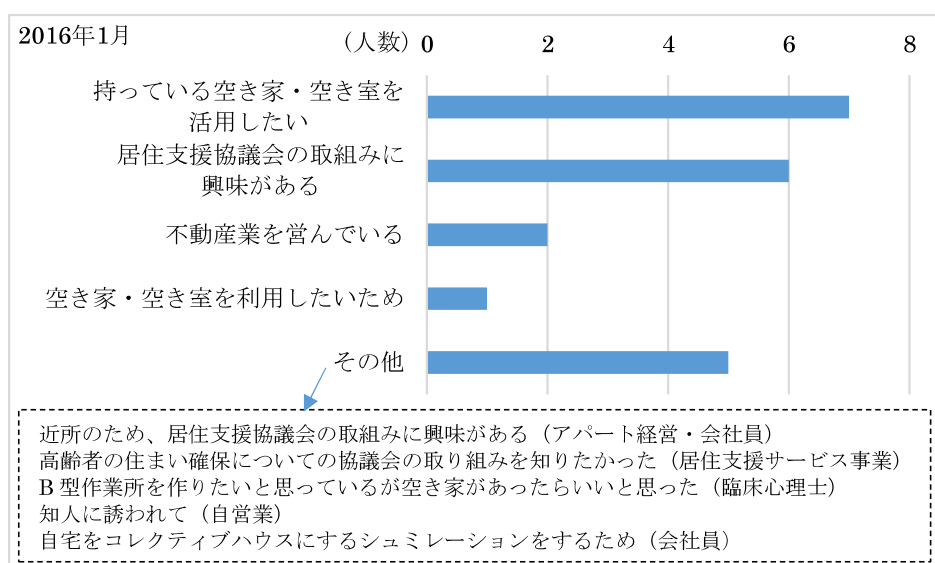


図 5-2-4 空き家オーナー向けセミナーの参加理由詳細 (2016年1月)

5.2.4 小結

豊島区居住支援協議会における今後の居住支援展開について、ひとり親世帯を対象とした支援について今後改善すべきと考えられる課題を整理する。

(1) 賃貸または持ち家の所有形態に応じたオーナーへの情報提供

豊島区居住支援協議会では、としま居住支援バンクへの登録物件の条件は特に決まりが無い。そのため、オーナーは、アパートなどの民間賃貸住宅の所有者、独居の親の死去後に空き家になったなど持ち家の所有者、の2つに大きく分けられ、活用実績としてはひとり親世帯が入居した2件は民間賃貸住宅と持ち家が各1件となっている。現在までこのようなオーナーの区別をせずにセミナーや周知活動などが進められてきたため、より深くオーナーが居住支援の活動を理解できるよう、今後は民間賃貸住宅と持ち家のオーナーにそれぞれ対応した空き家活用の情報提供を行うことが必要である。

(2) オーナーへの助成

セミナーに参加したオーナーが空き家活用に積極的でない要因の一つに、活用のメリットを感じられていないことが調査結果からうかがえる。都内のような都市部は土地も建物も売れやすいため、社会貢献という側面のみでは活用意欲はそれほどわず、活用に限界があると考えられる。オーナーがメリットを得られるように、文京区のようなオーナーへの明確な支援の実施について検討の余地があるといえる。

(3) としま居住支援バンクにおける空き家情報以外の情報提示

これまでに居住支援バンクには空き家の登録がほぼないため、空き家登録以外の利用方法を考える必要がある。しかしながら、セミナー参加者をみると、居住支援協議会の空き家活用に多くの方が興味を示していることが明らかとなった。オーナーは空き家の活用前の準備から活用後の管理まで具体的な情報提示を求めているため、居住支援バンクのホームページに活用にあたって早めに準備すべき情報を載せるなど、関連する情報を提供することで何等かオーナーの不安を解消できる可能性がある。また、実際に2件のオーナーがひとり親世帯を受け入れた理由、準備内容と期間、入居後の管理など、具体的な事例の掲載も役立つと考えられる。

5.3 地域の連携におけるひとり親世帯への居住支援

5.3.1 目的と調査概要

(1)目的

当該研究室では、2014年から豊島区居住支援協議会において、調査研究担当として区内の空き家に関する調査やひとり親世帯の居住支援のニーズ調査を行ってきた。この調査研究は、母子生活支援施設を退所する母子世帯に、居住支援協議会を通して、空き家を含む民間賃貸住宅を活用した住居を提供し退所後の生活支援を行うことが、ハード及びソフトの需給がマッチした支援となるのではないか、という仮説のもとに実施してきた。

そこで、豊島区の空き家の実態、及び母子生活支援施設からみた居住支援協議会へのニーズを明らかにし、居住支援のあり方について考察することを目的とする。

本研究において、ひとり親世帯のうち生活支援が必要な最も弱い立場にあるといえる母子生活支援施設の母子世帯に着目した理由は、区内に母子生活支援施設があること、また、前章までに明らかにしたように、都市部のひとり親世帯の住宅困窮が深刻であることが文献からおおよそ想定できたためである。そして、近年の母子生活支援施設への入所理由は、全国的にはDV被害が最多であり、母子生活支援施設はシェルターとしての役割が大きいものの、都市部では住宅困窮を理由に入所する母子世帯が多い。施設の利用期間も決まっているために自立半ばで退所後の住居を探さなければならない、といった事情もある。施設退所には住居の確保が不可欠にも関わらず、母子世帯に見合う住宅ストックが十分でない状況では住居探しが容易でないと想定でき、居住支援の需要が最も高い世帯は、母子生活支援施設の母子世帯であると判断した。

(2)調査の契機と調査対象地区

豊島区居住支援協議会では、ひとり親世帯に関するモデル事業として、2012年にとしまシングルマザーズシェアライフプロジェクトが始まり（前出の表 5-2-3）、居住支援協議会が民間から借り上げた高齢者向けの区営住宅の一部をひとり親世帯向けに提供し事業者が支援を行っていた。この住宅は区西部の南長崎地区にあり、また隣接する長崎地区は戦災を免れたことで古い建物が多く、区内で高齢者人口が最も多い地区の一つである。そのため、図 5-3-1 のとおり、空き家が多いと想定されるこの地区を中心とした地域において、まずひとり親世帯への活用の可能性を探るために空き家の実態調査を実施することとした。池袋駅から西に僅か 2 駅のエリアだが、都会的な池袋駅周辺とは対照的に昔ながらの商店街などが残っている。そして、調査準備を進めると、この地域に区唯一の母子生活支援施設が所在していたことから、施設を退所する母子世帯への居住支援について検討を行うこととした。



図 5-3-1 調査対象地域

(3) 調査概要

豊島区居住支援協議会並びに豊島区住宅課の協力を得て、当研究室がこれまでに実施してきた調査の概要を表 5-3-1 にまとめた。

・調査 8

シングルマザーシェアライフプロジェクト住宅に住む母子世帯 2 世帯を対象に、生活課題などについてヒアリング調査を実施した。

・調査 9

表 5-3-2、図 5-3-2 に示すような空き家調査を実施した。目視調査及びヒアリング調査では、事前に対象地区の町会に挨拶と調査実施の説明文書の回覧を依頼して実施した。目視調査時は、豊島区の腕章を装着し歩きながら空き家と思われる物件について、記録用紙の判断項目と照合し、記録用紙への記入、住宅地図へのプロット、写真撮影を行った。ヒアリング調査は、目視調査の後日、町会への御礼の挨拶と結果報告の際や、直接住民に聞いて回るなどして実施した。登記簿調査では、目視及びヒアリング調査から空き家と想定される物件の登記簿を取得し、建物及び土地の所有者、種別、構造、面積、築年の確認、建築基準法新耐震基準との照合などを行った。アンケート調査では、図 5-3-3 のとおり、登記簿で明らかとなった空き家の所有者を対象に調査票を送付した。

・調査 10

シングルマザーズシェアライフプロジェクト住宅の所在する地区において、図 5-3-4 の

とおり、空き家活用の意向を調べるための居住支援アンケート調査を実施した。空き家を住まいに活用するという観点もあるが、自宅に空き室があるか、ある場合はひとり親世帯に貸してシェア居住を行えるか、など地域住民のひとり親世帯に対する受け止め方を中心に、空き家・空き室を住まいに活用できるか、あるいは空き家や空き店舗を子育て支援の空間に活用できるか、といった観点で実施した。

・調査 11

母子生活支援施設へのヒアリング調査を実施した。施設長に、空き家調査の結果報告とともに、退所する母子世帯に空き家を活用できる場合の懸念点などをヒアリングした。

・調査 12

母子生活支援施設の周辺地域にある不動産業者へのヒアリング調査を実施した。豊島区居住支援協議会の認知や、ひとり親世帯への入居支援、としま居住支援バンクについての意見をヒアリングした。2017年の調査については簡易な調査であったため省略し、2018年の調査結果を用いる。

表 5-3-1 調査概要（調査 8～調査 12）

年度	内容・方法	対象	目的
2014	調査 8 生活実態調査 →ヒアリング	豊島区居住支援協議会が行うシングルマザー支援事業の住宅入居者 2 名	生活の課題、支援のニーズを明らかにする
	調査 10 空き家・空き室活用の意向調査 →アンケート	南長崎地区（一部） 結果：回答数 58 配布数 300	ひとり親世帯への空き家・空き室活用に関する意見を明らかにする
2015	調査 9 空き家調査 →目視/登記簿	南長崎地区（約半分）	空き家の実態（建物種別、戸数、所有者、築年など）を把握する
	調査 9 空き家活用の意向調査 →アンケート	空き家の所有者 結果：回答数 2 配布数 33	空き家であることの確認、活用に対する考えを明らかにする
2016	調査 9 空き家調査 →目視/登記簿/ →ヒアリング	千早地区（一部） 長崎地区（一部） ヒアリング：町会長	空き家の実態（建物種別、戸数、所有者、築年など）を把握する
	調査 11 居住支援ニーズ調査 →ヒアリング 2 回	母子生活支援施設長 1 名	居住支援協議会の支援に対するニーズを明らかにする
2017	調査 12 居住支援に関する調査 →ヒアリング	南長崎地区の不動産業者 1 名	施設を退所する母子世帯へ支援の可能性を明らかにする
	調査 9 空き家調査 →目視/ヒアリング	長崎地区（約半分） ヒアリング：町会長・民生委員	空き家の実態（建物種別、戸数、所有者、築年など）を把握する
	調査 11 居住支援ニーズ調査 →ヒアリング	母子生活支援施設長 1 名	母子世帯への空き家活用の懸念点を明らかにする
2018	調査 12 居住支援に関する調査 →ヒアリング	長崎地区周辺の不動産業者 7 名	施設を退所する母子世帯へ支援の可能性を明らかにする
	調査 9 空き家調査 →目視/ヒアリング/登記簿	長崎地区（約半分） ヒアリング：町会長・民生委員	2017 年度の続き
	調査 11 居住支援ニーズ調査 →ヒアリング	母子生活支援施設長 1 名	母子世帯への空き家活用の懸念点を明らかにする

表 5-3-2 空き家調査の詳細

調査地域	調査内容	調査時期	詳細
南長崎 2、 3、4 丁目	アンケート調査	2014 年 11 月～12 月	地域住民の空き家・空き室の有無の把握
	現地調査	2015 年 6 月～7 月	・調査対象地全体の悉皆調査
			・空き家調査シートの記入
			・地図上にプロット
			・物件の撮影
・近隣住民へのヒアリング			
登記簿調査	2015 年 9 月～10 月	土地建物所有者、築年数、構造の把握	
アンケート調査	2015 年 12 月	土地建物所有者の空き家活用意欲の把握	
千早 1 丁目 長崎 1 丁目	現地調査	2016 年 10 月	・調査対象地全体の悉皆調査
			・空き家調査シートの記入
			・地図上にプロット
			・物件の撮影
	・近隣住民へのヒアリング		
ヒアリング調査	2016 年 11 月	町会長にヒアリング	
登記簿調査	2016 年 12 月	土地建物所有者、築年数、構造の把握	
長崎 2、3、 4 丁目	現地調査 1	2017 年 12 月	・調査対象地全体の悉皆調査
			・空き家調査シートの記入
			・地図上にプロット
			・物件の撮影
	・近隣住民へのヒアリング		
	ヒアリング調査	2018 年 2 月～3 月	[2、3 丁目は会長宅/4 丁目は町会にて]
			・現地調査 1 の結果報告
	現地調査 2	2018 年 3 月	・町会長・町会参加者にヒアリング
			・空き家になった経緯等詳細に把握
現地調査 3	2018 年 5 月～6 月	・近隣住民へのヒアリング調査	
		[同行者]2、3 丁目は民生委員/4 丁目は町会長	
登記簿調査	2018 年 6 月～7 月	・目視調査	
		・近隣住民にヒアリング調査	
現地調査 3	2018 年 6 月～8 月	土地建物所有者、築年数、構造の把握	
		店舗併用住宅 21 についてのヒアリング調査	

空き家調査シート		—調査先: _____		年 月 日 ()	
		調査エリア		担当者	
1. 戸建住宅		4. 店舗併用集合住宅の住戸			
2. 店舗併用戸建住宅		5. 店舗			
3. 集合住宅の住戸					
(1) 空き家判断基準					
No	確認項目	チェック	メモ		
①	表札や看板がない				
②	郵便ポストが閉じられている チラシが溜まっている				
③	メンテナンスされていない				
④	生活感が感じられない				
⑤	窓からカーテンや物が見えない				
⑥	雨戸が下りている				
⑦	電気メーターが動いていない				
⑧	植物の手入れがされていない				
⑨	ゴミが放置されている				
(2) 物件の詳細					
No	項目	メモ			
①	物件名 (〇〇様宅、〇〇荘等)				
②	住所				
③	構造	1. 木造	2. RC造	3. S造	4. 他 ()
④	階数	階建て			
⑤	空き戸数/全戸数	戸 / 全 戸			
⑥	駐車場、庭、倉庫等の有無				
⑦	老朽度	1. 倒壊の危険	2. とても劣化	3. やや劣化	4. 問題なし
⑧	おおよその築年数	約 年			
⑨	接道	1. 2m未満	2. 2m以上		
⑩	前面道路幅員	1. 4m未満	3. 4m以上		
⑪	旗竿敷地				
⑫	防犯・防災上危険と思われる部分				
⑬	募集状況・空き家の看板の有無	1. 有	2. 無		
⑭	不動産業者				
⑮	近隣住民情報	1. 空き家である	2. 空き家かどうか知らない	3. 情報なし	
memo (ベランダに物干し竿や洗濯機がない、自転車は置いてある、店舗が空きで住宅は住んでいる、1階が全部空いている、新築物件 など)					

図 5-3-2 空き家調査記録用紙

空き家を活用した居住支援に関する調査

問1 住宅をどのようにご使用されていたか、当てはまるものに○を付けてください。

①空き家と思われる住宅

②ご使用方法（いずれかに○）

5丁目 - - （戸建住宅） → 自宅・賃貸住宅・賃貸店舗・その他（ ）

問2 該当の住宅を使用しなくなった理由を教えてください（当てはまるもの全てに○）。

1. 自分の居住に適さなくなった（理由： ）
2. 建物の老朽化
3. 相続等手続きの事情
4. 住人が退去した
5. 住人が亡くなった
6. 一時的に住人がいない（入院、老人ホーム入居等）
7. 空き家ではなく現在も使用している
8. その他（ ）

問3 該当の住宅についてお困りのことはどのようなことですか。

問4 該当の住宅について今後のご予定を教えてください。また、今後どのようにしたいとお考えですか。

問5 「居住支援」にご関心・ご興味はありますか（当てはまるもの全てに○）。

1. ある
2. 直接話を聞いてみたい
3. 活用方法を相談したい
4. 資料を送ってほしい
5. ない
6. その他（ ）

問6 豊島区の「居住支援バンク」にご関心・ご興味はありますか（当てはまるもの全てに○）。

1. ある
2. 直接話を聞いてみたい
3. 資料を送ってほしい
4. ない
5. その他（ ）

問7 最低限どのようなことが保証されれば、該当の住宅を居住支援バンクに登録したいと思えますか。

問8 もし可能でしたら該当の住宅についてお話をお伺いしたいのですが、どのような方法でしたらお伺いしてもよろしいでしょうか。

1. 直接話をしたい
2. 電話がよい
3. メールがよい
4. 話をしたくない
5. その他（ ）

図 5-3-3 空き家活用の意向調査 質問事項

居住支援アンケート調査

●「居住支援」に関してお考えをお聞かせください。

②豊島区の居住支援協議会をご存知ですか。

→ 1、知っていた 2、聞いたことはある 3、今回初めて知った

③複数の非血縁関係の個人（または家族）と一緒に住むことに関して興味はありますか。

→ 1、興味がある 2、少し興味がある 3、興味はない

④ご自宅には何人でお住まいですか？ →（ ）人

⑤ご自宅の築年数は約何年ですか？ →（約 ）年

⑥リビング・ダイニング、水回り以外の居室はいくつありますか？ →（ ）室

⑦未使用の空き室はありますか？ →ある（ ）室／ない／今後空き室となる可能性がある（ ）室

⑧空き室をどなたかに貸すお気持ちはありますか？

→ 1、積極的に貸したい 2、場合によっては貸したい 3、あまり貸したくない

4、貸したくない 5、貸せる状況ではない

※2を選ばれた方は理由をお聞かせください。

●シングルマザー世帯との「シェア居住」に関してお考えをお聞かせください。

⑨シングルマザー世帯に貸せるような空室はありますか？

→ある（ ）室／ない／今後貸せるような空室となる可能性がある（ ）室

⑩空き室をシングルマザー世帯に貸すお気持ちはありますか？

→ 1、積極的に貸したい 2、場合によっては貸したい 3、あまり貸したくない

4、貸したくない 5、貸せる状況ではない

※2を選ばれた方は理由をお聞かせください。

⑪商店街の空き店舗などにシングルマザーのお子様の保育支援を行う場所ができた場合、お手伝いに行くことに興味はありますか？

→ 1、ある 2、少しある 3、あまりない 4、ない 5、行ける状況ではない

図 5-3-4 空き家・空き室活用の意向調査 質問事項

5.3.2 空き家の実態とひとり親世帯

(1) 調査 8

シングルマザーシェアライフプロジェクト住宅に住む 2 世帯にヒアリングを行った。母子世帯になって困ったことは、主に「住居」と「保育（場所）」の問題であり、自宅、保育所、職場に近いことが重要であることが読み取れる。住居や保育所を決める基準は、家賃や料金の安さや知り合いがいる、といったことが挙げられているが、友人や知人を頼れるというような環境を得ることも暮らしやすさに関わると推察される。また、「貯金」や「子どもと過ごす時間」を優先しており、キャリアアップは視野に入れつつも急ぎではなく時間外保育も同様に今後の課題として認識している。「貯金」の問題については、母子世帯の「住居確保」の次のステップでもあり、貯金ができる住居に住まうことが重要である。住居については、2 世帯とも「一人になってまず住まいに困り、最初はウィークリーの家だった」や、「養育費や手当がなく本当に余裕がなかった」など、住宅困窮の状態にあったことからこの住宅への入居に至ったことが明らかとなった。

表 5-3-3 シングルマザーシェアライフプロジェクト住宅の入居世帯の課題

対象者	Aa	Bb
調査日	2014 年 12 月	2014 年 11 月
入居期間	2 年半	半年
子どもの数	1 人	2 人
保育所（及び子育て）について		
18:00 まで保育園に預けている		
保育所に預ける頻度	週 5～6 日 仕事が平日に休みのないときもあり、任せっきりになることもある	仕事が週 4 なので週 4 日
自宅と保育所の距離	近い	下の子と上の子で違う
保育所と職場の距離	20 分	近い
自宅と職場の距離	割合近い	とても遠く、貯金して早く引っ越したい
移動手段	家から保育園までは自転車 駅前に自転車を置き勤務先まで電車	全て自転車
保育園を選ぶ基準 (選んだ理由)	・公立である(無認可の保育園に毎月 7 万～8 万を払っていたため) ・自宅から近い	・自分の地元(知り合いや友達も多く同級生で同じくらいの歳の子がいる友達などもある)
保育に関して困っていること	日中は特にない 風邪を引いたときに困る	来年の保育所は 2 人同じにしたい 職場まで遠い
子どもの病時	保育所に看護師が常駐しているので、医務室で預かってもらい迎えの時間まで融通を利かせてもらえる	・あまり病気もしていない ・保育園には体調が悪かったら預けていいといつも言われている
子どもの遊び場所	買い物しながら遊ぶ	騒がしくなるので近くの公園に行く
仕事について		
勤務日数	週 5 平日に休みがないときもある	週 4 今後も今のペースがよい
養育費、手当等	養育費なし 生活費は区や国からの手当と自分の給料	(不明)

経済面の不足	楽ではないが、保育料もかかっていないのでありがたい	(不明)
生活の困り事		
ひとり親世帯になって困ったこと	住居 ・最初はウィークリーに住んだ ・無職だったため短期アルバイトをしながら、24時間の託児に預け貯金した	保育所 ・区に申請を出したら同時に申し込んだのに2人が別々になった
困り事全般	・普段は何とかなっているが、子どもの面倒を見られないときが一番困る ・多少の風邪はなんとかなるが、高熱が出るとしんどい	・職場が遠い。 (シフト週4のため、その合間に家事や掃除などを済ませられる)
自分が具合の悪い時	・近所の人に買い物頼む ・職場の仲の良い人にも少し甘えられる。	(不明)
区の相談機能	・入院時に子ども課に連絡をして託児所を紹介してもらい利用したことはある ・それ以外では特にない	使っていない 興味がなかった、あまり知らなかった
実家		
実家とのつながり	離れている、行くことはない	・保育所と職場の近くにあり、自転車で行ける ・月1から4くらい行く ・休みや病気のときに預けることはない ・野菜を分けてもらう
時間外保育		
時間外保育の必要性	・預けたいとは思っている ・自分が勉強するために1、2時間でもいい、やはりそばにいと勉強ができない	・特にいない、友人に会う時も連れて行く
理想の頻度	週に1回(子どもが小学校に上がるまでにやりたいことをやりたい) ・自分で工面できるようになってからすればいい	(不明)
キャリアアップ		
予定	・お金を貯めてから ・現状で時間外保育や日曜日に預かってくれるところがあればもう少し働きたい	・医療事務の資格を取って病院などで働く ・勉強をする時間をつくることはまだ考えていない、20代の内に取ればいい
住居		
本プロジェクト住宅への入居理由	・張り紙が保育所の掲示板にあった ・気になり話を聞きに行った ・それまで払っていた7万2000円の家賃を高いと感じ引越したいと思っていた	・知り合いがいた ・遠い場所であったが良いと思った ・5、6万ほどで探していた ・養育費や手当などもらっていない、本当に余裕がなかった ・来年か再来年には引越したい
家賃希望額	5万	5、6万
間取り	六畳と、少しスペースがある。間の廊下のようなところ。	
困る点	・子どもの動きが活発になってきたため、欲を言えばより広いところの方がいいのかとは思って困ってはいない	・子ども二人が駆け回る、喧嘩をしている ・階下に迷惑ではないかと気にかかる ・都営に応募しているためずっと住む気はない ・1LDK以上で寝る部屋と生活空間が分けられればとりあえずいい

(2)調査9 (2015年、2016年)

初めに行った空き家調査について述べる。

南長崎4、5、6丁目、長崎1丁目・千早1丁目については、図5-3-5より、目視とヒアリングにより南長崎地区で77件、長崎・千早地区で63件を空き家と判断し、種別としては空き住戸のある集合住宅が最も多い。そのうち、図5-3-6、図5-3-7より、登記簿で確認ができた物件は南長崎地区で47件、長崎・千早地区で49件であり、両地区とも60%以上が昭和56年の新耐震基準以前の建物で、構造は約8割が木造であることがわかる。図5-3-8より、築年を年代別にみると昭和40年代から50年代に集中している。図5-3-9より、所有者の現住所は約7割が町内または区内である一方、約3割は区外である。所有状況は、図5-3-10より、8割以上が個人の所有であるが、会社所有の空き家も7件みられる。権利関係については、図5-3-11より、土地と建物の所有者が同一で所有者が単独のケースが最多の26件、土地と建物の所有者が異なり所有者が単独のケースが次いで12件である一方、複数人で建物を共有しているケースも10件みられる。

また、南長崎地区では、新耐震基準または旧耐震基準でも築年や構造上問題が少ないと判断した19件の所有者33世帯を対象に、前出の図5-3-3のアンケート票を送付した。その結果、回答は僅か2通であり、それぞれ今後の予定として「親族に譲る」、「取り壊す予定」という回答で、どちらも居住支援への関心のない所有者であった。さらに、4通は宛先不明で返還され、そもそも登記という制度は義務でなく任意のため、登記簿に掲載されている所有者から別の人に所有権が移転しているケースも少なくないと考えられ、登記簿の制度上の課題があるといえる。

千早・長崎では、目視調査の結果から町会長へのヒアリングを実施した。空き家になった経緯の一つとして、「所有者が亡くなった」、「施設に入居している」などの事情があること明らかとなった。空き家であると誤判した物件は複数あり、実際は常に人がいる訳ではないが「倉庫として利用している」、「利用頻度は低いが学校が事務室として所有している」といった状況にあることが明らかとなった。

こういった“一時的に利用しているから空き家ではない”という物件は、通常は放置されているような状況であっても空き家とは言えず、このような物件が空き家問題の中で最もどうすることもできず動きのないままの物件といえる。また、植物が生い茂った空き家については苦情があり、区が対処にあたっていること、空き家の活用については環境の変化が大きいため地域の同意や協力が不可欠である、と町会長自身が感じていること、なども確認された。

このように、南長崎、長崎、千早地区の空き家は、新耐震基準以前のものが比較的多いこと、ま、土地と建物の所有者の状況から借地に立つ空き家や複数人で共有する空き家が一定数あることなどが明らかとなった。これらの事情が、先に述べた居住支援バンクへの空き家登録数に少なからず影響していると考えられる。

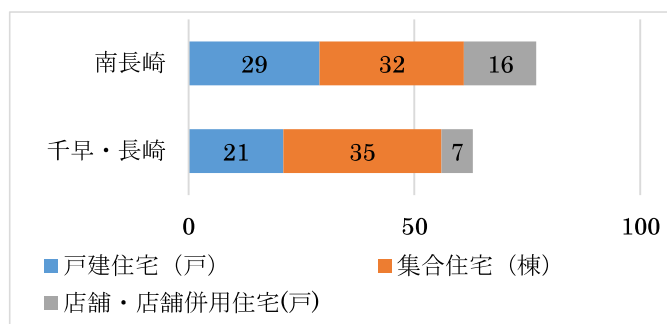


図 5-3-5 空き家の数と種別 (南長崎・長崎・千早地区)

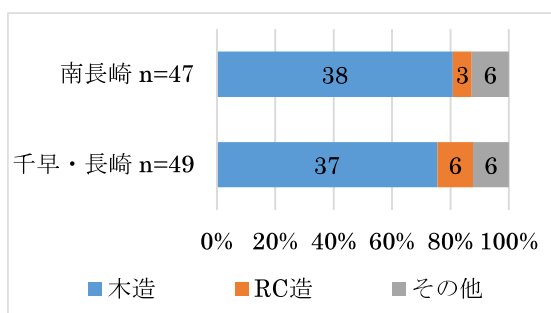


図 5-3-6 空き家の構造
(南長崎・長崎・千早地区)

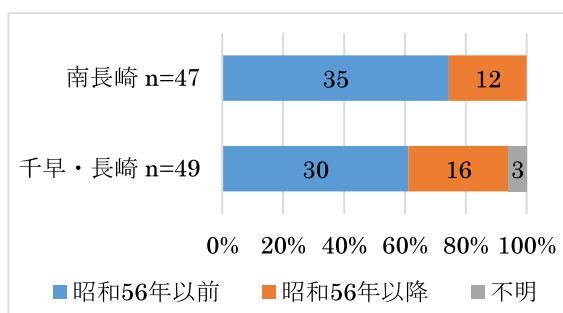


図 5-3-7 空き家の築年
(南長崎・長崎・千早地区)

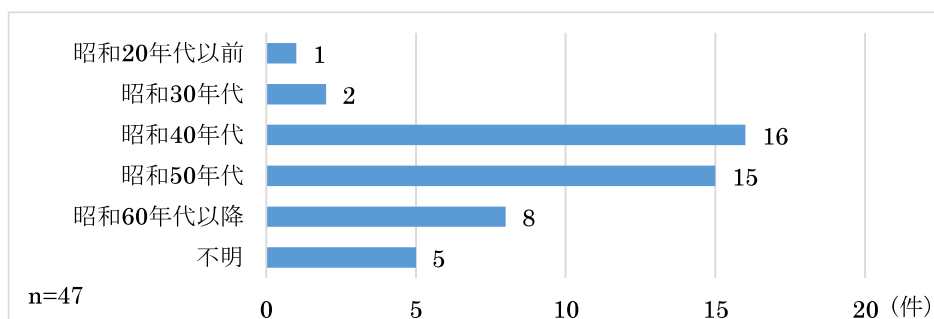


図 5-3-8 空き家の築年の詳細 (南長崎地区)

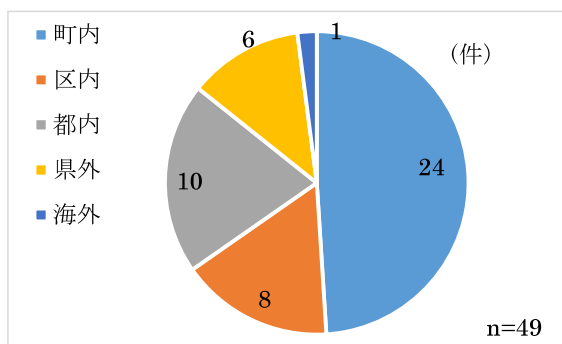


図 5-3-9 所有者の住所 (長崎・千早地区)

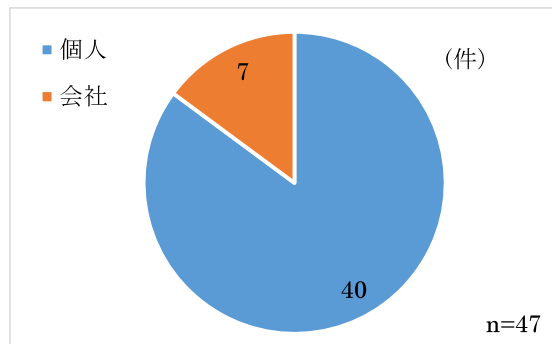


図 5-3-10 空き家の所有状況 (南長崎地区)

権利関係	単純		複雑		
	A型	B型	C型	D型	E型
件数	26	12	3	3	4

(凡例) A型：土地・建物の所有者が同一，所有者が単独
 B型：土地・建物の所有者が異なり，所有者が単独
 C型：土地・建物の所有者が同一，所有者が複数
 D型：土地または建物が複数所有，土地と建物の所有者が一部同一
 E型：土地または建物が複数所有，土地と建物の所有者が異なる

図 5-3-11 空き家の所有の権利関係（長崎・千早地区）

(3)調査 9（2017 年～2018 年）

(2)とは調査範囲を変えて空き家調査を実施した。

長崎 2、3、4 丁目については、図 5-3-12 のとおり、目視とヒアリングによって 81 件が空き家であることが明らかとなった。空き家になった理由は、「所有者が時々管理をしている、倉庫や物置などに利用している」、「一人暮らしの高齢者が亡くなった or 入退院を繰り返している」、「夫の亡き後、妻が地方の実家に帰った」などであった。種別は、図 5-3-13 のとおり、戸建住宅と集合住宅がそれぞれ約 3 割を占めている。また、図 5-3-14 より、完全に空き家の物件は 50 件、一部空き住戸のある物件が 17 件となっている。これら 81 件について、登記簿で確認したところ、表 5-3-4 の結果となった。新耐震基準の物件が 14 件、土地・建物の所有者住所が一致し借地でないかつ新耐震基準である物件が 12 件となっている。この 12 件の空き家が最も活用しやすいと考えられたが、表 5-3-5 のとおり、所有者によると、「親族に譲る」、「そのまま困らない」といった理由で、いずれも所有者の活用意欲が特にないことが明らかとなり、ひとり親世帯への活用は現実的ではないことが確認された。

また、表 5-3-6 のとおり、店舗併用住宅の一部が空いている物件は 18 件あり、入口が分離していれば同室内で他者とすれ違わないことがないため、同じ建物内に居住することにあまり問題がないであろうと考え、目視及び周辺住民や居住者本人にヒアリングをした。その結果、店舗と住戸の入口が別々の物件は 4 件あった。ただし、親族の物が置いてあるなどすぐ活用できる状況という物件は基本的にないことが明らかとなった。

このように、空き家の築年、権利関係、所有者の意向、空き家のままで困らない状況などが、居住支援バンクへの登録が順調に進まない要因の一つであるといえる。

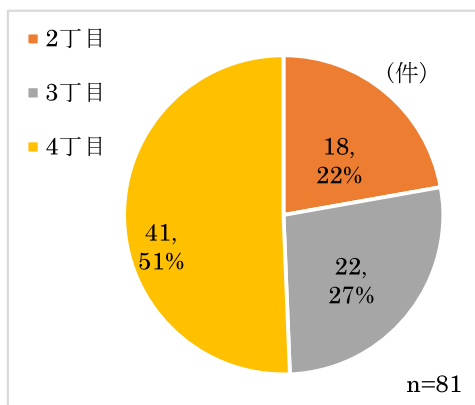


図 5-3-12 空き家の数

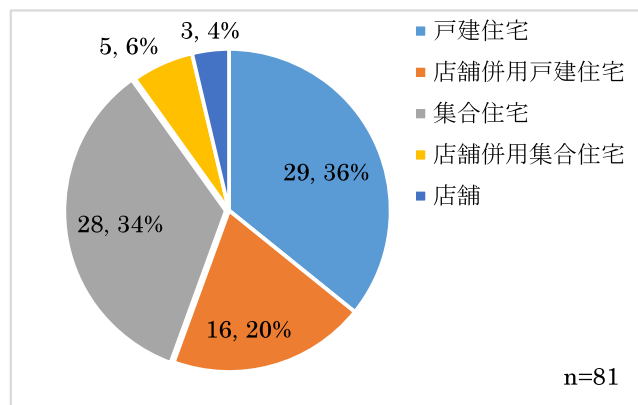


図 5-3-13 空き家の種別

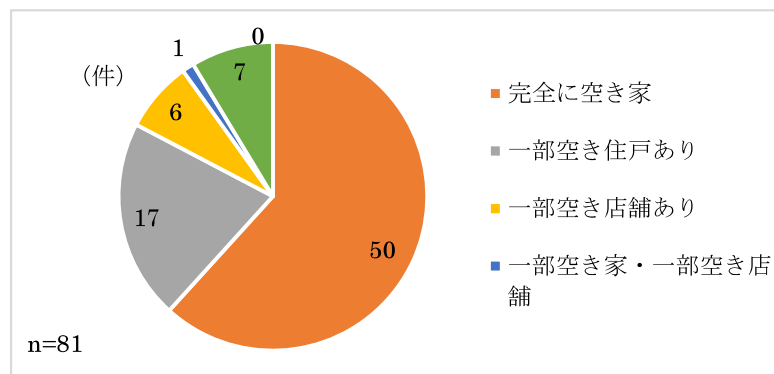


図 5-3-14 空き家の空いている状態

表 5-3-4 登記簿調査で判明した空き家の実態

	①土地の登記簿取得	②建物の登記簿取得	③土地・建物の所有者住所一致	④新耐震基準の建物	⑤借地でない+新耐震基準
2丁目 (n=18)	18	13	13	3	3
3丁目 (n=22)	22	14	12	4	3
4丁目 (n=41)	38	27	16	7	6
全体 (n=81)	78 (96.30%)	54 (66.67%)	41 (50.62%)	14 (17.28%)	12 (14.81%)

表 5-3-5 土地と建物の所有者が一致かつ新耐震基準の空き家

種別	戸建住宅	店舗併用戸建住宅	集合住宅	店舗併用集合住宅	店舗
件数計 12	2	3 (3)	6 (2)	1 (1)	0
事情	何年か空いている	高齢のためお店を再開する予定はない トラブルを避けたいため活用する予定はない 倉庫として活用している	住んでいないが時々出入りしている	一部資材置き場になっている	(不明)

表 5-3-6 店舗併用の空き家の内訳

型	店舗住戸分離型		店舗住戸一体型		
	店舗+集住	店舗+戸建	居住者なし	居住者あり	居住者不明
分類	店舗+集住	店舗+戸建	居住者なし	居住者あり	居住者不明
件数	3	1	2	4	1
把握した事情	<ul style="list-style-type: none"> ・5年前まで精肉店を経営しており、千葉県に現所有者が住んでいて時々訪れている、室内には甥の荷物が置いてある（店舗が空き） 		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗部分が空いているが、活用する予定はない ・倉庫として使用している ・10年前に妻を亡くし、夫と娘が2人で暮らしている 		

(4)調査 10

空き室の有無や、ひとり親世帯への空き室の活用の意思を把握することを目的に、豊島区の南長崎5丁目の町会と5つの商店街を対象としてアンケート調査を実施した。町会役員会にて200枚程度、商店街にて100枚程度の協力を仰ぎ、回収数は約300枚のうち計58枚である。そのうち直接受け取ったアンケートは31枚、返信用封筒による回答は27枚である。

まず、図5-3-15より、「豊島区居住支援協議会を知っていたか」という居住支援協議会の認知に関する質問に対しては、「知っていた」が1名、「聞いたことはある」が4名、「今回初めて知った」が51名（未回答が4名）となっている。居住支援協議会が地域住民にほとんど知られていないことが明らかとなり、周知の徹底が急務であることがわかる。

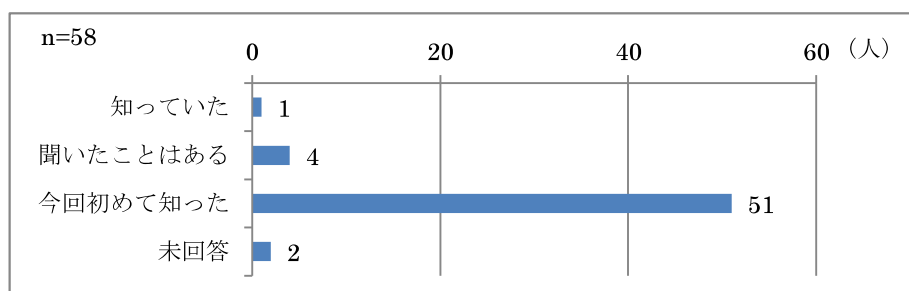


図 5-3-15 豊島区居住支援協議会の認知

図5-3-16より、「複数の被血縁関係の個人（または家族）が一緒に住むことに関して興味はあるか」というホームシェアへの興味については、「興味がある」が1名、「少し興味がある」が20名、「興味はない」33名（未回答が4名）となっている。半数以上が特段興味を示していないが、全体の約4割は少なからず関心があることが明らかとなった。

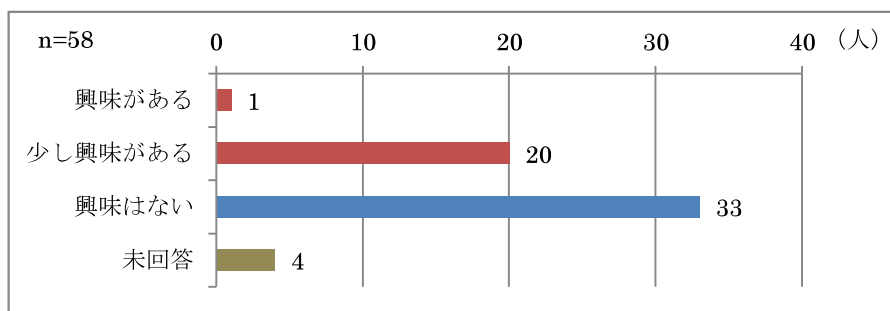


図 5-3-16 ホームシェアへの興味

図 5-3-17 より、「自宅に未使用の空き室はあるか」という質問に対しては、「ある」が 11 名（未回答が 5 名）、「ない」が 42 名となっている。下表より、その 11 名の空き室の詳細は、主に自宅の 1 室または 2 室が空いている状態であることがわかる。広い戸建住宅に一人で暮らしている高齢者などの住民が該当していると推察される。

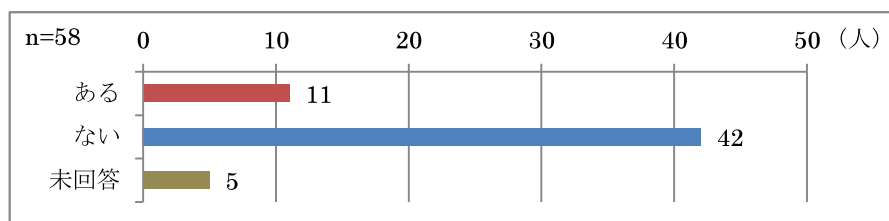


図 5-3-17 空き室の有無

・「ある」と回答した 11 名の空き室

	1 室	2 室	3 室	2 室あり 2 室できる可能性がある	計
人数	4	5	1	1	11 名

しかしながら、図 5-3-18 より、その「空き室を誰かに貸す気持ちはあるか」という質問に対しては、「積極的に貸したい」が 1 名、「場合によっては貸したい」が 4 名、「あまり貸したくない」が 8 名、「貸したくない」が 10 名、「貸せる状況ではない」が 29 名（未回答が 6 名）となっている。主に貸せる状況ではないということから、空き室があったとしても、荷物が置かれている、家族が地方に居住しそのままとなっているなどの事情が推察される。自由記述では、期限付きならば、あと少し経ったら、仲介者が入るならば、といった条件が挙がっている。実際に貸すとなった際に住民が具体的にどうすればよいのかについて、居住支援協議会が説明を行うことで、場合によっては貸したいという人数は増える可能性があると考えられる。

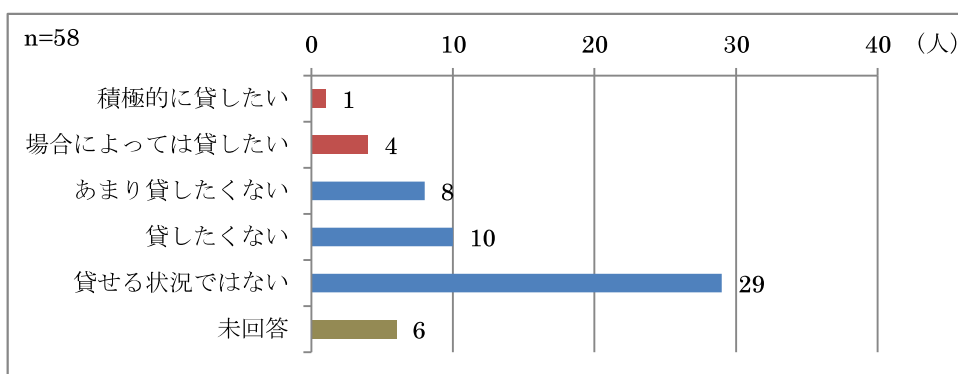


図 5-3-18 空き室を貸す意欲

- ・自由記述欄：期限付きなら貸したい
 しばらく（1年くらい）したら貸せるかもしれない（店をたたむため）
 仲介者が入るなら貸した

図 5-3-19 より、「ひとり親世帯に貸せるような空き室はあるか」という質問に対しては、「ある」が1名（未回答4名）、「ない」が53名となっている。また、図 5-3-20 より、「空き室をシングルマザー世帯に貸す気持ちはあるか」という質問に対しては、「積極的に貸したい」が1名、「場合によっては貸したい」が6名、「あまり貸したくない」が3名、「貸したくない」が10名、「貸せる状況ではない」が31名（未回答が7名）となっている。

“ひとり親世帯に”という対象を絞った設問であるが、ひとり親世帯に貸せるような空き室はほぼないといえる。図 5-3-18 と比較すると、「場合によって貸したい」が2名増え、自由記述としては性別や子どもの人数次第という条件が増えたのみであった。

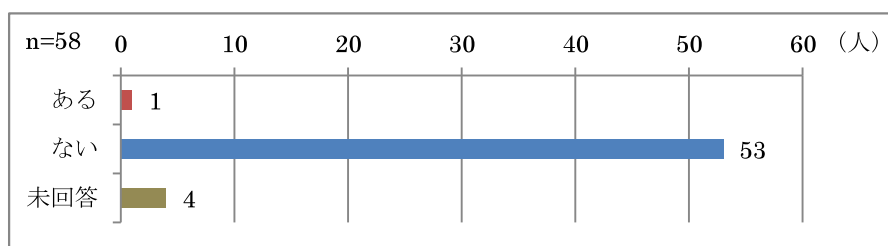


図 5-3-19 シングルマザー世帯に貸せるような状態の空き室

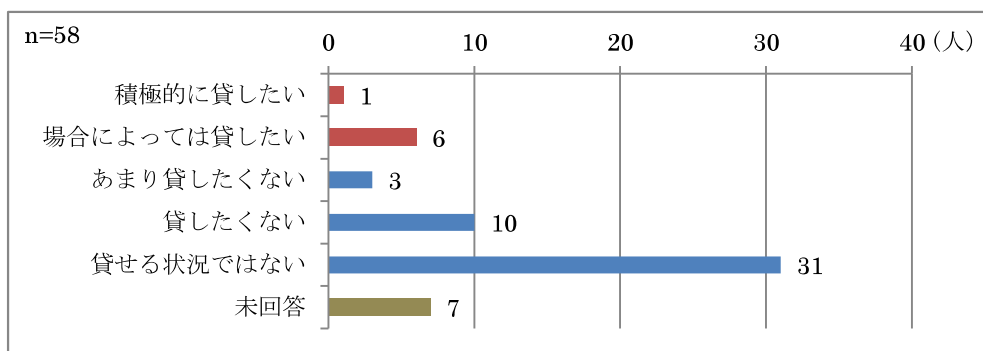


図 5-3-20 ひとり親世帯に空き室を貸す意欲

自由記述欄：期限付きなら貸したい

性別や子どもの数による

仲介者が入るなら貸したい

図 5-3-21 より、「商店街の空き店舗などにシングルマザーのお子様の保育支援を行う場所ができた場合、お手伝いに行くことに興味はあるか」という質問に対しては「ある」が4名、「少しある」が19名、「あまりない」が5名、「ない」が10名、「行ける状況ではない」が20名（未回答者なし）となり、39.8%が興味を持っていることが明らかとなった。

これまでの設問の中で肯定的な意見が最も多く、空き店舗を活用した地域における子育て支援に全体の約半数が少なからず興味を持っていることがわかる。また、自由記述には、空き家を寝かせるより有効である、おもちゃの提供はできる、一番現実的である、といった意見がみられ、自宅の空き室の活用より、地域の空き店舗の活用に興味を示していることが明らかとなった。

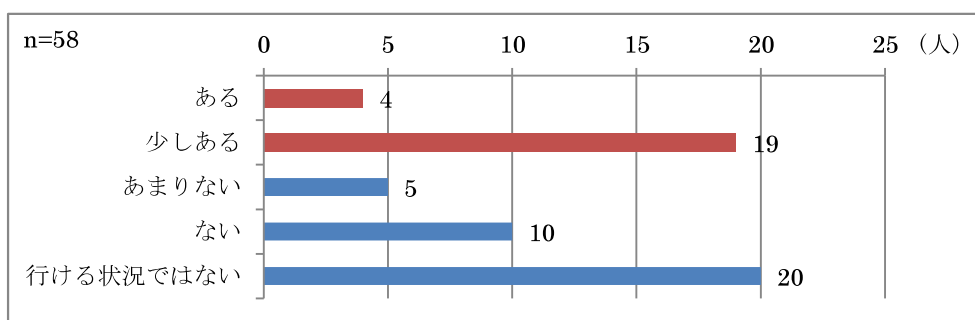


図 5-3-21 地域の保育支援ボランティアに対する興味

自由記述欄：

空き室、空き店舗を寝かせておくより社会的公共性があり、有効である
歳だからできない

おもちゃの提供などはできる（本や服も可能）

商売をやめたら“少しある”

手伝う状況にないが空き店舗の活用が一番現実的と思う

その他の全体の自由記述については以下の通りである。

- ・アパートにも空き室があるが、それをどうしたらいいかわからない。
- ・ひとり親世帯の実情、又貸室において家賃保障などわからない。
- ・現在賃貸住まいのため逆に利用したい、ひとり親世帯に限らずファミリー世帯にもこの制度があれば良いと思う。
- ・ひとり親世帯を支援する方法は現在でも各方面からなされているため、一般家庭に部屋を提供してほしいということはいきすぎだと思う。
- ・他人と同居することは考えられない。

空き家・空き室の提供には、「どのような手順を踏めばよいかわからない」という自由記述が複数みられ、活用できそうな空き家・空き室は僅かでも存在すると考えられる。また、活用について家賃保障の情報を求める意見もみられた。したがって、まず地域住民に豊島区居住支援協議会を認知してもらうこと、そして、ひとり親世帯への支援に興味を示した地域住民に対して活用に関する具体的な情報を提供することが求められる。

第四章では、母子生活支援施設を退所した母子世帯が、他人とのシェア居住についてあまり否定的に捉えていないことが明らかとなった。したがって、シェア居住を希望する母子生活支援施設の退所母子世帯と、母子世帯を受け入れる意欲のある地域住民とのマッチングの可能性は、少なからずあることが期待される。

また、同じく第四章では、母子世帯には、身近に子どもを預かってもらえる場所がほしいというニーズがあることが明らかとなった。地域住民は、住居の活用より、地域に子育て支援の場ができた場合の援助に興味を示していることから、商店街の空き店舗等を活用した地域による保育支援について、最も実現性が高いといえる。実際、本アンケート調査の商店街からの回答 27 件のうち、4 件はひとり親世帯に貸す意欲があることが明らかとなった。2 件が他区民だが、1 件は 1 年後に店をたたむ予定であること、1 件は賃貸物件であることがわかっている。商店街の空き店舗を確保し、そして援助をする住民を募る、といった支援を居住支援協議会のバックアップのもと行えることが望ましいと考えられる。

5.3.3 母子生活支援施設の居住支援のニーズ

表 5-3-1 の調査 11 である。

母子生活支援施設の施設長に、居住支援協議会を通して母子生活支援施設の母子世帯に支援を行う場合について、懸念点はどのような点かヒアリングを行った。

居住支援協議会との連携による退所世帯への支援の仕組みについて、図 5-3-22 に示す。全体の流れとしては、①としま居住支援バンクに登録可能なアパートが見つかった場合にバンクに登録し、②その住居を母子生活支援施設の退所予定世帯に紹介して、③母子世帯が住居を確保する、といった方法である。居住支援協議会からは母子世帯への家賃助成があり、居住支援協議会に属するNPO法人などの登録団体が、母子世帯の入居時の支援及び退所後の生活支援を行う。

退所世帯への支援のスキームを図 5-3-23 に示す。第四章では、母子生活支援施設の母子世帯は、退所時に施設近くに公営住宅が少ない場合は、同地域の民間賃貸住宅を探していること、そして民間賃貸住宅に入居する場合には子どものいる世帯の生活空間として十分でないような古く狭い住居となってしまう実態が明らかとなった。そこで、施設退所時にとしま居住支援バンクの登録物件に居住し、住宅困窮の解消及び家賃助成を受けられ、必要な場合に生活支援を受け、家賃助成による経済的負担の軽減や生活サポートによって、更なる自立を目指すことができる仕組みをつくることのできるか、検討することを試みた。

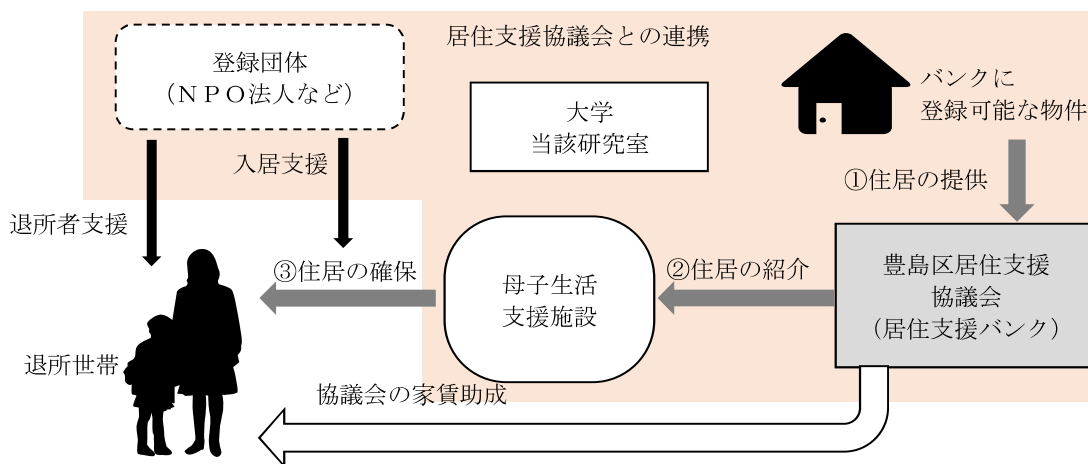


図 5-3-22 居住支援協議会との連携による退所世帯への支援の仕組み

◎目的

・退所世帯は、家賃6~7万円程度、広さ1DK、築30年程度の木造アパートに居住している
 …退所が決まり急いで住居を探す場合、都営住宅に空きがない場合、都営住宅の募集時期と退所時期が大きく離れる場合、その他個人的事情から、施設近隣で住居を探し、家賃を頑張って工面し居住している

※生活保護受給世帯を除く（受給世帯は家賃扶助で居住できるケースもあるため）

↓

区内に、現状の住居よりも良い状態の空き住戸があった場合（としま居住支援バンクに登録されているもの）、協議会を通してその住戸を退所時に確保できる仕組みをつくれないか。

…空き住戸のあるアパートの持ち主には、施設の母子世帯が自立を目指しているので退所後の受け皿となしてほしい、とアプローチを行う。

<母子世帯への支援の全体的なスキーム>

母子世帯は、区の子育て支援課から母子生活支援施設の紹介を受ける

→母子生活支援施設でしばらく生活する

→退所時期に居住支援協議会を通して住居の紹介を受ける

→退所して地域で暮らす

→必要とする場合に生活支援を受け、更にステップアップを目指す

図 5-3-23 退所世帯への支援のスキーム

表 5-3-7 にヒアリング結果を示す。ヒアリング結果は、「退所世帯の状況」、「退所先の探し方」、「相談先のあり方」、「空き家活用への意見」、「居住支援協議会との連携への意見」、「ステップハウスの要望」の6つの項目に分類することができた。

「退所世帯の状況」については、母子世帯はなかなか正規社員になれず養育費も受け取れていない傾向にあり、まず経済面が安定していないことがわかる。退所時には子どもは小学校低学年前後で子育てにまだ手のかかる時期であり、その時期に7万程度の家賃の1DK程度に退所すると、数年後には子どもの成長によって住居が手狭になると想定される。

「退所先の探し方」は、施設の近くにある不動産屋がいいと施設内で口コミが広がり、職員としても認識しており、その不動産屋にお願いして物件を探すことが多いことが明らかとなった。その際に施設近くの住居を希望する、他区であっても近場の都営住宅に応募するなど、居住環境を変えずに区の家賃助成金の対象となる住居に退所している世帯が多いことが明らかとなった。また、母子世帯は気軽に携帯電話からインターネットで物件を探しており、自治体の支援があるといっても役所に行くことはあまり現実的でないと考えられ、インターネット経由で支援できる形が有効であると考えられる。

「相談先のあり方」については、退所が決まった際に母子世帯が信頼して問い合わせでき

る相談先を求めていることが明らかとなった。この施設は豊島区居住支援協議会を認識しているが、豊島区居住支援協議会が相談先になってもらえるとは思っておらず、居住支援協議会の活動が施設職員に浸透していないことがわかる。豊島区居住支援協議会は自治体の一部であるといえるため、母子世帯にはややハードルが高い機関と認識される可能性が考えられ、居住支援協議会に属するNPO法人と施設との連携が望ましい。

「空き家活用への意見」は、施設職員は空き家をぜひ退所世帯に活用したいと考えており、民間のアパートでも戸建住宅でも家賃が支払えれば可としている。ただ、豊島区居住支援協議会の仕組みの中となると、オーナー任せではなくて何等かの形で施設職員が退所世帯のケアに関わることができる、ソーシャルワーカーを間に挟むことができる、といった条件を考えている。懸念点としては、期限付きでは経済的に住み続けられない可能性があることや、母子世帯の緊急時の手助けをしてくれる人がいるかどうか、といった点が挙がっている。母子世帯の手助けについては、施設の近くの住居であれば、施設職員である程度は補えると考えられる。

「居住支援協議会との連携への意見」については、施設職員は豊島区居住支援協議会の仕組みにおける母子生活支援施設の立場を懸念している。空き家に退所した母子世帯へのアフターケアの活動助成や施設職員の人件費の有無、居住支援協議会からの家賃助成期間など、金銭面について確認したいと考えていることが明らかとなった。また、母子生活支援施設に入居するまでいかないがフォローが必要とされる地域の母子世帯について、地域の関係機関やNPO法人などの居住支援団体と繋がって支援を行う、自治体が窓口を開放していない期間に施設が支援を補う、といった地域のセーフティネットによる支援を行いたい、と考えていることが明らかとなった。

「ステップハウスの要望」については、これから入所する世帯や退所世帯、何か一つ支援を行えば自立できるような世帯、入所までいかない中間層の世帯、といった様々なひとり親世帯に、空き家を活用したステップハウスを通して支援ができないか、という活用の可能性について考えていることが確認された。

このような意見がみられたが、現在、としま居住支援バンクにほとんど空き家が登録されていないため、そもそも母子生活支援施設への空き家の提供ができないことが大きな課題である。母子生活支援施設には、空き家を活用した住居のニーズがあることが明らかとなったため、母子世帯の自立支援のスキームがうまく働くよう、空き家の登録を増やすことが急務といえる。そして、活用に至るとしても、母子生活支援施設だけがその世帯への支援を構えるのではなく、地域の関係機関やNPO法人などの団体も一体となって様々なひとり親世帯の支援も行えるよう、地域における支援のネットワークを整える必要がある。

表 5-3-7 退所世帯の居住支援の要望と懸念点

項目	内容
退所世帯の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・稼いでも 20 万以下、大体の世帯は正規社員になれない。 ・退所時期は子どもが保育園から小学校くらい。 ・退所先は、台所+1 部屋で家賃 7、8 万程度。 ・養育費はほとんどとれていない、とれていても途中から支払えなくなるなどがある
退所先の探し方	<ul style="list-style-type: none"> ・近くのある不動産屋にお願いしている →周辺に退所した世帯もその不動産屋で探した ・携帯のインターネットで物件を探している →役所だと少し高度になり敷居が高いようだ →聞くことも全てネットで聞いてしまうのでネットから探せる方がいいか ・施設の近くに多く退所しているため、もう少し家賃が安くなるとよい →知っている地域にいたい気持ちが強いようで遠くの都営住宅に申し込まない →多摩地区に住み仕事を探すことを進めても近場の都営住宅に申し込む場合が多い ・区の助成金が出るような 30 ㎡以上の家にみな退所している。
相談先のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・退所時に信頼して住居の相談ができる場所があればいい →どこに行けばいい、ここに電話をすればいいというのを明確にしてほしい
空き家活用への意見	<ul style="list-style-type: none"> ・退所世帯に提供できそうな空き住戸を上手く斡旋してもらえればありがたい。 ・大家さんと施設職員がどの程度密に話ができるのか。 ・大家さんが住居を貸してくれるかは、母子世帯に緊急時の手助け有無が関わる。 →間に入る人を大家さんが欲する場合は、単年度の助成では難しいかもしれない →入所中に貯金して子どもが病児の時に病児保育を利用する程度の世帯は単年度でも可能 →居住支援について母子世帯に口コミをしてもらえれば広まるか ・完全に大家さん任せではなく、ソーシャルワーカーのコーディネーターが必要か →ソーシャルワーカーが必ず週 1 回見に行くなどといった契約を結べるか ・戸建てに退所した世帯もいる →生活できるならあり、結構空き家が増えてきているようだ
居住支援協議会との連携への意見	<ul style="list-style-type: none"> ・アフターケアでは、施設職員の時給の有無など金銭面はどうなるか。 →人員分の助成金や補助金があれば職員が動きやすい ・退所者にはアフターケアとして病児保育支援をすることなどを伝えている。 →現利用者の対応で大変な場合には現利用者を優先することで納得してもらっている →このような場合になるべくアフターケアの件費があれば助かる ・家賃助成は期間が決まっていれば、住み続けることは長い目でみると難しそう。 →子どもが何歳までなどの条件であればいい ・入所の敷居が高い場合に、関係機関が入所のワンクッションになるといい。 →入所ではなく NPO 法人など地域に繋げる人もいる →入所するべき世帯を施設に入れて守るのも一つのため関係機関を繋ぐ体制で支援したい →少し助けてほしい時に言えない人には、施設だけでなく地域に助けてほしい

	<ul style="list-style-type: none"> →連携することで施設の認知度が上がり、入所のハードルが低くなるかもしれない ・施設の機能として、行政が空いていない時間などに受け皿になるといいか →入所しなくとも何かの際に相談することで済むような世帯がいる →行政が行いすぎると施設の立場がなくなる →地域と連携し繋がることで、入所すべき世帯を見つけて入所を促すことができるか
ステップハウスの要望	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設に入りたくはないがサポートが必要、という人はいる →そのような中間層に向けたものがあるといい ・入所者が増えた時に、施設職員も少し顔を出せるようなステップハウスがあればいい →入所までではない人に支援ができる →入所予定の世帯、退所予定の世帯が1、2泊など一時的に生活できるところ ・ステップハウスではないが地域の拠点のような住居があれば少し関わりたい ・スモールステップになるところ →課題が子育てだけでという場合に、1、2年でも仕事をセーブして子育てをするために入るなど →一時的でも職員が介入すると、母親の後の子育ても子どもも楽になる →小学校の先生など関係機関のネットワークに母親も子どもも入れればいい

5.3.4 不動産業者による支援

表 5-3-1 の調査 12 である。

前項までに、母子生活支援施設には退所世帯への空き家活用のニーズがあるにも関わらず、としま居住支援バンクへの空き家の登録がないことが明らかとなった。居住支援協議会のこれまでの取り組みから、セミナーの実施やリーフレットの配布などの周知方法では、としま居住支援バンクの登録物件は大幅に増えないことが想定される。

そこで、居住支援協議会に属する不動産関係団体である地域の不動産業者が所有する空き家を居住支援バンクに登録して、ひとり親世帯に提供する仕組みをつくれなかと考え、不動産業者 7 社にヒアリング調査を実施した。対象とする不動産業者は、母子生活支援施設周辺の南長崎、長崎、椎名町、要町に所在し、豊島区の「高齢者等入居支援協力店」に登録されている業者である。

「高齢者等入居支援協力店」とは、宅建協会の不動産業者のうち、高齢者・障害者・ひとり親・生活保護の世帯について受け入れ対象世帯を設定し、積極的に受け入れることを公表している不動産業者である。2018 年度には区内 37 件の不動産業者が登録している。

まず、表 5-3-8 より、豊島区居住支援協議会の認知をたずねたところ、居住支援協議会を知らない業者もみられ、認知度があまり高くないことが明らかとなった。また、居住支援バンクについて、登録するにあたって物件詳細を書類に書いて提出する点が面倒である、また、FAX 送付やインターネットでアップできるなど簡易な方法であればよい、といった登録手段の簡素化が求められていることがわかる。登録した後、結果的にその物件が実際に活用

に至ったのかフィードバックはあるか、といった意見や、活用されないまま何か月もバンクに登録したままとするのか、といった掲載期間に対する意見などもみられ、業者は登録に関して多くの疑問点を抱いていることが確認された。さらに、何かあった際の責任の所在が不明で登録する気にはならない、など責任問題を懸念していることもうかがえる。どの業者も居住支援バンクへの登録にはあまり肯定的でないことが明らかとなり、登録物件を増やすには、居住支援協議会がこのような挙げられた指摘について回答を整理する必要がある。

表 5-3-8 豊島区居住支援協議会の認知及びとしま居住支援バンクへの意見

	豊島区居住支援協議会の認知	としま居住支援バンクへの意見
A	知らない	・バンク物件を見て不動産屋に行って、断られることがないのか、その保障がなければ登録は難しい
B	知っている	・オーナーの善意に頼って全てうまくいく前提だが、責任の所在が曖昧 ・区が1棟を借り上げ、居住支援の必要な同じ境遇の人を集めて住む方が、オーナーは物件を丸々提供したいと逆に積極的になるのではないか
C	なんとなく知っている	・登録方法をよく理解していない不動産屋が結構多い ・東京都のバンクのように、登録物件について不動産屋に来た人を断れないのであれば登録したくない ・フィードバックがほしい
D	知っている	バンクに登録しようという気持ちもあるが、フィードバックがほしい
E	知らない	日々の対応で精いっぱい余裕のない店では登録は難しい、かつオーナーの理解がなければ難しい
F	なんとなく知っている	物件情報を直接アップできると楽
G	名称だけ知っている	物件情報をFAXするだけで登録できればいい

表 5-3-9 より、ひとり親世帯への住居の提供については、全ての業者が積極的に受け入れる姿勢にあることが明らかとなった。全業者に共通していたことは、高齢者や障害者よりも、ひとり親世帯の方がいいという点である。孤独死の心配も少なく、住宅確保要配慮者のうち最も問題が生じにくいと考えていることがわかる。中には、ひとり親世帯用のアパートに改修している事例、ひとり親世帯が住まいを探しに来てくれた際には区の家賃助成がもらえる物件を探してあげている、といった実態もあることが明らかとなった。しかしながら、あまりひとり親世帯に来てもらえていないという意見もみられた。また、母子生活支援施設の退所世帯についても、全業者が問題ないと回答し、生活保護を受給するひとり親世帯も受け入れる業者までである。さらに、業者Cのように、住居の提供のみならず、弊社で働きながら

住んでもらいたい、といった住居と仕事を両方提供したいという意見もみられ、ひとり親世帯の支援に非常に協力的であることがうかがえる。そして、オーナーとしても、ひとり親世帯は騒音の点を除いて特段問題が起きることも少ないため、受け入れやすいと考えていることが明らかとなった。

表 5-3-9 ひとり親世帯への住居の提供

	受け入れ	内容・理由・事例
A	可	予算限度のある母子世帯、生活保護受給の母子世帯、母子生活支援施設退所世帯の全て可
B	可	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設退所世帯は個別の状況により可（ただし、精神障害者以外） ・最近ひとり親世帯は普通のため、状況によって可 ・子どもの声で迷惑かけることが少ないRC造に入居したひとり親世帯がいる
C	可	<ul style="list-style-type: none"> ・きちんと仕事をしていれば問題ない ・1Rなどに住んでいることは多い ・不動産屋は今人手不足のため、就職に困っている、働く時間帯が限られている、というひとり親に弊社の物件に入居して働いてもらってよい、ある程度時間帯の融通がきく、資格取得すればステップアップし就職口も広がるので、宅建の勉強をしたいひとり親も歓迎（このタイアップができないかと以前から区には話しているが進んでいない） ・母子生活支援施設退所者は、家賃を5,6万下げてもらって代わりに清掃をするなどの条件付きで安く借りられないか ・1人暮らしの多いアパートに住むひとり親世帯は音の問題で一度トラブルが起きた
D	可	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者より、頑張っしてほしいと思えて仕事としてもやりがいがある ・面接をして将来への意気込みが感じられれば応援したい ・生活保護のひとり親も自立に向けて頑張ってもらおう ・母子生活支援施設退所者に職員がサポートに入るといっても本人が変わらなければならない ・ひとり親だけのアパートにしたい、ひとり親専用としてリフォームしたが結局ひとり親が来ない ・区はひとり親に物件を紹介しているのか疑問、支援の仕組みが回っていないのではないかと、そのため結局駅前の不動産屋に行き物件探しに皆苦労しているのではないかと ・ひとり親に寛容なオーナーは多くはないがこちらから勧めている ・1部屋の住居では単身者限定で募集をかけていてひとり親は難しい
E	可	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の人と変わらずヒアリングできる、全く問題ない ・騒音については建物の問題や居住者との問題はあ ・寛容なオーナーはいて、ひとり親に限らずうるさく言うオーナーはそんなにいない ・2DK・8万で大丈夫というひとり親が今ちょうどいる（親御さんが近所に住んでいるからか） ・母子生活支援施設退所者には、厳しい条件だと難しいかもしれないがもちろん紹介可
F	可	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親が多い ・騒音は、赤ちゃんが朝も晩もずっと泣いていては困るオーナーは多いが、子どもがい

		でも幼児以上できちんとしていけば特別な問題にはならない
G	可	<ul style="list-style-type: none"> ・この周辺はひとり親が多い、子どもが保育園くらいまでのひとり親が多い ・母子生活支援施設退所者の何人にも物件を紹介している ・物件があればすぐ決まるが、ひとり親は月に1組来るか来ないか・ ・広さは30㎡で2K、1DKの2部屋、家賃7万が限度額、風呂とトイレが別、30㎡以上が区の家賃補助対象のため該当するように探している ・ひとり親で子ども不可の場合はよくあり2階以上がいいという人が多いので、なるべく1階が店舗や駐車場の物件などを勧める ・高齢者、障害者より、ひとり親が一番楽 ・求める条件がアンバランスな場合は、子どもをしっかりと育てられるかどうかで決めてもらう ・ひとり親は区内に居続けたい場合が多いので、古い物件をリノベーションして若い世帯が入りやすくなるようオーナーを説得している

表 5-3-10 より、ひとり親世帯への支援の提案については、区営住宅を活用して3DKの間取りのファミリー世帯向け住戸をひとり親世帯がシェアして住むことや、宅建協会のメーリングリストでひとり親世帯向けの物件情報を共有できること、駅前に多くあるチェーン店の不動産屋と連携すること、ひとり親世帯専門のサイトを立ち上げること、といった具体的な意見がみられ、現場の立場からいずれの提案も実態に即したものであるといえる。

表 5-3-10 ひとり親世帯への支援の提案

	提案	詳細
B	区営住宅のシェア居住	自分は区営住宅を貸しているが再来年で20年契約満了になるので、区が契約継続し、子どもの高校卒業後に退去するルールとしてひとり親2世帯が3DKに住む形はどうか。
C	メーリングリストでの情報共有	入居支援を宅建の繋がりのメーリングリストで周知することは可能
D	不動産チェーン店とのセーフティネット	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の物件はネットで調べられていることが多くチェーン店の不動産屋からの紹介の方が多いため、チェーンの不動産屋が、弊社はひとり親を積極的に受け入れていると知っていれば弊社の物件紹介に繋がるかもしれない ・民間のアットホームなどと協力し23区全部でひとり親専用のサイトをつくるなどすればいいのではないか。

このように、不動産業者は、居住支援協議会の認知度については半数程度であったものの、「高齢者等入居支援協力店」ということもあり、ひとり親世帯に関しては特に問題もなく受け入れている実態が確認された。居住支援協議会は、構成員である不動産関係団体のうち、

こういった地域密着型の協力的な不動産業者との連携を密にすることによって、ひとり親世帯の住居の確保に大きく貢献できると考えられる。

しかしながら、不動産業者は、あまりひとり親世帯が来ないと感じている実態も明らかとなった。多くの母子世帯は、駅前のチェーン店やインターネットで検索できるような不動産業者に主に訪れていることが考えられ、このような地域に密着した協力的な不動産業者の存在をひとり親世帯に周知することが急務である。そして、「高齢者等入居支援協力店」のリストは、住宅課のHPから取得できるものの、ひとり親系のHPからは取得できないことが明らかとなり、第三章のひとり親系もこの「高齢者等入居支援協力店」のリストをおそらく知らないことが想定される。

したがって、ひとり親係と住宅課の連携が改めて重要であり、また、居住支援協議会は母子生活支援施設の母子世帯に対して、このような協力的な不動産業者があることを周知することが求められる。

5.3.5 小結

豊島区内の空き家は、老朽化したアパートなど活用以前に空き家の状態に問題がみられる場合が多く、空き家であっても高齢者施設に入所中で一時的に空いている、物置に使用しているなどの事情がみられ、居住支援の活用につながるような住宅は多くないことが明らかとなった。一方、空き家をまるごと活用することは難しくとも、店舗併用住宅の一部や空き室のある戸建住宅などを活用したホームシェア、商店街の空き店舗を活用した地域の子育て支援については、母子世帯や地域住民の意見より、空間を確保できるならば少なからず実現性があると考えられる。また、区内の母子生活支援施設は、空き家を低廉な家賃で借りることができるならば、退所世帯の住居や一時的な入所ができる自立のためのステップハウスとしたいというニーズがあることを把握した。

しかしながら、空き家の確保が容易でないことが大きな課題である。そこで、居住支援協議会と不動産関係団体の連携から不動産業者の空き住戸をひとり親世帯に提供する仕組みをつくれぬか検討するため、地域の不動産業者にヒアリングを行った。その結果、ひとり親世帯向けにアパートを改修している、オーナーを説得可能、など全業者がひとり親世帯並びに母子生活支援施設の退所世帯に協力的であることが明らかとなった。居住支援協議会はこのような地域密着型の協力的な不動産業者と連携を密にして、居住支援協議会の仕組みを活かした地域のセーフティネットの中でひとり親世帯に住居を提供し、さらに居住支援法人による生活支援に繋いで自立を目指すといった居住支援の仕組みが重要である。

5.4 本章のまとめ

豊島区居住支援協議会の仕組みの中で、母子生活支援施設を退所する母子世帯に区内の空き家や民間賃貸住宅の入居支援を行うために、最も現実的な方法は、地域密着型の協力的な不動産業者と母子生活支援施設の繋がりをつくり、居住支援協議会がその担い手となることである。そのためには、居住支援協議会が不動産関係団体と連携を密にして協力的な不動産業者を見出していくことが必要である。居住支援バンクの現状の問題点を改善して登録物件を増やすと共に不動産業者の空き住戸を母子世帯に斡旋することによって、退所後の住居を速やかに確保できるようになれば、母子世帯は家賃を押さえた中で貯金をし、生活支援を受けられ、自立がよりスムーズになると考えられる。また、一般のひとり親世帯に対しても、ひとり親世帯を積極的に受け入れてもらえる不動産業者について周知できるよう、住宅課は区の子ども部門と連携を強化する必要がある。そして、必要に応じて居住支援法人などが子育てなど生活支援を行う仕組みとすることが求められる。

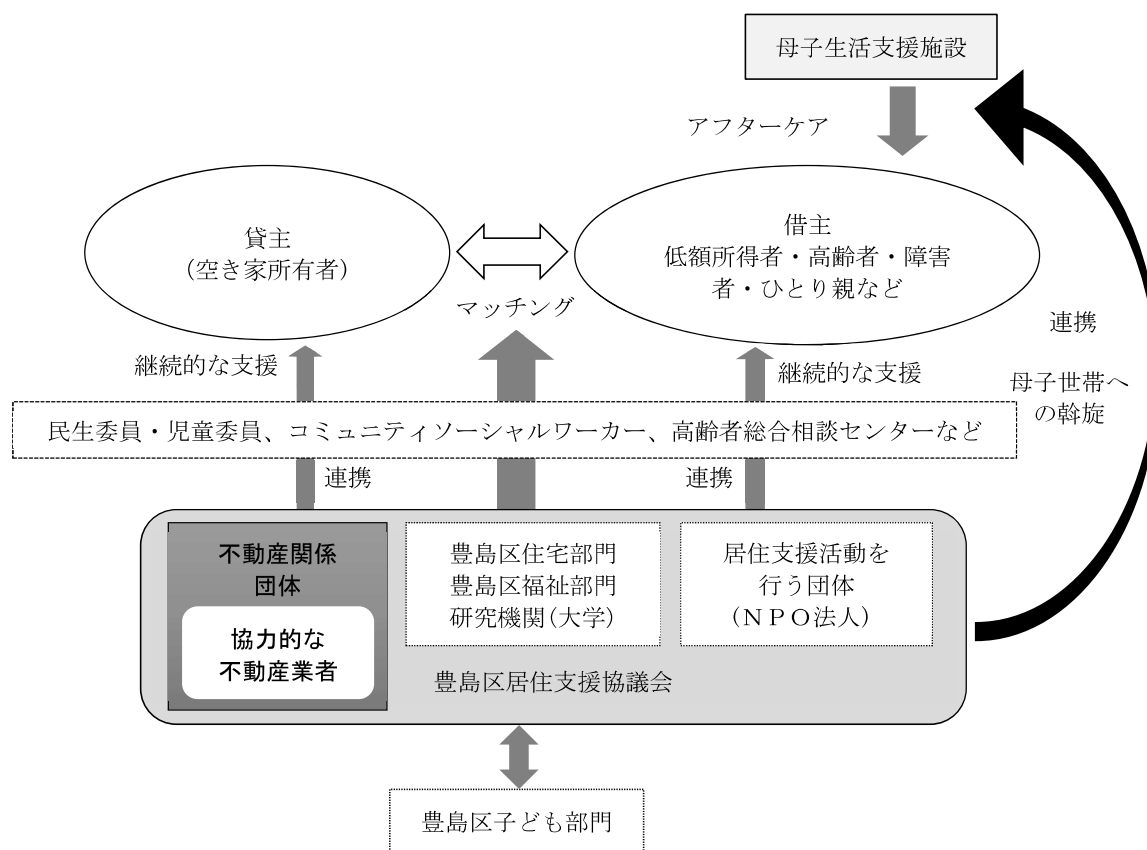


図 5-3-24 居住支援のネットワーク

第六章 結論

6.1 各章の総括

6.2 ひとり親世帯の自立に向けた居住支援のあり方

6.1 各章の総括

結論にあたり、第一章から第五章までの各章を総括する。

第一章では「序論」として、研究の背景と目的について述べ、既往研究の分析及び本研究の位置づけを行った。既往研究の分析では、ひとり親世帯に関する研究の多くが社会福祉学によるものであり、建築学・住居学からの研究は一部であることを明らかにした。ひとり親世帯の建築・住居分野からの研究には、ひとり親世帯の居住状況や住宅問題及び一般世帯との比較、母子生活支援施設（旧称：母子寮）の建築計画、母子世帯向けシェアハウスなどに関するものがある。母子生活支援施設とは、児童福祉施設の一つで、主にDV避難や自立援助などの理由から母親と子どもが一緒に入所し、自立支援を受ける施設である。一方、本研究は自治体の居住支援策の実態把握や、ケーススタディとして居住支援協議会における空き家を活用した住宅確保や地域の連携による支援のあり方などを考察する点に独自性がある。

第二章では、「ひとり親世帯を取り巻く状況」として、国の資料や既往論文などの文献を用い、ひとり親世帯の統計、ひとり親世帯に関わる法制度の変遷、母子生活支援施設の概要及び歴史などを整理した。

2.1では、ひとり親世帯に関する統計について述べた。国勢調査や全国ひとり親世帯等調査などから、児童のいる世帯数が減少している一方で母子世帯数は増加傾向にあり、子どもがいる現役のひとり親世帯の貧困率がこの30年間一定して50%以上を推移していることを示した。平均年間就労収入は、父子世帯では400万以上の割合が最多の39.9%であるが、母子世帯では正規社員の割合とパート・アルバイトの割合が共に35%程度であり、100～200万の割合が最多の35.8%である。また、養育費を受けたことがない母子世帯が56.0%であることから、母子世帯の経済状況が殊に深刻であることに言及した。そして、母子世帯の方が父子世帯より同居者のいない割合が高く、母子世帯の6割以上が母子のみで暮らしており、母子世帯は持ち家率が父子世帯の半数程度で民間賃貸住宅や公営住宅に居住している傾向を把握した。

2.2では、ひとり親世帯に関わる法制度について述べた。法制度は戦前の貧困母子世帯の保護に始まり、戦後の死別母子世帯、その後の生別母子世帯を含めた母子世帯、現在の父子世帯を含めたひとり親世帯、と対象が拡大されながら福祉の充実が図られてきたことを明らかにした。経済面では手当や貸付など、住居については母子寮の整備や低所得者向け公営住宅の大量供給、その他には親の就労支援や子どもの貧困対策といった分野において法制度が整えられ、支援策がこれまで展開されてきたことを示した。

2.3では、ひとり親世帯に関わる住居の法制度について述べた。母子寮は、戦後に児童福祉施設として規定され住宅難で居場所のない多くの母子世帯の住居として役割を担ってい

た。一方、公営住宅法制定により公営住宅の建設が始まると、母子世帯の優先入居、家賃減免、母子世帯向住宅の建設など、母子世帯への特別な配慮がされていたことを把握した。現在は、住生活基本法、住宅セーフティネット法により、ひとり親世帯を含む子育て世帯や低所得世帯への民間賃貸住宅入居促進などの支援が行われている。

2.4では、戦前の母子寮の成り立ちから現在の母子生活支援施設への移行、役割の変化などについて述べた。母子寮は、戦前ある保育所が空き保育室に貧困母子世帯を保護したことに始まり、戦後は戦災による住居の喪失などから屋根対策として急いで増設されたが、公営住宅建設が進むと同時に母子寮の建設ピークも過ぎ、住居としての役割が次第に薄まったと考えられる。母子寮には戦前から施設基準があったが、特に関東大震災後は東京及びその近郊で入所希望者が溢れ、多くの母子世帯を入所させる必要性から施設標準への対応は困難であったと推察される。戦後には児童福祉施設最低基準が定められたが、約20年前まで母子寮の母子室は広さが概ね1人あたり3.3㎡以上であり、現在の1室30㎡という基準よりはるかに狭かったことを把握した。

2.5では、以上について小結としてまとめた。

第三章では、「自治体の取り組み」として、国によるひとり親世帯の支援策が各自治体でどのように展開されているのか、居住を中心に現行の支援策の実態を把握し、その取り組みの中で生じている課題からひとり親世帯への支援のあり方を検討することを目的とした。

3.1では、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県について、ホームページより得られる情報からひとり親世帯の支援策の現状を明らかにした。

3.2では、本研究において1都3県の自治体を対象に実施したアンケート調査結果より、回答を得られた93区市の各自治体における支援の実態と課題などについて述べた。ひとり親世帯の支援を主に担当する部署（以下、「ひとり親係」とする）は主に子ども家庭課などの子育て関係の部署に属し、福祉関係の部署などと支援を連携していることを明らかにした。母子世帯、父子世帯は共に子どもの預け先がなく就労に限度が生じてしまうといった子育てと就労の両立に課題を抱えている。一方で93自治体の40.3%には、子育て支援制度がひとり親世帯にあまり活用されていないという課題が生じており、支援制度の周知方法及び制度内容に改善の余地があることが示唆された。住居については、公営住宅は地区によって戸数が少ない、また民間賃貸住宅は家賃の高騰や保証人の不在により入居が難しい、といったことが主な課題であることを明らかにした。しかしながら、10自治体ではひとり親世帯対象の民間賃貸住宅家賃助成を実施していることが確認された。また、公営住宅の紹介とともに、民間賃貸住宅の家賃助成、斡旋、保証料助成、情報提供を行う自治体もみられ、このような民間賃貸住宅への取り組みが今後更に求められる。

3.3では、3.2の自治体のうち都内10区にヒアリング調査を実施した結果より、ひとり親世帯の支援体制や具体的な取り組みの実態などについて述べた。ひとり親係はひとり親世帯に「就労・自立支援」、「手当・貸付」、「親と子への支援」、「母子生活支援施設」、「住居」

の5分野の支援を主に行っている。しかしながら、住居の支援はひとり親系の管轄でない場合が多いため支援が薄くなりやすいことが明らかとなり、住居の支援を管轄する住宅課との連携強化が課題である。就労・自立支援については、4区が職業訓練や自立支援の給付金に対して独自に給付期間の延長や給付金の上乗せを行っていることなどを把握した。子どもへの支援については、8区が学習支援を実施している。そのうち3区はひとり親世帯を対象とし、そのうちの2区では、学習以外にも給食の提供や各家庭の状況を認知した生活支援を含めて取り組みを行っていることが確認された。また、近年では、2区が子育て世帯を対象に、別の2区がひとり親世帯を対象に生活実態調査を実施しており、各区はひとり親世帯に支援制度を周知できていない、ひとり親世帯は経済面の次に住居に困っている、などの実状を認識して対応を行っていることを把握した。母子生活支援施設については、各区に1カ所以上設置され、いずれの施設も比較的満室に近い。入所理由は、子育て不安、住宅困窮、DV、母親の精神疾患や子どもの障害などであり、3区では施設内の空間を一般のひとり親世帯や子育て世帯の産後ケアやサロンなどに活用したいと考えていることが明らかとなった。住居については、ひとり親世帯は元の生活環境を変えないようにする傾向がみられた。都営住宅には元の居住地区に絞って応募するためなかなか当選しない、民間賃貸住宅は収入に見合う物件がない、また、自治体の居住支援策の対象は高齢者や障害者も該当するため、ひとり親世帯に支援を特化できないといった課題が認められた。

3.4では、以上について小結としてまとめた。

第四章では、「母子生活支援施設の母子世帯」として、母子生活支援施設の空間と使われ方の歴史の変遷、施設における支援の実態、入所中及び退所した母子世帯の生活実態などを明らかにし、母子生活支援施設の母子世帯への居住を中心とした支援のあり方を検討することを目的とした。

4.1では、モデルケースとして都内1施設へのヒアリング調査結果より、母子生活支援施設の空間と使われ方の変遷などについて述べた。当施設は大正時代に始まり現在まで5回の移転や改築・改修を行い、直近では1960年代に木造からRC造に改築した初動期、1980年代に大規模改修をした転換期を経て、2011年に現建物となったことを把握した。1世帯1室の母子室については、初動期には共用の水回りが母子室と別にあったが転換期には個別の水回りが母子室に隣接し、現在は完全に個室化し施設空間が共同生活から個別生活へと移り変わったことが確認された。また、転換期までは施設の共用空間で近隣住民を招いた行事などが行われていたが、全国的にDVによる入所が増えシェルターの役割が大きい現在は地域開放が当時よりも一時的になり、近隣住民との関係性なども以前と異なっていると考えられる。

4.2では、本研究において1都3県の母子生活支援施設を対象に行ったアンケート調査結果より、回答を得られた23施設における支援の実態と課題などについて述べた。入所時の母親の雇用形態は非正規社員が約55%、無職が約35%を占めるが、退所時もほぼ同じ割合

であり入所中のキャリアアップが難しい実態を把握した。母子世帯は、日常生活のルールなど基本的な生活支援を受けて大体自力で生活できると退所となるが、18 施設では退所世帯のほぼ全員あるいは半数より、主に精神・健康面や子育てに関する相談があることが明らかとなった。また、子育てが心配などの理由で施設の近くに退所してほしい母子世帯がいる施設は18カ所あったことから、施設の母子世帯は施設職員による訪問などアフターケアを受けやすい範囲に退所できることが望ましいと考えられる。退所理由としては、「住宅事情の改善」が最も多く、民間賃貸住宅は収入面から厳しいため自立できていても公営住宅に入居できるまで入所し続ける傾向がみられ、生活の自立に加え住居の確保が退所の決め手になっている実態が認められた。

4.3 では、4.2 の母子生活支援施設のうち都内4施設に行ったヒアリング調査結果より、母子世帯の実態と抱えている課題、母子生活支援施設の取り組みなどについて述べた。多くの母子世帯は、精神・健康面に課題を抱え、退所後も地域に馴染めない場合が少なくないことが明らかとなり、4.2 の退所者から精神・健康面の相談が多いという実態を改めて確認した。母子世帯の大部分は、施設近くへの退所を希望し、当該自治体の公営住宅に当選しにくいまたは少ない場合は近隣区市の公営住宅に、当該自治体に公営住宅が多いまたは施設近くに多い場合は当該自治体の公営住宅に入居する傾向があることを把握した。また、いずれの施設も、地域の保育所や小中学校、子ども食堂との連携がある、古い歴史を持ち地域に根付いている、など周辺地域による一定の理解を得られていると感じていることを明らかにした。このような地域の連携がとれている教育機関などが所在する施設近くの範囲に、課題を抱える母子世帯が自立を目指して退所することの重要性が示唆された。

4.4 では、4.3 の母子生活支援施設の2施設において、退所した7世帯及び退所予定2世帯の計9名の母親に実施したヒアリング調査結果より、生活実態と支援のニーズについて述べた。母親は30代、子どもは幼児や小学生が中心で、退所後は自ら施設に連絡する者から特に関係がない者まで施設との関係は様々である。しかしながら、全世帯が施設から徒歩圏あるいは自転車圏、小学校区程度の生活環境を変えない範囲に退所し、6名が非正規社員、2名が正規社員で職場も主に同様の範囲にあることを把握した。5世帯は公営住宅を希望したが、特に2人世帯の場合は応募できる住戸が限られ、やむを得ず民間賃貸住宅を選び、1DKなど最低居住面積水準程度の木造住宅に居住していることが明らかとなった。また、身寄りがなく子育て援助のない母子世帯が多く、緊急時の子どもの預け先、小学生以上の子どもの居場所、近所の大人のサポートが主な支援のニーズであることを明らかにした。自治体の支援制度にも限界がある以上、地域コミュニティによる援助も求められる。

4.5 では、以上について小結としてまとめた。

第五章では、「居住支援協議会の仕組みにおけるひとり親世帯への居住支援」として、東京都豊島区の居住支援協議会を事例とし、経済的困窮にあたるひとり親世帯及び母子生活支援施設の退所世帯への空き家を活用した住宅確保や地域の連携による居住支援の展開に

ついて検討することを目的とした。

5.1 では、居住支援協議会の概要などについて述べた。居住支援協議会は、自治体、不動産団体、NPO法人などの居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を目的に情報発信などを行う組織で、2018年3月末現在47都道府県及び23区市町が設立している。また、2017年には住宅確保要配慮者の入居支援や生活支援を行う居住支援法人制度が開始された。公営住宅の供給が限界を迎える一方、全国的に増加傾向にある空き家は52.4%が賃貸用であり、住宅セーフティネット法において住宅確保要配慮者への空き家を含めた民間賃貸住宅の活用が定められた。現在は全国6区市の居住支援協議会が、空き家と住宅確保要配慮者のマッチング事業を行っていることを明らかにした。東京都区部では6区が空き家と入居希望者または利用希望者とのマッチング事業を実施しており、空き家や民間賃貸住宅を登録するバンクを用いて住居の需要と供給のマッチングを図っている2区について事業の実態を示した。

5.2 では、豊島区居住支援協議会におけるこれまでの取り組みを整理し、居住支援活動の課題について述べた。当区は公営住宅が非常に少ない一方で、都内で空き率が第1位という需給関係のミスマッチ解消のため、2012年に居住支援協議会を設立した。空き家を登録するバンクの運営、居住支援団体との連携及び活動支援、当協議会を周知するセミナーの実施やリーフレットの配布などが行われてきた。しかしながら、空き家登録及びマッチング実績は僅か2件であり、居住支援に意欲のある空き家オーナーの取得が根本的課題であることが明らかとなった。実績の2件はいずれも入居者がひとり親世帯であり高齢者や障害者よりも受け入れやすいと考えられ、空き家オーナーがひとり親世帯のための活用にメリットを得られる工夫が求められる。

5.3 では、豊島区における空き家の実態調査結果、区内の母子生活支援施設並びに施設周辺の不動産業者7社へのヒアリング調査結果から、居住支援協議会の仕組みを活用したひとり親世帯への居住支援のあり方を述べた。空き家は、老朽化したアパートなど活用以前に建物の状態に問題のある場合が多く、空き家であっても高齢者施設に入所中で一時的に空いている、物置に使用しているなどの事情がみられ、居住支援の活用につながるような空き家はみられなかった。一方で、母子生活支援施設には、空き家を低廉な家賃で借りることができるなら、退所世帯の住居や自立に向け一時的に入所できるステップハウスとしたい、というニーズがあることを把握した。ただし、空き家の確保が容易でないことから、居住支援協議会の不動産団体と連携を深めて不動産業者が所有する空き住戸をひとり親世帯に提供する仕組みを検討するため、地域密着型の不動産業者にヒアリングを行った。その結果、高齢者や障害者は断る場合があるが、ひとり親世帯や母子生活支援施設の退所世帯は問題なく、ひとり親世帯向けにアパートを改修していることやオーナーを説得できるといったことがわかり、積極的に受け入れる姿勢があることが明らかとなった。居住支援協議会の仕組みを活かした地域のセーフティネットの中でひとり親世帯に住居を提供し、さらに居住支援法人などの生活支援に繋いで自立を目指すといった居住支援の仕組みが重要である。

5.4 では、以上について小結としてまとめた。

6.2 ひとり親世帯の自立に向けた居住支援のあり方

第一章において、ひとり親世帯の自立に向けて、第一に住まいの確保の支援、第二に生活全般の支援を行う「居住支援」が必要と考えられることを述べたが、第二章から第五章までに得られた知見より、以下を本論文の提言とする。

公営住宅の供給が少ない地域や民間賃貸住宅の住居費が高い都市部においては、自治体の政策面、並びに地域の居住支援協議会や不動産業者などによるセーフティネットによって、住宅確保を支援し居住を安定させることがまず大切である。そして、世帯ごとに異なる生活全般における課題を把握し支援できるセーフティネットが求められるといえる。

したがって、ひとり親世帯の居住支援には、自治体及び地域資源が連携して居住を始めとした段階的支援を行い、ひとり親世帯の課題解決に寄与し自立に導く仕組みの構築が求められる。この提言について、以下に詳細を述べる。

6.2.1 支援の流れと要素

ひとり親世帯が自立に至るまでには、以下の(1)、(2)、(3)を順に満たすことが重要と考えられる。また、図6-2-1に、(1)、(2)、(3)の段階的な支援の流れ、及びそれぞれの支援に求められる連携体制や地域資源の要素を示す。

(1)住居の確保

住居が決まっていない場合は確保して生活基盤を整えること

(2)経済的自立

仕事が決まっていない場合や転職が必要な場合は、就職・転職活動をして就業を継続し経済的な安定を得ること

(3)子育て支援

保育所や学校といった子どもの成長発達・保育・教育の場の確保と同時に、日常の諸事情や緊急時、休日や学校の夏休み期間といった子どもを預けたい場合の預け先があること

(1)、(2)、(3)について、具体的な支援のあり方を述べる。

(1)「住居の確保」について

はじめに、ひとり親世帯となって安定した住居を確保できているかを、自治体のひとり親係がチェックする必要がある。元々家族で住んでいた家に住み続けられる場合や実家に戻り親と同居する場合などは、住居の確保はできていると捉えることができる。一方、地域によっては離婚直後やDVの一時避難後などに家賃を支払えるような民間賃貸住宅が見つからないケースや、転居費用が足りないなどのケースがあると想定される。

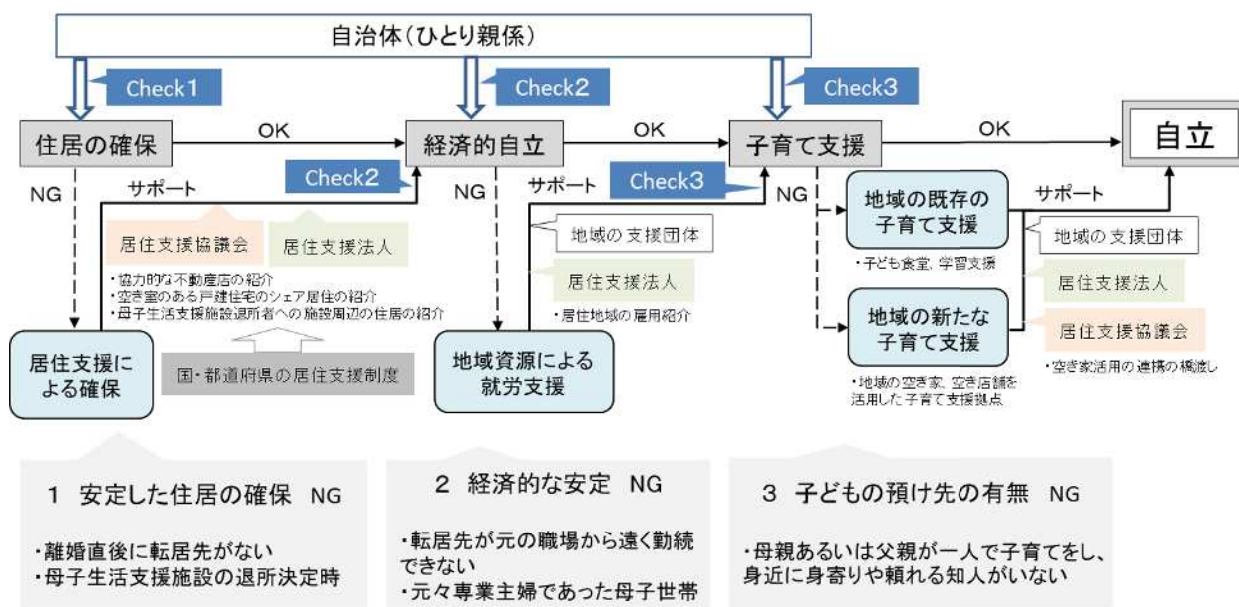


図 6-2-1 支援の流れ

このように早急に住宅確保が必要な場合、ひとり親世帯が自力で不動産業者を訪問する方法も一つである。しかしながら、自治体に居住支援協議会や居住支援法人がある場合、それらが自治体のひとり親係と連携することによって、ひとり親世帯の入居に協力的な不動産業者や仲介可能な民間アパートの空き住戸を紹介する、空き室のある戸建住宅におけるシェア居住を提案する、などを行える可能性があり、スムーズな住居の確保を支援できると考えられる。また、母子生活支援施設の退所予定世帯がいる場合は、居住支援協議会等が母子生活支援施設と連携することによって、施設職員が母子世帯にアフターケアを行いやすいよう施設に近い住居を紹介する、といった支援も可能と考えられる。

(2) 「経済的自立」について

次に、ひとり親世帯となって経済的に安定した生活を送ることができるかを、自治体のひとり親係や(1)住居の確保で関わった居住支援法人などがチェックする必要がある。元々仕事をしていて生活が苦しくない程度の収入があり勤続できる場合や、元の仕事の収入が多くなくとも手当の受給や継続的な養育費の受け取りにより生活ができる場合などは、経済的自立はできていると捉えることができる。一方、元々専業主婦であった母子世帯や、転居先が元の職場から遠いため勤続できない場合など、早急な就職先あるいは転職先の確保が必要なケースがあると想定される。

このように早急に就職先あるいは転職先を探す必要がある場合、ひとり親係による就労相談や就労支援の助成制度の紹介の他、ひとり親世帯が自力でハローワークに出向いて仕事を探す方法も一つである。しかしながら、前出の居住支援法人やそれに繋がりを持つ地域の支援団体などによって、居住地域に所在する企業や商店といった職住近接の雇用先の紹

介など、スムーズな就職・転職を支援できると考えられる。ただし、本研究における調査結果から、子どもが乳児でしばらく子育てに専念しなければならない、保育所に入所できないといった理由から、離婚後または未婚のまま就労できずに生活保護世帯となる母子世帯も少なくないことが明らかとなった。このような世帯には、ある程度の期間は地域の支援団体の繋がりによって必要な生活支援を行うことが可能と考えられる。

(3) 「子育て支援」について

そして、住居及び経済的な基盤ができた後、保育所や学校など子どもの成長発達場の確保と同時に、緊急時や休日、また仕事の繁忙期や残業時などの日常の子どもの預け先があるかどうかを、自治体のひとり親係や前出の居住支援法人などがチェックする必要がある。実家が近いなど子育てを頼ることのできる身寄りや知人が身近にいる場合などには、子育ての援助があると捉えることができる。一方で、身近に身寄りや頼れる知人などがおらず、ひとり親世帯の母親あるいは父親が一人で子育てをしている場合など、子どもの預け先が必要なケースがある。

このように子どもの預け先を必要とする場合、地域において既存の子育て支援が行われている場合には、それらを積極的に利用することがまず一つである。具体的には、地域住民やNPO法人が主体となって月2回程度実施するような子ども食堂や子どもの学習支援などが挙げられよう。「こども食堂安心・安全向上委員会」の調査（2018年1～3月）によると、全国に2,000カ所以上の子ども食堂があり、東京都だけでも約350カ所である。一昨年から2年間で約1,700カ所が開設された急速に拡大中の取り組みであり、地域住民が子どもの貧困問題の深刻さを共通認識したことで、全国的に展開されてきた結果といえる。

また、自治体に居住支援協議会がある場合、もしくはない場合でも同様な協力体制をつくり、それらが空き家や商店街の空き店舗といった物的資源を活用してひとり親世帯の子育て支援の場を設け、居住支援法人やそれに繋がりを持ちひとり親世帯支援に意欲的なNPO法人、支援意欲のある地域住民などの人的資源と連携することで、地域の広場のような子育て支援の拠点をつくることができると考えられる。ただし、地域住民の協力を得るには、子ども食堂の展開のように、支援を必要としているひとり親世帯の子育て支援ニーズを地域が共通認識できるように、自治体や居住支援協議会が働きかけることが重要である。

6.2.2 自治体による支援のあり方

自治体のひとり親係は、住居の支援に関し、公営住宅については応募案内など行っているが、民間賃貸住宅については支援策があっても基本的にひとり親世帯に限定したものではなく、管轄も部署の異なる住宅課が行う場合が多いことから、手当や子育てなどの支援と比較すると手厚く支援することは難しい状況にある。一方、自治体内におけるひとり親係の位置づけには、①子ども家庭部型、②保健福祉部型の2種類があることがわかった。しかしな

がら、支援内容は両型とも同様であり、住宅課との連携についても特に差はみられなかった。ただし、例えば、足立区は他区と比べて比較的生活困窮にあたる世帯が多く、②の福祉的立場から支援を行っており、渋谷区は富裕層の子育て世帯が多く子どもの貧困対策を特に行っておらず、①の子育て支援的立場から支援を行っている、など各自治体の地域事情に応じた位置づけの特徴が確認された。

したがって、どちらの型が望ましいとは言い切れないが、いずれの型であっても、居住支援の「住居の確保」に関しては、他の支援のようにきめ細やかに対応できるよう、各自治体の地域性や住宅事情に応じて住宅課、居住支援協議会、居住支援法人などと連携しながら、支援をすることが大切である。そして、「経済的自立」及び「子育て支援」に関しては、ひとり親世帯の生活課題が大きい場合には福祉系の生活困窮者の担当課と連携するなど、個々の世帯の状況を把握しセーフティネットで拾い繋ぐことが重要である。図6-2-2、図6-2-3に、両型における連携の理想的な形を1例ずつ示す。

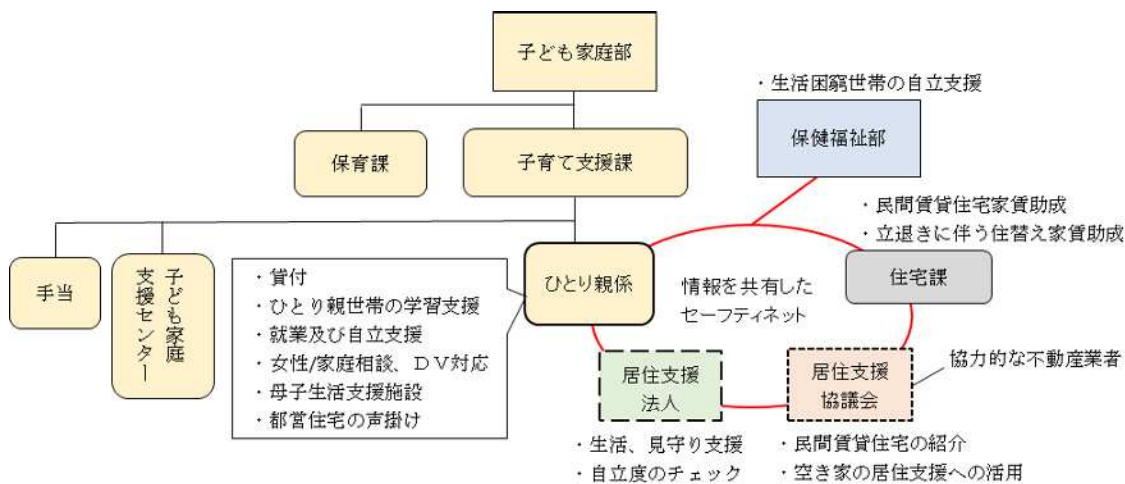


図 6-2-2 「子ども家庭部型」における支援の連携の例

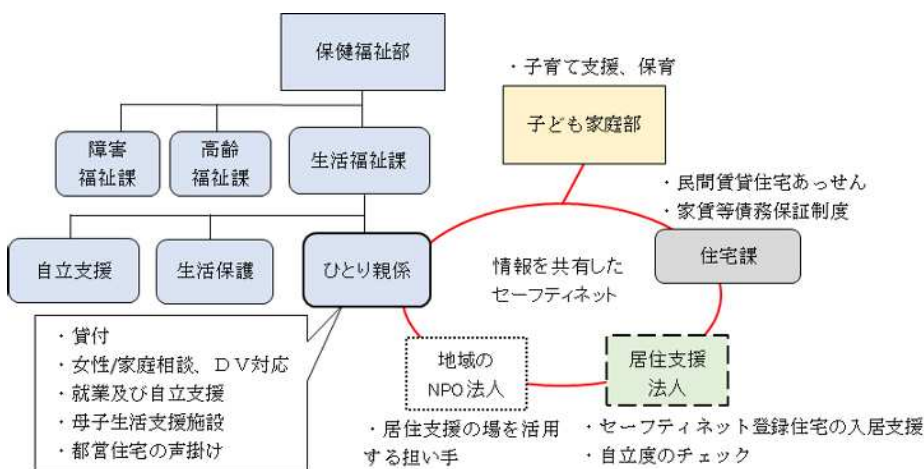


図 6-2-3 「保健福祉部型」における支援の連携の例

また、このような連携によってつくられるセーフティネットにおいては、居住支援協議会、及び居住支援法人は、登録住宅への入居支援や見守り支援など国が定めている役割に加えて、以下のような役割を果たすことが望まれる。

- ・ひとり親世帯の自立段階のチェックを行うこと（居住支援法人）
- ・ひとり親世帯の入居に協力的な不動産業者を見出すとともに、ひとり親世帯の入居に寛容なオーナーを増やすこと
- ・地域資源である空き家を見つけ、地域の団体や住民など子育て支援の担い手を繋ぐ橋渡しとなり、地域の子育て支援における新たな主体となること
- ・必要に応じて公的資源との情報連携を行うこと
- ・ひとり親世帯と直接関係のない団体も含め、居住支援法人でない地域のNPO法人などと連携してセーフティネットを拡大させること

そして、居住支援は、例えば豊島区のように地域資源として空き家が多くあり、高齢化が進む中で戸建住宅の空き室もみられる一方、公営住宅が希少で居住ニーズに対応しきれないような自治体では、セーフティネットとして民間賃貸住宅の活用を今後さらに積極的に推し進めるべきである。対照的に、足立区など区東部の公営住宅の多い自治体では、「住居の確保」は困難ではない一方、生活レベルの低い世帯が多いなど各地域事情に応じ、「経済的自立」などの生活支援に注力した居住支援を推し進めるべきである。

6.2.3 ひとり親世帯への空き家を活用した居住支援の進め方

第五章では、豊島区を事例として、ひとり親世帯を対象とした空き家、空き室の活用に向けて調査を実施してきたが、現時点では活用に至っていない。ただし、これまで実施した調査において空き家は複数存在しており、オーナーの意向などによりすぐに活用できるような空き家がなかったことが課題である。また、母子生活支援施設職員や母子世帯には地域の空き家、空き店舗、民間の戸建住宅の空き室、に対する活用ニーズがあることが確認され、地域の住民や不動産業者にはひとり親世帯の居住支援の意欲があることも確認された。支援を受ける側の母子世帯、支援を行う側の地域のどちらにも活用の芽がみられる状況にあり、自治体としても増え続ける空き家、空き室を居住ニーズのある世帯に活用したいと考えていることから、提供可能な空き家、空き室の洗い出しが急務である。

したがって、例えばセーフティネット登録住宅の改修費100万円の補助など、国が設けている居住支援に関する空き家活用の制度を各自治体において活用することが重要であり、同時にその登録住宅入居者への家賃低廉化など入居者へのインセンティブの存在も周知する、などマッチングに向けてこれらの制度を組み合わせた支援体制の確立が求められる。豊島区の調査では、空き家、空き室のマッチングについては今後の課題となるが、制度の利用

の他、空き家オーナーへの活用に向けた交渉方法について自治体や居住支援協議会等が連携して示していくべきである。また、活用方法は、地域資源を活かした居場所として、ひとり親世帯をはじめ子育て世帯の子育てを助ける場をつくることも含めて進めることが有効と考えられる。そして、高齢単身者世帯が増加し空き室のある戸建住宅も増加しているため、空き室の活用という観点も今後検討していくべきである。

6.2.4 居住支援のセーフティネットに期待されること

これまでに述べたような、自治体及び地域資源の連携によるセーフティネットがあることで、それぞれのひとり親世帯の事情を段階的に把握し必要な支援に繋ぎやすくなることが期待される。また、地域の団体、住民の関わりが生まれるため、新たな支援の担い手を見出しやすくなることも考えられる。そして、本研究で対象としている経済的困窮にあたるひとり親世帯、母子生活支援施設の母子世帯以外の、ひとり親世帯や子育て世帯の中で支援が必要な世帯をピックアップし支援に繋げることもできると考えられる。結果的に、ひとり親世帯に限らず、子育て世帯及び様々な世帯や世代の人々にも役立つ独自のセーフティネットを生み、地域の子育て環境並びに居住環境の向上にも寄与することが期待される。

本論文の調査研究によって、ひとり親世帯に関する支援策の実態や変遷、ひとり親世帯の生活実態、自立支援に必要な母子世帯の課題などを明らかにすることができ、今後の居住を中心とした支援のあり方について多くの知見を得ることができたと考える。増加傾向にあるひとり親世帯について、以上のようなセーフティネットを構築し、住居の確保、経済的自立、子育て支援といった課題の解決に寄与し自立を促進できるような仕組みを整えることこそが重要である。

資料編

- ①自治体アンケート調査用紙「ひとり親世帯の生活支援に関するアンケート」
- ②母子生活支援施設アンケート調査用紙「母子世帯の生活実態と住まいの支援に関するアンケート」
- ③空き家調査シート
- ④空き家オーナーアンケート調査用紙「空き家を活用した居住支援に関する調査」
- ⑤空き室アンケート調査用紙「居住支援アンケート調査」
- ⑥不動産業者へのヒアリングシート

ひとり親世帯の生活支援に関するアンケート

※本アンケートは、“平成 27 年 10 月 1 日現在”でご回答ください。この時点での回答が出来ない場合は、“平成 27 年 4 月 1 日現在”でご回答ください。

※なお、本アンケートの「ひとり親世帯」は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に則り、二十歳未満の子どもを扶養しているひとり親世帯が対象となります。

◇自治体名◇

- ・ 都県名： _____ 区市名： _____
- ・ アンケート記入部署： _____ 例：子ども未来部子育て支援課
- ・ 回答内容：平成 27 年（ 4 ・ 10 ）月 1 日現在の内容 ※該当するものに○

問 1 ひとり親世帯の基礎情報

ア) 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の数をご記入ください。また、可能であれば、ひとり親世帯の総数もご記入ください。

1. 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の数（出典： _____ ）

ひとり親世帯／全世帯：（ _____ ）世帯／（ _____ ）世帯
内訳：母子世帯（ _____ ） / 父子世帯（ _____ ） / その他世帯（ _____ ）

2. ひとり親世帯の総数（出典： _____ ） ※集計している自治体のみで結構です

ひとり親世帯／全世帯：（ _____ ）世帯／（ _____ ）世帯
内訳：母子世帯（ _____ ） / 父子世帯（ _____ ） / その他世帯（ _____ ）

問 2 ひとり親世帯の生活支援とその実態について

イ) ひとり親世帯の生活支援全般について、1～8の質問にお答えください。

1. ひとり親世帯の来所や電話による相談や問い合わせはどの程度ありますか（該当するものに○）。また、その相談内容はどのような内容ですか（該当するもの全てに○、特に多いものに◎）。

頻度：①1日5件以上 ②1日1件以上 ③2日に1件程度 ④週2件程度 ⑤週1件程度
⑥その他（ _____ ）
内容：①就労 ②資格取得 ③手当 ④住まい ⑤子育て支援 ⑥子どもの問題
⑦健康面 ⑧DV被害 ⑨虐待 ⑩日常生活
⑪その他 { _____ }

2. ひとり親世帯に他部署で行っている生活支援を紹介することがありましたら、支援内容と担当部署名をご記入ください。 例：支援内容…就労の支援、担当部署名…生活産業部就労支援課

支援内容	担当部署名

ひとり親世帯の生活支援に関するアンケート

3. ひとり親世帯の就労支援に関して、母子世帯・父子世帯それぞれにつき課題と言えることはどのようなことですか（該当するもの全てに○）。また、ひとり親世帯にどのような就労支援制度を紹介していますか（該当するもの全てに○）。

母子世帯の課題	①正規社員に就けない ②学歴が低い ③子どもがいるため勤務時間帯が限られる ④勤務先が自宅や保育所の近くに限られる ⑤子どもを預けられる場所・人が見つからない ⑥在宅の仕事が見つからない ⑦転職を繰り返している ⑧働く意欲が低い ⑨その他 [
父子世帯の課題	①正規社員に就けない ②学歴が低い ③子どもがいるため勤務時間帯が限られる ④勤務先が自宅や保育所の近くに限られる ⑤子どもを預けられる場所・人が見つからない ⑥在宅の仕事が見つからない ⑦転職を繰り返している ⑧働く意欲が低い ⑨その他 [
支援制度	①自立支援プログラム策定事業 ②自立支援教育訓練給付金 ③高等職業訓練促進給付金 ④就業・自立支援センター事業 ⑤その他 [

4. ひとり親世帯にどのような手当や助成、貸付を紹介していますか（該当するもの全てに○）。

①児童手当 ②児童扶養手当 ③児童育成手当 ④母子父子寡婦福祉資金 ⑤生活福祉資金 ⑥女性福祉資金 ⑦医療費助成 ⑧住宅手当 ⑨就学援助 ⑩生活保護 ⑪その他 [

5. ひとり親世帯にどのような優遇制度を紹介していますか（該当するもの全てに○）。

①公営住宅優先入居 ②JR通勤定期乗車券の割引 ③公共交通機関の割引・無料 ④所得税・住民税の軽減 ⑤利子等の非課税 ⑥水道・下水道料金の減免 ⑦その他 [
--

6. ひとり親世帯の子育て支援に関し、課題と言えることはどのようなことですか。（該当するもの全てに○）。また、ひとり親世帯にどのような子育て支援制度を紹介していますか（該当するもの全てに○）。

課題	①子育て支援制度があまり活用されていない ②子育て支援制度の援助者が少ない ③乳児の支援制度が少ない ④幼児の支援制度が少ない ⑤小学生の支援制度が少ない ⑥中学生以上の支援制度が少ない ⑦子育て支援制度利用時のトラブル ⑧その他 [
----	--

ひとり親世帯の生活支援に関するアンケート

支援 制度	①ホームヘルプサービス・日常生活支援事業 ②ファミリーサポート ③緊急サポート ④ショートステイ ⑤トワイライトステイ ⑥産前・産後サポート ⑦一時保育 ⑧その他 (_____)
----------	--

7. ひとり親世帯の家賃補助の支援はありますか(該当するものに○)。家賃補助を行っている場合は、支給対象、所得制限(該当するものに○)、支給額をご記入ください。

(①ある ②ない) ・支給対象 (_____) ・所得制限：①あり ②なし(補足： _____) ・支給額：(_____) 円/月(補足： _____)

8. ひとり親世帯にどのような住まいを紹介していますか(該当するもの全てに○)。

①都営住宅 ②県営住宅 ③区営住宅 ④市営住宅 ⑤民間賃貸住宅 ⑥その他 (_____)

ウ) ひとり親世帯の生活支援に関する自治体間の連携についてお答えください。

他自治体と連携して支援を行うことはありますか(該当するものに○)。連携を行っている場合、連携先の自治体名をご記入ください。また、どのような連携を行っていますか(該当するもの全てに○)。

(①ある ②ない) ・自治体名：(_____) 都・道・府・県 (_____) 区・市 ・連携内容：①就労・資格取得 ②住まい ③子育て支援 ④母子生活支援施設の広域利用 ⑤その他 (_____)

エ) 母子生活支援施設に関連した内容についてお答えください。

1. 現在、母子生活支援施設をいくつお持ちですか。また、過去数年以内に閉所した施設や今後数年以内に新規に開所する施設がありましたら、施設数と開所・閉所の理由をご記入ください。

現在の施設数：(_____) 件 / 過去の閉所数：(_____) 件 / 今後の開所数：(_____) 件 理由： _____

2. ひとり親世帯が一時的に生活出来るよう予め用意している部屋がある場合、それはどのような場所にありますか(該当するもの全てに○)。

①母子生活支援施設 ②婦人保護施設 ③その他公的施設 (_____) ④公営住宅 ⑤民間シェルター ⑥その他 (_____)

ひとり親世帯の生活支援に関するアンケート

問3 ひとり親世帯の住宅確保の実態について

オ) ひとり親世帯から住まいについての相談はどの程度ありますか（該当するものに○）。また、その相談内容を具体的にご記入ください。

①1日5件以上 ②1日1件以上 ③2日に1件程度 ④週2件程度 ⑤週1件程度

⑥その他（ ）

内容

カ) ひとり親世帯の住まいの確保における課題はどのようなことですか（該当するもの全てに○）。

①公営住宅に当選しない ②当選した公営住宅の近くの保育所などに空きがない

③当選した公営住宅が職場から遠い ④公営住宅を望まない場合がある ⑤新居を探す時間がない

⑥民間賃貸住宅に入居出来ない（該当理由全てに○→ a.家賃が高い b.保証人が見つからない

c.子ども不可 d.その他（ ）

⑦その他

キ) 貴自治体は、ひとり親世帯・高齢者・障害者などのセーフティネットとしての住まいに関して、どのような居住支援の施策を行っていますか。具体的にご記入ください。

◎貴自治体は、母子生活支援施設をお持ちですか → (①はい ②いいえ)

⇒母子生活支援施設をお持ちの自治体は、大変お手数ですが5ページ目(A4)のアンケートにもお答えください。お持ちでない自治体は以上で終了となります。ご協力いただき誠にありがとうございました。

大変恐れ入りますが、差支えなければアンケートにご回答いただいた方のご連絡先をご記入ください。

氏名： _____ 部署名： _____

電話番号： _____ メール： _____

なお、ひとり親世帯の支援に関する自治体のパンフレット等がありましたら、返信の際に同封いただけますと幸いです。

■問い合わせ先

日本女子大学 家政学部住居学科 定行まり子研究室 Tel : 03-5981-3460

住所：〒112-8681 東京都文京区目白台 2-8-1 Mail : sadayuki-lab@fc.jwu.ac.jp

担当者：日本女子大学大学院 家政学研究科住居学専攻 修士2年 金指（かなざし）

ひとり親世帯の生活支援に関するアンケート

＜母子生活支援施設に関するアンケート＞

ク) 母子生活支援施設の名称・定員・運営主体をご記入ください（複数ある場合は全施設）。

施設名： _____	定員： _____ 世帯	運営主体： _____
施設名： _____	定員： _____ 世帯	運営主体： _____
施設名： _____	定員： _____ 世帯	運営主体： _____
施設名： _____	定員： _____ 世帯	運営主体： _____
施設名： _____	定員： _____ 世帯	運営主体： _____
施設名： _____	定員： _____ 世帯	運営主体： _____
施設名： _____	定員： _____ 世帯	運営主体： _____

ケ) どのような問題を抱えた母子世帯に母子生活支援施設を紹介していますか（該当するもの全てに○、特に多いものに◎）。

①DV被害	②住宅困窮	③経済的困窮	④児童虐待	⑤家庭環境の不適切
⑥職業上の理由	⑦子育ての不安	⑧母親の心身の不安定・障害	⑨疾病	
⑩その他	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="flex-grow: 1;"></div> </div>			

コ) 母子生活支援施設の広域利用について、他自治体との受入れ・送出しの連携はありますか（該当するものに○）。連携している場合、その自治体名と連携のきっかけをご記入ください。

広域利用： ①受入れと送出しの両方ある	②受入れのみある	③送出しのみある	④両方ない	⑤その他 ()
自治体名： () 都・道・府・県 () 区・市	きっかけ {			

サ) 母子生活支援施設の必要性はどの程度あるとお考えですか（該当するものに○）。また、自治体として母子生活支援施設にはどのような役割があるべきとお考えですか（該当するもの全てに○）。

必要性： ①とても必要	②やや必要	③どちらでもない	④あまり必要でない	⑤必要ない
役割： ①生活支援が必要な母子を支援する場所				
②生活支援を必要としなくとも、母子がDVから逃れるために入所出来る場所				
③生活支援を必要としなくとも、住まいが見つからない場合に母子が入所出来る場所				
④その他	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="flex-grow: 1;"></div> </div>			

以上です。最後までアンケートにご回答いただき誠にありがとうございました。

母子世帯の生活実態と住まいの支援に関するアンケート

※本アンケートは、“平成27年10月1日現在”でご回答ください。この時点での回答が出来ない場合は、“平成27年4月1日現在”でご回答ください。

施設名： _____ 所在地： _____ 都・県 _____ 区・市
回答内容：平成27年（ 4 ・ 10 ）月1日現在の内容 ※該当するものに○

問1 施設概要

ア) 施設の基礎情報についてご記入ください。

1. 開設年月：()年()月
2. 運営主体：() ※社会福祉法人〇〇会など
3. 定員：()世帯
4. 実際の居住世帯数：()世帯
5. 入居期間：①原則()年契約 ②契約期間なし ※該当するものに○
6. 実際の入居期間：平均()年()ヶ月
7. 同敷地内・建物内または併設されている施設 ※該当するもの全てに○
①保育所 ②学童保育 ③老人福祉施設 ④児童福祉施設（保育所以外） ⑤婦人保護施設
⑥障害者施設 ⑦その他()

イ) 施設では入居者や退所者以外の方の相談も受けていますか（該当するものに○）。「1. はい」の場合、相談者はどのような方ですか、また相談内容はどのような内容ですか（該当するもの全てに○）。

(1. はい 2. いいえ)

相談者：①母親（ひとり親） ②父親（ひとり親）

③その他 {

内容：①子育て ②就労 ③住宅 ④健康面 ⑤経済事情 ⑥家庭内問題 ⑦DV被害

⑧その他 {

問2 母子世帯の住宅確保と施設の支援について

ウ) どのような課題をもった母子世帯が入所していますか（該当するもの全てに○、特に多いものに◎）。

①DV被害 ②児童虐待 ③家庭環境の不適切 ④子育ての不安 ⑤子どもの問題 ⑥疾病

⑦母親の心身の不安定・障害 ⑧職業上の理由 ⑨住宅困窮 ⑩経済的困窮 ⑪再統合

⑫その他 {

エ) 入居している母親の雇用形態の内訳をご記入ください。

①正規雇用：()名 ②非正規雇用：()名 ③無職：()名

④その他（不明）：()名

母子世帯の生活実態と住まいの支援に関するアンケート

オ) 入所者にどのような生活支援を行っていますか（該当するもの全てに○）。

- ①日常生活（食事、家事など） ②就労 ③資格取得 ④金銭管理 ⑤精神・健康面
⑥子育て（送迎、保育、遊び、学習など） ⑦住宅確保 ⑧生活指導（生活ルールの習得など）
⑨その他（

カ) オ) の“住宅確保”の支援について、どのようなことにお困りですか（該当するもの全てに○）。

- ①公営住宅に当選しない ②当選した公営住宅の近くの保育所などに空きがない
③当選した公営住宅が母親の職場から遠い ④公営住宅を望まないケースがある
⑤公営住宅に当選しても現在の施設から遠く退所後が心配 ⑥新居を探す時間がない
⑦民間賃貸住宅に入居出来ない（以下の該当する理由全てに○）

- a. 家賃が高い b. 保証人が見つからない c. 子ども不可
d. その他（

⑧その他（

キ) どのような場合に母子世帯が自立出来ていないと感じますか（該当するもの全てに○）。

※「自立」とは、施設の援助なしに自力で生活が出来ること（退所できるレベル）の意味です。

- ①就労が続かない ②健康がすぐれない ③親子関係が良くない ④子育てが上手でない
⑤整理整頓が出来ない ⑥規則正しく生活出来ない ⑦ご飯を作らない ⑧お金を使いすぎる
⑨その他（

ク) 母子世帯はどのような理由で施設を退所していますか（該当するもの全てに○）。

- ①入居期間満了 ②経済的自立 ③心身・日常生活の自立 ④施設規則との不適合
⑤住宅事情の改善（公営住宅当選など） ⑥子どもの成人 ⑦母子分離 ⑧結婚・再婚・復縁
⑨その他（

ケ) 自立出来ていても退所後の住居が見つからないために、原則の入居契約期間を過ぎて入所する母子世帯がいることはありますか（該当するものに○）。「1. はい」の場合、入居期間満了時以降どの程度の期間で住居が見つかり退所しますか、また、その住居はどのような住まいですか（該当するものに○）。

（ 1. はい 2. いいえ ）

期間：①3ヶ月以内 ②6ヶ月以内 ③1年以内 ④2年未満 ⑤2年以上

住居：①都営住宅 ②県営住宅 ③区営住宅 ④市営住宅 ⑤民間賃貸住宅 ⑥親族宅

⑦その他（

母子世帯の生活実態と住まいの支援に関するアンケート

問3 施設退所後の住まいと支援について

*以下、コ)～ソ)では、平成25年度以降に施設を退所した母子世帯についてご回答ください。

コ) 母親の雇用形態の内訳をご記入ください。

①正規雇用：()名 ②非正規雇用：()名 ③無職：()名
④その他(不明)：()名

サ) 母子世帯はどのような住宅に住んでいますか(該当するもの全てに○)。

①都営住宅 ②県営住宅 ③区営住宅 ④市営住宅 ⑤民間賃貸住宅 ⑥親族宅
⑦その他 []

シ) 母子世帯の住まいは、施設からどの程度離れていますか(該当するもの全てに○)。

①徒歩圏内(同区市(15分前後)) ②徒歩圏内(他区市(15分前後)) ③徒歩圏外(同区市)
④徒歩圏外(他区市) ⑤他都県
⑥その他()

ス) 退所した母子世帯のうち、どのくらいの母子世帯から相談を受けましたか(該当するものに○)。また、その相談内容はどのような内容ですか(該当するもの全てに○、特に多いものに◎)。

相談者：①全員 ②ほぼ全員 ③半数程度 ④ほぼいない ⑤全くいない
相談内容：①就労 ②住宅 ③経済事情 ④子育て ⑤精神・健康面 ⑥対人関係
⑦その他 []

セ) ス)の相談を受けた母子世帯はどのような住宅に住んでいますか(該当するもの全てに○)。

①都営住宅 ②県営住宅 ③区営住宅 ④市営住宅 ⑤民間賃貸住宅 ⑥親族宅
⑦その他 []

ソ) ス)の相談を受けた母子世帯の住まいは施設からどの程度離れていますか(該当するもの全てに○)。

①徒歩圏内(同区市(15分前後)) ②徒歩圏内(他区市(15分前後)) ③徒歩圏外(同区市)
④徒歩圏外(他区市) ⑤他都県
⑥その他()

タ) 母子世帯が施設退所後に再度入所することがある場合、その理由はどのようなことですか(該当するもの全てに○)。

①経済的に厳しくなった(家賃が払えないなど) ②親子関係がうまくいかなかった
③その他 []

母子世帯の生活実態と住まいの支援に関するアンケート

チ) 施設退所後は、施設から通いやすいところに住んでほしいと思う母子世帯はいますか（該当するものに○）。「1. はい」の場合、その理由はどのようなことですか（該当するもの全てに○）。

（ 1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ ）

理由：①子育てが心配 ②健康面がすぐれないことが多い ③金銭管理が出来るか心配

④その他

ツ) 退所した母子世帯にはどのようなケアが必要だと思いますか。また、退所した母子世帯に現在行っているケアがありましたらご記入ください。ケアにあたりお困りのことなどもご自由にご記入ください。

例) 施設に顔を出しに来てくれた時に近況を聞く、たまに電話をして様子を伺うなど

テ) 施設を退所する母子世帯の住まいの確保について課題と思われることをご自由にご記入ください。

例) 施設の近くに都営住宅がない、適切な価格の民間アパートがない など

「母子世帯の生活実態と住まいの支援に関するアンケート」にご協力いただき、誠にありがとうございました。

大変恐れ入りますが、差支えなければアンケートにご回答いただいた方のご連絡先をご記入下さい。

○氏 名： _____

○施設情報

・メール： _____

・電話番号： _____

なお、施設のパンフレット等ありましたら、返信の際に同封いただけますと幸いです。

■問い合わせ先

日本女子大学 家政学部住居学科 定行まり子研究室 Tel : 03-5981-3460

住 所 : 〒112-8681 東京都文京区目白台 2-8-1 Mail : sadayuki-lab@fc.jwu.ac.jp

担当者 : 日本女子大学大学院 家政学研究科住居学専攻 修士2年 金指 (かなざし)

調査エリア

担当者

1. 戸建住宅		4. 店舗併用集合住宅の住戸	
2. 店舗併用戸建住宅		5. 店舗	
3. 集合住宅の住戸			

(1) 空き家判断基準

No	確認項目	チェック	メモ
①	表札や看板がない		
②	郵便ポストが閉じられている チラシが溜まっている		
③	メンテナンスされていない		
④	生活感が感じられない		
⑤	窓からカーテンや物が見えない		
⑥	雨戸が下りている		
⑦	電気メーターが動いていない		
⑧	植物の手入れがされていない		
⑨	ゴミが放置されている		

(2) 物件の詳細

No	項目	メモ
①	物件名 (〇〇様宅、〇〇荘等)	
②	住所	
③	構造	1. 木造 2. RC造 3. S造 4. 他 ()
④	階数	階建て
⑤	空き戸数/全戸数	戸 / 全 戸
⑥	駐車場、庭、倉庫等の有無	
⑦	老朽度	1. 倒壊の危険 2. とても劣化 3. やや劣化 4. 問題なし
⑧	おおよその築年数	約 年
⑨	接道	1. 2m未満 2. 2m以上
⑩	前面道路幅員	1. 4m未満 3. 4m以上
⑪	旗竿敷地	
⑫	防犯・防災上危険と思われる部分	
⑬	募集状況・空き家の看板の有無	1. 有 2. 無
⑭	不動産業者	
⑮	近隣住民情報	1. 空き家である 2. 空き家かどうか知らない 3. 情報なし

memo (ベランダに物干し竿や洗濯機がない、自転車は置いてある、店舗が空きで住宅は住んでいる、1階が全部空いている、新築物件 など)

豊島区南長崎4・5・6丁目の皆様

空き家を活用した居住支援に関する調査 ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、日本女子大学住居学科定行研究室では、建築・住宅・生活環境・子育て支援など住まいを中心とした生活環境の研究を幅広く行っております。近年は空き家を活用した『居住支援』に関する研究に注力しており、今年度は豊島区住宅課、豊島区居住支援協議会との協働で南長崎4・5・6丁目にて目視による空き家の実態調査を実施いたしました。

そこで、空き家の実態調査と登記簿確認に基づき、空き家と思われる住宅をお持ちであると思われる皆様を対象に、住宅の現状及び居住支援に関するご意見をお伺いさせていただくことになりました。

◆『居住支援』とは

住まいに関する支援のことです。空き家となった住宅を住宅困窮者等の住まいや地域の子育て支援の空間等に活用することを考えています（住宅は低額の賃貸で活用させていただく予定です）。豊島区居住支援協議会には、空き家となった住宅を居住支援に活用することを目的とした『居住支援バンク』というものがあります。宜しければ、空き家と思われる住宅につきまして居住支援バンクへのご登録をご検討ください（詳細は、同封の資料をご参照ください）。

◆調査の目的

空き家と思われる住宅の状況やお困りのこと、また居住支援に関するご意見をお伺いするため。

つきましては、諸事ご多忙のこととは存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき是非ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、ご回答いただいた内容につきまして他の目的に利用すること及び公開することは一切ありません。

敬具

平成27年11月

豊島区都市整備部住宅課

豊島区居住支援協議会事務局

日本女子大学住居学科定行まり子研究室

確認事項

- 同封の「空き家を活用した居住支援に関する調査」(A4用紙1枚両面)にご回答をお願いいたします。
- ご回答後は、同封の返信用封筒をご使用いただき平成27年12月12日(土)までに投函下さいますようお願い申し上げます。
- ご質問・ご不明点がございましたら、日本女子大学定行研究室までご連絡ください。

日本女子大学定行研究室 〒112-8681 東京都文京区目白台2-8-1

TEL/FAX : 03-5981-3460 MAIL : sadayuki-lab@fc.jwu.ac.jp

HP : <http://mcm-www.jwu.ac.jp/~sadayuki/index.html>

空き家を活用した居住支援に関する調査

◆目的

地域の空き家を「居住支援」に活用することを目的に、居住支援にご賛同・ご協力をしていただける方々を探しています。そこで、皆様に「居住支援」に関するご意見をお伺いさせていただきたくご協力をお願い申し上げます。

『居住支援』とは…住まいに関する支援のことを言います。住宅のみならず地域の子育て支援の空間として活用すること（低額の賃貸による活用）を考えています。

(活用例) 空き家を住宅確保に困窮している方（ひとり親家庭等）の住まいとして活用する
空き店舗を地域の子育て支援のために活用する（食事、学習、遊びのスペース等）

◆調査の対象者

平成 27 年 6～10 月に豊島区住宅課、豊島区居住支援協議会との協働により、日本女子大学住居学科定行研究室で行った目視による空き家の実態調査にて、空き家と思われる住宅を所有されていると思われる建物の所有者の皆様

以下の質問事項にご回答いただきたくご協力をお願いいたします。ご記入後は平成 27 年 12 月 12 日（土）までに同封の返信用封筒をご使用いただき、投函くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

◆質問事項◆

問 1 ①空き家と思われる住宅は以下のものと思われます。

②①の住宅をどのようにご使用されていたか、当てはまるものに○を付けてください。

①空き家と思われる住宅

②ご使用方法（いずれかに○）

5丁目 - - （戸建住宅） → 自宅・賃貸住宅・賃貸店舗・その他（ ）

↑もし誤っている場合や他に空き家となっている住宅をお持ちの場合は、以下に住所とご使用方法をご記入ください。

問 2 該当の住宅を使用しなくなった理由を教えてください（当てはまるもの全てに○）。

1. 自分の居住に適さなくなった（理由： ）
2. 建物の老朽化 3. 相続等手続きの事情 4. 住人が退去した 5. 住人が亡くなった
6. 一時的に住人がいない（入院、老人ホーム入居等） 7. 空き家ではなく現在も使用している
8. その他（ ）

問 3 該当の住宅についてお困りのことはどのようなことですか。

例：建物が老朽化してしまった、借主が見つからない、権利関係でどうしても出来ない状態になっている など

豊島区南長崎地区にお住まいの方へ

「居住支援アンケート調査 ご協力をお願い」

この度、日本女子大学定行研究室では、“地域の空き家・空き室を活用した居住支援”に関するアンケートを実施させていただきたいと思っております。当研究室は、子どもの生活環境を中心に、子育て環境や地域環境について研究を行っております。今回、豊島区居住支援協議会のモデル事業に携わることになり、地域の空き家や空き室を有効に活用しながら居住支援を行う研究を進めております。

つきましては、豊島区南長崎地区にお住まいの皆様にご協力をお願いいたします。後日アンケートをご送付いたしますので、大変お手数ですがご回答いただけますと幸いです。

- ◇アンケート実施対象 : 南長崎地区の一戸建住宅にお住まいの方
- ◇アンケート配布予定 : 2014年12月1日(月)頃
- ◇アンケート回収予定 : 2014年12月12日(金)

豊島区居住支援協議会 モデル事業

現在、豊島区居住支援協議会では下記3つのモデル事業が進行しております。

- ・タウンコレクティブ(地域とつながりを持ちながら暮らしたい人のための居住支援事業)
- ・知的障害者のグループホーム(住み慣れた地域で自立した暮らしを目指す新たな仕組みづくり)
- ・シングルマザー世帯のシェア居住(地域とシングルマザー世帯がつながりを持ち暮らすための居住支援事業)

当研究室では、シングルマザー世帯のシェア居住に携わっております。『シェア居住』とは、“住まいを他人とシェア(共有)する”という住まい方です。シングルマザー世帯は、住まいの確保や家賃支出、キャリアアップ、保育園に預けられない時間帯の保育などにおいて多くの課題を抱えています。そこで当研究室では、地域で助け合う社会の仕組みづくりが必要であると考え、地域の空き家・空き店舗を活用した保育支援、また、地域の空き室を活用したシェア居住を行うことでこのような課題を解決する方法を研究しています。

※現在では“住まいの確保を要する方々”に空き室を賃貸していただける方を募っております。

助成制度については、住宅確保困難者に対する家賃援助の補助金や、国・東京都・豊島区における住宅改修制度があります。

「シングルマザーの自立支援について」 シングルマザー世帯のシェア居住者主宰者 河野敦子

小さな子どもを持つひとり親家庭は「住居を借りることができない」「フルタイムで働けない」「キャリアアップのための勉強時間が取れない」等の理由により、社会的・経済的弱者となる傾向がある。例えば、ひとり親家庭が半共同生活の形態をとり、自立支援と相互支援のシステムを提供することによって、当該ひとり親世帯が経済的・社会的・精神的自立を果たすことを目的とする。

日本女子大学家政学部住居学科 定行まり子研究室

住所：東京都文京区目白台 2-8-1 TEL：03-5981-3460

2014年12月1日

豊島区南長崎地区にお住まいの方へ

～ご協力お願い致します～

「居住支援アンケート調査」

豊島区では、空き家の有効活用のため“豊島区居住支援協議会”を設立し、“住まいの確保を要する方々”に空き室を賃貸していただける方を募っております。助成制度については、住宅確保困難者に対する家賃援助の補助金や、国・東京都・豊島区における住宅改修制度があります。

①年齢と性別をお教えてください。→（ ）才）男・女

●「居住支援」に関してお考えをお聞かせください。

②豊島区の居住支援協議会をご存知ですか。

→1、知っていた 2、聞いたことはある 3、今回初めて知った

③複数の非血縁関係の個人（または家族）と一緒に住むことに関して興味はありますか。

→1、興味がある 2、少し興味がある 3、興味はない

④ご自宅には何人でお住まいですか？ →（ ）人

⑤ご自宅の築年数は約何年ですか？ →（約 ）年

⑥リビング・ダイニング、水回り以外の居室はいくつありますか？ →（ ）室

⑦未使用の空き室はありますか？ →ある（ ）室）／ない／今後空き室となる可能性がある（ ）室

⑧空き室をどなたかに貸すお気持ちはありますか？

→1、積極的に貸したい 2、場合によっては貸したい 3、あまり貸したくない
4、貸したくない 5、貸せる状況ではない

※2を選ばれた方は理由をお聞かせください。「空き室の片付けを手伝ってもらえるなら貸したい」「仲介者が入るなら貸したい」「期限付きなら貸したい」「家事を手伝ってくれるなら貸したい」「性別や子どもの数による」など。

（ ）

●シングルマザー世帯との「シェア居住」に関してお考えをお聞かせください。

⑨シングルマザー世帯に貸せるような空室はありますか？

→ある（ ）室）／ない／今後貸せるような空室となる可能性がある（ ）室

⑩空き室をシングルマザー世帯に貸すお気持ちはありますか？

→1、積極的に貸したい 2、場合によっては貸したい 3、あまり貸したくない
4、貸したくない 5、貸せる状況ではない

※2を選ばれた方は理由をお聞かせください。「空き室の片付けを手伝ってもらえるなら貸したい」「仲介者が入るなら貸したい」「期限付きなら貸したい」「家事を手伝ってくれるなら貸したい」「性別や子どもの数による」など。

（ ）

⑪商店街の空き店舗などにシングルマザーのお子様の保育支援を行う場所ができた場合、お手伝いに行くことに興味はありますか？

→1、ある 2、少しある 3、あまりない 4、ない 5、行ける状況ではない

●上記のアンケートについて、ご意見・ご質問などありましたらご自由にご記入下さい。

アンケートにお答えいただき誠にありがとうございました。

◇問い合わせ先 日本女子大学家政学部住居学科 定行まり子研究室

住所：東京都文京区目白台 2-8-1 TEL：03-5981-3460

不動産会社へのヒアリングシート

調査日時：

ヒアリング対象：会社名

担当者名

業態：

場所：

調査員氏名：

※ヒアリングの趣旨

- ①住宅要配慮者の入居に関する状況や課題を探る
- ②居住支援バンクの物件の掘り起し

1. 豊島区居住支援協議会をご存じですか。また、協議会の活動についてどう思われますか。
同協議会は、平成 24 年度に設立して以来、空き家の活用や としま居住支援バンク(住宅登録制度)により、高齢者、障がい者、ひとり親世帯など、民間賃貸住宅への入居に配慮が必要な方の支援をしています。

居住支援協議会を 知っている 知らない

ご意見など

2. ※貴社の**自己所有物件**を、高齢者、障害者、ひとり親世帯などに賃貸することは可能ですか。
(可能な場合は、①数・物件概要、②求める条件(保証人、緊急連絡先、健康状態、収入など)を聞く、不可能な場合はその理由を聞く。) ※ヒアリング前に協力店リストの対象を見ておくこと

(1) 高齢者 入居の可否 可能 不可能(理由)

①数・物件概要

②求める条件など

(2) 障害者 入居の可否 可能 不可能(理由)

①数・物件概要

②求める条件など

(3) ひとり親世帯 入居の可否 可能 不可能 (理由)

①数・物件概要

②求める条件など

(4) その他メモ

3. 貴社が仲介する賃貸物件には、高齢者、障害者、ひとり親世帯なども入居できる物件がありますか。
またそのようなことに寛容なオーナーさんはいますか。

(可能な場合は、①数・物件概要、②求める条件(保証人、緊急連絡先、健康状態、収入など)を聞く、
不可能な場合はその理由を聞く。)

(1) 高齢者 入居の可否 可能 不可能

①数・物件概要

②求める条件など

(2) 障害者 入居の可否 可能 不可能

①数・物件概要

②求める条件など

(3) ひとり親世帯 入居の可否 可能 不可能

①数・物件概要

②求める条件など

(4) その他メモ

4. 高齢者、障害者、ひとり親世帯などに賃貸住宅を貸す際に、民生委員やソーシャルワーカーなどの福祉専門職などと協力して行ったことはありますか。(内容・協力することになったきっかけなど)

また、普段から、民生委員や福祉専門職などと連携して行っていることはありますか。

5. 居住支援協議会では、豊島区居住支援バンクに、高齢者、障害者、ひとり親世帯が入居できる民間賃貸住宅の登録を募集しております。

もし、登録可能な物件があるようならばご検討ください。(どういうメリットがあれば登録するか)

※登録のメリット

①居住支援協議会のHPに掲載されるなど物件の周知になるなど

- | | | | |
|-----------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|
| (1) 高齢者世帯向けの物件 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 検討中 |
| (2) 障害者世帯向けの物件 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 検討中 |
| (3) ひとり親世帯向けの物件 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 検討中 |
| (4) その他 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 検討中 |

メモ

圖表一覽

図表一覧

第一章 序論

- 図 1-1-1 家族類型別一般世帯数の推移
- 図 1-1-2 児童のいる世帯数、母子世帯数、父子世帯数の推移
- 図 1-1-3 公営住宅の建設状況
- 図 1-1-4 母子生活支援施設の定員（世帯数）、在所者数、施設数の推移

第二章 ひとり親世帯を取り巻く状況

- 図 2-1-1 家族類型別一般世帯数および割合の推移
- 図 2-1-2 母子世帯数及び父子世帯数の推移
- 図 2-1-3 児童のいる世帯数と母子世帯、父子世帯の数の推移（再掲）
- 図 2-1-4 母子世帯及び父子世帯の子どもの数
- 図 2-1-5 母子世帯及び父子世帯の同居者の有無
- 図 2-1-6 母子世帯及び父子世帯の就業状況
- 図 2-1-7 母子世帯及び父子世帯の地位別年間就労収入
- 図 2-1-8 母子世帯及び父子世帯の養育費受給の有無
- 図 2-1-9 母子世帯及び父子世帯の養育費の受給状況
- 図 2-1-10 母子世帯及び父子世帯の児童扶養手当受給者の状況
- 図 2-1-11 母子世帯及び父子世帯の住居の状況
- 図 2-1-12 子どもがいる現役世帯の貧困率の推移

- 図 2-2-1 ひとり親世帯の自立支援策の体系図
- 図 2-2-2 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの枠組み
- 図 2-2-3 子供の貧困対策に関する大綱 指標の改善に向けた当面の重点施策
- 表 2-2-1 ひとり親世帯に関する法制度の変遷
- 表 2-2-2 児童扶養手当法の概要
- 表 2-2-3 母子及び父子並びに寡婦福祉法の概要

- 図 2-3-1 公営住宅の建設状況（再掲）
- 図 2-3-2 特定目的公営住宅等の建設実績の推移
- 図 2-3-3 母子世帯向住宅の建設戸数の推移
- 図 2-3-4 公営住宅第1種、第2種の割合と建設戸数の推移
- 表 2-3-1 ひとり親世帯に関わる住居の法制度の変遷
- 表 2-3-2 住生活基本法の概要
- 表 2-3-3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフ

ティネット法) の概要

- 図 2-4-1 母子生活支援施設の定員（世帯数）、在所者数、施設数の推移（再掲）
- 図 2-4-2 母子生活支援施設の入所理由
- 図 2-4-3 母子生活支援施設の退所理由
- 図 2-4-4 二葉保育園母の家 改築の変遷（上：1922 年、中：1924 年、下：1928 年）
- 図 2-4-5 母子生活支援施設数の推移
- 図 2-4-6 生別母子世帯と死別母子世帯の割合の推移
- 図 2-4-7 戦後母子世帯になった理由の割合の推移
- 表 2-4-1 児童福祉法の母子生活支援施設に関する条文（抜粋）
- 表 2-4-2 二葉保育園母の家 居室の変遷
- 表 2-4-3 母子寮（母子生活支援施設）の設備基準の変遷

第三章 自治体の取り組み

- 図 3-1-1 東京 23 区の都営住宅管理戸数
- 表 3-1-1 東京都ひとり親家庭自立支援計画
- 表 3-1-2 子ども家庭支援センターの主な活動内容
- 表 3-1-3 要保護児童対策地域協議会の会議要綱
- 表 3-1-4 ひとり親世帯への就業支援の内容
- 表 3-1-5 神奈川県の一ひとり親世帯支援策
- 表 3-1-6 千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン（第 3 期計画）の概要
- 表 3-1-7 埼玉県の一ひとり親世帯支援策

- 図 3-2-1 調査回答を得た自治体の分布図
- 図 3-2-2 連携している支援内容の分類に対する担当部署
- 図 3-2-3 ひとり親世帯からの相談頻度
- 図 3-2-4 ひとり親世帯からの相談内容
- 図 3-2-5 ひとり親世帯からの相談内容 その他内訳
- 図 3-2-6 ひとり親世帯への手当、助成、貸付等の紹介
- 図 3-2-7 ひとり親世帯への優遇制度の紹介
- 図 3-2-8 ひとり親世帯への子育て支援制度の紹介
- 図 3-2-9 ひとり親世帯の子育て支援の課題
- 図 3-2-10 ひとり親世帯への就労支援の紹介
- 図 3-2-11 ひとり親世帯の就労支援の課題
- 図 3-2-12 自治体間の支援の連携の有無とその内容
- 図 3-2-13 ひとり親世帯からの住まいの相談頻度

- 図 3-2-14 ひとり親世帯からの住まいの相談内容
- 図 3-2-15 ひとり親世帯の住宅確保の課題
- 図 3-2-16 ひとり親世帯への住まいの紹介
- 図 3-2-17 母子生活支援施設の有無
- 図 3-2-18 緊急時に備えて設置している空間
- 表 3-2-1 調査概要（調査 1）
- 表 3-2-2 調査対象の自治体一覧
- 表 3-2-3 調査回答を得た自治体の部署
- 表 3-2-4 児童扶養手当受給世帯の割合
- 表 3-2-5 連携している支援内容の分類
- 表 3-2-6 a. 経済関連の連携
- 表 3-2-7 b. 子ども関連の連携
- 表 3-2-8 c. 就労関連の連携
- 表 3-2-9 d. 住居関連の連携
- 表 3-2-10 e. 生活支援関連の連携
- 表 3-2-11 f. その他の連携
- 表 3-2-12 民間賃貸住宅の家賃助成を実施している自治体と実施内容
- 表 3-2-13 各自治体の民間賃貸住宅家賃助成の概要
- 表 3-2-14 民間賃貸住宅関連の居住支援施策
- 表 3-2-15 住み替え助成等の居住支援施策
- 表 3-2-16 公営住宅（入居優遇、使用料減免、高齢者住宅等）の居住支援施策
- 表 3-2-17 民間賃貸住宅関連の居住支援施策の詳細
- 表 3-2-18 住み替え助成等の居住支援施策の詳細
- 表 3-2-19 母子生活支援施設の閉所及び開所の理由

- 図 3-3-1 ひとり親係が住宅課の支援策を紹介するパターン
- 図 3-3-2 ひとり親係が住居の支援を行うパターン
- 図 3-3-3 ひとり親係と住宅課の連携がみられないパターン
- 図 3-3-4 ひとり親世帯支援の大枠と担当部署
- 図 3-3-5 ひとり親世帯の支援体制のあり方
- 表 3-3-1 調査概要（調査 2）
- 表 3-3-2 ひとり親世帯支援の主な連携先
- 表 3-3-3 ひとり親世帯支援の主な連携内容
- 表 3-3-4 自治体内におけるひとり親係の立ち位置
- 表 3-3-5 就労支援の状況
- 表 3-3-6 子ども及びひとり親への支援の状況

- 表 3-3-7 貧困対策の状況
- 表 3-3-8 母子生活支援施設の状況
- 表 3-3-9 住宅確保要配慮者に関する支援策と担当部署
- 表 3-3-10 ひとり親世帯を対象を含む居住支援策と担当部署
- 表 3-3-11 ひとり親世帯の住居の状況
- 表 3-3-12 ひとり親世帯の住居の確保が困難となる要因
- 表 3-3-13 東京都 10 区における居住支援の状況のまとめ

第四章 母子生活支援施設の母子世帯

- 図 4-1-1 1935 年の母子寮
- 図 4-1-2 1969 年の母子寮
- 図 4-1-3 初めて RC 造となった母子寮 1969 年
- 図 4-1-4 大規模改修された母子寮 1987 年
- 図 4-1-5 1969 年の母子寮 1 階部分
- 図 4-1-6 1969 年の母子寮 2 階部分
- 図 4-1-7 母子室、共用の台所の拡大図
- 図 4-1-8 1969 年の母子寮 3、4 階部分
- 図 4-1-9 1987 年の母子寮 1 階部分
- 図 4-1-10 1987 年の母子寮 2 階部分
- 図 4-1-11 母子室拡大図
- 図 4-1-12 1987 年の母子寮 3、4 階部分
- 図 4-1-13 現在の母子生活支援施設の学習室
- 表 4-1-1 調査概要（調査 3）
- 表 4-1-2 母子寮の現在までの改築・改修の流れ
- 表 4-1-3 初動期の空間と使われ方
- 表 4-1-4 転換期の空間と使われ方
- 表 4-1-5 現在の母子生活支援施設の概要
- 表 4-1-6 学習室で行われる夏期給食と空間の使われ方

- 図 4-2-1 母子生活支援施設の設置と運営
- 図 4-2-2 母子生活支援施設の併設施設の内訳
- 図 4-2-3 母子生活支援施設に入所する母親と子どもの年齢分布
- 図 4-2-4 母子生活支援施設の主たる入所理由
- 図 4-2-5 母子生活支援施設の主たる退所理由
- 図 4-2-6 母子生活支援施設退所後の暮らし方
- 図 4-2-7 母子生活支援施設退所後の住居形態

- 図 4-2-8 母子生活支援施設の入所率
- 図 4-2-9 母子生活支援施設の開設年
- 図 4-2-10 入所世帯以外からの相談の有無
- 図 4-2-11 母子世帯が入所時に抱えている課題
- 図 4-2-12 母親の施設入所時及び退所後における雇用形態
- 図 4-2-13 施設が実施している生活支援内容
- 図 4-2-14 母親が自立できていないケース
- 図 4-2-15 母子生活支援施設の退所理由
- 図 4-2-16 相談を受けた退所世帯の数
- 図 4-2-17 退所世帯からの相談内容
- 図 4-2-18 退所世帯へのアフターケアの内容
- 図 4-2-19 母子世帯への住居の支援で困っていること
- 図 4-2-20 母子世帯の超過入所の有無
- 図 4-2-21 住居を確保するまでの期間と住居
- 図 4-2-22 退所後に施設の近くに住んでほしい世帯の有無
- 図 4-2-23 退所後に施設の近くに住んでほしい理由
- 表 4-2-1 調査概要（調査 5～調査 7）
- 表 4-2-2 調査回答先
- 表 4-2-3 各母子生活支援施設の基本情報
- 表 4-2-4 相談者及び相談内容
- 表 4-2-5 施設退所後に再入所となる理由
- 表 4-2-6 アフターケアの相談・訪問の詳細
- 表 4-2-7 アフターケアの声掛けの詳細
- 表 4-2-8 母子世帯の住宅確保の課題 自由回答

- 図 4-3-1 各母子生活支援施設の母子室
- 表 4-3-1 東京都の母子生活支援施設 4 施設の概要
- 表 4-3-2 各施設の地域に向けた取り組みと住居のニーズ
- 表 4-3-3 母子世帯の状況及び住居の実態と課題

- 図 4-4-1 民間賃貸住宅に居住している母子世帯の住居
- 表 4-4-1 調査対象母子世帯の概要
- 表 4-4-2 シェア居住への意見
- 表 4-4-3 各母子世帯の生活実態の詳細
- 表 4-4-4 母子世帯の住居及び子育てに関する課題と支援の要望

図 4-5-1 母子生活支援施設の母子世帯への支援体制のあり方

第五章 居住支援協議会の仕組みにおけるひとり親世帯への居住支援

図 5-1-1 居住支援協議会の構図

図 5-1-2 全国の空き家の種別

図 5-1-3 全国の公営住宅管理戸数の推移

図 5-1-4 子育て世帯の住宅種別推移

表 5-1-1 居住支援協議会を設立している全国 23 の区市町

表 5-1-2 住宅確保要配慮者と空き家活用のマッチングを実施している居住支援協議会

表 5-1-3 空き家や民間賃貸住宅のマッチング事業を実施している東京 23 区の自治体

表 5-1-4 マッチング事業の詳細（豊島区・文京区）

図 5-2-1 東京都 23 区の空き家率

図 5-2-2 豊島区居住支援協議会の構図

図 5-2-3 空き家オーナー向けセミナーの参加理由詳細（2015 年 2 月）

図 5-2-4 空き家オーナー向けセミナーの参加理由詳細（2016 年 1 月）

表 5-2-1 豊島区における民間賃貸住宅の家賃助成制度の概要

表 5-2-2 豊島区における民間賃貸住宅の家賃助成制度の詳細

表 5-2-3 豊島区居住支援協議会の主な取り組み

表 5-2-4 としま居住支援バンクの空き家活用実績

表 5-2-5 豊島区居住支援協議会における空き家オーナー向けセミナーの実績

表 5-2-6 空き家オーナー向けセミナーの参加理由と参加者の内訳

図 5-3-1 調査対象地域

図 5-3-2 空き家調査記録用紙

図 5-3-3 空き家・空き室活用の意向調査 質問事項

図 5-3-4 空き家活用の意向調査 質問事項

図 5-3-5 空き家の数と種別（南長崎・長崎・千早地区）

図 5-3-6 空き家の構造（南長崎・長崎・千早地区）

図 5-3-7 空き家の築年（南長崎・長崎・千早地区）

図 5-3-8 空き家の築年の詳細（南長崎地区）

図 5-3-9 所有者の住所（長崎・千早地区）

図 5-3-10 空き家の所有状況（南長崎地区）

図 5-3-11 空き家の所有の権利関係（長崎・千早地区）

図 5-3-12 空き家の数（長崎地区）

図 5-3-13 空き家の種別（長崎地区）

- 図 5-3-14 空き家の空いている状態
- 図 5-3-15 豊島区居住支援協議会の認知
- 図 5-3-16 ホームシェアへの興味
- 図 5-3-17 空き室の有無
- 図 5-3-18 空き室を貸す意欲
- 図 5-3-19 シングルマザー世帯に貸せるような状態の空き室
- 図 5-3-20 ひとり親世帯に空き室を貸す意欲
- 図 5-3-21 地域の保育支援ボランティアに対する興味
- 図 5-3-22 居住支援協議会との連携による退所世帯への支援の仕組み
- 図 5-3-23 退所世帯への支援のスキーム
- 図 5-3-24 居住支援のネットワーク
- 表 5-3-1 調査概要（調査 8～調査 12）
- 表 5-3-2 空き家調査の詳細
- 表 5-3-3 シングルマザーシェアライフプロジェクト住宅の入居世帯の課題
- 表 5-3-4 登記簿調査で判明した空き家の実態
- 表 5-3-5 土地と建物の所有者が一致かつ新耐震基準の空き家
- 表 5-3-6 店舗併用の空き家の内訳
- 表 5-3-7 退所世帯の居住支援の要望と懸念点
- 表 5-3-8 豊島区居住支援協議会の認知及びとしま居住支援バンクへの意見
- 表 5-3-9 ひとり親世帯への住居の提供
- 表 5-3-10 ひとり親世帯への支援の提案

第六章 結論

- 図 6-2-1 支援の流れ
- 図 6-2-2 「子ども家庭部型」における支援の連携の例
- 図 6-2-3 「保健福祉部型」における支援の連携の例

参考・引用文献一覧

参考・引用文献一覧

- ・総務省統計局「平成 27 年国勢調査報告」
- ・総務省統計局「平成 22 年国勢調査報告」
- ・総務省統計局「平成 25 年住宅・土地統計調査」
- ・総務省統計局「平成 28 年度福祉行政報告例月報（概数）」
- ・厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査の概況」
- ・厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」
- ・厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査結果報告」
- ・厚生労働省「平成 18 年度全国母子世帯等調査結果報告」
- ・厚生労働省「平成 15 年度全国母子世帯等調査結果報告」
- ・厚生労働省「ひとり親世帯等の支援について」2018 年
- ・厚生労働省「社会福祉施設等調査の概況」（平成 7 年～平成 29 年）
- ・厚生労働省「平成 25 年児童養護施設入所児童等調査結果」
- ・厚生労働省「新たな住宅セーフティネット検討小委員会参考資料」2017 年
- ・厚生労働省「住宅セーフティネットに関する現状と論点」2015 年
- ・厚生労働省「厚生白書」（昭和 31 年～平成 12 年）
- ・内閣府「子供・若者白書」（平成 22 年～平成 30 年）
- ・内閣府「青少年白書」（平成 8 年～平成 21 年）
- ・内閣府「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」2015 年
- ・内閣府「子供の貧困対策に関する大綱について」2014 年
- ・国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）－2015（平成 27）～2040（平成 52）年」
- ・大蔵省印刷局「官報」第 6589 号 国立国会図書館デジタルコレクション
- ・国土交通省「住宅セーフティネットのための居住支援協議会について」
- ・国土交通省「公営住宅制度について」2018 年
- ・国土交通省「新たな住宅セーフティネット制度」2017 年
- ・国土交通省「平成 28 年度住宅経済関連データ」
- ・東京都福祉保健局「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 3 期）（平成 27 年 3 月）」
- ・東京都福祉保健局「児童虐待の実態 II」2005 年
- ・東京都都市整備局「～家族向～ポイント方式による都営住宅入居者募集のご案内」
- ・東京都都市整備局「都営住宅団地一覧」2016 年
- ・千葉県健康福祉部「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン（第 3 期計画）（平成 27 年 8 月）」
- ・東京都豊島区「豊島区住宅白書 2018」2018 年
- ・東京都豊島区「豊島区空き家等発生メカニズム分析調査業務 調査報告書」2017 年

- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会「平成 28 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書」2017 年
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会「平成 26 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書」2015 年
- ・社会福祉法人東京都社会福祉協議会母子福祉部会「東京都の母子生活支援施設の現状と課題 平成 22 年度東京都の母子生活支援施設実態調査報告書」2011 年
- ・社会福祉法人東京都社会福祉協議会母子福祉部会「母子福祉部会紀要：社会的養護の担い手としての母子生活支援施設の役割と課題」2017 年
- ・一般社団法人日本住宅協会「公営住宅の整備 平成 28 年度版」2016 年
- ・虐待防止法研究会「児童虐待防止法関係法令通知集」2007 年
- ・財団法人建設物価調査会「平成 23 年度版建築統計年報 平成 22 年度計・22 年計」2012 年
- ・川西康裕「わが国における母子福祉政策のあゆみ—母子（父子）福祉に関する文献学的研究から—」日本総合愛育研究所紀要 1980 年
- ・川西康裕「母子寮の役割・機能に関する歴史的研究—二葉保育園母の家の場合—」日本総合愛育研究所紀要 1981 年
- ・副田あけみ「敗戦直後における母子寮」首都大学東京人文学報（社会福祉学）1985 年
- ・松本武子、鈴木伸子「母子世帯の生活に関する一考察—東京母子寮在住世帯調査に関して」日本女子大学紀要（社会福祉）1968 年
- ・谷聖美「住宅をめぐる政治と行政—戦後前半期における日本の住宅政策と政治過程」日本行政学会年報行政研究 1995 年
- ・金川めぐみ「母子及び寡婦福祉法成立までの歴史的経緯」和歌山大学経済理論 2012 年
- ・須藤八千代「母子寮と母子生活支援施設のあいだ：女性と子どもを支援するソーシャルワーク実践」明石書店 2010 年
- ・林千代「母子寮の戦後史—もう一つの女たちの暮らし」ドメス出版 1992 年
- ・荻田武、リム・ボン「公営住宅・居住者運動の歴史と展望」法律文化社 1989 年
- ・山縣文治「よくわかる子ども家庭福祉 第 9 版」ミネルヴァ書房 2014 年
- ・小木曾宏、宮本秀樹、鈴木崇之「よくわかる社会的養護内容 第 3 版」ミネルヴァ書房 2015 年
- ・千葉茂明「新エッセンシャル児童・家庭福祉論 第 3 版」みらい 2016 年

謝辭

謝辞

本論文は、日本女子大学大学院家政学研究科住居学専攻（修士課程）の2年間と、同大学大学院人間生活学研究科生活環境学専攻（博士課程）の3年間に取り組んだ研究をまとめたものです。この研究を行うにあたり、多くの方々よりご指導、ご助言、ご協力を賜りました。心より感謝申し上げます。

日本女子大学家政学部住居学科定行まり子教授には、学部時代から温かいご指導を賜りました。学部卒業後4年間の社会人生活を経て、修士課程の学生として再び定行研究室に所属した際には快く受け入れてくださり、修士課程から博士課程までの5年間は指導教官として研究の進め方、調査分析の視点、論文の書き方など厳しくも温かいご指導を賜りました。本研究の大きなテーマであるひとり親家庭の住居という題材のきっかけをくださり、本論文をまとめることができたのも先生のお陰です、心より感謝申し上げます。東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科小池孝子准教授には、研究の進め方、論文の構成、文章表現などにおいて根気強く適切かつ丁寧なご指導とご助言を賜り、心より感謝申し上げます。

本研究では、自治体の調査においては各区市のご担当者様に多大なご協力を賜りました。母子生活支援施設の調査においては、施設長をはじめとした現職員並びに元職員の皆様、入所世帯並びに退所世帯の皆様に多大なご協力を賜りました。豊島区の調査においては、豊島区居住支援協議会事務局並びに関係者の皆様、豊島区住宅課の皆様、また調査対象地域の町会長様をはじめとした町内会理事、地域住民の皆様に多大なご協力を賜りました。早稲田大学政治経済学術院の定行泰甫先生には、共同研究会などでご助言を賜りました。お世話になったたくさんの方々に、心より感謝申し上げます。

日本女子大学定行研究室で出会った方々からは、研究を進めていくうえで多くの刺激や励ましをいただきました。博士課程の先輩である浅見美穂先生、大塚順子先生、江川紀美子先生、近藤ふみ氏、古賀繭子氏、青木賀津子氏、学術研究員の橋本彼路子先生には、温かい励ましやご助言をいただきました。博士課程の長谷川恵美氏、修士課程同期の藤井里咲氏、高橋さやか氏、修士課程後輩の山侑子氏、坂沙恵氏、一色紗綾氏、八戸莉代氏、柘植美結氏には、研究室の仲間として多くの励ましやご協力をいただきました。また、共に調査に足を運んでくれた定行研究室の卒論生、仕事の合間に励ましてくださった人間生活学研究科事務員の志満津好美氏、そして研究を進めるにあたりご支援、ご協力をいただきながら、ここにお名前を記すことができなかつた多くの方々に、心より感謝申し上げます。

最後に私事になりますが、修士課程に入学後すぐに兄が29歳の若さで天国へと旅立ち、元々母子家庭であったことから母親と二人になり、研究どころではない日々が続きました。様々な現実を受け入れなければならない日々で精神面を保つことが最も難しく、悩み苦しみながらの研究生活でした。そのような中で、全てを理解し受け入れて結婚してくれた主人の存在が本当に大きく、毎日の生活の支えと研究生活の協力をいただいたことに心より感謝します。また、将来研究者になることを志していた兄の分まで貫くことを決心してから、

無事に本論文をまとめることができたのは、遠くから兄が見守ってくれたからだ信じ、兄に心より感謝します。そして、母は私の学部時代に母子家庭ながら連日働いて私立大学に入学させてくれて、その時があったからこそ修士課程、博士課程へと進んだ現在があります。大変な状況の中で今日に至るきっかけを与えてくれた母に、心より感謝します。

2019年3月 金指 有里佳